

DB
1803
2001
H9

戦後日中台関係とその政治力学

—台湾をめぐる国際関係—

2001年

筑波大学大学院 国際政治経済学研究科

清水麗

寄贈
清水麗氏

02066783

目 次

序章 問題の所在 (1)
第1節 「台湾外交」の起源としての1960年代台湾の政治力学(1)
1、70年代初期の「台湾外交」とその起源 1
2、日中・日華関係の中の台湾と日中台関係 7
第2節 仮説と分析の方法 (12)
1、仮説の提示12
2、分析の方法15
第3節 論文の構成 (19)
第1章 先行研究とその課題 (22)
第1節 台湾の中華民国外交と内政の関わり (22)
1、対外危機と政権の正統性22
2、中国の文脈における「正統性」25
第2節 外交と指導者の威信 (29)
1、台湾移転後の蒋介石の権力再編29
2、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石とその外交32
第3節 60年代までの政治力学 (39)
1、「一つの中国」について39
2、蒋介石と蒋経国42
第4節 事例としての日中台関係(44)
1、1972年の日中台関係の変動への視角44
2、日中国交樹立をめぐる政治過程の特徴とその研究課題47
第5節 小結(53)

第2章 中国代表権問題と米台関係—「現状維持」と中国正統性の相剋	…(55)
第1節 米台関係と中国代表権問題	……………(55)
1、「現状維持」と対米関係におけるジレンマ	……………55
2、1950年代中国代表権問題	……………64
第2節 ケネディ政権と「二つの中国」論	……………(71)
1、重要事項指定方式への転換	……………71
2、モンゴル国連加盟問題	……………80
第3節 蒋介石の決断—政策転換と葉公超駐米大使の辞任	……………(84)
1、米國務省と中華民国外交部の確執	……………84
2、蒋介石の面子と政策転換	……………87
第4節 小結	……………(93)
第3章 1960年代の日中台関係	……………(95)
第1節 1960年代前半の日中台関係	……………(96)
1、日本における「二つの中国」論	……………96
2、ビニロン・プラント問題	……………99
第2節 「第二次吉田書簡」と池田の「二重外交」	……………(101)
1、「中共対策要綱」と「吉田書簡(4・4)」	……………101
2、ビニロン・プラント問題の展開と「吉田書簡(5・7)」	……………106
3、日台経済関係と台湾の対日政策	……………108
4、「第二次吉田書簡」と1960年代後半の日中台関係	……………110
第3節 小結	……………(114)
第4章 中華民国の国連脱退とその衝撃	……………(116)
第1節 台湾問題と国連における米国の影響力の変容	……………(116)
1、1960年代の中国代表権問題	……………116
2、中華民国の国連脱退をめぐる政治過程	……………120
第2節 国連脱退後の台湾の対外政策	……………(131)
1、国連脱退の衝撃	……………131
2、経済政策にみる対外政策の変動	……………135

3、ニクソン訪中と台湾の対外政策の動揺	137
第3節 外交と内政における「漢賊不両立」原則	(144)
1、「二つの中国」と「現状維持」	144
2、統治エリートにおける正統性と権力継承	145
第4節 小結	(146)
第5章 日台断交から日台実務関係の形成へ	(148)
第1節 断交前史としての日中国交樹立	(148)
1、関係改善への争点	148
2、日中国交樹立過程における台湾問題の処理	151
第2節 日台断交	(154)
1、台湾の対日強硬姿勢	154
2、米国への期待と日米首脳会談	161
3、大平外相の対台湾外交―「別れの外交」	164
4、椎名特使の訪台をめぐって	168
5、台湾の対日断交宣言	177
第3節 日台実務関係の構築	(179)
1、対日経済政策	179
2、日台交渉チャンネルの変動と親台派議員	187
3、断交後の日台実務関係維持機構の設立	192
第4節 小結	(196)
第6章 外交関係なき「外交」交渉	(199)
第1節 航空路問題の外交問題化	(199)
1、「一つの中国」論と日中台関係	199
2、問題の政治化	202
第2節 航空路断絶の政治過程	(205)
1、台湾国内政治における位置づけ	205
2、大平外相の誤算	211

第3節 日台関係の転換点としての航空路再開	(214)
1、台湾側の姿勢－復航への条件	214
2、復航決定への「外交」交渉	217
第4節 日本における中台外交闘争と蔣経国の「実質外交」	(223)
1、日台間の「外交」交渉チャネルの拡充と限界	223
2、日本における中台外交合戦	225
第5節 小結	(227)
終章 国際的孤立と台湾外交	(230)
第1節 中華民国外交と内政	(230)
1、中華民国外交の行動準則	230
2、60年代における可能性の消失	231
3、70年代初期の国際的孤立化	236
第2節 台湾外交の起源	(237)
1、権力の移行と政策転換の模索	237
2、過渡期の台湾外交	239
第3節 日中台関係と日本	(242)
1、日華・日台関係の二重性	242
2、再生産される問題状況のなかで	243
あとがき	(247)
参考文献目録	(248)
謝辞	

序章 問題の所在

第1節 「台湾外交」の起源としての1960年代台湾の政治力学

1、70年代初期の「台湾外交」とその起源

1970年代初期の台湾の中華民国政府の国連脱退、日本をはじめとする各国との相次ぐ断交という所謂台湾の「孤立化」とよばれる現象は、台湾の選択ではなく、60年代までに形成されていた台湾をめぐる政治力学の一つの帰結であった。本論文は、このような観点に基づき、台湾の国際的孤立化の要因を短期的、長期的視点から分析し、台湾移転後の中華民国政府の外交が、60年代から70年代の孤立化を経るなかで「台湾外交」へと変容を始めるに至るまでの過程を考察している。

ところで、台湾政治外交に関わる用語については、従来の研究において、厳密な表記がなされていないという状況がある。それは、現実には、台湾という存在をどのように表現するのかという困難と関係している。たとえば、台湾の政治主体については、「中華民国政府」「国民政府」「国民党政権」「台湾政府」などの様々な名称により表現されてきた。「国民政府」は、通称「国府」としても用いられてきた用語であるが、これは歴史的に言えば、48年に全国的規模で実施された選挙に基づき召集された議会において、中華民国憲法が制定され「中華民国政府」へと正式名称は変更されている。しかし、後述するように中国共産党ら一部勢力はこの選挙に参加せず、全国的規模の選挙とはいっても実質的には中国国民党による選挙の結果として中国国民党政権が誕生し、その後49年に政権は台湾へと移転した。このため、48年の中華民国政府の成立による全中国を代表する統一された中央政府の出現という言説に疑問を呈する立場もあり、従来そのまま国民政府、国民党政府などの用語も用いられている。

さらに、49年に中国大陸から台湾へと移転した後の中華民国政府をどのように呼称するかという問題については、その政府自身が「中国を代表する唯一の合法政府」との立場をとり、さらに現実の国内外の政治状況と連動して一層複雑なものとなっていた。実効支配する領域から言えば、その政府は「台湾政府」であったが、歴史的な観点および政府自身の主張によれば、

「中華民国政府」という性格を有していた。本論文では、49年以降台湾に移転した後、引き続き全中国を代表する政府としての国際的地位を維持していた時期については、中国大陸時代の中華民国と区別するために、主に「台湾の中華民国政府」の語を用いる。また、「台湾政府」を用いる場合にも、実質的には大きな意味の差を付与していない。

さて、1970年代初期の台湾の国際的な孤立化は、政府の国際的な威信や国内的な権威・正統性という意味において大きな打撃となったが、台湾の中華民国政府は、「中華民国」という枠を取り外すことをしなかった。しかし、その中華民国という外枠のなかで、外交関係なき各国との関係を実質的に構築していく過程において、台湾としての行動準則を形成し始めたように見える。台湾の中華民国政府が、国内政治において政治的自由化を進め、その結果として「台湾化」がもたらされていく過程については、後述するように井尻秀憲を含めた多くの台湾研究者が明らかにしてきたことであった。80年代半ば以降、国内体制改革を通して台湾としての国際社会における存在のあり方を拡充していった時、それと同時に展開された外交は、それ以前に積み上げられてきていた台湾外交としての具体的内実と存在様式に基づいていたのである。

「台湾問題の再浮上」¹とは、その台湾が中華民国の歴史を包み込みながら、あるいはそれと摩擦を起こしながら、台湾という政治主体の具体的内実を有するに至った結果であった。

この「台湾問題の再浮上」は、冷戦後の東アジアにおける国際関係の中で展開されてきたものである。そして、冷戦後の国際関係がどのように規定される時代であるのかについては、様々な見解が提出されてきたが²、ケネス・ウォルツに (Kenneth Waltz) 代表される構造的リアリストの議論にしても、フランシス・フクヤマ (Francis Fukuyama) の「歴史の終焉」に見られる議論においても、最終的には「ポスト冷戦」に具体的な時代規定を与えることができなかった。しかし、その不確定な時代のなかで再浮上してきた台湾の存在は、民主化された国民党

¹ 井尻秀憲「冷戦後のアジアと中台関係」『東亜』(1993年12月)、13ページ、井尻秀憲『中台危機の構造』(勁草書房、1997年)、13ページ。

² 鴨武彦(田中孝彦訳)「基調講演：グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム—21世紀の役割を模索するアジア」『国際政治』114号(1997年3月)、2—6ページ、Samuel P Huntington, “The Crash of Civilization?” *Foreign Affairs* (Summer 1993), 井尻秀憲『台湾経験と冷戦後のアジア』(勁草書房、1993年)他。

家としての道を歩むのか、あるいはまた国民国家の終焉を迎えて新しい国際主体としての先取的な存在となるのかという問題としても再浮上してきたわけである。

例えば、スタンレイ・ホフマン (Stanley Hoffmann) は、まず伝統的な存在である国家は、冷戦後の複雑化した国際システムにおいて噴出して来る多様な問題に対応しあぐねていると指摘し、大きく広がりを見せている国家の分裂という現象の領域における問題については、常に国家の存在を前提とする国際関係の一般理論では分析できないと主張していた³。したがって、伝統的な概念や国家の役割は、再定義が必要であるというのである。

一方、国民国家の問題を解決するために国際的なルールや機構が必要だとするリベラリズムの見解をとびこえ、国民国家の終焉を主張し、近代国際システム登場以前の過去へ回帰するとのビジョンが、アンニマリ・スローター (Anne-Marie Slaughter) によって提起された⁴。そして、この「新中世主義」の議論は、田中明彦の『新しい「中世」—21世紀の世界システム』を中心として、日本でも展開された。田中は、「国民国家の終焉」とまでは明言しないが、「新しい中世」の特徴をもつ第一圏域においては「民主主義の平和」が実現され、国家という枠組みとナショナリズムが結びつく可能性はほとんどないとの見通しを示した⁵。

その議論のなかで東アジアは、「新しい中世」へと向かう動きと近代を代表する動きが全面的に対決している舞台とされ、この地域における三つの問題群（領土問題、中国・朝鮮半島の分裂、軍拡競争の危険）はきわめて近代的な問題であると指摘されている⁶。例えば、中台統一及び韓国・北朝鮮の統一が民族の統一という観点からのみ語られるとすれば、「これは国民国家を理想とするきわめて近代的な問題設定の仕方」であるという⁷。確かに、台湾問題は、中国の近代国家建設という「近代的」性格を多分に含んでおり、田中の指摘するように「近代的」問題設定と思考のもとでは解決の糸口を見出すことさえ困難である。

³ スタンレイ・ホフマン、マイケル・スミス「伝統的国家観の崩壊を前に」『外交フォーラム』（1996年8月号）、7-9ページ。

⁴ Anne-Marie Slaughter, "The Real New World Order," *Foreign Affairs* (September/October 1997), p.183 (邦訳「トランスガバメンタリズム」『中央公論』1997年12月号、396ページ)。

⁵ 田中明彦『新しい「中世」—21世紀世界システム』（日本経済新聞社、1996年）、196-200ページ。

⁶ 同上、217ページ。

しかし、戦後の中台関係及び台湾問題は、近代国民国家建設をめぐる中国の内政問題としてのみ展開してきたのではない。それは、米国・日本を含めた東アジアの国際関係において、不断に現状の固定化が図られ、現状維持が再生産されてきた結果として存在している。したがって、台湾問題の解決は、単に中国が問題の設定及び思考を変更するかどうか、すなわち台湾の独立を容認するかどうかに依存するとの見解は、問題が未解決となっている責任を中国に一方的に帰することになる。中国の立場および政策は、いわば台湾問題をめぐる一側面に過ぎず、日米中台それぞれは、すでに台湾問題のなかに各状況における様々な問題を投げ込んでしまっているのである。

そこで、台湾問題とこの問題が未解決のまま存在してきた時間という要素に立ち帰ってみよう。従来、台湾問題は、解決されるべき問題であった。そして、その解決を妨げる原因の解明こそが、台湾問題の分析における中心的課題となってきたのである。しかし、逆に問題の未解決、結論の非決定によって創出されてきた時間は、この問題にどんな意味を与えているであろうか。すなわち、暴力という直接的な方法による解決を避け、中台間に何らかの関係が「制度化」されることを可能にする時間が創出されてきた過程への再評価である⁸。それは、高坂正堯が指摘するように、「黒白をつけようとする状況が悪化するなら、その奇妙な状況を続け、中国人自身がなんらかの新しいフォーミュラ（方式）を作るまで待つしかない」という問題状況における政治と時間の問題である⁹。

現状維持による時間の創出と台湾問題を考える際に、次に二点が重要となる。第一に、時間的、空間的、概念的な「中間領域」についてである。それは、紛争の範囲を限定し、局地化することが可能な「半公半私」の時間的及び空間的「緩衝」システムとして存在し¹⁰、対立する二項や異質な要素のなかで暫定的な了解や流動的な共通項を見出し、共生を可能にする「間」

⁷ 同上、230 ページ。

⁸ 永井陽之助は、ベトナム戦争のような非対称紛争においては、敵がやがて疲れて撤退し「熟柿が落ちる」のを待つという「時熟の戦略」がその根本となると指摘し、またウエストファリア体制における長い時間をかけて積み重ねられてきた慣行や制度など、「時間」の重要性に注目する。永井陽之助『時間の政治学』（中央公論社、1979年）参照。

⁹ 高坂正堯『平和と危機の構図—ポストと冷戦の国際政治』（NHK出版、1995年）、340 ページ。

のようなものである¹¹。

第二に、その中間領域を作り出すために必要なものは、「自己主張と自制、協力と自立性とをしまったものの間のバランス感覚」であり、「それが与える外交の限界の認識」である¹²。それは、ある問題なり課題について、それが「普遍的領域」と「聖域」と「中間領域」の三領域¹³のどの性質のものと規定するののかという問題設定をも含め、経験豊富な外交官が有する可能な妥結点を見出す能力と「わざ」である。すなわち、現状を絶えず再生産し続けてきたことの結果として見出される現状維持の本質は、「あいだ=現在」¹⁴を生成し続け、中間領域を時代ごとに異なる状況のなかで絶えず再規定し、再生産していくことにある。

したがって、49年以降の中台関係は、「統一」と「独立」という両極のあいだのなかで捉えられ、それを創出する現状維持の戦略には、時として統一か独立かという二元論的発想において矛盾する戦術を含むことになった。たとえば、台湾問題は、「公」つまり国際問題であるとする台湾と、「私」つまり国内問題であるとする中国は、基本的に相容れない立場をとるが、時に公とも私ともつかない半公半私の領域において、シンガポールにおける中台直接会談の実現のように暫定的な了解を見出すことが可能であった。また、米国の台湾海峡の防衛に関する政策や上海コミュニケにみる曖昧さ、原則重視と現実的妥協の両面をもつ外交、さらには日台間の半公半私の関係などは、それぞれが自らの立場に基づく解釈により処理することを可能にする中間領域のなかで成り立っていた。

こうした中間領域や半公半私の性質に注目する必要性は、台湾移転後の中華民国政府の外交が、蒋介石から蔣経国の時代を経るなかで、確固とした方向性をもっていたのかという問題に関わっている。それは、後述するように、台湾の民主化を主題とした多くの研究において、「台湾化」という方向性が明確に提示されていることに対する、本論文の問題提起である。すなわち、70年代初期の蔣経国時代の諸政策は、果たして明確に台湾化を志向したものであったのだ

¹⁰ 永井陽之助『時間の政治学』前掲、83—116 ページ。

¹¹ 黒川紀章『増補改訂版 共生の思想』（徳間書店、1991年）、95—231 ページ。

¹² 高坂正堯『古典外交の成熟と崩壊』（中央公論社、1978年）、347—349 ページ。

¹³ 同上。

ろうか。統一と独立という二つの方向性を明確にしつつ述べるとすれば、それは歴史の後知恵にほかならない。したがって、本論文では、台湾の公式な言説とは別に、実質的な方向性がある程度曖昧にされたまま短期的な対応の積み重ねの結果として現状維持がもたらされた過程に注目していく。そして、そうした実践過程のなかに、それ以前の蒋介石時代の外交とは一線を画される蔣経国時代の特徴、すなわちある種の現実的姿勢（pragmatism）が見出されていくことになる。

本論文では、「台湾外交」と「中華民国外交」という区別を重視している。70年代初期までの台湾の中華民国政府は、中国大陸時代からの歴史的な展開の延長線上で行動していた。そして、国共内戦の継続状況により正当化される台湾を含む「一つの中国」という立場のなかで、「中国を代表する唯一の合法政府」としての思考・行動様式に基づいていたことを重視し、これを「中華民国外交」と呼ぶ。これに対し「台湾外交」は、台湾の中華民国政府が国際的な孤立化を迎えて、外交領域において「中華民国」として存在することが困難となった後、「中華人民共和国の一部」という状況規定から脱却するために、外交空間において自立的な「台湾」としての存在を確保するために展開された外交活動を指す。

それら外交活動のうち、蔣経国時代の外交は、80年代末から展開された台湾の国際的認知を求め二重承認も辞さないとする「現実外交」（実務外交）とは区別され、「実質外交」と呼ばれている。その詳細については後述するが、実質外交は、各国と外交関係を有さない状態において、経済・貿易・文化などの実質的な関係を維持していくものであり、明確に台湾外交への変化を意図するものではなかった。厳密な意味で台湾外交と呼びうるのは、「台湾」としての国際的認知を求め、二重承認さえも辞さないという李登輝時代の外交活動である。その意味では、蔣経国時代の外交は、いわば中華民国外交から台湾外交への過渡的性格を有するものであった。

¹⁴ 木村敏『時間と自己』（中央公論社、1982年）、32—62ページ。

2、日中・日華関係の中の台湾と日中台関係

中国が「一つの中国」を主張している以上、1972年の日中国交樹立は、台湾を切り捨てるかたちで実現されざるを得なかった。そうした考え方は、日本において依然として強くある。日華平和条約における吉田茂首相の決断、それは台湾にある中華民国政府との関係の選択であり、その決断がその後の20年間にわたる日中関係の大枠を決定したことは、戦後の日中関係史を語る基本的な出発点である¹⁵。

しかし、戦後50数年、72年の日中国交樹立から数えても30年の月日を経た日中関係は、より大きな東アジアの国際政治の文脈において判断し、かつ選択せざるを得なかった「吉田の決断」¹⁶によって規定された日華及び日中関係の20年の歩みを72年の転換によって清算し、「不正常的」関係を終わらせたといえるのであろうか。むしろ、日中台関係という意味においては、吉田の決断は50数年の大枠を規定してきたものであった。そうした国際政治の文脈における吉田の選択は、「中国か、台湾か」という二者択一的姿勢の象徴となったが、その実質的な日本の立場は、まさに中国と台湾それぞれとの関係をどのように構築するのかという課題の模索であった。

吉田の決断による台湾の選択と72年の田中の決断による中国の選択という二者択一の図式は、その過程における様々な試みを捨象してしまう。それは、ある結果に至るプロセスにおいて現実化することのなかった他の可能性を考慮することなく取捨してしまう危険性であり¹⁷、現実化した可能性が唯一実現可能な選択肢であり必然的結果であっても、それが必ずしも意図された結果であるとは言い切れないと指摘される分析上の困難に関わっている¹⁸。

最後まで立場を譲らなかった中国政府の主張が最終的に実現をしたとしても、実現せずして消え去った日本外交の選択肢（可能性）は存在していた。その消え去った可能性は、長引く交

¹⁵ 田中明彦『日中関係 1945-1990』（東京大学出版会、1991年）、35-42ページ。

¹⁶ 戦後日本の中国政策における国際文脈の重要性を指摘する主な研究としては、田中明彦『日中関係』前掲、添谷芳秀『日本外交と中国』（慶應通信、1995年）、陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）他。

¹⁷ 升味準之輔『昭和天皇とその時代』（山川出版社、1998年）、377ページ。

¹⁸ 篠原一・永井陽之助『現代政治学入門[第2版]』（有斐閣、1984年）、20-21ページ。

渉のなかで、どちらの主張が実現可能な状況が出現するのか、そしてその状況の出現まで忍耐強くもちこたえうるのか、あるいは時間をかけた対話のなかで「外交の限界」の認識へといかにして至るのかという、時間とタイミングの契機をともなった駆け引きの中に見出されるものであろう。その闘いは、中国政府が台湾問題に関する日本への主張に対してどの程度まで妥協するのか、日本の立場が実現されるに必要な時間をいかに作り出すのかという、長期にわたる外交のなかで、いくつかの選択肢が実現可能性を失っていき、あるいはまた新しい状況の出現とともに新たな選択肢として再浮上してくるという「時間との闘い」でもあった。

本論文では、日中台関係の一側面を表す視角として、日本における中台外交闘争を取りあげる。それは、各国または国際レベルにおいて展開されている中台外交闘争の一つの事例である。中台関係は、中台二者間での直接的な闘争や対話と同時に、むしろより重要な側面として、日本や他の国における中台外交闘争、国際組織での闘いとして展開されている。そして、そこでの日本の対応が、逆に中台関係に影響を与えるという相互関係である。日本の場合、台湾の中華民国政府との日華平和条約締結に始まり、72年の日中国交樹立を経て今日に到るまで、「一つの中国」とその正統政府という次元の中台の争いに巻き込まれざるを得なかった。

そうした中台関係と日本との相互関係は、政府承認のようなかたちで公式の関係はないにしても、一つの国としての待遇や扱いに近いものとして実質的な関係が形成されることによって、台湾に国家としての存在の内実が付与されうるという意味で、非常に政治的な問題である。それは、二つの意味で政治的であった。一つには、「一つの中国」原則という観点から、日本が中国と台湾に対して「二つの中国」アプローチをとっているとして問題化されてきたものである。そして、もう一つの意味では、外交関係断絶後の日本と台湾の実質関係が、台湾の中華民国に対して「台湾」としての内実を外交的側面から付与することとなった。すなわち、日本が、72年以降半公半私という次元において「台湾大」¹⁹としての台湾との実質関係を構築したこと

¹⁹ 「台湾大」という言葉の使い方については、若林正文『台湾—分裂国家と民主化』（東京大学出版会、1992年）、及び若林正文「台湾をめぐる二つのナショナリズム—アジアにおける地域と民族」平野健一郎編『講座現代アジア4 地域システムと国際関係』（東京大学出版会、1994年）参照。

を一例として形成された国際的なネットワークは、後に李登輝の現実外交として「台湾外交」が展開されていくことを可能にする基盤となるのである。

この後者の点は、国家の行動準則の形成という意味において、「国家として行動する」ことと「国家としてあること」の相互作用として捉えることが可能であろう。また、行動準則という点については、「現状維持の再生産」との関わりにおいてより重要である。すなわち、中台関係は、台湾海峡の危機が幾度かあったにせよ、結果として大きな戦争へと至ることなく、現状維持として一種の均衡が存続してきた。無意識的にせよ台湾問題をめぐる一種の行動準則が形成されてくることによって、絶えず再生産され続ける現状維持という均衡状態が成り立つと考えれば、日中台関係における台湾問題をめぐる外交は、すでに多くの意識的あるいは無意識な取り組みが積み上げられてきたものとして検討される時期にきている。それは、「権力闘争に対処しながら、その対処のしかたにおいて、国家の行動準則を形成する方向に動くことが必要である」と高坂正堯が指摘するとおり²⁰、今後の日中台関係の展開を見通す上でも必要となろう。

しかし、日中国交樹立及び日台断交から30年近くの歳月を経ても、中国と台湾に対する日本の認識が旧態依然として根強く思考を拘束しているという状況も見出せる。その一例としては、日本の台湾との実務関係維持機構の関係者や外務省のなかには、依然として「日本が台湾に何をしているか」といったことは、積極的に宣伝したり研究資料を提示していくようなことではない。それは、中国にとっては面白いことではないから」といった思考様式が存在している。それは、まさに日本と中国・台湾それぞれとの関係に関し、中国と台湾の二者択一のゼロ・サム的な性質の問題と捉えるという、これまで日本外交を拘束してきた思考様式であった。

『台湾経験と冷戦後のアジア』において、蔣経国晩年から李登輝時代の「台湾経験」の重要性を主張してきた井尻秀憲は、その続編である『中台危機の構造』において、次のように述べている。すなわち、そこでは「冷戦後の北東アジアと二十一世紀に向けてアジア太平洋の今後

²⁰ 高坂正堯『国際政治—恐怖と希望』（中央公論社、1966年）前掲、201ページ。

を考えるにあたって、中台関係が単に中国のいう『内政問題』ではなく、中台相互の関係が双方の内部事情にフィードバックし、同時にそれが北東アジアひいてはアジア太平洋地域の情勢にもかかわる有機的な総体としての『国際問題』であることを理解しなければならない」と提言している²¹。

そうした「『現実』に合わせた認識と対応策の必要性」²²は、97年末に行われた李登輝総統のインタビューにおいて、次のようなことが明らかにされていることを考え合わせるとき、一層喚起されざるを得ない。すなわち、李登輝総統は、第2回辜・汪会談が96年の李登輝訪米決定後に中止されたことについて、次のように述べていたのである²³。

中国の反応も奇妙だった。私の訪米の方針自体は中国側もかなり前から知っており、実際の訪米のすぐ前、私にもうアメリカ入国査証が出た後に中国の唐樹備秘書長が台湾を訪問したのです。その際、唐氏は私の訪米について『別に構わない』と述べていたのです。

ところが北京政府はその直後から急転して私への攻撃、訪米への攻撃を激しく開始した。これは当初の反応とは違うぞ、とびっくりしたわけです。

すなわち、中国の対台湾政策関係者の高いレベルから、訪米についての了解をとっていたことを明らかにしたのであった。密使派遣の動きを含めた諸事実が明らかにされてみると²⁴、中台関係は単に対立や競争などの表面的な動きとは異なる、一層複雑なダイナミズムをもって動いており、日本外交としてもこの問題への理解をより一層深めることなしには、対応を検討していくことはできなくなっている。

²¹ 井尻秀憲編著『中台危機の構造—台湾海峡クライシスの意味するもの』（勁草書房、1997年）、224ページ。

²² 同上、14ページ。

²³ 「〈台湾・李登輝総統会見記〉 わが台湾、わが人生」『正論』（1998年3月号）、129ページおよび、『産経新聞』（1997年12月19日）。

²⁴ 密使の派遣については、『中國時報』、<http://forums.chinatimes.com.tw/special/secret/main.htm>、『中央公論』（2000年12月号）など参照。

日本における台湾問題については、冷戦後のアジアにおける台湾問題の再浮上の意味との関係で、「72年のニクソン訪中による米中接近と日中国交（日台断交）、さらには79年の米中国交樹立によって、それまで戦後一貫して重要な課題であり続けた『台湾問題』は、この時以来アジアの国際関係における『マイナー』な 이슈 に転化し、それはその後二十年余の時間的経過のなかで、一般には『中国問題の一部』としての見方が定着しつつあった」と指摘されている²⁵。従来の台湾に関する問題は、72年以降特に日中友好関係が順調に進展しない原因として、あるいは日中間の歴史的に未解決の争点として取り上げられることが多かった。

たとえば、本論文で明らかにするように、日台断交というテーマは、日中国交樹立の裏側で単に付随して起きた副次的な事件ではない。むしろ、日中国交樹立過程におけるメインテーマの一つとしての重要性を有していたが、これまでそうした観点からの分析は十分に行われてこなかった。この歴史的な事件をめぐる台湾の中華民国政府の対応を明らかにすることによって、日中台関係における台湾問題の再検討を行う一助となるであろう。

日本と台湾との関係について本論文では、一般的な使い方としての「日台関係」の語を用いるが、中国を代表する政府としての中華民国政府と日本との72年以前の関係を表す語としては、特に「日華関係」を用いる。一方、「日中関係」は、日本と中華人民共和国との間の正式な外交関係の有無を問わず、中国大陸と日本との関係全般を指す。したがって、日本にとって「台湾問題」は、まず「日華関係」として存在し、そして72年の日中国交樹立により「日中関係の中の台湾」へと変化した。しかし、本論文で明らかにするように、台湾問題は72年の変化を経ても完全には「日中の中の台湾」とはならず、実質的に「日中台関係」として展開していくこととなった。この日中台関係とは、日中、日台、そして中台を含む関係であり、また中台関係における日本、および中台のそれぞれの政府と日本との関係を捉えるための視角でもある。

そして、複雑に展開している日中台関係を検討することによって、日本の政・財・学各界の一部に依然として存在している戦争という歴史問題に起因する日本の中国に対しての贖罪意識

²⁵ 井尻秀憲編著『中台危機の構造』前掲、13ページ。

や、台湾への道義論などの「紋切り型」²⁶の議論、すなわち日中友好関係を目指して展開する「一つの中国」をめぐる悪循環としての日中台関係からの脱却を図るためにも有効であろう。友好関係は結果として生じるものであるが、それを目的および行動規範とするところに、悪循環と問題の再生産をしてしまう鍵があるのである。

第2節 仮説と分析の方法

1、仮説の提示

本論文は、第一に、60年代の台湾政治力学の一つの帰結として、70年代初期の「台湾の国際的な孤立化」が何故生じたのか、そして第二に、そうした70年代初期の孤立化が「中華民国外交」から「台湾外交」への変容の起点となった、という二つの論点を仮説として提示する。

仮説の第一の課題については、冒頭で掲げたように、70年代初期の台湾の国際的孤立化は本質的には台湾の選択ではなかった。むしろ、60年代末までに形成された台湾をめぐる政治力学の一つの帰結として、「台湾としての国際的生き残り」をどのようなかたちでも実現不可能な状況を創出したと仮定する。ここでの台湾をめぐる政治力学とは、米国、日本、中華民国政府により展開された台湾をめぐる相互作用を指し、特に次の二つの側面を表している。

第一の側面として、台湾移転後の中華民国政府の外交は、対米協調という現実的要請と、指導者の権威及び体制の正当性を保つための原則堅持の必要性との間におけるジレンマを抱えていたことが挙げられる。第1章において述べるように、国共内戦に敗北し台湾へと移転してきた国民党政権は、蒋介石をリーダーとして体制の建て直しを図った。したがって、台湾移転後の蒋介石は、第一に「光復大陸」（大陸への帰還）のリーダーとして存在することになる。「光

²⁶ 長谷正人『悪循環の現象学—「行為の意図せざる結果」をめぐる』(ハーベスト社、1991年)では、抜け出そうとする行為の意図せざる結果によって、その状態の悪循環が起きることを指摘する。近代の社会は脱制度化した「不器用な」社会であるだけでなく、「器用さ」を求めるとますます「不器用」になるという悪循環のなかに閉じ込められているという。また、ポール・ワツラウィックの一連の研究では、ある状態を避けようとする行為のために、逆にその状態が固定化され悪循環されている構造を指摘する。詳細は、Paul Watzlawick, *The Situation Is Hopeless, But Not Serious: The Pursuit of Unhappiness*, Norton, 1983 (長谷川啓三訳『希望の心理学』(法政大学出版局、1987年))、浅田彰『ダブル・バインドを超えて』(南想社、1985年)、浅田彰『構造と力』(勁草書房、1983年)等を参照。

復大陸」のリーダーとしての蒋介石の権威は、現状維持を求める米国の政策との間で確執を生むことになるが、その一方で米国との協調関係は台湾にとって不可欠なものであった。したがって、蒋介石は、大きなジレンマの中でその両方を成り立たせるために、表面上の原則堅持と、実質的な妥協とが必要となったのである。これこそが、台湾移転後の中華民国の国際的地位を支え、かつ台湾において支配を確立するに十分な米国の援助を獲得することに成功した中華民国外交の本質であった。

しかし、この実質面における現実的妥協によって引き起こされたことは、時間の経過という要因も加わり、台湾の政治権力者たちのなかにおける「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石の威信低下であった。この威信の低下は、外交における一層の原則重視を生み、妥協の余地を狭めていくこととなる。また、この実質的次元における妥協を可能としたものは、中国大陸時代に培われていた中華民国外交としての外交のわざであり、またそれを実際に可能とする外交官の存在と役割であった。

第二の側面として、60年代において米国と日本がそれぞれに取り組んだ「二つの中国」もしくは「一つの中国、一つの台湾」に関わる模索に対し、中華民国政府は徹底的に拒絶することによって対応した。しかし、第一の側面と重なるが、実際には象徴的次元における原則外交と実質的次元における現実的妥協という二元外交が必要となったのである。すなわち、一方では、「二つの中国」に関わることに對しては、象徴的イメージとして原則外交を断固とした強硬外交として展開し、実際には日本との関係を維持するために、個人的ではあるが高次のチャネルを構築することによって、日本政府への間接的な圧力を作り出した。これは60年代の日華関係において効果的に機能した。すなわち、中国との関係改善を模索する日本に対しては、中華民国政府の外交原則からすれば友好関係を維持することが困難となっていくが、高次の個人的チャネルにより友好関係を象徴させることによって、日本との関係は維持されたのである。しかしながら、この構造は、70年代に入ってから日本の対中政策の急転換を可能にする要因ともなった。

次に、仮説の第二の課題については、60年代の幾つかの可能性の消失を背景として、台湾の

国際的孤立化へと帰結した状況において、蔣経国率いる中華民国政府が、経済・文化交流の維持だけでなく、「外交関係なき『外交』交渉」を通じて、外交領域における政治的な存在としてのあり方を確保した。それは、原則上中華民国の名を下ろすことなく、外交空間における台湾としての存在を実質的に積み上げていくことになり、いわば中華民国外交から台湾外交へと変容していく起点となったということの意味する。

台湾外交への変容の起点となったのは、国際的孤立化への対応として、経済を中心に実質関係を拡大し、そしてまた関係構築の対象国を拡大したことにあつた。しかし、現実として外交空間において中台外交闘争が繰り広げられる場合には、中華民国政府の原則との確執が生じてくる。そこにおける蔣経国時代の外交の本質は、この外交闘争において、実質的な孤立化を回避し、闘争のなかで活動空間を確保したという点であつた。この点が、単に民間の文化・経済交流としてあるのではなく、半官半民の機構の設立を含む実質的な準政府関係をもつ半公半私の関係としての実質関係にとって重要な側面であつた。

そして、台湾外交の起点としての外交政策の変化をもたらしたものは、何であつたのか。その政策の変化は、当時の文脈においては、自立的な存在としての「台湾」を志向するというものではなく、むしろ長期的な中国共産党との闘いの一環として位置づけられ、中国共産党による台湾の孤立化戦略への外交闘争のなかに見出しうるものではないか、というのが本論文の立場である。いわば新しい発想への転換ではなく、古い発想のなかで中華民国の枠を残したままでの政策の変化には、その当時時点において二つの可能性が潜在していたと言えよう。すなわち、中華民国としての将来の道を残すか、あるいは台湾として独立した存在となるかという二つの可能性である。そして、将来の方向性を実現可能なものとして提示し得ない状況のなかで、二つの可能性のいずれかを選択したというよりも、まず中国とは別の存在としての実質的な関係を拡大していこうとする道であつた。したがって、それは、「台湾化」への舵をきったと言えるほどの方向性と意図をもった政策ではなかつたように思われる。

2、分析の方法

第1章において、先行研究との関連からこれら仮説についてはより詳細に述べることにするが、ここでは、分析レベルとの関係から、分析の方法について整理しておきたい。

本論文における分析は、中華民国政府の外交において、対米関係という国際政治レベルの要因とリーダーの権威や政権の正統性という国内レベルの要因という二つのレベルに関わっている。この国内政治と国際政治の連関という面については、K・ウォルツが提示した第三イメージにおけるシステムレベルの優位性説に対し、ピーター・グービッチ (Peter Gourevitch) の研究では、国際レベル (国際関係論) と国内レベル (比較政治学) の双方における研究を吸収するかたちで相互関係を分析する視点を提示しようとしていた²⁷。グービッチは、国内政治に対する国際システムのインパクトとして、「国際的国家システム」 (International state system) における「パワーの分配=戦争」と「国際経済における位置づけ=貿易」が、国内体制 (レジームタイプと連合形態) の性質に影響を及ぼしてきたとする。しかし、その一方で、外交政策が結局どのように決定されるのかと問いなおした時、カッツェンスタイン (Peter J. Katzenstein) が強調したような静態的な意味における「構造」だけでは、同じような構造をもつ国家がなぜ異なる政策選択をするのかという点を十分に説明できないとした。そこで、グービッチは、さらに国内政治において、①世界経済における国家の位置づけ、②政策に対して支持あるいは反対するグループ、③政策形成についての権力の所在、④政策を正統化する手段の4点を考慮すべきであるとする。したがって結論として、国際システムは国内政治の構造の結果であるばかりではなく、その原因でもあるとしたのである。

グービッチによって国際システムと国内政治の相互作用への関心が喚起されたが、その後実証的な研究としては国内的要因を重視する研究が多く出されてきた。リチャード・ローゼクランス (Richard Rosecrance) らは、アメリカ、イギリス、日本などの主要国の対外的な基本戦略

²⁷ Peter Gourevitch, "The Second Image Reversed: The International Sources of Domestic Politics," *International Organization*, Vol.32, No.4 (Autumn 1978).

を国内的な要因やアイデアに求め²⁸、ジャック・スナイダー (Jack Snyder) は、対外的な拡張政策が勢力均衡などの国際システム的な要因によって決まるのではなく、むしろ国内の政治体制や政治勢力の配置状況によって決定されると論じた²⁹。また、ブルース・ラセット (Bruce Russett) らは、民主主義体制をとる国同士は戦争を行わないとするカント以来の「民主主義の平和」(Republic Peace, Democratic Peace)の議論を展開し³⁰、ゴールドスタインとコヘインは、アイデアや社会的信条体系が対外政策にどのような影響を与えるか、またそれが政治・経済制度をどのように変容させるかを多くの分野に応用し始めていた³¹。

そうしたなかで、政策や交渉のレベルにおいて国内政治と国際政治が密接に結びついていることを改めて提示したのが、ロバート・パットナム (Robert Putnam) の 2 レベル・ゲームである³²。2 レベル・ゲームでは、交渉によって一定の合意を獲得しようとする場合、合意は交渉当事者のみならず、国内の諸集団にも受け入れ可能なものでなくてはならないという点を取り上げ、この二つの次元において受け入れ可能な範囲を求めて国際及び国内のそれぞれのレベルにおいてゲームが展開されるとの分析視角を提供した。その対外政策の選択とは、特定の制度的制約のもとで選択を変更する誘因をもたない状況を指し、その意味において国内レベルの政策選択において最適 (ウォルツのいう第二イメージ)、かつ国際的理由として最適 (第三イメージ)、すなわち 2 レベルにおいて最適であることを指していた。

さらにこのモデルは、政府の最高位者 (chief of government) に対し、国内政治における議題設定者としての特権を与え、最高位者が国内の多数派の支持を固めるための交渉と外国政府からの譲歩を引き出す交渉をしなければならないという意味で、「国際交渉と国内批准の両刃

²⁸ Richard Rosecrance and Arthur A. Stein, Eds. *The Domestic Bases of Grand Strategy*, (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1993).

²⁹ Jack Snyder, *Myths of Empire: Domestic Politics and International Ambition*, (Ithaca, New York: Cornell University Press, 1993).

³⁰ Bruce Russett, *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*, (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1993).

³¹ Judith Goldstein and Robert O. Keohane, Eds. *Ideas and Foreign Policy*, (Ithaca: Cornell University Press, 1993).

³² Robert Putnam and Nicholas Bayne, *Hanging Together Cooperation And Conflict In The Seven Power Summits*, rev. and enl. (Massachusetts: Harvard University Press, 1987). Robert Putnam, "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games," *International Organization*, No.42 (Summer 1988).

外交 (Double-edged Diplomacy) 」として概念化された³³。そして、それは対外政策の国内的起源を分析するための方法論上の困難をゲーム理論の成果を取り入れることによって克服しつつ³⁴、「外圧」と「内紛」の均衡点 (範囲) としての政策決定を実証的に分析することを通じて、国内政治と国際交渉においてどのような具体的な相互作用が見出せるかを検討する試みを行っていった。

このパットナムのモデルは、緩やかな分析枠組みとしては、多くの適用可能性を感じさせるものであったが、モデルによる様々な具体的事例における実証分析において導き出されてきた数々の命題は、かえって経験分析の適用範囲を限定せざるを得ない状況を生んだ。また、こうしたモデルを中国の対外政策の説明についても取り入れようとした試みが、趙全勝によって行われている³⁵。趙は、マクロレベルにおける国際環境からの制約は構造とシステムから説明し、国内的決定要因は社会と制度から説明されるとする一方、ミクロレベルにおいては、政策決定者個人に焦点を当てた分析を行おうとしたが、実証分析的にそのマクロ・ミクロレベルの相互作用を動的に描くまでには至っていない。外交と内政の結びつきと、その二つのレベル分析の必要性を提起することはそれほど困難ではないが、それを実証分析で行おうとするとき、中国の外交政策や 80 年代半ば以前の台湾の外交政策を対象とする場合は、政治体制の問題と資料的制約からいって依然として容易ではない。

本論文の事例では、いわば権威主義体制における政策決定者が、国際的レベルと国内的レベルにおける合意・権威・正統性の獲得において、「両刃」の状態に置かれているという点において、広義の意味ではパットナムの 2 レベルゲームの枠組みを緩やかに適用しうる可能性は残されている。しかし、本論文では、その適用可能性を十分に意識しながらも、主として次の理由から、このモデルを直接に適用した分析とはならなかった。

その理由は、第一に、準軍事独裁とも権威主義体制とも規定される民主化以前の台湾の政治

³³ Peter Evans, Harold K. Jacobson, and Robert Putnam, Eds. *Double-Edged Diplomacy: International Bargaining and Domestic Politics*, (Berkeley, CA: University of California Press, 1993).

³⁴ 石田淳 「国際政治理論の現在 (下)」 『国際問題』 (1997 年 7 月号) 参照。

³⁵ Zhao, Quan sheng, *Interpreting Chinese Foreign Policy: The Micro-macro Linkage Approach*, (Oxford:

体制において、強大な権力をもつ指導者とその周辺の権力者たちとの関係、さらに外交政策との関係を論じられるほどに、70年代以前の台湾国内政治についての研究はまだ進んでいないことが指摘されうる³⁶。そうした状況で、安易にモデルを適用しようとするれば、公的な発言と表面上の言説を主として分析することとなり、蒋介石という最高権力者が主導する外交の硬直性だけが強調される可能性が高いと考えられる。また、第二に、台湾の場合、外交と内政という二つの次元に対し、さらに正統性争いという内戦状況を一つの次元として加えることが重要であるからである。国共内戦における正統性争いという次元は、本質的に交渉による解決が困難な問題であり、そうした問題が外交の次元に結びついたことによる台湾外交の特殊性は、決定的に重要である。

そして、またすでに述べたように外交の二つの次元にも注目していく必要がある。しかし、中国、台湾の外交研究は、国内政治過程が不透明であることも原因となり、公的なまたは象徴的な次元の言説の解釈を中心とせざるを得なかった。そして、公的な言説の解釈をする分析枠組みとして、すでに多くの政治分析のモデルが活用されている³⁷。また、いかにして実質的次元の行動規範における論理へと近づいていくのか、あるいは中国、台湾の思考・行動様式の理解に向けていかにアプローチするのかという課題については、実体験として中国を鋭く感覚的に理解しうる戦前からの流れを受け継ぐ中国研究者、戦後の状況的制約のなかで外から中国を見る技術を高めてきた研究者、さらにその後の研究者との間に、世代間の大きな溝がある。

いかにして実質的次元における思考・行動様式への接近を試みるかという課題については依然として制約が大きい状況のなかで、一つの方法としては、中台関係や日台関係に対する中国の行動様式を探り、いわば裏側から日中関係における中国の政策を再解釈してみることであり

Oxford University Press, 1996).

³⁶ 台湾の戦後の国内政治体制の安定と変動について、派閥主義 (Factionalism) のアプローチを用いて分析した陳明通の『派系政治與臺灣政治變遷』(台北: 月旦出版社、1995年)が最も代表的な成果である。しかし、その成果を踏まえても、具体的な政策決定に派閥主義がどのような影響をもたらしたのかについて議論できる段階に到っているとは言えない。

³⁷ 主なものに、岡部達味『中国の対日政策』(東京大学出版会、1976年)、岡部達味編『中国外交—政策決定

う。そして、また、より政策決定にかかわる資料の発掘により、公的な言説と実質的な行動規範との相違を見出すことであろう。そうしてその資料がおかれていた文脈、その資料が作成され、またその言葉が述べられた文脈に迫ることによって、一見して非合理的にみられる行動や言説の主体が、どのような文脈のなかで意味をもっていたのかを提示していくことになる。

最後に、歴史上の一つ一つの決断、あるいは選択に到るまでの過程には、現実化するに到らなかった多くの選択肢、いわば可能性が含まれている。最終的に選択され現実化した可能性は、研究においては、通常積極的な理由付けとしてそれが実現した要因が分析されるものである。すなわち、多くの結果は必然的な結果であったと論じられるのであるが、実はそれはより大きな背景のなかでは、幾つもの可能性が消滅していった結果であるかもしれない。また、我々の今の現実を形成しているところの歴史的な出来事は、必然的な結果により実現してきたものであるとは限らず³⁸、最終的に消え去らずに残った結果に過ぎないのかもしれないのである。そうした観点から、本論文では、歴史記述というかたちで論を進める。それは、現実化しなかった、いわば失われた多くの可能性についての記憶を、出来事の過程を記述するなかでとり戻していこうとする試みである。

第3節 論文の構成

第1章では、仮説と関連する先行研究を整理しながら、主に中華民国政府の外交の特徴を整理する。それと同時に、本研究の主題が台湾の外交でありながら、その具体的な分析において日台関係の考察となっていることについて説明する。そして、日台関係の考察によって導かれる視角として日中台関係という視角の新しい意味を提示していく。

第2章「中国代表権問題と米台関係」では、台湾の中華民国政府が、「現状維持」と中国正統性争いを軸とする外交との間で抱えてきた深刻なジレンマについて考察する。そのジレンマ

の構造』（日本国際問題研究所、1983年）、他。

³⁸ マックス・ウェーバー（海老原明夫・中野敏男訳）『理解社会学のカテゴリー』（未来社、1990年）、26ページ、升味準之輔『昭和天皇とその時代』前掲、377ページ、篠原一・永井陽之助『現代政治学入門【第2版】』前掲、20-21ページ他参照。

は、1961年の国連における中国代表権問題とモンゴル国連加盟問題をめぐって、蒋介石と米国との間で顕在化したが、中華民国政府において、現状維持による台湾の確保、国際的な地位及び中国正統性の問題をめぐり、政府内においてどのような議論と政策決定、および外交における妥協がなされたのかを明らかにする。そして、この決断をめぐり引責辞任を迫られた葉公超という外交官の辞任が、象徴的に中華民国外交の重要な軸を喪失させたことを取り上げある。

第3章「1960年代の日中台関係」においては、「第二次吉田書簡」をめぐる60年代の日中台関係を取りあげる。ビニロン・プラント事件を契機に断交の危機へと陥った日華関係が再構築されていく過程において、台湾の中華民国政府は、「二つの中国」路線を強める日本との関係を、蒋介石と吉田茂との個人的な高次のチャンネルによって維持していったことを明らかにする。そして、その日華関係の構造が、70年代初期の日本の対中政策の転換にどのような影響を及ぼすことになるのかという問題を含めて考察する。

第4章「中華民国政府の国連脱退とその衝撃」においては、中華民国政府の国連脱退をめぐる政治過程を考察する。米国の対中政策変化に対して、中華民国政府は自ら国連からの脱退を選択したというよりも、むしろ別の選択肢を秘めながら、国連における表決の結果として国際的孤立を余儀なくされたことを明らかにする。それは、第2及び3章において述べるような台湾をめぐる諸情勢の一つの帰結として表れてきたものであった。そして、国連脱退後の台湾の対外政策について、ロシア、共産圏との関係模索を含めた対外政策の再検討が行われたことを明らかにする。

第5章「日台断交から日台実務関係の形成へ」では、日中国交樹立と日台断交を日中台関係における一つの大きな変化と位置づけながら、まず日台断交過程のなかで大平外相を中心とする台湾に対する「別れの外交」を検討する。そして、その日本に対して、蔣経国率いる中華民国政府が日本との関係の変化をいかに実質的かつ静かに受け止めたか、そしてそれを可能とした要因は何であったのかを考察する。さらに、公式の外交関係が失われた後の日台関係を維持するための機構作りを通じて、断交当初における日台それぞれの姿勢を明らかにする。

第6章「外交関係なき『外交』交渉」においては、断交後の日台関係の再構築という文脈の

中で、航空路線問題をめぐると中台の外交闘争に日本が巻き込まれ日台航空路断絶にまで至る事件をとりあげる。台湾は、政府間レベルでの外交関係がない状態でありながら、中国の強い圧力を受ける日本に対しても、航空路線の復活までをめぐると台湾の対日政策を通して一種の「外交」活動空間を確保した。そして、台湾が各国との実質関係を構築していく過程において、中台外交闘争という内戦の思考様式から台湾外交の内実が生じてきたのではないかという課題を考察する。それら半公半私の実質関係構築については、当時外交部において対日政策の実務レベルにおいて中心的人物であった詹明星の言葉を借りて、正式な政府間関係がないなかでの外交活動という意味で「外交関係なき『外交』交渉」と呼ぶ³⁹。

そして、最後に、これらの過程を通じて、原則外交と現実的妥協は如何にして行われたのか、そして何故 70 年代初期の台湾の孤立化は起きたのか、またそれによって中華民国政府の外交は、どのようにして「台湾外交」へと変容していくことになったのかを明らかにする。

³⁹ 田村重信・豊島典雄・小枝義人『日華断交と日中国交正常化』（南窓社、2000年）、248ページ。

第1章 先行研究とその課題

第1節 台湾の中華民国外交と内政との関わり

1、対外危機と政権の正統性

中華民国外交から台湾外交への変質を考察するために、まず台湾の中華民国政府の外交の性格として、次の二つのことを考えておく必要がある。第一は、中華民国政府の外交は、大陸での民国期、抗日戦争時期、国共内戦期に形成された外交の要素を継承している点である。そして、第二に、台湾の政治体制の特徴から、最高指導者の権力の正統性と外交政策が強く結びついている点である。

第一の点について、中国大陸時期の中華民国の外交の目標および機能について、三つの特徴があげられる。第一に、外交の目標として、半封建的状况となった中国が、国際政治の中で独立し且大国としての威信をもった国として認知され、国際政治における主体としての責任を有し、行動することであった。また第二に、外交の機能として、国内において複数の政権が同時期に、或いは時期をずらしながら存在し、そのいずれの政権が正統性をもつ中央政府であるのかということと外交を掌握することという二つの点が密接に関連していた。いわば、外交は、国家を代表する中央政府であることを示す一つの手段であった。そして、第三に、外交を掌握する中央政府として認知されることによって、外国からの援助を獲得し、またその援助資金を基にして、さらに国内的支配の実効力を確固たるものとした。

中華民国外交の二つ目の性格である最高指導者の権力及びその正統性と外交の関わりについては、台湾の中華民国政府の外交は、権威主義体制という性格上、現実として最高指導者の権力が非常に強く、そのリーダーシップの強弱およびそのあり方に強く外交政策が影響されるという側面をもつ。それは、台湾移転後に蒋介石を中心とする権力の再編が行われたが、最高指導者である蒋介石には、「光復大陸」のリーダーとしての権力と権威、正統性が付与されることとなった。したがって、そのことは、「光復大陸」という目標又はスローガンと台湾の確保のための現状維持という外交の理想と現実のなかで、蒋介石のリーダーシップに大いに影響

することになる。そして、外交の理想と現実のなかで必要とされる現実的妥協は、蒋介石のリーダーシップとその正統性、権威を低下させていかざるをえなかった。

外交と内政、特に国際的孤立という対外危機と政権の正統性との関係については、台湾の権威主義体制における特徴の一つとして、外部正統性の概念を用いた若林正文の研究が挙げられる¹。外部正統性の語は、台湾の研究者である王振寰や若林が、チャールズ・ティリーの正統性概念に示唆を受けて用いたものである。ティリーは、国家形成のあるケースにおいては、政府の正統性、すなわち組織された手段としての暴力を独占することの正統性は、人民の支持や忠誠に必ずしも依存しておらず、「権力者たち (power-holders) の間の相互認可である」とする²。そして、政権安定の主要な基盤となり、かつ政権に影響を与える資源を有する権力者は、国家の外部にも存在する場合があると指摘した³。この示唆を受けた若林らの研究では、台湾が米国という外部の権力者からの支持に著しく依存しているという意味で、外部正統性の語を用いている。この米国への依存とは、具体的に言えば、軍事・経済援助、米華相互防衛条約、巨大な輸出市場の提供、国連における支持など政治・経済・軍事と全面的なものであった。

そして、この外部正統性は、米中の関係改善の結果、「中国の唯一の合法政府」「正統中国」としての「中華民国」が著しく国際的に孤立することによって、大きく低減する。若林は、さらにこの「中華民国」の対外危機が台湾の権威主義体制にもたらした意味として、次の二つの側面を挙げている。その一つは「法統」体制⁴の正統性の虚構が対外的に全面的に崩壊したことであり、もう一方では、直ちに断交に至らなかったものの、米中接近により米国の支持という外部正統性が著しく減じたことであるという。そして、これらの状況に対して、政権の基盤拡大で対応しようとするれば、法統体制の手直しと、外部正統性に代替しうる内部正統性の強化策

¹ 若林正文『台湾—分裂国家と民主化』（東京大学出版会、1992年）、12-14ページ。

² Charles Tilly, "War Making and State Making as Organized Crime," in Peter B. Evans, et al., eds., *Bringing the State Back In*, (Cambridge: Cambridge University Press), 1985, pp.171-172.

³ *Ibid.*, p.186. 王振寰「台湾的政治転型與反対運動」『台湾社会研究季刊』（1989年春季号）、78頁。

⁴ 中国語における「法統」の意味は、政治権力の法的根拠という意味での正統性を意味する。しかし、若林の「法統」体制における「法統」は、具体的には1948年の中華民国憲法とそれに基づいて実施された選挙により組織された中央民意機構及び政府であるという合法性と正統性を指す。そして、これを政治権力掌握の根拠とし続けた台湾の中華民国政府の体制を「法統」体制と呼ぶ。

が必要となったと論じる⁵。すなわち、若林は、蔣経国が行った中央民意代表機構への部分定期改選の導入と、いわゆる「台湾化」とよばれる中央政治エリートへの台湾人の登用拡大を根拠として、蔣経国は政権の基盤拡大によって外部正統性の危機に対応したと論じた。

また、若林の研究では、政府と社会の關係に重点を置いており、台湾のケースでは、外来的な政府である中華民國と台湾社会とに分けて、その分離状態と土着化を説明する。すなわち、米国の支持による外部正統性が米中接近によって減少することによって、「中華民國」は著しく国際的に孤立化するが、その一方では、米国の台湾防衛関与について中国が妥協し、また中国が各国に台湾との全面的断交を強制できなかったことによって、実質的關係を保持することが可能となり、そこに「台湾」が一種独特の国際的地位を保持し続ける余地があったという。

さらに、若林正文の研究の上記の正統性概念と体制変動の議論の土台となっていた王振寰の「台湾的政治転型與反对運動」では、上記と同様の正統性概念を用いながら、次のように説明する⁶。すなわち、「外在的な支持を失い、対内的には国家と社会との明確な隔離が存在したとき、国民党政府がとった戦略は、対内的正当性を強化し、社会のいっそうの支持を積極的に求めてその統治を維持していくこと」であった。そして、王振寰のもう一つの重要な指摘は、そうした蔣経国が「台湾化」に努力した重要な要因の一つとして、国民党政府が国際的な支持を喪失した後に台湾と世界をつないでいたのは経済とその他の非政府活動であったが、そのうち経済領域において世界経済との緊密な關係を有していたのは、その7,8割を占める台湾人の企業であったことを挙げる。すなわち、蔣経国の「実質外交」政策は、世界との關係を形成する基礎として国民党政府が台湾企業に依存しなければならなかったことを説明していたという⁷。

台湾社会において脆弱な内部正統性しか有さず外部正統性によって支配を維持してきた中華民國政府が、70年代初期の外交危機にどのように対応したのかという点については、以上の若林および王の研究に代表されるように、外部正統性の低下によって内部正統性の強化へと向

⁵ 若林正文『台湾—分裂国家と民主化』前掲、175—177 ページ及び 182 ページ。

⁶ 王振寰「台湾的政治転型與反对運動」前掲、90—91 頁。

⁷ 同上、91—92 頁。台湾經濟の担い手という点については、劉進慶『戦後台湾經濟分析』（東京大学出版会、1975 年）、隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦『台湾の經濟—典型 NIES の光と影』（東京大学出版会、1992 年）、

かったと議論された。そして、当時新しい指導者として名実共に台湾運営にたずさわることとなった蔣経国が、政治改革を断行し、台湾出身者の中央エリートへの抜擢により台湾化を図り、台湾の建設を開始したとされる。さらに、その際に台湾が独立的存在として国際社会に残るという選択を行うことができなかつた原因として、台湾における国民党政権の支配を確保するために、政治体制自体には手をつけることが出来なかつたためであると指摘される。

しかし、もしこの対外危機の衝撃を受けたタイミングで、蔣経国が、国内政治において「台湾化への舵をきった」とされる改革を実行することができたのであれば、そしてそれほどの現実主義的発想を有していたのであれば、なぜ外交政策における転換を図ることができなかつたのかが疑問として残る。

2、中国の文脈における「正統性」

そこで、まず国民党政権と台湾社会との関係における支配の正統性ではなく、中央政治エリートの論理としての中国史の文脈における正統性の問題を考えてみよう。1989年の天安門事件や80年代以降の中台関係のめまぐるしい展開をうけて、中国の政治外交研究は、20世紀の中国史の連続性に注目した研究の流れが強まってきている。従来の中国政治外交研究の基本的な立場は、49年の中華人民共和国成立による「新しい中国」の出現のなかに、その革命性、伝統中国および国民党政府時代との決別といった新しさと変化を見出すことに重点が置かれていた。こうした変化に中国研究者は目をとられすぎて、変化の中に内在する連続性を確認することを忘れていると早くから指摘してきたのは、山田辰雄であった。

山田の研究とともに、横山宏章は連続性に注目した民国史の再検討を行っている。彼らのテーマは、中国における「独裁」をキーワードとして、中国近代史から現在にいたるまで一貫して存在してきた権力の集中の問題や、孫文の訓政論や共産党の独裁論に共通する権威的支配のあり方、そうした支配を合理化する論理としての「士大夫意識」を取り上げ、20世紀を通して

石田浩『台湾経済の構造と展開—台湾は「開発独裁」のモデルか』（大月書店、1999年）、他参照。

中国政治に広く存在しているかにみえる「党の上からの指導」を導き出す「代行主義」という指導様式のあり方を提起する。山田の定義する「代行主義」とは、中国政治に遍在する特徴として、「エリート集団が人民に代わって改革の目標を設定し、人民に政治意識を扶植し、目標実現のために人民を動員するが、人民が自発的に政治に参加する制度的保障を欠く指導体制と指導様式」である⁸。そして、そうした指導様式は、孫文の訓政論、袁世凱の帝政論、蒋介石指導下の国民政府、そして中国共産党とに見出されるように、権力の集中と独裁が強化される可能性を含むだけでなく、逆に蔣経国の民主化の決断に見られるような「指導者の英断」をも導き出す可能性を秘めているという⁹。

また、横山の研究では、孫中山にあつて政党とは「自覚したエリートが無知な大衆を『訓導する』唯一絶対的な指導的中核」であり、「革命的独裁と訓導的独裁は民主社会の出現には不可欠なもの」であり、蒋介石の国民党一党独裁もそれを継承した形態であったとする¹⁰。そして、共産党においても、「『共産党の指導』を絶対化する政治方針の堅持は、まさしく『以党治国』による善政主義、賢人政治の伝統をひきずったもの」であると指摘し¹¹、この指導様式のなかに共産党独裁と国民党独裁に共通する性格を見出した。こうした指導様式の背後にあるものとして山田、横山らがともに指摘するのは、「士大夫の危機意識」である。この「士大夫の危機意識」とは、清末の革命志士から、軍閥・政客・郷紳を含む近代中国の指導者たちに引き継がれていったエリート層の危機意識であり、旧体制である帝国の瓦解を目の当たりにしてどのような運動と体制によって新たな統一国家を再建しうるのかという危機意識であった¹²。

中国近代は、そうしたエリートの危機意識を背負い、また社会をリードしていかなければならないという使命感をもった多くの英雄が割拠した時代であった。そして、そうした革命以来の政治的権威を有する幾人もの指導者たちの間で、ぬきんでて指導者足り得るためには、何ら

⁸ 山田辰雄『歴史のなかの現代中国』（勁草書房、1996年）、7ページ。

⁹ 同上。

¹⁰ 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』（研文出版、1996年）、130-132ページ。

¹¹ 同上、166ページ。

¹² 山田辰雄『歴史のなかの現代中国』前掲、4ページ、および横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』前掲、349ページ。

かの権威の正統性を必要としていた。権威・支配の正統性の問題については、ウェーバーをはじめとして多くの論考がなされてきているが¹³、ここでは、政治権力の正統性について、ある具体的な歴史的・社会的文脈における出来事としてこの問題として扱っていくことが有用であろう¹⁴。それは、「政治権力の客観的な一般的存在理由」と「一定の歴史状況における特定の政治権力の是認根拠との問題」とは区別する必要があるとの指摘のとおり¹⁵、歴史的具体的な正統性の根拠が、中央政府やその指導者への時代状況のなかでの正統性を付与しつつ、そして時代の変遷とともにその正統性に拘束されてきたからである。また、次世代の指導者および中央政府の政治権力の正統性は、その時代状況のなかでの正統性の継承や新たな意味での正統性の獲得を必要とする。

中華民国期の政治史における正統性について、軍閥を含む諸権力が、他から抜きん出て中央権力を掌握し支配の正統性を確立しえたのは、正統性を提供する諸要素がさまざまに組み合わさってその権力を強化したと、横山は分析する。すなわち、①革命主義—革命、②民族主義—抵抗（対外）、統一（対内）、③殖産主義—自彊、④軍国主義—強兵の諸要素によって、各時期の勝利した権力がどのような要素から正統性を作り上げていたのかを分析している¹⁶。

そして、その正統性を意味する中国語の「法統」という言葉は、単に客観的な一般的概念としての支配・権威の正当性という意味をこえて、分裂国家においては国家主権が存する正統政府がいずれなのかという政争において、実際かつ具体的課題として大きな意味をもっていた。たとえば、それは、1912年の中華民国約法によって成立した議会の法統を継承していることを国民党政権が強調し、また台湾移転後の国民党政府も、全国選挙によって48年に成立した全国国民大会の法統を強調したことなどに現れていた。すなわち、そこでの重点は、継承およ

¹³ 権威・支配の正統性については、山口節郎「正統性—手続きからかユートピアからか」『権力と正統性』（岩波書店、1995年）、井上達夫「合意を疑う」合意形成研究会『カオスの時代の合意学』（創文社、1994年）、中山政夫『政治権力の理論的分析と思想的展開』（三輪書房、1991年）、H・D・ラスウェル（永井陽之助訳）『権力と人間 〔改訂版〕』（東京創元社、1961年）、マックス・ウェーバー（濱島朗訳）『権力と支配』（有斐閣、1967年）他。

¹⁴ 山口節郎「正統性—手続きからかユートピアからか」『権力と正統性』前掲、117-120ページ。

¹⁵ 中山政夫『政治権力の理論的分析と思想的展開』前掲、277ページ。

¹⁶ 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』前掲、329-343ページ。

び連続性の重視であった。

しかし、それと同時に、独裁的な権力における指導者が、どのような正統性を獲得しているのかということも問題となってくる。すでに触れた権力の独裁化傾向は、実際指導者を通して体现される。すなわち、孫文というカリスマ的存在は、その政権の指導様式として「領袖独裁型党治」を可能としたが、そうしたカリスマ性のない指導者たちは、「中央派閥型党治」や理想としての「組織独裁型党治」などにおける指導者のあり方をとることになる。

その場合、政権の正当性と一部重なるものの、別の次元で政権内部での指導者の正統性、権威を考へてみる必要がある。大陸時代における蒋介石の地位は、激烈なる内部対立のなかで下位のランクから急上昇してきたものであり、革命を通じてある種蒋介石よりも政治的権威をもつ最高幹部、軍人らとの対立のなかで、また共産党との戦いのなかで、ようやく成り立っているものにすぎなかった。したがって、誰によってリードされる勢力が、国民党内部において正統性を獲得し、権威を保持するのかということが重要な問題となったのである。これについて、家近亮子は、27年に王精衛の武漢国民政府に対立して蒋介石が成立させた南京国民政府の正統性の確立について研究し、正統性は政権外部からの国内的レベル、国際的レベルにおいて達成されるだけでなく、中国国民党内部における正統性の確立が必要だったと指摘する¹⁷。

そして日本との戦争が終わった時、国民党はすでに勢力を拡大していた中国共産党との協力なしには、統一国家における憲政の実施が不可能な状況となっていた。そうした状況において、蒋介石は国民党主導による憲政への移行を推し進めようとしたが、当初協力的な態度を示していた中国共産党は国民党一党独裁体制を糾弾し始め、46年ついに国共内戦へと突入する。その後、中国共産党らの参加は得られないまま、憲法制定のための国民大会を召集、憲法を制定して47年の国民大会代表の普通選挙の実施、翌年の第一回国民大会開催に至ったのであった。そして、この第一回国民大会において、特に「動員戡乱時期臨時条款」を制定して、総統に対して立法院の拘束から免れる地位が与えられた後、蒋介石は総統に就任することを受諾した。

¹⁷ 家近亮子「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蒋介石」小島朋之+家近亮子編『歴史の中の中国政治 近代と現代』（勁草書房、1999年）、105-130ページ。

こうした国民政府の建設と憲政への歩みは、その過渡期における全能の党が人民の政権と政府の治権を統合した「以党治国」を行うことを認め、その必要性を強調した孫中山の方針に沿って、全能の党とそれを指導する全能の指導者の役割を著しく高める結果をもたらした¹⁸。そして、この指導体制は、国共内戦における敗北と、最後の根拠地とした台湾への移動の過程で、さらに蒋介石という指導者の独裁的立場の強化へとつながっていった。

第2節 外交と指導者の威信

1、台湾移転後の蒋介石の権力再編

台湾移転後の国民党政権の権力構造や指導体制について、大陸時代における国民政府との間に連続性を見出せるのかどうかという観点から、50年代の中国国民党の「改造」を分析しているものとして、松田康博の一連の研究がある¹⁹。大陸時代と台湾移転後の国民党政権の性格や権力構造については、十分な研究がなされているとはいえないが、ここでは松田の研究成果に基づいて、台湾移転後の国民党政権の権力構造を概観しておきたい。

松田によれば、大陸時代からの中国国民党によるいくつかの党治形態は、①地方派閥型、②組織独裁型、③中央派閥型、④領袖独裁型の四つのタイプに分けられる²⁰。地方派閥型は、統一政権は存在しているものの、それは既存の地方勢力の微妙なバランスの上に成立していた一種の連合政権のタイプであり、組織独裁型は、組織力によって排他的な党治がなされる国民党の理想とするタイプである。また、中央派閥型は、個々人がすべて領袖に服従しているながら、その下で団結することをせずに相争い、いくつかの中央派閥によって構成されているために、領袖は各派閥のバランスとならざるを得ない。領袖独裁型のタイプは、唯一の領袖による上からの独裁的指導が貫徹されることによって、党が統一されるタイプであるが、孫文のように個人的な権威に強く依存していない場合には、蒋介石のように自らの権力強化を試み始めるこ

¹⁸ 同上。

¹⁹ 松田康博「中国国民党の『改造』－領袖・党・政府」『法学政治学論究』（1994年6月）、「台湾における土地改革政策の形成過程－テクノクラートの役割を中心に」『法学政治学論究』25（夏号）（1995年6月）。

²⁰ 松田康博「中国国民党の『改造』－領袖・党・政府」前掲、参照。

とになる。

中国国民党は、理想とする組織独裁型タイプ以外の他の三つのタイプを経験している。そして、台湾移転後の国民党は、中国大陸での内戦の敗因を、「党の失敗」であると規定して、腐敗し弛緩し無能組織となっている党の諸問題を一気に解決するべく各派閥の一扫をはかり、大きな障害となっていた地方派閥型党治を終結させようとした。これを党の「改造」と謳い、理想とする組織独裁型党治を台湾の地において確立し、中国本土奪還（＝光復大陸）を実現するための思想強固な「戦闘体」に党を作り直す過程であるとした²¹。

そして、その過程は、内戦の敗北と蒋介石勢力による海上輸送力の独占によって、軍・党・政府を自らの直系により再編することを期して、地方派閥の一扫を図ろうとしたのである。実際それは、まず人事面において、党における地方派閥が一扫され、中央派閥が再編されていく過程で、蒋介石は領袖独裁型の党治をほぼ確立した。しかし、そこには、すでに二つの勢力を中心とする中央派閥型党治が内包されていた。すなわち、その二つとは、台湾への移転以前に養成された経験豊富で相当程度に自律的なテクノクラート層を引き込んだ陳誠系統と、救国団を通して青年知識分子を党に取り込み、社会から遊離する中央派閥の中で唯一社会的基盤の拡大を許され、かつ軍を国防部政治部主任として掌握し、情報系統をおさえた蔣経国系統であった。

松田の分析によれば、改革期の党政関係は、実際には政策面において党の政府に対する影響力は大きく制限されており、陳誠のような実力者と先に触れたような専門行政官僚を要する行政院の策定する政策には、党は追認するにとどまるものであったという²²。そして、党の指導というのは、総裁兼総統に対して服従する行政院長が、領袖独裁を貫徹するというかたちで「党治」は担保されていた。さらに、党と中央民意機構の関係においては、党の統制はやはり間接的なものとどまった。台湾に移った後、中国全土における全面的改選が不可能となってしま

²¹ 「本黨現段階政治主張（民國39年9月1日發表於臺北）」李運漢編『中國國民黨史述』（台北：中國國民黨中央委員會黨史委員會、1994年）、254-262頁。

²² 松田康博「中国国民党の『改造』－領袖・党・政府」前掲、115-122ページ。

った民意代表は、「中国全土」の代表性を政府に付与するものであったために、政府が「中国全土を代表する政府」としての正統性を放棄しないかぎりは改選されえない存在（万年議員）となった。したがって、中国全土を代表する政府としての正統性を放棄しないかぎり、独裁的な力をもっているかにみえる総裁・総統でさえも、彼らの地位に手をつけることはできなかったのである。

立法院（日本の国会、衆議院に相当する）の立場は、正・副院長をはじめとして委員会常務委員などが党員の互選で決められ、また、大陸時代の各種派閥が一掃されていないため、党中央の意思に必ずしも従順であるとは限らなかった。実際、「中国全土を代表するという正統性」にかかわる問題については、激しく政府を拘束していくが、そうはいっても立法院が台湾の社会に何ら基盤をもたないまま、かつ出国も制限され台湾にとどめられている状態で、強大な権力をふるうようなことはありえなかった。そして、ここでもまた、党の優位はそれほど機能しておらず、監察院なども同様に、民意機構における実力者の党員が領袖独裁を貫徹するというかたちとなっていた。

総じて言えば、蒋介石の断行した党の再生プログラムによる権力再編は、蒋介石の領袖独裁を強化したものの、党組織による横からの指導というかたちでの強力な「代行主義」的党治とはならず、中央レベルにおける有力な党員の領袖への服従ということを担保にして、「党の統制」を上から下へと貫徹させていく間接的な、非制度的なあり方となっていた。そして、そこに新たな中央派閥の「小領袖」を生み出し、また民意機構は台湾移転後のその根本的なあり方として、蒋介石の独裁的権力・権威とそれに守られる存在でありながら、一方ではその蒋介石の率いる国民政府に対して「全中国を代表する正統性」を付与する存在として、互換的権力関係となっていたのである。そのなかで、台湾移転後の蒋介石政権は、48年に最終的に構築した中華民国の政治体制を堅持することによって、中華民国史の継承者としての地位を表象し、中国を代表する中央政府であることを示さなければならなかった。

そして、以上のように、蒋介石の指導は、制度上確保されていたというよりも、むしろ領袖への服従という人的要素に大きく依存するものであった。そのことは、蒋介石から蔣経国への

最高指導者の交代に際して、単純に権力委譲とはならなかったことを示唆する。すなわち、蔣経国もまた、組織内の人々の服従を獲得することによってまず指導体制を確立せざるをえなかったのである。

2、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石とその外交

政権の体質やその正統性のあり方における連続性という点について取り上げてきたが、ここでは同様に外交においても、49年以前からの連続性を有している点に注目しながら考察していく。中国国民党のすべてを克服して成立したとして、その革命性を強調してきた中国共産党政権であるが、その樹立した中華人民共和国において、実は克服されていない指導様式や問題を抱えていることが指摘されている。それは、克服すべき問題としてだけ連続性があるのではなく、もちろん引き継ぐべきよき伝統や経験としても存在しているはずである。その点に注目しつつ、劉傑は中国外交における連続性を論じている²³。

劉傑は、春秋戦国時代以来の「合従連衡」に由来する伝統的な「以夷制夷」（夷を以って夷を制す）策や、「一面抵抗、一面交渉」「一面闘争、一面改善」という外交交渉のスタイルが、民国時代から現在にいたるまでの中国外交に引き継がれてきている点を指摘し、その有用性を論じている。たとえば、抗日戦までの蒋介石は、満州事変への対応にも見られたように、「安内攘外」の策をとり、国連への依存策により国際世論の喚起を期待して、日本との政治的妥協をはかった。それは一種の伝統的な「以夷制夷」策であった。彼は、毛沢東の持久戦に共通する長期的な発想で、短期的には日本に譲歩しても、長期的には捲土重来により日本を打ち負かすという発想であった。それは中国が歴史的に何度も経験してきた国家存亡の危機を回避するための伝統的な選択肢の一つでもあったのである。しかし、この「安内攘外」策は、一方で「安定」「統一」が異分子の絶対的排除によって達成するという内容を有しており、このために、軍事的対立は回避しえず、さらに統一、安定は望めない状況へと陥っていったという²⁴。

²³ 劉傑『中国人の歴史観』（文藝春秋、1999年）。

²⁴ 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』前掲、193-210ページ。

また、抗日期における国民政府の外交には、基本的には二つの立場が存在していた。一つは孫科、宋子文、孔祥熙ら欧米派は、日本の中国政策を牽制するために、対欧米接近外交を展開していく。この対欧米接近外交は、例えば 36 年駐仏大使であった顧維鈞は、サロー総理大臣と会談し、極東問題への注意を喚起するとともに、南京政府に打電して現在の中国と共通の利害をもつのはソ連であり、ソ連と手を組むことを説いた。また、当時駐ソ大使であった蔣廷黻は、対ソ接近外交を展開し、日本に対抗するための対中協力を要請した。すなわち、欧米派は、日本を完全に敵とみなし、友を欧米諸国に求め、日本を抑え込もうとする戦術であった²⁵。

一方、蒋介石、何応欽、張群ら日本留学組を中心とし、蒋介石に代表される立場は、弱国中国としてはその当時の時点において日本と戦うことはできないと判断した。そのため短期的には対日妥協路線をとり、日本に対しては「敵か友か」の論文を発表して中国を敵に回すべきではないと説いた。蒋介石をはじめとする日本派は、国力の弱い時期に敵を減らすように努め、直接日本に対して友を求めた。また、蒋介石の抗日期までの政策は、満州事変への対応に見られたように、「安内攘外」策である。これは、国内における闘争と日本の侵略という極めて困難な状況において、まず国民党内の反蒋介石勢力を統一し、共産党を掃討し、そして安定した中央集権国家を建設し近代国家として国力を充実させた後に、はじめて日本軍の討伐が可能になるとする「二段階戦略」であった²⁶。こうした「安内攘外」策は、短期的には日本に譲歩し、長期的には捲土重来を期するという「時間的要素を組み込んだ長期戦の発想」であり、「以夷制夷」と「安内攘外」の戦略的組み合わせは、中国が歴史的に何度も経験してきた国の存亡の危機を回避するための伝統的な選択肢として合理化されるものであったとも評価されている²⁷。そして、その戦略的発想は、毛沢東の持久戦にみられる戦いながら敵を泥沼に誘い込んで殲滅する発想と共通する点を有していた。その共通点とは、「時間的な要素を組み込んだ長期戦の発想」、また「二段階戦略」であり、そして「一面抵抗、一面交渉」もしくは「一面闘争、一

²⁵ 劉傑『中国人の歴史観』前掲、27-31 ページ。

²⁶ 同上、180 ページ。

²⁷ 横山宏章『中国の政治危機と伝統的支配』前掲、202 ページ。

面改善」の二元的姿勢であった。

当時の蒋介石は、現時点において日本に対しては軍事的抵抗ではなく、国際連盟に日本の侵略の非を提訴し、国際世論によって日本に対応しようとした。これに対しても、欧米派の考えは異なっていた。すなわち、外交経験の豊かな顧維鈞は外交部長として、強制力のない国連の決定に頼るのではなく、国連の監督と支持のもとで日本と交渉をすべきだと考えた。しかし、蒋介石は日本との直接交渉を避け、国連の制裁に期待するという国連依存策を採用した。中国の要求は、「満州国」の不承認、すなわち日本の侵略であるとする「リットン報告書」の承認として国連において認められたが、実際には日本軍を撤退させることはできなかった²⁸。しかし、蒋介石の対日交渉の原則と方法は、「一面交渉を準備し、一面積極的に抵抗する」と規定されるなかに十分に表されているように、周恩来にまで続く「一面闘争、一面改善」の姿勢で、日本に抵抗をしつつ、妥協の可能性を求めつづけたのである²⁹。

繰り返しになるが、民国期以来の中国外交には、不平等条約の撤廃、失地回復、国際的威信の回復というかたちで民族主義的要求が表れてきた。これは、現在にまで引き継がれる外交目標ともなっているが、実際こうした目標を達成することは、中国国内における達成と外交手段による達成との二つの側面を有している。後者の外交による達成という面において、先にあげた顧維鈞、蔣廷黻、董穎光ら、民国時代を通じ「中国」<China>の国際的地位の向上に寄与してきた外交官たちの存在は重要であった。19世紀後半以来の中国における外交は、対外的には主権の維持や独立のための手段ではあったが、一方流動的な国内状況のなかで、外交を担当するということには、まさに中央政府として中国を代表する政府であるという国内における正統性を表現するための資源でもあった。また、それは同時に、借款や援助を獲得する重要な外交チャンネルでもあったのである。

先にあげた顧維鈞は、軍閥期の外交総長（外務大臣）顔惠慶の時代に、アメリカのウィルソン大統領やイギリスのカーゾン外相との関係をもとに、中国本国の外交政策に対して影響力を

²⁸ 劉傑『中国人の歴史観』前掲、187-189ページ。

²⁹ 同上、181ページ。

行使した³⁰。顧は、上海聖約翰大学書院に学び、1904年に渡米して、12年にはコロンビア大学で国際法・外交博士号を取得して帰国し、袁世凱総統の英文秘書となった。その後、駐米公使・駐英公使、国際連盟代表などを歴任し、中華民国北京政府から、南京国民政府、台北に移った中華民国政府など三つの政府を通じ「中国」<China>の外交官として、また国際機関の外交官として活躍した人物である。彼は国家や政権を越えた理念的概念としての「中国」の外交官として生きぬき、国内の代表政府がいかに関わろうとも China の代表として行動した³¹。

彼らの外交目標は、中国を国際社会のルールに則って独立主権国家として、また大国たる威信をもった国家としていくことであった。彼が則ったルールとは、第一に国際法というルールであり、第二に英米を中心に構成されている既存の国際政治の枠組みに準拠しながら、そのなかで可能なかぎり中国に有利な状況を引き出そうとする現実的なパワーポリティクスであった。そして、これは、顧をはじめとする当時のヤング・チャイナと呼ばれた外交官に共通する政策理念であったという³²。この理念と方向性は、その後浮き沈みはあるものの台湾移転後の中華民国政府へと引き継がれていった。

内戦の敗北によって台湾へと渡ってきた中華民国政府においては、蒋介石時代は特に外交が重視された。なぜなら、台湾における蒋介石率いる国民政府の命運が、外交とりわけ米国からの支持を獲得しうるかどうかという面に強く依存していたからであった。蒋介石は、外交特に対米、対日関係を自らの主管分野とみなし、総統府を中心として主要な参画者を中心とした外交を行い、時としてそれは外交部頭越し外交となることも少なくはなかった。

その参画者たちとは、先の顧維鈞を含み、さらに抗日戦初期に流行した「教授従政」によって大学教授から外交官へ転身し、その後外交分野で活躍している人々を含んでいた。先にも触れた蔣廷黻、葉公超、杭立武、陳之邁らの人物は、みなそうした経歴をもっていた。後にのべる葉公超は、8年にもわたる外交部長時代に、顧維鈞とともに日華平和条約の締結に参画し、

³⁰ 川島真「顧維鈞」『近代中国の思索者たち』（大修館書店、1998年）、182ページ。

³¹ 同上、187ページ。

³² 同上、183ページ。

また米台相互防衛条約の締結などを成し遂げ、58年に駐米大使となってからも、総統府との密接な連携によって対米関係および国連での議席保持に関する政策において重要なアクターであった。

また、蔣廷黻は、長年に渡り国連代表として活躍し、49年以降中国代表権問題が国連で問題となるなかで、国連における中華民国政府の立場を保持することに尽力した。そうした人物の米国や世界各地における人的関係を資源として、対米関係の維持や国際的な地位の保持を可能にする一方で、蒋介石は、外交政策における宣伝の効果に期待をかけた。そこで、中央宣伝部、のちに行政院新聞局出身者の党務官僚を重視して、信用する忠実な「官邸」出身者を多く登用するようになった³³。

前者のヤング・チャイナおよび「教授従政」の流れをくむ外交官は、先に顧維鈞の外交理念として述べた現実の国際政治においてできるだけ中国に有利な状況を作り出すために何ができるかという姿勢をもっていた。たとえば、中華民国政府の硬直した原則外交の代名詞となる「漢賊不両立」（漢賊並びたらず）という立場について、葉公超は、こう言ったことがあるという。すなわち、「漢賊不両立」とは、「そちらが来たら、こちらが出るというようなものではなく、むこうが来たら同じく闘いつづけて、むこうを倒すまで闘うということだ」³⁴。無論、彼ら外交官は、中華民国政府のかかえる虚構性を捨て去り最終的に「台湾」を代表とする政府となっても構わないと考えていたのではなく、短期的な戦略としてある程度妥協することを辞さず、最終的には中華民国の国際的な地位をどのように確保し、威信を確保するのかという目標をもっていた。その点は、「台湾外交」とは異なり、民国期以来の分裂中国における「中国」<China>の中央政府としての外交という、いわば「中国」の連続性の文脈において行動していたといえるであろう。

すなわち、台湾における蒋介石にとって、外交は、民国期以来の外交と同様に、「一つの中

³³ アジア政経学会編『中華民国を繞る国際関係』（アジア政経学会、1967年）、26-27ページ。

³⁴ 近代中国叢書先烈先賢傳記叢刊『文學 藝事 外交-葉公超傳』（台北：近代中国出版社、1988年）、178-179頁。

国」における国共内戦という文脈においても、国民党および国民政府における指導者という文脈においても、ある種の正統性を主張しうる根拠となっていた。外交上の成果を利用して正統性を主張した蒋介石は、その成果と不可分の妥協という側面をも背負わなければならなかった。その妥協は、実際成果をアピールすることによって蒋介石が獲得する利益を浸蝕し、その代償として、現実的妥協を可能にした外交官は表舞台から去った。そして、これに代わり蒋介石の国内における威信と権威を確保するために外交を用いるタイプの党務官僚、たとえば沈昌煥のような人物による外交が主流となった。そして、それは、外交権力の最高指導者個人への従属を一層強めることにつながっていくのである。

対米関係と蒋介石の国内権力の関係についての先行研究による考察はほとんど存在しないが、若林正文の蒋介石の対米関係における「代替可能性」への言及が参考になろう。すなわち、若林は、米国の国民党政権への支持の基礎は、アジアの冷戦における台湾の戦略的価値であり、米国からの支持を獲得するために、蒋介石は台湾において自らの「代替不可能性」を米国に対して立証しなければならなかったという³⁵。

その蒋介石時代の最大の目標は、「光復大陸」であった。この「光復大陸」は、国共内戦における武力反攻、すなわち「大陸反攻」によって解決しなければならないものであり、外交交渉によって台北と北京との間で解決できるものではなかった。しかし、49年に国共内戦に敗れ台湾に移転してきた蒋介石率いる国民党政権にとって、単独での大陸への武力反攻などは実現不可能であるため、他力本願的代案として外交問題にすりかえざるを得なかった³⁶。蒋介石は、米国からの支持をとりつけるために、中国共産党との戦いは、単に内戦ではありえず、民主主義と共産主義、民主憲政と暴民専政との戦いであるとして、48年の第一回国民大会においてその認識を表明し、49年4月27日の「全国同胞に告げる書」においても「共産党の問題は国際問題」とした³⁷。すなわち、蒋介石は、民主主義対共産主義の対立という冷戦のイデオロギー

³⁵ 若林正文『台湾一分裂国家と民主化』前掲、63ページ。

³⁶ アジア政経学会編『中華民国をめぐる国際関係』前掲、3ページ。

³⁷ 「和平絶望、奮鬥到底（民国38年4月27日於奉化経溪口）」張其昀主編『先總統 蔣公全集 第三卷 書告類』（台北：中國文化大學出版部、1984年）、3305-3308頁。

をつかって内戦の国際化を正当化し、具体的には米国の支援を勝ち取ろうとしたのである³⁸。

朝鮮戦争の勃発という劇的な形で蒋介石の最後の賭けは成功し米国の支持を獲得したが、その対外政策は必然米中間の冷戦状況の持続と緊張の上に組み立てられていかざるをえない。そして、この蒋介石時代の外交政策の主要な工作は、国際社会において中共と闘争することとなったのである³⁹。しかし、米国からの支持を獲得することが蒋介石の国内における権威の確立に寄与した一方で、かれの大陸反攻のリーダーとしての権威は、それによって浸蝕されていかざるを得なかった。蒋介石は、台湾移転後の権力再編において、陳誠と蔣経国とを二つの柱としながら権力を固めたことはすでに指摘したとおりである。アメリカの援助を握る経済官僚テクノクラートをかかえる陳誠と、情報治安部門において影で蒋介石を支えながら、救国団を通じて「班底」（追隨者集団）の育成をした蔣経国であった。当初対米アピールのために起用した孫立山、呉国禎らは、米国からの支持を獲得した後は、蒋介石の代替不可能性という点からいって邪魔者とされ、失脚させられた。

そして、実際に米国との交渉を担当し、米国との関係を維持する面で力を発揮したのが、葉公超ら外交分野の人材であった。彼らは、中華民国の国際的地位の確保、国際的ルールに従って行動することによって国家の威信を高め、内政とは別に「中国」(China)の国際的な地位を確保することに大いに寄与してきたのである。蒋介石は、蔣宋美齡夫人をはじめとする米国との強いチャンネルをもつ人物の力量に依存して、米国との関係をある程度保っていた。いわばこの国際協調派、あるいは対米協調派は、外交においてはあくまで中国の国際的な地位を確保することを目標とし、それを可能とする米国との協調関係を非常に重視していた。そして、米国の支持を確保し国際的な地位を維持するためには、必要である妥協はやむなしとする外交姿勢であった。この外交姿勢の存在は、結果として蒋介石の権威と中華民国の国際的地位を両立させたのである。

³⁸ 内戦の国際化については、武見敬三「台湾をめぐる危機の原型」小此木政夫・赤木完爾『冷戦期の国際政治』（慶應通信、1987年）、181-182ページ。

³⁹ 高朗『中華民国外交関係之演変（1972～1992）』（台北：五南図書出版公司、1994年）、19頁。

以上のような先行研究の検討から導き出された課題は、第一に、蒋介石の「光復大陸」のリーダーとしての威信が、外交における成功や妥協によってどのように影響を受けるのかという点である。そして、第二の課題として、そのリーダーとしての威信と外交との相互作用は、中華民国政府及び中国国民党、いわば中央統治エリート内の権力者たちの間での相互認可の側面として考察する必要がある。また、第三の課題として、台湾の中華民国外交は、蒋介石という最高指導者個人の問題ではなく、原則外交と現実的妥協のバランスの問題とし、また独裁的とも言える最高指導者と外交官の関係という体制上の問題として、どのような特徴が見出しうるのかという点である。

第3節 60年代までの政治力学

1、「一つの中国」について

「一つの中国」という言説は、状況と主体とによって具体的意味内容を異にしている。したがって、「一つの中国」という言説自体の意味内容と、その言説の象徴的作用は、本来歴史的に検討されなければならない。この課題を中心にとり上げることは別稿にゆずるとして、ここでは「一つの中国」をめぐる言説の流れを確認していくこととする。

抗日戦争終了の後、中国国民党と中国共産党は、国家の統一を目指して武力衝突を繰り広げた。この国共内戦に勝利した中国共産党が、49年10月1日に北京を首都として中華人民共和国の成立を宣言し、中国国民党は台湾へと撤退し中華民国中央政府を台北へと移した。その後、二つの政府は、それぞれに自らこそが「中国の正統政府」「中国の唯一の合法政府」であると主張し、その論理の必然的結果として相手の合法性を否認して「一つの中国」の主権を争うという分断状態の原型が形成されることとなった。

1949年から米中国交樹立に至る78年までの時期は、中国政府は対台湾政策として基本的に「台湾解放」を掲げてきた。中国にとっての「一つの中国」とは、現在にいたるまで一貫して中華人民共和国であり、台湾問題は内政問題であると主張してきたわけである。そして、その後中国の対台湾政策は、主として国内政治の路線転換やリーダーシップの強弱及び対米関係を

要因として、「平和解放」という柔軟な路線と原則的対応との間で揺れ動いた⁴⁰。すなわち、対米関係が改善され、中国国内におけるリーダーシップが相対的に確立されている状況においては「平和解放」を掲げ柔軟路線を採用したが、「百花斉放、百家争鳴」から「反右派闘争」へと国内政治が急進化すると、対台湾政策も原則的な対応へと回帰したのである。総じて中国にとっての台湾問題は、「妥協することのできない原則的問題であったと同時に、すぐに解決しなければならない最も切実な問題ではなかった」のであり、その最終的解決は先送りされてきたのであった⁴¹。

一方台湾側は、58年8月からの第二次台湾海峡危機において、蒋介石は「内戦の継続」によって「反共陣営の最前線」としての台湾の戦略的価値を高めることに成功した一方で、ダレス・蔣共同コミュニケにおいて、米国に対して大陸への武力反攻をしない旨の約束をせざるを得なかった。そして60年代において「大陸反攻」のスローガンは、いつしか「反共」へと変わり、軍事よりも政治および経済成功により政府の正当性を獲得していく立場へと変化していった。この時期においては、国連における中国代表権問題に見られたように、「中国の唯一の合法政府」「正統政府」の座を二つの政府が争っており、他の国が分裂状況を制度化する構想をさまざまなかたちで提起したが、中台双方の政府は強硬に反対した。例えば、ケネディ政権当初の「継承国家論」⁴²などでは、国際社会において中台双方の存在を認めていく方向での模索が進められたことに対して、解釈は全く異なっていたにせよ「一つの中国」という共通する立場から中台ともに激しく反対したのである。

また、中国の対台湾政策は、対台湾外交闘争と不可分の関係にある⁴³。それは、程度の差こそあれ中台分裂状況の原型が形成されてから現在にいたるまで一貫してそうである。この対台湾外交闘争とは、相手国に対して「一つの中国」原則を承認させるか、あるいは中国の立場を

⁴⁰ 松田康博「中国の対台湾政策—『解放』時期を中心に」『新防衛論集』第23巻第3号（1996年1月）、36-37ページ。

⁴¹ 同上、43ページ。

⁴² 継承国家論などについての米国政府の台湾政策については、田中直吉・戴天昭『米国の台湾政策』前掲、294-295ページに詳しい。

⁴³ 松田康博「中国の対台湾政策—1979～1987年」日本国際政治学会編『国際政治』第112号（1996年5月）、

承認、認識、尊重するという形で何らかの言及を迫り、台湾の中華民国政府の孤立化を図る台湾への間接戦略である。さらに、それは「二つの中国」「一中一台」などのように国家の分裂状況を固定化していく言動を国際的な場から排除していこうとする外交闘争として、全面的に繰り広げられた。その一方で、「中国」という枠内に台湾をとどめるための対台湾統一工作が、当初は赤裸々な武力による威嚇も含めた軍事・外交手段によって行われていたのであった⁴⁴。

こうした中国の対台湾統一工作と対台湾外交闘争に対し、台湾は武力による大陸反攻を事実上放棄して以降、「政治七分、軍事三分」の方針を掲げた。そして、台湾政府は、反共というイデオロギー的な立場によって日本や東南アジアとの連携を図ろうとしたが、国際情勢は、70年代はじめまでに米中関係接近とイデオロギーからの脱却が進んでいった。そうした流れのなかで、台湾海峡が大国間の軍事対決ラインとしての意義を失っていくにつれ、「反共」による協力はもはや望めないものとなっていたのである。80年代後半から、当時、台湾独立を声高に叫んでいた野党を中心として、70年代初期を中心とする政府の受動的な外交姿勢に対して厳しい批判がなされた。そうした批判においては、70年代当時の台湾政府はなぜより現実的で有効な政策をとらず、自ら孤立化を選ぶような外交政策を堅持したのかという政府の責任が強調されている。しかし、台湾政府が対外政策を転換していれば、台湾の孤立化が起きなかったかといえ、李登輝時代の中台関係と台湾の外交的地位の現状からすれば、そうとは言い切れないのである。50年以降の中華民国外交史を全般的に整理した台湾大学の高朗は、「逆に考えてみると、次々と断交した時に、我が政府がもし二重承認を受け入れたとしたら、断交は避けることができたのであろうか。かりに避けられたとすれば、『漢賊並び立たず』という政策は、われわれの外交を不利なものとしたということになるであろうが、もし断交が避けられ得なかったとすれば、断交とこの政策の関係はあまり大きくなかったということになる」と指摘した⁴⁵。そして、「漢賊並び立たず」の原則は、中国が相手国に台湾との断交を迫る以上、台湾政府と

132 ページ。

⁴⁴ 松田康博「中国の対台湾政策—『解放』時期を中心に」前掲、及び松田康博「中国の対台湾政策—1979～1987年」前掲、参照。

⁴⁵ 高朗『中華民国外交關係之演變（1950～1972）』（台北：五南圖書、1993年）、40頁。

しては断交が避けられないとわかると、「『漢賊並び立たず』を理由にして、外交の窮地をごまかしてしまうにこしたことはない」といった用いられ方をしてきたという⁴⁶。第4章で見るように、まさに国連脱退はそうした事例の一つであった。

2、蒋介石と蔣経国

蔣経国は、父蒋介石のような指導者としての正統性の根拠を持ち合わせてはいなかった。彼の経歴から言って、国民革命以来ともに闘ってきたという権威を彼以外の権力者たちから獲得することはできず、また「蒋介石への恩義」に象徴させて維持されてきた日本との関係も、当初親米派ではないと警戒された米国との関係も、蒋介石の権威をそのまま受け継ぐことはできなかった。その意味で、蒋介石から蔣経国への権力の移行において重要となったのは、蔣経国がその他の権力者および社会においてどのような正統性の根拠を獲得するかという点にかかわっていた。

そのひとつが、「模範省台湾」の建設者、あるいは改革者としてのイメージの形成であり、また蒋介石から中華民国の使命を引き継ぐ歴史の継承者というイメージの獲得であった。蔣経国の場合は、権力確立の一側面として、改革者として登場するとともに、蒋介石の息子という正統性に加えて中華民国政府の歴史の継承者としての正統性を確立することが必要となっていたと考えられる。そして、それはティリーが指摘したように権力者たちの間における相互認可として獲得する必要があった。したがって蔣経国の権力継承過程における権力者間におけるリーダーシップの確立は、一方で対外政策における中華民国の名を変えることなく従来の柔軟性の欠ける立場を維持していたことと密接なつながりをもつ。そして、その中華民国という枠の堅持は、逆説的ながら実質的に現実主義的な問題の処理を可能とする背景となっていた。そして、台湾の国際的孤立状況における蔣経国の実質外交は、原則上は中華民国の名前を捨てることなく、「一つの中国」を堅持したまま、対中外交闘争における不後退ラインとして

⁴⁶ 同上。

「中華人民共和国の一省」とは異なる存在のしかたを確保するため、各国との関係の再構築へと向かうこととなる。

中台の共存を拒否する「漢賊不両立」の原則が、内戦レベルではなく、外交領域および内政をも包含し、これによって三者の強いリンケージが見出された時代においては、そのどの分野における大きな転換も困難であった。さらに、蔣経国時代における政策の転換を困難にする拘束要因として、対米関係におけるジレンマ、国内政治においては、新しい指導者が権力確立過程において勢力バランスを保ちながら政治的安定を維持することを必要としていたことや伝統中国の継承などをあげることができる。蔣経国率いる新しい統治エリートたちは、原則に抵触しない範囲内での現実的な処理様式を必要とし、対外活動において外交関係を代替する機能をも含めたかたちで、各国との実質関係を維持することを可能にする「実質外交」を展開したのである。

蔣経国の実質外交については、これを「台湾の生き残り戦略」とする分析が多いが、「国民党自身の台湾における政権存続のための生き残り戦略」である側面も指摘されている⁴⁷。この実質外交の意義としては、結果として国際空間における台湾の存在、あるいは台湾国内における国民党政権の存続といった機能を果たしてきたといえるであろう。しかしながら、本章で見えてきたように国際および国内的拘束要因が強く存在する状況において、蔣経国時代の外交政策は、政策の選択という積極的な過程によって生まれてきたというものではなかった。むしろ、蔣経国時代の外交の本質は、第 5、6 章においてみるように、拘束された状況下の実践において、いかに選択空間をもちえたのかというその実践過程において見出されるものである⁴⁸。

60 年代における蒋介石の外交は、米国とのジレンマのなかでの原則重視の強硬外交と現実的妥協によって保たれていた。そして、外交における成功は、朝鮮戦争における内戦の国際化に見られるたように、蒋介石という指導者の威信を高めることに貢献するが、一方

⁴⁷ 陳桂蘭「蔣経国時代の台湾『実務外交』の形成と展開」『法学政治学論究』第 33 号（1997 年夏季号）。

⁴⁸ 井尻秀憲『台湾経験と冷戦後のアジア』前掲、2 ページ、永井陽之助『時間の政治学』前掲、80 - 100 ページ。

必要とされる妥協は、現状維持の再生産により、その「大陸反攻」のリーダーとしての蒋介石の威信を消耗させてもいく。そして、実質的な次元での現実的妥協による威信の消耗は、結局原則重視の公的な発言及び象徴的次元における外交姿勢を一層強硬なものとする。その強硬姿勢と妥協とのはざままで 60 年代までの中華民国の外交を支えてきた外交官らは一線を退いていかざるをえなくなるが、そのことによって外交の現実的妥協は一層困難なものとなる。その強硬外交によって、日米がそれぞれにもっていた「二つの政府」をめぐる様々な試みは、60 年代後半までに実現可能性を失っていくこととなった。そして、そうした可能性の消失の帰結として、70 年代初期の台湾の国際的孤立化は引き起こされることになるわけである。

第 4 節 事例としての日中台関係

1、1972 年の日中台関係の変動への視角

1972 年 9 月の日中国交樹立によって、日本は中華人民共和国と正式な外交関係を有するようになり、同日台湾の中華民国政府が発表した対日断交宣言によって、日本と台湾との間には、正式な外交関係が存在しなくなった。国家間の関係は、主として政府が行う狭義の外交、すなわち公式レベルでの交渉や対話の他に、民間における経済・貿易関係や人的往来、文化・学術交流など、さまざまなレベルでの繋がりによって成り立っている。そして、純粋な民間交流から公式な交渉に至るまでのさまざまなレベルの関係には、公か民かと二分法で明確にわけることが難しい、そのどちらとも言い難く、あるいはそのどちらでもあるといったような性格の交渉・対話チャンネルも含まれている。

台湾政府と日本政府の間には、72 年 9 月以来現在に至るまで、公式な政府間の対話が形式上存在していないが、逆にそれによって準公式や半官半民と呼ばれる性質、すなわち非公式ではあるが完全に民間領域に含まれるわけではないといったレベルの交流や対話が、外交上重要な役割を果たしている。ヨーロッパのウェストファリア国際体系、国民国家体系などとは比較にならないほど多様かつ多数のアクターが登場し、その一方ではそれらをつなぐリゾーム（根茎）

的なネットワークが世界をつないでいる。政府による公式の、直接的な対話チャンネルは、最も重要な機能を果たしてきたが、二国間にとって決定的なチャンネルであるとは限らないかもしれない。そして、多面的な対話のチャンネルの存在によって支えられている日台間には、このチャンネルだけが形式上存在していない。

しかし、ここで言うところの、日台間に顕著に見出されるような諸レベルの対話・交流を含む実務関係は、単に民間レベルでの経済・文化などの交流状況を指すだけではなく、二国間の問題を、公式な政府の対話チャンネルを代替して処理する一種の準則、あるいは行動規範、パターンを含んでいる。したがって、それは、特に正式な外交関係が断絶した後にこそ重要となってくるが、それは断交後に自然とかつ必然的に形成されていくものではない。すなわち、そうした実務関係の内実は、断交以後の日台関係において、一つ一つの問題を処理していく過程で、日台双方が獲得・学習してきた結果として存在しているものである。

従来の日本における日中関係の研究においては、台湾という要素は、日本の国内政治過程を分析するにあたり、主として自民党内の派閥間抗争や親中国派と親台湾派の対立として処理されてきた。そのことは、日本における中国問題がまさに国内問題であったことを示している。そうした国内政治の側面が強く反映されてきたことによって、東アジアの国際関係や日中台関係、または日中米台関係のなかで展開された日中国交樹立と日台断交がもつ意味についての考察は、十分に行われてきたとはいえない。

戦後の日本と中華民国（日華）、日本と台湾との（日台）関係は、その語句に表されるごとく二重性を帯びていた。すなわち、49年に国民党政権が台湾へと移転してから72年の日台断交までの間、そこには日本と中華民国政府の次元における関係と、日本と台湾と関係が重なりつつも、全く同じものとしてではなく存在していたのである。この時期の関係については、日本と中華民国政府の次元の関係がより重要性をもっていたという意味において日華関係と呼ぶが、この時期にも日台関係はもう一つの側面として存在していた。その側面は、吉田茂から佐藤栄作までの内閣において、中華民国政府と台湾とを区別しながら、「一つの中国、一つの台湾」という中華民国の台湾への軟着陸をも視野に入れた構想をもっていたことを考える際に、

より重要性を帯びる。そして、この時期の日華関係において、日本と中華民国政府の関係を支えていたものは、端的に言って蒋介石という個人の存在であった。いわば、日華関係は蒋介石への恩義論というかたちで接合されていたのである。

そして、52年の日華平和条約における条約の適用範囲をめぐる日本の立場は、そうした「一つの中国、一つの台湾」と日華関係の二重性が反映されていた。条約の適用範囲については⁴⁹、付属交換文書において「中華民国に関しては、中華民国政府の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用」としたが、同時に同意された議事録において「又は」は「及び」という意味に解釈しうることが確認された。「又は」との表現は、二者択一的表現であるが、「及び」と解釈しうることになれば、それは中華民国政府が将来中国大陸を実効支配するようになった場合には、この条約が適用されることとなり、中華民国政府の大陸への主権を潜在的に認め、それに基づく大陸反攻政策への支持が含意されることになる。日本と中華民国政府は、この点について非常に激しい議論の結果、それぞれの解釈を可能とする余地を残したのであった。そこで、日本は、国会における吉田首相の発言にも見られたように、日華平和条約は台湾の中華民国政府との間のものであり、大陸の政権との関係には将来の選択の可能性を残しているとの意図が見られたのであった。これを起点として、その後佐藤内閣時代までは、日本政府は、「一つの中国、一つの台湾」という構想を視野に入れた姿勢がとられていくこととなったのである。

しかし、72年の日台断交は、そうした試みが60年代末までに可能性を失っていった状況で起きたものであった。外交関係の断絶によって、中華民国政府と日本というレベルの位置付けが変化し、半公半私存在としては残されたものの、蔣経国時代の関係は、日本と台湾のレベルが主な関係を形作った。すなわち、この段階においては、日華関係の領域と日台関係の領域が重なり合う部分において実質関係の拡大が図られたが、依然として日本と中華民国政府の関係と台湾と日本との関係の二つの次元の関係が可能性として残されていた。この実質関係の拡

⁴⁹ 日華平和条約の適用範囲については、主に、陳肇斌『戦後日本の中国政策—1950年代東アジア国際政治の文脈』前掲、77—107ページ、袁克勤『アメリカと日華講和』（柏書房、2001年）、236—247ページ、殷燕軍『中日戦争賠償問題—中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』（御茶の水書房、1996年）他参照。

大を基盤として、李登輝時代における民主化により中華民国の台湾への軟着陸が進み、両極端の可能性の大部分は実質関係に包含されるかたちで日台関係の領域が拡充されていった。

しかしながら、ここでの一つの重要な論点は、蔣経国により「台湾外交」への変容が始まったと語る際には、彼がそうした方向性への舵をきったという意味ではなく、当時の状況としては、上述の二つの両極端な部分が可能性として残されていたということである。すなわち、中華民国政府として日本と関係を再構築するという方向性と独立台湾としての関係を構築するという二つの方向性が、開かれていた。そして、その後の状況の変化によって、台湾外交への変容という方向性が見出されるようになったのである。

2、日中国交樹立をめぐる政治過程の特徴とその研究課題

日中国交樹立を可能にした一つの重要な側面への考慮は、多くの研究成果が積み上げられてきたなかで不十分なまま残されていた。その側面とは、日本外交としては、日中国交樹立に際して、台湾側からの報復的な措置もなく「無事に」日台外交関係が断絶され、そして、その後日本政府の希望どおり実質関係が維持されたという側面である。すなわち、日台断交という問題は、第一に日中国交樹立過程の分析において不可欠の側面であり、日中国交樹立の最大の問題は「台湾との関係の処理」であった。したがって日中国交樹立の成功とは、すなわち日台断交が戦争状態を惹起することもなく、日本国内における反対勢力によって田中訪中が実現できないということもなく、国交樹立までの政治過程が進んだということなのである。

第二に、戦後吉田以来の日本政府の取り組みを中国と台湾に存在する「二つの政府」との関係をもどのようにするのかという問題であったとすれば、日中関係の「友好」をはばむ根本的な問題であるとされる「台湾問題」と「歴史問題」について、72年の日中国交樹立と日台断交は、問題の解決を生み出したのではなく、いわば問題の再生産であった。

まず、第一の点、すなわち日本の対中政策の転換についての研究は、①対中政策転換の国際的、国内的促進要因、②田中角栄内閣は何故急いだのかという動機の分析、③国内政治過程において短期間での妥結をもたらした政策決定の特徴の三つを中心として行われてきた。まず、

対中政策転換の促進要因として、米国の対中政策転換、中国の国連加盟などの国際的要因を重視する研究が進められた⁵⁰。

国際的要因であるニクソン・ショックという米国の対中政策転換の衝撃は、しかしながら、台湾と断交して中国と国交を樹立するとの対中政策の転換にすぐに結びついてはいなかった。日本の政策転換の国内的要因については、井尻秀憲の一連の論文において「佐藤の遺産」というかたちで提示されている⁵¹。すなわち、71年の国連総会において、日本が米国とともに二重代表制案と逆重要事項指定決議案の共同提案国となり、最後まで国連における中華民国政府の議席を支持する姿勢を貫いたことによって、日本としては台湾の政府、特に蒋介石個人に対して「道義は尽くした」との大義名分を手に入れることができたという。そして、そのことによって、国連中心主義の名の下に、次の時点における政策転換が容易になるという「意図せざる結果」がもたらされた⁵²。

しかし、まさに別枝行夫が指摘するように、「国際環境の変化」と「国内での正常化機運の昂まり」だけで国交樹立実現へとむすびついたわけではなかった⁵³。そこで第二に、田中角栄政権が、日中国交樹立をあれほど急速に進めようとしたのはなぜかという点については、中国問題が日本の国内問題として展開していることが問題点として指摘されている。すなわち、自民党総裁選において、田中角栄は福田赳夫に勝つために、三木武夫や大平正芳と「政府間交渉を通じて、中華人民共和国との間に平和条約を締結することをめどに交渉を行なう」との項目を含む政策協定を結んでおり、中国問題が自民党総裁選をめぐる派閥抗争と密接に関連することとなった。

そして、さらに田中角栄個人が、戦略的な思考からではなく、主として国内問題として日中

⁵⁰ 緒方貞子著（添谷芳秀訳）『戦後日中・米中関係』（東京大学出版界、1992年）、69—70ページ及び93ページ。日本文化フォーラム編『中国問題と日本の選択』（自由社、1971年）、209ページ、田中明彦『日中関係 1945—1990』（東京大学出版会、1991年）他参照。

⁵¹ 井尻秀憲「日中国交樹立の政治的背景と評価」『東亜』（1988年2月号）、「日本の外交政策とその決定過程の変容—日中国交正常化を一事例として」（1987年4月号）、「日『中』国交をめぐる二つの評価」『問題と研究』（1987年10月号）。

⁵² 井尻秀憲「日中国交樹立の政治的背景と評価」『東亜』前掲、15ページ。

⁵³ 別枝行夫「日中国交正常化の政治過程—政策決定者とその行動の背景」『国際政治』第66号（1980年）、1ページ。

国交樹立問題を処理しようとしていたことが指摘される。田中明彦は、田中角栄本人の「日本における日中問題は、外交問題であるよりも国内問題だ。……日中問題がおさまると、国内のゴタゴタは、三分の二はなくなる」との発言に注目する⁵⁴。また、緒方貞子は、「田中は、福田派を中心とした自民党内部の親台湾グループの可能性を封じようとしていたのである」と指摘し、逆に国交樹立が三ヶ月足らずでのスピードで実現したことについて、国内的、国際的な契機を逃さなかった田中の政治的勝利と評価した⁵⁵。その一方、田中角栄のそうした国内的考慮の重視は、「内政即外交」といった短絡的思考の存在と国際政治の戦略的思考が欠如していた点としても指摘されている⁵⁶。

第三に、国内政治過程において短期間で妥結をもたらした政策決定の特徴については、対外政策決定過程の分析において最も代表的な分析としては、細谷千博の三脚柱システムに基づいて日本の対外政策決定過程における財界の役割を検討した緒方貞子論文⁵⁷と、「非常時型政策決定」(critical policymaking) のケースとして分析した福井治弘論文⁵⁸、およびこれを基本的に踏襲しながらより実証的な研究を行った別枝行夫論文⁵⁹の三つをあげることができる。

緒方論文では、70年頃からの財界の役割に注目し、経済界は政府とは離れて先に中国との関係構築へと進み、国交正常化過程においては、「経済界は間接話法によって外から、すなわち圧力団体として政策転換を促進した」とする⁶⁰。そして、日中間には政府レベルでの動きに先立って民間団体・経済界・政党などの各レベルにおいて国交樹立を促進する動きが広く存在し、国際情勢の変化に対応する用意がすでに国内的にある程度できあがっていたと指摘した⁶¹。

⁵⁴ 柳田邦男『日本は燃えているか』(講談社、1983年)、266ページ、田中明彦『日中関係』前掲、75-76ページ。

⁵⁵ 緒方貞子『戦後日中・米中関係』前掲、92-93ページ。

⁵⁶ 井尻秀憲「日中国交樹立の政治的背景と評価」前掲、21ページ。

⁵⁷ 緒方貞子「日本の対外政策決定過程と財界—資本自由化・日中国交正常化過程を中心に」細谷千博・綿貫譲治編『対外政策決定過程の日米比較』(東京大学出版界、1977年)、213-241ページ。緒方貞子「対中国交正常化過程の日米比較」『国際問題』(1981年5月号)、62-77ページ。

⁵⁸ Haruhiro Fukui, "Tanaka Goes to Peking: A Case Study in Foreign Policymaking," T. J. Pempel ed., *Policymaking in Contemporary Japan*, Ithaca and London: Cornell University Press, 1977, pp.60-102.

⁵⁹ 別枝行夫「日中国交正常化の政治過程—政策決定者とその行動の背景」前掲、1-18ページ。

⁶⁰ 緒方貞子「日本の対外政策決定過程と財界」前掲、237ページ。

⁶¹ 緒方貞子「対中国交正常化過程の日米比較」前掲、77ページ。経済界の果たした役割については、細谷千博「対外政策決定過程における日米の特質」細谷千博・綿貫譲治編『対外政策決定過程の日米比較』前掲、9ページ。

次に福井論文では、「非常時型」政策決定のケースとして、主として政策決定への参加者とその政策決定のパターンに注目し、日中国交樹立の事例における中心的な決定過程への参加者は、田中首相と大平外相という最高指導者とその助言者である外務省の一部の官僚により構成される少数グループであったとする⁶²。そして、この少数であるが柔軟で状況適応性をもつグループが、大平外相のイニシアティブの下で、田中訪中を可能とさせる一連の政策を作成・遂行していくことができたことを「非常時型」政策決定の一つの特徴と指摘する。そして、従来の調整プロセスが機能不全に陥るという意味での「危機」的状況に対する適応能力という点で、そうした「非常時型」の政策決定の特徴を、特殊であるが重要な示唆をもつものとして評価した。

この福井論文の基本的な枠組みを踏襲しながら、政策決定を可能にした内在的条件をより実証的に解明しようとした別枝論文では、上記の危機的状況を次のように表現した。すなわち、それを「事態の具体的局面に入るや論争は激化する一方、自民党の統一的結論が導かれないままに一応の収束する」形態である「総裁一任」と呼び、その結果として具体的政策は少数の「首相を中心とする小グループ」に委ねられることになったという。しかも、その決定は、ごく少数の人間と助言者によって短期間で行われたにも関わらず、世論・野党の積極的部分をとりこみ、かつ経済界の要請にも応えるものとなっていたとする。

この少数のグループのメンバーについては、まず田中首相と橋本恕中国課長は、田中角栄が首相となるよりもっと早い段階から接触をもち、日中国交樹立実現についての話し合いをすでに行っており⁶³、田中首相ラインの動きは、「政治的決断」という面での役割が大きかった。そして、実務的な処理でイニシアティブを発揮していたのは大平外相であった。これについては、第5章において考察するが、外務省内には、橋本恕中国課長、高島益郎条約局長、栗山尚

ージ等参照。

⁶² Haruhiro Fukui, "Tanaka Goes to Peking: A Case Study in Foreign Policymaking," *po. cit.* また、福井治弘の「非常時型」モデルとそれによる日中国交樹立過程の分析について、以下の二つの文献を参照した。井尻秀憲「日本の外交政策とその決定過程の変容—日中国交樹立を一事例として」『東亜』(1987年4月号)、30-31ページ。草野厚『政策過程分析入門』(東京大学出版会、1997年)、70-73ページ。

⁶³ 早坂茂三『早坂茂三の「田中角栄」回想録』(小学館、1987年)、216-218ページ。

一条約課長らからなる小グループが形成され、対中国交樹立への準備作業にあたっていた。この中核メンバーが法律の専門家であったことから、国交樹立に関する外務省の関心は法律的なものであったことが指摘されている⁶⁴。そして、大平外相を中心として進められた実務的な処理の過程では、「田中首相の蒋介石総統宛親電を始めとして、政府がとった台湾当局との『別れの外交』の詳細は、十分研究されることもなく放置されている」と指摘されているが⁶⁵、この「別れの外交」については、第5章において明らかにする。

日中国交樹立過程における日本の政策決定の特徴として重要な点は、自民党の政策決定における役割についてであろう。すなわち、日中国交樹立の過程で自民党内の日中国交正常化協議会における激しい議論のやりとりと、その結果として決定された党議が、いかなる意味をもっていたのかという問題である。72年7月24日に始められた日中国交正常化協議会では、9月8日に最終的に「日中国交正常化基本方針（案）」がまとめられるまでの間、自民党内の親中派（推進派）議員と親台湾派（慎重派）議員とが激しい議論を展開した。これについての評価は分かれているが、多くの研究において出されている見解は、この協議会に実質的な影響力を見出していない。すなわち、実際の政策決定が少数のグループ内で行われており、設定された期限までの間この協議会内で議論を尽くし、政府指導者は「合意形成の努力は尽くした」との印象を内外に植えつける場としてこれを利用していたのだという⁶⁶。

この基本方針案では、「我が国と中華民国との深い関係にかんがみ、従来の関係が維持されるよう十分配慮のうえ交渉すべきである」と述べられている。これについて、親台湾派議員が「従来の関係」には外交関係が含まれるとの解釈を主張するのに対し、小坂善太郎会長は、外交関係を含まないこともありうるとの解釈を示し、解釈があいまいなままに決議が行われた。日中国交樹立の結果および政策決定過程における影響力から考えると、確かにこの協議会での議論が国交樹立に関する政府の基本方針に対して実質的な影響を与えたとは考えられない。

⁶⁴ 緒方貞子『戦後日中・米中関係』前掲、84及び181ページ。

⁶⁵ 一外交当局者「井尻秀憲氏『日中国交樹立の政治的背景と評価』についての私見』『東亜』（1988年3月号）、83ページ。

⁶⁶ 井尻秀憲「日『中』国交をめぐる二つの評価』『問題と研究』（1987年10月号）、77ページ。

しかし、武見敬三は、自民党の複合的な政策決定の特徴と妥協の構造に焦点をおいて、これらの協議会における過程を次のように分析する⁶⁷。それによれば、協議会は自民党内の意見調整を無視した政府の政策決定に対して、予想される親台湾派議員の反発に対処するために設置されたが、協議会の過程で、こうした公の場での親台湾派議員の妥協が困難とみた党執行部は、裏舞台での説得工作に乗り出した。そして、協議会の最終案で、「従来の関係」についての解釈があいまいなままに親台湾派議員が党議に同意したことは、これによって見事な妥協が成立していたと指摘する⁶⁸。そうした処理によって、公の政策決定機構において、親台湾派は中華民国政府との外交関係維持に努力し続けたという面子を保ち、日台断交後は、党執行部を激しく非難しながらもその責任追及は控え、台湾側との政治的及び経済的関係の維持に努力していくこととなったという⁶⁹。

日中国交樹立の政策過程においては重要な意義を与えられていない日中国交正常化協議会に、武見の分析に基づいて、二つの点で重要な意味を見出すことができる。まず、第一点として、協議会を通じて自民党内の分裂を避け、最終的には武見敬三の言う「非妥協的妥協」を可能としていった過程は、国交樹立をめぐる政治過程の特徴の一側面を表している。その特徴は、福井論文では、バラバラな個々のベクトルが全体としてはある方向へ収束されていったように見える日本の政治過程の特徴として示唆され、別枝行夫はこれを、「国交正常化は、その政策決定に連なる諸個人及び集団の行動の関数の総和であった」と表現した⁷⁰。

第二点として、日台関係のその後の展開から考えてみると、親台湾派議員がこうして面子を保ち、その後の日台関係においても重要な役割を果たしていくことが可能となった。この意味において、協議会における議論とその妥協は、日台断交後の実務関係の維持に対し、またそれと関連して日中台関係のその後の展開に対して、より重要な意義をもっている。

⁶⁷ 武見敬三「自由民主党と日中国交正常化—複合的政策決定における妥協の構造」『法学研究』（1981年7月号）、32—70ページ。

⁶⁸ 同上、63ページ。

⁶⁹ 同上、64及び69ページ。

第5節 小結

本章で述べたように、台湾移転後の中華民国政府の外交は、多くの要素について、台湾移転以前に形成された性格を引き継いでいた。特に、蒋介石時代には、大陸中国と台湾を含めた中国を代表する政府として国内的及び国際的に存在するために、外交はその重要な手段であった。その外交の有用性を高めていたものは、国際協調を重視し、国際的ルールに則って現実のパワー・ポリティックスのなかで上記の中国の地位を高めていこうとする外交の思考・行動様式であった。そして、それは、政府の外交政策というよりは、そうした行動様式をもつ外交官たちによって担保されていたのである。

中華民国における支配の正統性については、あくまでも外交との関わりから言えば、最高指導者の権威と正統性が外交によってどのように影響を受けるのかという点が重要であった。台湾移転後に権力を再編成した蒋介石率いる国民党政権においては、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石の権威と、台湾という基地を確保するために米国との協調政策によって獲得される現状維持の再生産との間にジレンマを有していたのである。現状維持の確保は、蒋介石の「光復大陸」のリーダーとしての権威に影響を与えることとなった。

そして、権力の移行との関連においては、蒋介石への個人的服従というかたちで再編された指導体制は、蔣経国への単純な権力委譲とはならず、蔣経国もまた組織内の人々の服従を獲得し、その人的配置によって指導体制を確立していくことが必要であった。その面で、蒋介石時代の権力者たちから最高指導者としての認知を受けることが重要であり、権力の移行に伴う国内的拘束として、この側面が外交に与える影響を考慮することが重要である。そうした問題は、台湾の中華民国外交における中国大陸時代の要素の継承性を検討、さらには政権の正統性確保と外交との相互作用に関する先行研究を本章で再検討することによって明らかになっている。

また、本研究において日中台関係は、中華民国政府と日本の次元における日華関係と、台湾と日本との次元における日台関係という関係の二重性が、そうした日中台関係の事例における

⁷⁰ 別枝行夫「日中国交正常化の政治過程—政策決定者とその行動の背景」前掲、14 ページ。

実質問題として表れてくるところにある。すなわち、蒋介石の恩義論に象徴される中華民国政府と日本の歴史的及び政治的関係と、植民地時代からの政治、経済、文化における密接な日台関係は、中華民国外交から台湾外交への変容がそこに典型的なかたちで表れるという特徴をもつ。そして、本論文が取り組むところのこの側面についての研究は、日本における日中関係の先行研究において、依然として残されてきた課題の一つなのである。

第2章 中国代表権問題と米台関係—「現状維持」と中国正統性の相剋

第1節 米台関係と中国代表権問題

1、「現状維持」と対米関係におけるジレンマ

米国による台湾海峡の固定化は、中華民国政府による台湾確保を可能とした一方で、中華民国政府の中国における正統性と、「光復大陸」（大陸への帰還）のリーダーとしての蒋介石の権威あるいは正統性とに大きなジレンマを投げかけていた。本節では、「光復大陸」の放棄を含意する現状維持を原則上は肯定できない中華民国政府とその最高指導者蒋介石が、いかにして実質的次元において米国による現状維持を確保したのか、そして、それによって生じる矛盾のなかでいかにして「光復大陸」という目標を標榜し続けたのかを考察する。

周知のように、中国大陸での国共内戦に敗北した後、蒋介石率いる中華民国政府は台湾を最終基地として巻き返しをはかろうとした。そして、一旦失った米国の支持を再び獲得しうる状況が、朝鮮戦争の勃発を劇的な契機として出現したのである。政策転換以前の米国の対中政策は、国務省と軍部との間で意見が分かれ紆余曲折をたどっていた。1949年1月、中国国民党はまだ最終的に台湾へと撤退してはいなかった。この時点において、米国の国務省と軍部では台湾を共産主義の支配から守ることの重要性においては共通していたが、その実現手段と台湾における政治権力の主体については、大きく意見が分かれていた。統合参謀本部内では、中国共産党による台湾解放は至急のことではなく、友好的な台湾政府を維持できるように、適切な外交的経済的手段で共産主義を阻止することは可能であるとの立場であったという¹。これに対して国務省は、米国が領土もしくは基地の獲得によって直接台湾にコミットするよりも、むしろ現地における反ソ政権の育成を図る方が賢明だ

¹ 冷戦初期の米国の中国政策と台湾政策について、軍部と国務省の意見対立軸に米国の政策決定を分析したものとしては、湯浅成大「冷戦初期アメリカの中国政策における台湾」『国際政治』第118号（1998年5月）、46-59ページ、袁克勤「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」『国際政治』第118号（1998年5月）、60-83ページ、松本はる香「台湾海峡危機[1945-55]と米華相互防衛条約の締結」

と考えていたが、その主体としては国民党も台湾人民も弱体であると判断し、とりえず台湾における非共産主義の地方政権を支持するとの立場であった²。米国が中国国民党をその主体として台湾の確保を図るのか、あるいは他の地方政権の育成を図るのかという問題は、敗色の濃くなっていく蒋介石にとって死活的な問題となっていた。すなわち、台湾の確保という次元と、蒋介石の中華民国政府を支持するという次元は、米国の政策において別問題であったのである。

同年2月、米国政府によってとられた政策は、国務省の立場が強く反映されたものであった。そこには、非共産主義の地方政権の育成をはかること、それを実現するための経済援助プログラムの必要性和限定的な政治的コミットメントという方針が作成されていた³。

トルーマン（Harry S. Truman）大統領は、現時点において軍事的手段を用いることに反対する国務長官アチソン（Dean Acheson）の意見を支持し、NSC37/2の補足文書として、既定方針に下記の点を付け加えた。そこには、①米国高官の派遣による台湾省政府との交渉、②効率的な経済援助のための経済協力局（ECA）使節団の派遣、③将来に備えての台湾人運動家との接触、④台湾における軍隊の展開は一切行わないなどの事項が含まれていた⁴。この段階における国務省と軍部は、台湾を中国に渡すべきではないとの方向で一致していたが、国務省は中ソ離間を視野に入れて将来における共産党との和解をも見据えた上で、国民党にも共産党にも台湾を渡すべきではないと考えていた。すなわち、中華民国政府の支持という次元では、蒋介石は米国からの支持を獲得してはいなかったのである。また、軍事的コミットメントについては、国務省としては情勢の変化があったとしてもこれ以上のコミットメントを避け、米艦隊や訓練使節団の撤退、および台湾放棄をも可能性としてもっていた。しかし、一方の軍部としては、これがまさに最低限のラインであ

『国際政治』第118号（1998年5月）、84-102ページ、他参照。

² NSC37/1, January 19, 1949, U.S. Department of States, *Foreign Relations of the United States* (以下、*FRUS*と略す), 1949, vol.9, *The Far East: China*, Washington D.C.: United State Government Printing Office (以下、USGPOと略す), 1974, pp.270-275.

³ NSC37/2, February 3, 1949, *ibid.*, pp.281-282.

⁴ NSC37/5, March 1, 1949, *ibid.*, pp.290-292.

った。すなわち、軍隊の展開は行わないということは戦闘行為を行わないことを意味しており、むしろ訓練施設や艦隊を台湾に移動させて将来に備える配備展開をする必要があると考えていた⁵。

1949年8月の時点で、アチソンは、共産党による武力解放が差し迫った場合、米国は進駐してまでコミットするほどの軍事的価値が台湾にあるのかどうかについて疑問をもっていた。これに対し統合参謀本部は、米軍にとって必要なのは日本・琉球・フィリピンと連なるオフショア・アイランド・チェーンの堅持であり、台湾の問題はその防衛という観点から総合的に考え、状況次第では公然たる軍事力行使もありうるとの立場をとり⁶、蒋介石を中心とする国民党軍との関係を復活し、彼らに台湾を防衛させるしかないとの立場をとっていた⁷。

1950年1月5日、トルーマン大統領は、現在議会の議決を経て継続中の援助以外は国民党政府に対する軍事援助は行わないとの声明を発表した⁸。しかし、将来の介入の可能性は、残っていた。続いて1月12日、アチソンはナショナル・プレスクラブにおいて、台湾はアメリカの防衛ライン (defensive perimeter) の外にあると述べたが、その裏側では軍事援助も継続され、ラスク (Dean Rusk) 極東担当次官補と軍の将官たちとの間では、規定の枠内で援助の幅を広げる努力が行われていたという⁹。

1950年朝鮮戦争勃発により、米国の政策は急展開する。米国は台湾海峡への第七艦隊への派遣を決め、いわゆる「台湾中立化」を宣言した。しかし、この「台湾中立化」に含まれている軍事的中立についても、国務省と軍部とでは意見が異なっていた。すなわち軍事的中立とは、国務省にとっては「台湾の凍結」であったが、軍部にとっては「台湾侵攻の

⁵ 国務省と軍部の意見対立についての詳細は、湯浅成大「冷戦初期のアメリカの中国政策における台湾」前掲、48-50ページを参照。

⁶ JCS 1966/17, August 9, 1949, JCS Geographic File, 1948-1950, Box 22, NA.

⁷ 湯浅成大「冷戦初期アメリカの中国政策における台湾」前掲、50-51ページ。

⁸ 袁克勤によれば、「今の時点において」との表現は、統合本部の要請によって挿入され、将来の介入の可能性が残されたという（「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」前掲、61ページ）。

⁹ 湯浅成大「冷戦初期アメリカの中国政策における台湾」前掲、51ページ。

阻止」を意味していたのである¹⁰。その最大の相違点は、蒋介石と国民党へのコミットについてであった。国務省は、孫立人ら親米的立場の将軍など蒋介石以外の幹部や台湾自治運動などの第三勢力による親米的政権の成立に期待をかけ、信託統治の模索も含め、台湾移転後の国民党政府を台湾を統治する唯一の主体とは見なしていなかった。一方軍部は、将来の大規模な軍事的関与が不可能であるならば、最も効率的な方法として国民党軍の活用を考慮していた。しかし、結果として、時間の経過とともに台湾における第三勢力の拡大も中ソ離間の可能性も、さらには国連による信託統治の可能性も低下し、国務省の期待が実現する可能性は消失していった。そして、その一方中国共産党による台湾武力侵攻が短期的に起こる可能性が低下して軍部の思惑も外れた結果、米国政府にとっては蒋介石を中心とする政権を支持する以外に選択肢がなくなっていた¹¹。

その後の米国は、51年5月アジア全般に関する政策文書（NSC48/5）として、「中国をソ連から引き離す」ことを目標として、そのために「中国を孤立化させる方策」を決定した¹²。その一方、52年3月（NSC128）には、台湾を共産主義政権には渡さないこと、台湾の親米政権の支持や第七艦隊の派遣継続などの内容が盛り込まれた¹³。すなわち、米国は、中ソ離間による将来の中国共産党政権との関係の可能性を見据えた中国政策と、台湾の共産政権からの保護という台湾政策というダブル・スタンダードをとっていたのである。第七艦隊の台湾海峡への派遣により、台湾を確保するという次元での米国の立場が明確にされたが、もう一つの次元、すなわち正統性争いという国共内戦の次元において中国共産党と中国国民党のうち後者を選択したというよりも、台湾の政治主体という次元において他の主体よりはとりあえず中国国民党を選択したというものであった。

台湾及び国民党政権の支持という意味においては、十分なものではなかった。そして、その後の台湾中立化解除から米台相互防衛条約締結までの米台関係は、米国による状況の

¹⁰ 同上、53 ページ。

¹¹ 湯浅成大「冷戦初期アメリカの中国政策における台湾」前掲、56 ページ。

¹² NSC 48/5, May 17, 1951, *FRUS, 1951, vol. 6, Asia and the Pacific, part 1*, USGPO, 1978, p.33.

¹³ NSC 128, March 22, 1952, *FRUS, 1952-1954, vol. 14, China and Japan*, USGPO, pp.20-21.

固定化と対米関係の強化を図る中華民国政府の外交との間で、さらにジレンマを深めていく。53年2月、アイゼンハワー大統領は、第七艦隊に対する命令を修正し、いわゆる台湾海峡中立化解除を宣言した。この宣言の発表に先立ち、米国政府はこの決定を中華民国政府に伝え、ランキン（Karl L. Rankin）駐華公使にこの決定が中華民国政府への援助拡大につながるものであるとの誤解を与えないように指示した¹⁴。ランキン公使は、この決定を蒋介石に直接伝えると同時に、大陸に対する大規模な攻撃を行う前には台湾駐在アメリカ軍事顧問団に知らせて欲しい旨の要請を行った¹⁵。一方、顧維鈞駐米大使は、アリソン（John M. Allison）極東担当国務次官補に対し、国府軍の大陸攻撃に対して共産党軍が台湾に報復攻撃を行う場合には、第七艦隊は戦闘に参加するのかどうかその意向を尋ねたが、アリソンは回答を保留していた¹⁶。

1953年3月、顧維鈞大使からダレス国務長官に対して相互防衛条約を結ぶことが提案された¹⁷。中華民国政府は、米台間に相互防衛条約を締結することによって、第一に米国との緊密な関係を構築することを求め、さらにそれに伴って国際的地位の安定と向上を目指していた。続いて6月7日、蒋介石はアイゼンハワー宛書簡において、防衛条約の締結について正式な申し入れを行い¹⁸、12月18日には、米国に対して「米華相互防衛条約草稿」を提出した。しかし、ダレス国務長官は「来るべき適切な時期に防衛条約の締結に着手するつもりである」と回答して、態度を保留し続けた¹⁹。

中華民国政府側からの幾度にもわたる要請に対して米国が態度を保留していた理由は、第一に、当時の米国のアジア戦略においては東南アジア条約機構（SEATO）の結成が最優先事項であったからである。また第二に、米国議会で発言力のある民主党議員ウォルター・ジョージ（Walter George）らがこれに反対の立場を表明しており、共和党の立場からす

¹⁴ *Ibid.*, p.132.

¹⁵ *Ibid.*, pp.135-136.

¹⁶ *Ibid.*, p.139.

¹⁷ *Ibid.*, p.157, 顧維鈞（中国社会科学院近代史研究所訳）『顧維鈞回憶録』第11分冊、（北京：中華書局、1989年）、181頁。

¹⁸ 顧維鈞『顧維鈞回憶録』第11分冊、前掲、184頁。

ると中間選挙の年に台湾との条約問題を提起することになれば政党間の政争の火種になることを懸念していたからであった²⁰。そして、もう一つの重要な理由は、条約締結を進めることになれば、米国が中華民国政府に対して地理的にどこまでの防衛支援を与えるかを明示することになるという適用範囲に関する深刻な問題が存在していたからである²¹。

しかし、SEATO 結成に反応した中国の大規模な軍事行動が、この米国の態度を変更させた。54年7月後半、香港行きの英国民間旅客機が中国側に撃墜され、そのなかに6人の米国人が含まれていた事件や、米軍艦隊の空母が搭載する支援戦闘機2機が中国軍戦闘機の急襲をうけ迎撃するという事件は、米国上院の雰囲気を一気に対中強硬論へと展開させた。さらに、7月末から中国の大規模な「台湾解放」運動が高まってくると、米国議会をはじめとして米台間に防衛条約を結ぶべきであるというコンセンサスが次第に形成されていくこととなった。54年9月3日、おりしもフィリピンのマニラでSEATO 結成会議が行われていた時期、中国人民解放軍は厦門に約15万人の軍隊を配備し、金門島への砲撃を開始した。これに対し、米台は緊急に台湾および大陸沿岸諸島近海の防衛強化の措置を講じたが、周辺警備の強化というかたちで極めて慎重な措置をとるにとどめた。

9月3日の統合参謀本部では、「大陸沿岸諸島の防衛は『重要』(important)であるが、戦略的に見て台湾・澎湖諸島を防衛するために『死活的』(essential)な存在ではない」と考えられていた²²。そして、大陸沿岸諸島の防衛への関与の是非については、消極論と積極論で見解が大きく分かれていたのである²³。すなわち、大陸への攻撃も含め積極的な防衛支援を行うべきだとする軍部に対して、アイゼンハワー大統領は「金門の戦略的な価値は、国府軍の士気を保つという心理的な重要性を除けば、それほど高いものではない」と消極論をとっていた²⁴。

¹⁹ 『顧維鈞回憶録』第11分冊、前掲、379頁及び551-552頁。

²⁰ 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」前掲、85-86ページ。

²¹ *FRUS, 1952-54, vol.14*, p.555, 及び顧維鈞『顧維鈞回憶録』第11分冊、前掲、182頁。

²² *FRUS, 1952-54, vol.14*, pp.556-557.

²³ 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]におけるアメリカの大陸沿岸諸島政策の変容」前掲、参照。

²⁴ *FRUS, 1952-54, vol.14*, p.616.

米国は、大陸沿岸諸島の防衛介入によって、米中、米ソ戦争へと発展する可能性と、さらに介入放棄によって中国の軍事行動をエスカレートさせ反共防衛ラインを脅かされる可能性との間でジレンマに立たされていた。そこで、「国連安保理停戦案」の検討を始めることとなった。それは、国連安保理において中国の軍事行動を「侵略行為」と位置付け、台湾海峡危機終息のために米国が介入する公式的承認を獲得し、それによって台湾海峡の「現状維持」を試みようとするものであった²⁵。54年10月半ばから、蔣廷黻国連代表は、顧維鈞駐米大使、葉公超外交部長と協議をはじめ、国連安保理停戦案による試みを拒否するとの結論に達した。その理由は、国連安保理停戦案によれば大陸沿岸諸島問題を国連に委託することになるだけでなく、「現状維持」の固定化を公言すれば中国国民党政府の大陸反攻が今後行い得ない状態を生み出してしまうことになる。それは、事実上の「二つの中国」の容認となるとの結論であった²⁶。そして、10月20日、顧大使は、ロバートソン極東担当国務次官補に国連安保理停戦案の現状維持の立場を受け入れることはできないとのメッセージを伝えた²⁷。

11月1日、中国の大陳島への爆撃、他の大陸沿岸諸島への砲撃が開始されると、翌日国家安全会議は、台湾との相互防衛条約締結に向けての交渉を開始すること、同時に停戦案を中華民国政府に受け容れさせること、条約の適用範囲に限定を加えることなどを決めた²⁸。同時に米台間では密かに話し合いが始められたが、その立場の相違は大きかった。中華民国政府は、条約締結により政府の正統性と国際的地位向上を企図し、あくまで海峡危機の終息・安定化という戦略的意味合いで捉えていた。

第一に、条約が「防衛」のためのものであるという点については、葉公超外交部長は、中華民国政府側は「大陸反攻」に固執していないとの立場を示し、当面の課題は島内にお

²⁵ 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」前掲、90ページ。

²⁶ 顧維鈞『顧維鈞回憶錄』第11分冊、前掲、360頁。

²⁷ 同上。

²⁸ *FRUS, 1952-54, vol.14, p.840.*

ける軍事力の近代化、経済の安定、政治改革だと説明した²⁹。しかし、同時に中華民国政府側には『大陸反攻』の権利を放棄したことをいまずぐに公言できるほど心理的準備ができていない」と説明し、「大陸反攻」の意思がないことを条文に明示することは避けるべきだと主張していた³⁰。結局、米台間において条約が「防衛」に専念するものであることの合意は得られたが、それを条約の規定として明文化することは避けられた。

第二に、懸案であった条約の「適用範囲」については、米国側では11月2日の国家安全保障会議において、次のような合意がなされていた。すなわち、適用範囲はあくまでも「台湾・澎湖諸島」として、「大陸沿岸諸島」への対応については「曖昧」にしておくこと、そして「大陸沿岸諸島を攻撃した場合、米国がいかに関与するののかについて共産中国を疑心暗鬼にさせておく」ことを狙いとしていた³¹。米国は、適用範囲に柔軟性をもたせることによって、中国への徒な挑発を避けると同時に、中国の軍事行動を牽制しようと試みていたのである³²。

この米台防衛条約の締結は、中華民国政府側としては表面上大きな妥協なく米国の台湾防衛をとりつけることに成功し、国内的にも蒋介石の威信を一層高めることとなった。しかし、条約の締結を実現させた実質的次元においては、中国大陸への軍事反攻を行わないとの点について、葉公超外交部長を中心とする外交によって米国との間に現実的妥協を成立させたのである。12月1日に条約が締結された後、沿岸諸島が明記されなかったことを憂慮した台湾側は、12月10日の「ダレス＝葉公超交換文書」において、「米華相互防衛条約第6条で述べられている領域および、その他の領域をともに有効に支配している」との一句を盛り込んだ³³。それは、中華民国政府が大陸沿岸を実効支配しているという点を米国に承認させ、「その他の領域」に沿岸諸島が含まれていることを暗示させたものであった。

²⁹ *Ibid.*, p.846.

³⁰ *Ibid.*, p.871.

³¹ *Ibid.*, pp.828-829, 842-851.

³² 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」前掲、94ページ。

³³ U.S. Department of State, *United States Treaties and Other International Agreements, 1955*, vol.6, part. 1, USGPO, 1956, pp.433-448.

そして 55 年 1 月 18 日、中国が一江山島を「解放」し、中華民国政府軍の同海域での根拠地であった大陳列島が、中国からの攻撃の危機にさらされた（「第一次台湾海峡危機」）。米華相互防衛条約が議会の批准を得る以前に起った事態の急展開であったため、1 月 29 日に米国議会は「台湾決議」（Formosa Resolution）を圧倒的多数で可決させ、台湾防衛の意思を再度表明した。また、台湾決議には盛り込まれなかったものの、米国政府は大陸沿岸諸島のうち金門・馬祖島の防衛に介入することを密かに決定して、その旨を台湾側へ伝えた³⁴。

台湾防衛についての米国の意思表明を獲得した後、葉公超外交部長は、条約の批准を促すために米国に引き続き滞在していた。彼はすでに米国の台湾に対する支持について懸念を感じていたのである。葉公超は行政院長への手紙のなかで、米国の一部上院議員だけではなく、ダレスとロバートソンも条約を利用して「二つの中国」論を推進している懸念があると表明し、幸いにも中共は「二つの中国」論に反対することでわれわれの助けになっているとの感想を述べていた³⁵。そして、その後、この条約が台湾海峡危機における中台および米中の軍事衝突を避けるための一種の「安全弁」として機能し³⁶、実質的には台湾海峡の現状維持が推し進められていくこととなった。

台湾側は、「二つの中国」的発想を含む米国の台湾海峡の現状維持政策に対し、実質的次元において現実的妥協を成立させることを基盤としながら、米国との関係を維持していた。すなわち、この時期の外交は、主として国内的な事情から原則上、公式には妥協を許容しえない中華民国政府の強硬外交を実質的次元における現実的な妥協によって支えてきたものであった。それは、後節において詳述するように葉公超ら対米協調もしくは国際協調を基本とする現実主義的外交官の役割に負うところが大きかったのである。

³⁴ *FRUS, 1955-57, vol.2, China*, USGPO, 1986, pp.99-104, 及び 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」前掲、97 ページ。

³⁵ 顧維鈞（中国社会科学院近代史研究所訳）『顧維鈞回憶錄』第 12 分冊（北京：中華書局、1993 年）、50 頁。

2、 1950年代中国代表権問題

国連における中国代表権問題とは、台湾をめぐる政治力学において、また台湾の中華民国政府にとって、一体いかなる意味をもっていたのであろうか。すでに第1章でも述べたように、国際連合という機構は、その本質的な点で参加主体各自の複数の利害と正義（大義名分、正当性）から成り立っており、何からの唯一絶対的な全体の利益を実現するものではなく、また権力政治に代りうるものでもない。しかし、国連の決議という世論の力は、国連の権威を感じる側の存在との相互関係において作用するなかで、一つの重要な役割を果たしてきた³⁷。そして、中国の代表権をめぐる国連における地位は、常任理事国としての大国の責任と世論形成のコミュニケーションに参画するという実質的な国際的地位と、それに付随する象徴的な作用との二つの側面をもち、その二つの側面は相互に密接に関係して展開されている。

国連における中国代表権問題は、どの政府が中国を代表するのかという問題を象徴的に表すものではあったが、実質的な問題解決をめぐる政治過程と呼び得るものではなかった。すでに述べたように、米国は紆余曲折の中で台湾の確保とその中国国民党政権を支持する政策をとり、国連創設国として名を連ねていた中華民国の政府代表は、台湾への移転後もそのまま国連総会および安保理にとどまることとなった。その米国の政策は、国連における指導力を保持するために、共産中国を締め出しておくという意味で、台湾の中華民国政府に支持を与えるものであった。しかし、結果として、それは台湾の中華民国政府に中国の正統政府としての象徴的な地位を付与するものとなったものの、国連の機能としてどの政府に正当性を認めるかという国際的な基準を与えるものではなく、むしろ国際政治における権力政治が国連の場において展開されたものといえた。

国連の代表権問題は、第一に中国史の文脈における国共内戦の延長として、国連という国際舞台において中国国民党政権と中国共産党政権が「中国の正統政府の座」を争うとい

³⁶ 松本はる香「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」前掲、98-99ページ。

³⁷ 高坂正堯『国際政治』（中央公論社、1966年）、121-176ページ参照。

う象徴的な問題であった。49年10月1日、国共内戦に勝利した中国共産党は、国名を中華人民共和国とし、中華民国が抱えていた諸々の課題を乗り越えたと自らを位置付け「新しい中国」として成立を宣言した。そして周恩来は、同年11月15日、国連に対して国民政府代表団の権限を剥奪し、中華人民共和国政府の代表が中国の唯一の代表としてその権利を回復することを要求する電報を打った。

新しい国家としての中華人民共和国の成立は、「中国」の存在をめぐる様々な可能性を生み出してしまった。その一つとして、中華民国とその中央政府が事実として完全に消滅してはならず、人民革命というかたちで新国家が成立したものの、旧来の中華民国という国家を新しい国家が完全に継承するというかたちをとっていなかった。すなわち、歴史的な文脈では、一つの国家において中央政府が転換したのではなく、中華人民共和国が新たに建設され、そして台湾に移転した国民党政府が中華民国の歴史を継承していると主張することが可能な状況が生じたのである。無論、そうした歴史的な正統性や国際法的な議論によって、国連における中国代表権問題が展開したのではなく、むしろ米国のイニシアティブによる権力政治として展開した面が強かったが、台湾とその周辺諸島のみを実効支配する政府の主張を支えるものとして、その後も歴史的な正統性の議論は一つの機能を果たすことになった。

まず、50年1月に、ソ連が、安保理事会において「国民政府代表の信任状を否認し、安保理事会から排除する」決議案を提出したが、これは否決された。この「信任状否認方式」とよばれる決議案では、中華民国政府代表は安保理事会あるいは総会の当該会期から排除されるが、これに代わって直ちに中華人民共和国政府代表が招聘され出席が認められることにはならない³⁸。また、50年9月19日から開催された第5回国連総会において、キューバが「国連による代表権承認」問題を総会に議題として提起し、カナダは中国代表権問題解決のための「特別委員会」の設置を提案した。インドとソ連もそれぞれに中華人民共

³⁸ 佐藤栄一「東アジアの冷戦と国連」山極晃編『東アジアと冷戦』（三嶺書房、1994年）、328-329ページ。

和国政府代表の総会への参加を求める決議を提出したが、これらも否決されるなど、50年6月からの朝鮮戦争での対立を反映して、国連総会では激しい攻防が繰り広げられた。

すでに述べたように、朝鮮戦争が勃発する以前においては、米国は中国との関係を緊張させてはいたが、早々に中華人民共和国を承認した英国の後塵を拝する可能性は高かった。しかし、米国は、台湾の中華民国政府を安保理から追放して中華人民共和国を加盟させるとのソ連の提案に対して安保理で反対投票を行ない、またそのほかの国家も中国が北ヴェトナムを承認したため反対や棄権に回ったため、この提案は否決された。その後朝鮮戦争の勃発により、トルーマン大統領が第七艦隊を台湾海峡に派遣し、対中政策を大きく転換させることとなった。武見敬三が分析したように、蒋介石は内戦での劣勢状況にあって、48年頃からすでに国民党政府存続のための台湾防衛戦略として、「内戦の国際化」を意図していたが、この朝鮮戦争を機にそれが実現することとなった³⁹。そして中国の軍隊が朝鮮戦争に参戦したことによって、西欧諸国家ももはや中国共産党の政府を国連に加入させることに賛成しえなくなったのである。

しかし、実際に中国大陸を実効支配しているのは、北京の中華人民共和国政府であり、中華民国政府は台湾と金門・馬祖・澎湖諸島を支配しているに過ぎなかった。この現実からいえば、中華民国政府が20年にわたり中国全土を代表して国連での中国の代表権を維持し、中華人民共和国政府の加盟を阻止していたことは、当時の現実を反映していたといえないことは当然である。そして、逆に、その後中華人民共和国政府が、台湾とその周辺諸島をふくむ中国全土を代表して国連での議席を有するとするのにも、同様に一種の虚構を含んでいると考えざるをえない。

そもそも、こうした現実とのギャップが維持されつづけたということ自体、国連の一つの性質を反映しているものであり、近代の主権国家、国民国家によって構成されているはずの近代の国際体系においては、この中台関係を平和的に現実的に解決することが相当に

³⁹ 武見敬三「台湾をめぐる危機の原型」小此木政夫・赤木完爾編『冷戦期の国際政治』（慶応通信、1987年）、168-190ページ。

困難であることを示していた。その一つの要因として、国連にはこの種の問題を処理する規定を十分に備えていなかった。

すなわち、代表権問題が様々な形式をとって争われた一つの要因は、国連憲章には代表権問題についての明確な規定がないということにある。憲章においては、「加盟国の地位」について、第4条1項で「国際連合における加盟国の地位は、この憲章に掲げる義務を受諾し、且つ、この機構によってこの義務を履行する能力および意思があると認められる他のすべての平和愛好国に開放されている」とされ、その加盟については同条2項において、次のように定められている。すなわち、「前記の国が国際連合加盟国となることの承認は、安全保障理事会の勧告に基づいて、総会の決定によって行われる」⁴⁰。

したがって、中華人民共和国が新規に加盟申請を行なうのであれば、加盟に関わる手続きは、まず安保理の勧告に基づいて、総会で出席・投票国の三分の二の賛成を得て可決されることになる。しかし、当時安保理の常任理事国として中華民国政府代表がいたわけであるから、拒否権を行使することによって、中華人民共和国の加盟は容易に阻止されることになったであろう。そこで国連における中国代表権問題は、単純に中華人民共和国の加盟問題としてではなく、むしろ上記のような加盟手続きを避け別の方式を模索した動きとして展開することとなった。すなわち、中国代表権問題は単純な中国共産党政府の加盟問題として見るのは誤りであって、むしろ厄介な加盟手続きを避けている点が一つのポイントであったのである⁴¹。

国連において最初に中国代表権問題が論議の対象とされたのは、ソ連が50年の安保理理事会においてこれを提起してからである。これ以後71年に中華民国政府代表が国連からの脱退を宣言し、中華人民共和国政府の招請が決まるまでの21年間にもわたり中国代表権をめぐる攻防が続くことになる。この間、中華人民共和国政府の招請を企図して、「信任状」方式、「緊急動議」方式、「議題採択」方式などの様々な措置が試みられた。これに対

⁴⁰ 山本草二（ほか）編『国際条約集』（有斐閣、1994年）、11ページ。

⁴¹ 天羽民雄『多国間外交論—国連外交の実相』（PMC出版、1990年）、391ページ。

し台湾もしくは中華民国政府を擁護する立場をとる国々は、「審議棚上げ(モラトリアム)」案や「重要事項指定決議案」などによって中国代表権の変更を先送りしてきたのである。

1951年の第6回総会から60年の第15回総会までの期間は、審議棚上げ案が毎年可決されることにより中国代表権問題の実質的な審議は行われなかった。すなわち、中華人民共和国政府代表を招請しようとするグループは、「議題採択」方式(51年)、「信任状否認」決議案(52年)、「緊急動議」方式(53～55年)、「議題採択」方式(56～60年)によりそれを試みたが、「国民党政府代表を総会から排除し、中共政府代表を総会に出席させるいかなる提案の審議も延期する」という審議棚上げ案は、それら様々な方式についての総会での審議を拒否することに成功したのである。

台湾の中華民国政府では、当初「モラトリアム」という言葉の使用にも抵抗感を示し、「米国は現在中華民国を支持しているが、将来いつでも支持しないことがありうることも表している」との不安を抱えていた⁴²。そして、この不安定な状態からの改善を目指しより確実な支持獲得のために、第9回総会では「先送り」の後を削り、また第11回総会では「本年度」の語句を削除するなどの技術的な微調整を試みていたという⁴³。

しかし、<表 1>に明らかな通り、この期間にモラトリアム案への賛成国数はほとんど増えていないのに対して、逆に反対国数は次第に増えていった。また、国連加盟国の中でも、中華人民共和国政府を承認する国の数が漸次増えていったので、相対的に賛成国の比率が低下したのである。最終的には、60年の第15回国連総会で、賛成42、反対34、棄権22となり、賛成率が42%と5割を割り込んだため、米国は次の61年の第16回総会から新たな手法への転換を図った。

⁴² 高朗『中華民国外交関係の演変(1950～1972)』前掲、184—185頁。

⁴³ 同上。

<表 1> 中国代表権問題審議棚上げ案の表決

総会	年	賛成: 反対: 棄権 (賛成率)	PRC 承認国 / 国連加盟国
6	1951	37: 11: 4 (71%)	22 / 60
7	1952	42: 7: 11 (70%)	22 / 60
8	1953	44: 10: 2 (79%)	22 / 60
9	1954	43: 11: 6 (72%)	22 / 60
10	1955	42: 12: 6 (70%)	23 / 60
11	1956	47: 24: 8 (59%)	26 / 80
12	1957	47: 27: 7 (58%)	26 / 81
13	1958	44: 28: 9 (54%)	31 / 82
14	1959	44: 29: 9 (54%)	32 / 82
15	1960	42: 34: 22 (42%)	36 / 99

出処：安藤正士・入江啓四郎編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、1975年）及び河邊一郎編『国連総会・安保理投票記録：国際問題と各国の外交姿勢』（新聞資料センター）各年版より作成。

<表 2> アルバニア案の表決

総会	年	賛成: 反対: 棄権 (賛成率)	PRC 承認国 / 国連加盟国
5	1950	16: 33: 10 (27%)	21 / 60
16	1961	36: 48: 20 (35%)	35 / 104
17	1962	42: 56: 12 (38%)	38 / 110
18	1963	41: 57: 12 (37%)	40 / 112
20	1965	47: 47: 20 (41%)	46 / 117
21	1966	46: 57: 17 (38%)	46 / 122
22	1967	45: 58: 17 (38%)	46 / 122
23	1968	44: 58: 23 (35%)	49 / 126
24	1969	48: 56: 21 (38%)	49 / 126
25	1970	51: 49: 25 (41%)	53 / 127
26	1971	76: 35: 17 (59%)	67 / 131

出処：安藤正士・入江啓四郎編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、1975年）及び河邊一郎編『国連総会・安保理投票記録：国際問題と各国の外交姿勢』（新聞資料センター）各年版より作成。

一方、中華人民共和国政府加盟を支持するアルバニアなどの国々からは、「中華人民共和国政府のすべての権利を回復し、同政府代表を国連における中国の唯一の合法代表と認め、蒋介石の代表を直ちに国連から追放することを決定する」という、所謂「アルバニア

案」が提出されていた。そして、この決議案に賛成する国の数は、中華人民共和国承認国の増加に伴い次第に増えていったが、65年に賛成と反対が同数となったのをピークにして、それ以降60年代末まで大きく変化はしていかなかった（<表2>参照）。

1961年から米国が始めた新しい方法は、国連憲章第18条を引用して、「中国代表権を変えるいかなる提案も重要問題である」とする提案であった。所謂「重要事項指定決議案」は、この決議案が可決されると、その問題に関わる提案は三分の二以上の賛成票を獲得しなければ可決されないというものであった。この方式により、61年から70年までの間アルバニア案の可決は阻止されたが、モラトリウム案とは異なり中国代表権問題を総会の正式議題として審議するという意味においては、中華民国政府にとって歴然とした立場の後退となったのである⁴⁴。

この重要事項指定方式への転換の背景には、新規に加盟をしてきたアジア・アフリカの諸国家の動向が無視しえないものとなり、米国が国連総会における影響力を従来のように発揮するためには、以前にもましてコストが増大するという状況があった⁴⁵。事実、60年の国連総会では、アフリカの新興独立国家16ヶ国およびキプロスが加盟し、AAグループは国連全加盟国99ヶ国のうち45ヶ国を占めることになっていた。第15回総会の中国代表権問題の採択においては、その16ヶ国はすべてモラトリウム案に棄権票を投じていた。すなわち、中国代表権問題のイニシアティブは、その後60年代を通じて「第三世界」によって握られていくこととなったのである。

そして、この61年は、台湾の国連問題をめぐる外交政策においても一つの分水嶺となった。すなわち、上記の重要事項指定決議案とモンゴルの加盟問題との間で、この年台湾の中華民国政府は重大な決断を迫られることとなったからである。

⁴⁴ 天羽民雄『多国間外交論—国連外交の実相』前掲、395ページ。

⁴⁵ 同上、187—189頁。

第2節 ケネディ政権と「二つの中国」論

1、重要事項指定方式への転換

1950年6月に朝鮮戦争がはじまって以来、米国は自身の安全と利益に基づいて、中国の内戦によって作り出された極東問題を解決するために、公式には「共産中国の封じ込め」を標榜しつつも、基本的に「二つの中国」、もしくは「一中一台」の姿勢を内在させてきた。そうした米国の姿勢は、50年代後半から台湾海峡の現状維持を作り出すなかで表出されてきていたが、59年9月1日、米国議会上院外交委員会の要請で、米国の外交政策についての研究報告である「コンロン報告」が提出された。その報告では、米国のアジア政策のうち、特に中国政策に係わる部分で次のような提起を行っている。すなわち、北京が国連に加盟することに賛成し、台湾に対しては「台湾共和国」を樹立し国連の普通会员とするが、米国政府は中華民国政府に対し協力して台湾を守る義務を従来どおり負うことを声明するというものであった。そして、中華民国の国軍は金門・馬祖を退却し、住民の移住希望者はその希望どおりにする。さらに「台湾共和国」成立後、台湾の大陸難民がもし台湾を離れたいと望むならば、その解決に米国は協力すべきである。そして、北京とは通商条約を締結し、事実上の承認とするとの内容を含んでいた。また、60年4月号の「フォーリン・アフェアーズ」は、「中国問題を再検討する」という長文を載せ、米国は北京を承認し、中華民国は金門・馬祖を放棄して「中台国」(Sino-Formosa Nation)を建設すべきであると主張されていた。

ケネディ政権では、国連の中国代表権問題について、モラトリアム方式ではもはや勝てないとの判断を下していたが、より戦術的に効果的に中華民国政府の議席を確保し共産中国の加盟を阻止するための別の手段を模索するだけではなく、それ以上のことを検討していた。すなわち、ケネディ政権の一年目において共産中国の国連加盟をゆるすことは、国内政治的考慮から回避すべきであるとの立場から、61年の国連総会では共産中国の国連加盟を阻止するための方策を真剣に検討したが、より長期的には共産中国の国連参加に向けて門戸を開く立場への移行を検討していたのである。それは、継承国家論により、中華民

国政府の国連における議席を残したまま中華人民共和国政府にも国連に参加する道を開いておくことによって、多数の支持獲得をより少ないコストで実現しうる方策への移行であるとともに、さらに中国代表権問題を未解決にしているという道義的責任を北京側へ移そうとするものであった。

1960年の国連総会の結果を受け、次回国連総会においていかに中華民国政府の国連での代表権を確保するかという問題をめぐり、国連大使蔣廷黻と駐米大使葉公超は各国との協議を続けていた。そのなかで、モラトリアム案をもう一年使えるかどうかを模索していた葉公超らは、米国側が何らかの変化を望んでいるとの明確な立場に直面することとなる。

61年3月17日および22日、葉公超はラスク国務長官と会談し、中国代表権問題についての非公式な協議を行った。この協議を通じて、米国側は、モラトリアム案は61年秋の国連第16回総会においては有効な対策とはなり得ないとして、中華民国政府側が **all-or-nothing** の立場をとるのか、あるいは国連での議席維持に重点を置くのかについてその立場を質した⁴⁶。米国は、これまでのようにモラトリアム案によって国連の多数の加盟国を説得することは難しいと感じ、英国をはじめとする中華人民共和国をすでに承認している国家の協力をも要請しうる有効策を模索していたのである。

さらに、ラスク国務長官は、中国代表権問題を重要事項として総会において取り扱うことを示唆した。すなわち、中国代表権問題を総会で議論すべきであると多くの国が考え、モラトリアム案に否定的であるだけでなく、最悪の場合それが資格問題、すなわち中国の議席に誰が着くべきかという問題として議論されることになれば、北京の中華人民共和国政府が中華民国政府に代わりその席につくということになりかねないとの状況認識を示した。そして、米国としては、「台湾がすでに有しているもの」を確保するという点について、すでに北京を承認している国家からの支持をも開拓すべきだとの考えを伝えたのであ

⁴⁶ Memorandum of Conversation, March 17, 1961, *FRUS, 1961-63, vol.22, Northeast Asia*, USGPO, 1996, pp.33-36.

る⁴⁷。台湾がすでに有しているものを確保するとは、すなわち領域や地位をも含め現状維持を示唆していたであろう。

しかし、中華民国政府側にすれば、米国のそうした立場は、実質的にも含意の上でも、国連において「二つの中国」を画策する何らかの案を模索することにほかならなかった。このため、葉公超は、中華民国の名前を維持することの重要性を主張しつつ、「二つの中国」の立場は容易に受け入れることはできないとする政府の原則的な立場を伝えるにとどめ、対応を検討するために台北へと戻った⁴⁸。

1961年3月26日、葉公超駐米大使が帰国したのをうけ、陳誠副総統官邸に、張群総統府秘書長、王雲五行政院副院長、王世杰委員、陳雪屏秘書長、周書楷委員長、沈昌煥外交部長、外交部次長許紹昌・王之珍らが集まり、深夜まで協議が続けられた⁴⁹。その協議の内容は政府内部での議論と立場を知るために非常に重要であるので、多少長くなるがそれぞれの発言を引用していく。

葉公超は、まず国連における状況および米国の認識において、モラトリアム案を継続して用いるのが困難となっていることを報告した。そして、米国における蔣廷黻代表との幾度にもわたる協議の結果として次のような立場を示していた⁵⁰。

葉公超：わが国は国連に最後の一秒までとどまるべきであり、決して軽々しく撤退を口にすべきではない。共匪が国連に入ることになった後に引き続き国連にとどまるべきかどうかについては研究を続けるべきである。したがって、わが国政府としては、当面はモラトリアム案を二ヶ月引き延ばすとの姿勢をとり、その時になって国際情勢の変化をみながら決定を行うこととする。……もし、モラトリアム案が使えない場合には、わが国としても代替案を提出すべきであ

⁴⁷ *Ibid.*, pp.33-36.

⁴⁸ *Ibid.*

⁴⁹ 「民国50年3月30日呈文 副総統與葉大使公超会談記録」 国史館所蔵資料『蔣中正介石総統檔案 特交檔案』

り、ただ座して待つことはできない。また、もしモラトリアム案を堅持すれば、これが失敗した後の嚴重なる結果についても考えておかなければならない。……運用上は、米国の新しい案の一部を採用することによって共匪の国連への参加を阻止するという目的を達成することを検討していく。(・・原文のまま。以下同じ)

そして、葉公超は、これに際して米国の政策変更はなく、万一台湾が国連を脱退することになっても米国との関係は維持され、軍事経済援助が削減されることにはならないと述べ、米国への信頼と協調の必要性に触れながら発言していた。

これに引き続き王世杰委員は、「代表権問題は、我々と共匪が対峙し中国の統一が実現するまでは、国連が中国の議席を空席にしておくという事態はありうるのだろうか。もし、暫時解決方法がみつからなければ、こうした事態も検討すべきであろう」と提案した⁵¹。また、周書楷は、「米国から誰が中国を代表して国連に加入しうるかという問題を提起できないのであるから、国際監視下において大陸で公民投票を実施し、中国人民によって中華民国を支持し中共政権を抑えるという決定を行うという提案はできるであろうか。これに共匪は絶対に反対するであろうから、そうすれば膠着状態を作り出すことができる」として戦術面における提案を行った。

一方、張群、王雲五らが表明した立場は、米国の政策への懸念を表明し、原則的立場を失った際に受けるであろう打撃の深刻さから、より原則論に近い立場をとっていた。

張群： 米国が提出した新しい方案は、完全には我々の代表権を支持してはいないようだ。むしろ、共匪の国連加盟を阻止するために、米国のこの方案は、米国が政策のうで「二つの中国」の方法によりわが国の問題を解決しようと

⁵⁰ 同上。

⁵¹ 同上。

しており、それを国連において先に試そうとしていることを示しているのではないか？

王雲五： もし、われわれが立場を失えば、われわれは台湾においてやることができず、大陸の人心をつなぎとめることはできずに、内外の同胞たちの信頼をも失うことになる。どちらにしても害があるとすれば、比較的その軽い方を選択し、必要なときには国連を脱退するべきである。かりにその他の国家が次々と共匪を承認しても、元来の立場を変えずに保持すれば復国の希望は依然として残る。

そして、この協議のなかで、原則的な立場の堅持を最も強く主張したのは、外交部長である沈昌煥であった。

沈昌煥： 現在の問題の重点は、単に技術的な問題ではない。政治的な角度から見れば、……米国側はすでに従来の立場を捨て去っているかのようであり、国連総会において共匪の加入を協議するとし、また共匪がこれを受け容れるか拒絶するかに依るとしている。また、米国側は、我々が中国大陸に再び戻ることができ、及び中国を代表するという論理の上にもはや政策を打ち立てることはできないと表明している。これは、米国が観念の上ですでに大きな転換を行ったと見るべきである。かりにそうしたことを受け容れば、台湾の国際化、台湾共和国の成立などの論調が次々と出てくるだろう。これに対し、国連脱退も辞さずとの強硬な立場で米国に回答すれば、米国は共匪国連加盟後の嚴重なる影響についてきっと理解しうるであろう、そして他の別の方法を考えるかもしれない。したがって、もはや完全に転換の余地がないということではない。

これらの議論では、原則論的立場から米国に対する強硬論を主張する意見と、戦術的な

妥協を含めて米国の政策転換に対応していこうとする立場が対立していた。そこで、最後に陳誠副総統は、「二つの中国」のいかなる提案にも反対を堅持するが、技術的にどのように対応するのかということについては、外交部により研究を続けるとして協議を締めくくった。

葉公超、沈昌煥らは、翌日（61年3月27日）午前、蒋介石と会談した。まず葉公超は蔣廷黻代表との話し合いをもとに行った米国との協議の経過報告をし、張群は昨夜の協議の要点を蒋介石に報告した。そして、沈昌煥は、台湾と中国大陸それぞれを代表して二つの政府が国連に参加することになる米国案を非常に強い調子で非難し、最後になって蒋介石は、国連脱退を辞さないとの強い決意をもって米国と協議を続けるようにとの指示を出したのである⁵²。

沈昌煥外交部長は、3月30日付けで蒋介石総統に対し「中国政府對我國在聯合國代表權問題的立場」と題する文書を提出した。そこでは、7項目にわたって詳細な説明をしつつ「二つの中国」的な立場に断固反対することを主張していた⁵³。この資料における沈昌煥の議論は、中華民国政府内部における強硬論の代表的なものであり、国連における地位と国家の原則的立場についての考え方が明確に述べられている。そこで、その重要部分について、長くなるが引用というかたちで提示しておきたい。

「反共復国」「光復大陸」という基本国策を堅持する国家の地位と目標と、国連における議席の確保との関係については、

国連において議席を保持するということはもとより非常に重要であるが、し

かし、その最大の前提として、我が国の合法的な地位を維持するべきであり、

⁵² 「民国50年3月27日 総統召見葉大使公超談話記録」 国史館所蔵資料『蔣中正介石総統檔案 特交檔案』、および周谷「葉公超與蒋介石（八）」『中外雜誌』第63卷第4期（台北、1998年4月）、57頁。

⁵³ 「民国50年3月30日呈文 中國政府對我國在聯合國代表權問題的立場」『蔣中正介石総統檔案 特交檔案』。

同時に我が国政府の立場に違反しないということがある。かりに国連における上述の地位と立場を維持することができなくなり、そのうえで国連における議席を守るとすれば、そのあるべき意義と作用を失うことになる。国家の利益に基づき、国連での議席を守るために、国家の地位と反共目標に損害をこうむらせることはできない。

と述べ、中国を代表する合法政府・正統政府としての中華民国政府の立場と地位を確保することができないのであれば、国連の議席を確保する意義は見出しえないとしていた。また、沈は、米国の政策は実質的には「二つの中国」の提案であり、それにより「大陸における全主権を放棄することになること」「民心及び海外華僑、大陸同胞の士気が下がること」「共匪による統戦活動の拡大の結果、内部に動揺が生み出されること」などを理由として、断固反対の立場をとった⁵⁴。

そして、北京政府の加盟の阻止とその手段としての「二つの中国」案については、下記にみられるように、その有効性について疑問を呈していた⁵⁵。

我国は国連において中国の合法的代表であることを承認されている。したがって、今もし我々からこの資格を奪い台湾だけを代表することになれば、大陸の民衆たちには代表がないということになる。そうなった場合には、共匪の加盟を阻止することについてはすでに法律上の根拠を喪失してしまっており、その国連加盟を有効に阻止することは一層できなくなるであろう。したがって、共匪が台湾を絶対に放棄しないことに鑑みて、その後には国連において台湾の地位及び米軍駐留等の問題が引き起こされ、その時になれば我々の台湾を代表するという資格にも問題が生じることになろう。その結果、所謂「台湾の国際

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 同上。

化」及び「台湾の独立」などの謬論がこれに伴って出現し、共匪がその機会を作り出すに違いない。

……今後の情勢がもはや挽回不可能ということになって、国連に引き続きとどまることがその代表権を変質させることになり、どちらにしても害があるとすれば、その比較的軽い方を選択し、むしろ国連を脱退し国家の立場と尊厳を保持することによって、将来に補救の道を残す。

そして最後に、「国の根本に係わることになれば、立場を最後まで堅持し、引き下がる余地を考えるとなく、過去の抗日がそうであったように、今日の反共抗ソもまたそうあります」と述べて、戦術的な妥協の危険性を強調し、強硬姿勢で臨むことを強く主張していた。沈外交部長は、葉公超及び国連代表蔣廷黻に対し、米国政府との間で再度モラトリアム案を使用する方向で協議することを指示した⁵⁶。

一方米国では、4月はじめ、ケネディ大統領と訪米中のマクミラン英首相との間で中国代表権問題が協議されていた。英国側は、国連総会において北京政府の加盟問題が取り上げられれば賛成票を投じるほかないが、この問題を積極的に進めることよりもむしろ米国との共同歩調をとるという立場であった。この会談では、英米の基本的な立場は現在の台湾の立場を守ることであるとし、中国代表権問題における何らかの解決を引き延ばし、その間に継承国家論を模索することが了解事項とされた⁵⁷。米国の立場は、「一中一台」的な英国の立場により近づいていたのである。

米国に戻った直後に葉公超はラスク國務長官と会談し、まずモラトリアム案の有効性に関し2ヶ月程度の共同調査を行うよう要望した。その一方で、葉は、モラトリアム案が次回国連総会で有効であるとの立場に固執していないことも示唆したのである⁵⁸。この会談

⁵⁶ 「民國50年4月1日訓令 外交部沈奉總統及兼院長核示訓令葉大使及蔣代表在聯合國代表權事宜依序辦理」 国史館所藏資料『蔣中正介石總統檔案 特交檔案』18冊-9。

⁵⁷ Memorandum of Conversation, April 5, 1961, *FRUS, 1961-63, vol. 22*, pp.42-45.

⁵⁸ Telegram From the Department of State to the Embassy in the Republic of China, April 5, 1961,

でラスク国務長官は、葉公超に対し、「全中国の事実上の政府としての中華民国政府の承認、中華民国政府への支持が内戦の継続あるいはその大陸反攻への支持を意味すること」の二点で中華民国政府は孤立していると厳しく指摘した⁵⁹。これに対し、葉公超は、ラスクの指摘するその事実を認めながらも、そうした問題が外交上提起されることを拒否し、「二つの中国」を示唆するいかなる戦術も、その限界は54年の米台相互防衛条約と58年「蔣・ダレス共同声明」にあると考えていることを伝えたのである。葉公超は、武力による大陸反攻の放棄と考えられる58年の共同声明からの更なる後退を避け、中華民国政府として180度の政策転換を意味することのない方式を模索していたのであった。

ケネディ大統領から蒋介石総統へ送られた4月17日付の書簡では、こうした会談をふまえ、現在の問題は国連における中華民国の地位を確保するための戦術的な問題にあり、この点は葉公超大使との緊密な協議のうえに進めると伝えて台湾側を安心させようとした⁶⁰。しかし、沈昌煥は、4月20日、ドラムライト大使に対して最近の米国の立場は「二つの中国」に基づいていると強く懸念を表明した。

5月26日、クリーブランド国務次官からラスクを通じてメモが大統領へと届けられた⁶¹。そのメモでは、国務省としては、蔣廷黻と葉公超との会談から継承国家論が国連で可決された場合に、中華民国政府側が黙認する可能性を見出しており、中華民国政府の黙認を取り付けるよう説得することを提案していた。ドラムライト大使は、台湾側が妥協する可能性について台北の外交部へ打診するとともに、継承国家論への台湾側の方針をさぐったが、当然のことながら許紹昌外交部次長は、これを断固として否定した⁶²。これまでのワシントンにおける国務省と葉公超らの協議における感触と、台北における外交部とドラムライト大使の協議のそれとでは、すでに議論にかなりの温度差が生じていたのであった。ドラムライトのこうした行動は、台北を一層強硬にただけではなく、ワシントンで協議を続

ibid., pp.46-48.

⁵⁹ *Ibid.*

⁶⁰ Letter From President Kennedy to President Chiang, *ibid.*, pp.50-51.

⁶¹ Memorandum From Secretary of State Rusk to President Kennedy, *ibid.*, pp.66-69.

ける葉公超らに対しても、米国に対し妥協的な態度をとっているのではないかとの疑念を引き起こし、国内における立場を悪くさせた。そして、ラスク国務長官のドラムライトに対する苛立ちも強まっていたのである。

2、モンゴル国連加盟問題

中国代表権問題をめぐり、モラトリアム案からの戦術的転換が模索されていた時期、もう一つの問題が米台間にもちあがった。61年4月半ば、米国がモンゴルとの国交樹立を模索し、モンゴルの国連加盟提案に対して支持を与える可能性があることが表明された。沈外交部長は、4月21日、ただちに米国の政策転換に強い懸念を表明し、「米国がモンゴルを承認すれば、わが国にとって不利なことはもとより、全世界の反共人士はこれを米国が中共を承認する前触れだと考えるであろう」として、モンゴルの国連加盟には断固反対する旨を伝えた⁶³。

台湾の中華民国政府は、もとよりモンゴルは独立国家の資格がないと主張し、55年の国連安保理においては初めて拒否権を行使してモンゴルの国連加盟を阻止した経験があった。しかし、今回のモンゴル加盟問題は、55年のとき以上に複雑な問題として提起されていた。第一に、55年の時のようにソ連の提案に対して原則的対応を堅持するというわけにはいかず、自由主義陣営のリーダーである米国がモンゴルとの関係樹立を検討している状況へ対処しなければならぬという矛盾に満ちた状況であった。第二に、その米国の政策は反共政策の何らかの転換を表しており、ひいては中共承認へ結びつく可能性があることを台湾側は非常に懸念していた。6月5日、沈外交部長はドラムライト大使に対し備忘録を渡し、ソ連の中ソ同盟条約における違反行為を譴責しつつ、「モンゴルの地位は中華民国が大陸を回復してから議論すべきである」と伝えた。また、モリタニアの加盟問題がモンゴル問題と結び付けられることについては、すでに中華民国政府はアフリカ12ヶ国に対してモ

⁶² 周谷「葉公超與蔣介石（八）」『中外雜誌』前掲、1998年4月号、58頁。

⁶³ 周谷「葉公超與蔣介石（九）」『中外雜誌』（台北、63巻第5期）1998年5月号、60—61頁。

リタニアの加盟に賛成することを説明しており、これらは別問題であるとする立場から、米国はむしろモリタニア加盟とモンゴル加盟問題とを抱き合わせるかたちで論じようとするソ連に対して圧力をかけるべきだと主張した⁶⁴。

この強硬な中華民国政府側の姿勢に対し、米國務省は、「米国はモンゴルから公館を設置することについての十分な保証を獲得する以前は、国連安保理において棄権という方式をとるが、もしモンゴルが米国との国交樹立を受け入れれば、その国連加盟については賛成票を投じる」と伝えた。さらに米国側の情報によれば、もし中華民国がモンゴル加盟を阻止することによってモリタニアの加盟もできないという状況になれば、12ヶ国のフランス語系アフリカ諸国は中華民国と断交し、中共の国連加盟に賛成するだろうとの観測を伝えている⁶⁵。

米台は、自らの立場を主張して対立していたが、そうした状況下でも葉公超は、モンゴルとソ連の隣接地区でソ連は三箇所にわたり地下核実験を行っており、もしここに米国が公館を設置することができれば、日本の北部を経由してウランバートルへと飛び、ソ連の地下核実験施設を偵察できるようになると、米国のモンゴルへの接近を図る戦略的な意図を外交部へ伝えた⁶⁶。それによって、葉公超は、ソ連の「桐喝」外交への反発と米国への不信感をつのらせる台湾の外交部に対して、米国の政策が「台湾切捨て」への転換ではないことを強調しようとしていたと考えられる。

ドラムライト大使は、6月19日、再度沈外交部長に対してモンゴル加盟問題での自重を促した。「もし、この問題を過剰に重視してモンゴルの加盟を阻止すれば、中国代表権問題に危険がおよび、ひいては中共の加盟を引き起こすことになる。もし、そうした事態になれば、各国は次々と中共の承認へと走り、中華民国政府の立場はしだいに孤立化していくことになりかねない」と説得を試みたのである⁶⁷。しかし、沈外交部長の態度は依然とし

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 同上、61頁。

⁶⁶ 同上。

⁶⁷ 同上、61—62頁、及び Telegram From the Embassy in the Republic of China to the Department

で強硬なもので、対米不信を強く表していた。

また、蒋介石も同様に激しい不信感を米国に対して表明した。蒋介石は、「事前にわれわれと協議することもなく、一方的な行動をとっている」として、「とりわけ、米国が一方的な行動の後に、我々が提出した意見を重視することもなく、はなはだしい場合には意にもかけていない。こうしたわが国を侮辱する態度は受け容れられない。わが国民族の独立した存在を守るために、今後はいかなることがあろうとも、二度と第二のヤルタ会談の苦渋をなめることはできない」、「米国がモンゴルとの関係樹立を模索することは、アジア反共国家の観点からすると、米国が中共を承認する前触れであり、米国の元来の確固たる反共の立場に疑念が生じることは避けられない」と非常に感情的に米国に対する不信感を表明していたのである⁶⁸。

ドラムライト大使は、ワシントンへと一旦戻り国務省との協議を重ねた、そして、再び台湾へと戻り、7月6日、沈外交部長と会談した。ドラムライト大使は、中華民国政府がモンゴル国連加盟問題で態度を変更することを期待していたが、沈は「モンゴルが加盟すれば、若干の共産国家も次々と加盟を申請してくるだろう。その影響は、おそらく收拾のつかないものになる。これは単純にモンゴル加盟問題ではなく、実際には中共の加盟を引き起こし『二つの中国』を作る序幕だ」として、立場の変更は不可能との強硬姿勢を崩さなかった⁶⁹。米国のホワイトハウス・国務省・議会との協議を続ける葉公超らと、台湾国内の温度差は深刻なまでに広がり始めていた。この時期、日本に滞在中であった台湾独立運動を展開していた廖文毅の訪米に対し、米国がビザを発給することへの不満も加わり、台湾側の対米不信は一層高まっていた。このため、予定されていた蔣経国の訪米は中止されることとなった。

一方、ケネディ大統領とラスク国務長官は、台湾に同情的なドラムライト大使に不満を

of State, *FRUS, 1961-63, vol.22, pp.76-79.*

⁶⁸ 周谷「葉公超與蒋介石（九）」『中外雜誌』前掲、61頁。

⁶⁹ 同上、62頁。

感じていた。しかし、台湾における対米不信が高まっているこの時期にドラムライト大使を更迭することは、台湾側の米国への疑念と不信を一層深めることになりかねなかった。このため、この段階におけるドラムライト大使の更迭は見送られた。そして、台湾側の不満をなだめ信頼関係の回復と関係の修繕を図るために、蒋介石自身もしくは蒋介石の意思を率直に伝えられる人物との会談を提案したのである⁷⁰。その結果、陳誠副総統らが訪米することとなった。

7月29日、副総統の陳誠は沈昌煥外交部長ら一行12人を引き連れて訪米し、ケネディ大統領、ラスク国務長官らと合計4回にわたる会談を行った。7月31日午前ホワイトハウスで開催された第一回会談において、ケネディ大統領は陳誠副総統に対し「米国政府は現在まさにすべての方法について研究し、中共の国連への侵入を阻止する方法を研究しております」と述べて、米国側が全力でこの問題に努力していることを強調した。8月1日午前の陳・ケネディ第二回会談では、米国側はモンゴルとの二国間対話を停止していることを伝えながら、問題は中国代表権問題において十分な票数が獲得できるかどうかにあるという点を強調した。この話し合いの中で陳副総統は、米国がモンゴルの次に共産中国の国連加盟を考えているのではないかという疑念は大統領と国務長官との会談により消え去ったとして、訪米による信頼関係回復の成果を伝えたが、モンゴル加盟問題における態度については、台湾国内において監察院からの圧力など国内的拘束があるとして政策転換の困難を吐露していた⁷¹。

8月9日、陳誠副総統兼行政院長は、葉大使に密電を送った。そこには、我々としてはモンゴルがもし安保理で7票の支持を得られないという状況になれば、棄権すると述べられていた⁷²。沈昌煥外交部長が示していた強硬姿勢と比較すれば、陳誠のこの立場は多少とはいえ変化を示していた。しかし、その後の蒋介石のケネディ宛書簡にもみられるよう

⁷⁰ Letter From President Kennedy to President Chiang, *FRUS, 1962-63, vol.22*, pp.95-97.

⁷¹ *Ibid.*, pp.104-110.

⁷² 周谷「葉公超與蒋介石（九）」前掲、62頁。

に、蒋介石及び外交部は依然としてモンゴル加盟否決を堅持し、ケネディは再三にわたり中国代表権問題を持ち出して、中華民国政府に対し国連にとどまり中共の加盟を阻止するよう勧めるという応酬が続いた。

陳誠の帰国後、8月26日付けでケネディ大統領宛てに送られた蒋介石の書簡では、米国に対する感謝と米国の政策に対してできる限りの協調をしていく立場を表明しながらも、モンゴル加盟問題については下記のように述べられていた⁷³。

ただモンゴル加盟問題だけは、わが国の基本国策と国連憲章の原則に及ぶことであり、かりに容易に立場を変えようとしても、実際には選択の余地がないのです。閣下にはこのことを明確にご理解いただいて、その苦衷をご理解いただきたい。

ケネディ大統領および国務省としても、政権発足一年目に中華人民共和国が国連に加盟してくることは、国内政治的な考慮から阻止しようと考えていたため、交渉の重点を中国代表権の維持へと移し、それを理由としてモンゴル加盟問題での台湾側の妥協を獲得する可能性を模索していた。しかし、陳誠副総統の訪米は、米国への信頼回復とその信頼を獲得した中華民国政府の威信回復へと向かわせたものの、次節で見るように、台湾側は国内事情による制約から妥協は非常に困難な状況にあった。

第3節 蒋介石の決断—政策転換と葉公超駐米大使の辞任

1、米国務省と中華民国外交部の確執

中華民国政府がモンゴル問題で拒否権を行使すれば、米国が提案する中華民国の議席を保持する何らかの方策は可決されない可能性がある。米国は、中華民国政府の譲歩をとり

⁷³ Transmitted in telegram 195 from Taipei, August 27, *FRUS, 1961-63, vol.22*, pp.134-135.

つけることができないまま、国連にモンゴル問題が提出される日が近づきつつあった。

8月15日付けのケネディ大統領から蒋介石総統への書簡では、この問題に関して、もし中華民国政府が拒否権を使わなければ、米国は棄権に回るとの意向が伝えられた⁷⁴。大統領特別補佐官バンディは、台湾側ではこの手紙が国務省の見解にすぎず、真の友人であるケネディ大統領の見解ではありえないと受けとられていることを懸念し、8月22日に葉公超駐米大使と会談した⁷⁵。バンディは葉大使に対して手紙の真意を説明しようと試みるうちに、葉公超が中華民国政府のモンゴル問題における政策転換を模索していることを見出した。バンディと葉は、もし中華民国政府がモンゴルを拒否しないという非公式の保証をすれば、その見返りとして米国は、中国代表権問題についてフランス語系アフリカ諸国から最大限の支持を獲得するように喜んで協力するという条件によって取引を試みようとしたのである⁷⁶。このメッセージは、葉公超がこうした提案に関わっていることは伏せられたまま、国務省の指示によってドラムライト駐米大使から沈昌煥外交部長へと伝えられた。沈昌煥外交部長を中心として原則重視の外交を展開する政府に対して、そうした政策転換を促す動きは葉公超にとって危険な行為であり、また葉がワシントンにおいて妥協の可能性を示していることが台北に伝われば、台湾側の態度を一層硬化させる可能性もあった。

9月5日、ラスク長官と中国代表権問題について話し合ったケネディ大統領は、席上、「スチーブンソンは、国連総会の研究委員会が62年の国連総会の議論に向けて継承国家論のアプローチにもとづき基本的には『二つの中国』による解決を進めていいかどうか、また中国代表権問題に関する米国の立場のために、フランス語系アフリカ諸国のなかで支持を獲得するために、もしそうした投票が実質的に助けとなるとスチーブンソンが判断した場合、モンゴルの国連加盟申請に関し、安保理において肯定的な票を投じてよいかどうか

⁷⁴ *Ibid.*, p.128.

⁷⁵ Memorandum From the President's Special Assistant for National Security Affairs(Bundy) to President Kennedy, August 22,1961, *ibid.*, p.128.

⁷⁶ *Ibid.*

か」との二つの質問を受けた。それらの質問に対してケネディ大統領は、肯定の回答を与え、さらにポイントは今年共産中国を国連に入れないでおくことだと述べた⁷⁷。

ケネディ大統領は、9月6日付けで蒋介石総統へ書簡を送り、強く再考を促した⁷⁸。これへの返書として出された蒋介石総統の書簡では、モンゴルの国連加盟を承認することは、「国際的な恐喝」に屈服することになり、そうした中華民国政府の道徳的な立場の放棄は、あまりに「致命的な一撃」であり、国連に残ることではそれを補いきれないと述べていた⁷⁹。陳誠副総統帰国後の8月後半以後の台北の雰囲気について、ドラムライト大使は、「深い憂鬱と不満が、モンゴルと中国代表権問題において譲歩をするくらなら、いっそ船とともに沈んでしまおうといった決意と混ざり合っている」とその悲壮感を伝えている⁸⁰。しかし、こうしたドラムライト大使からの中華民国政府に同情的な報告は、ラスク国務長官の不満を招いていた。ラスク国務長官は、そうした憂鬱や不満は中華民国政府自身の決断によるものであり、駐華大使は中華民国政府高官の米国の動機に対する疑惑へは迅速に反応し、この状況の重大性を明確にして台湾側からの協力を求めるべきだと叱責した⁸¹。

中華民国政府は、依然としてモンゴル加盟を否決するという既定方針のまま、9月外交部長らを訪米させた。9月29日、ラスク国務長官は、沈外交部長に対し、モンゴル加盟で拒否権を使えば、中国代表権問題では北京招請台北追放という事態になりかねないとの深刻な状況を説明し、かつこれまで米国が払ってきた努力に対して台湾側が価値を見出さないのであれば、その結果は不幸にも将来の二国間関係に影響を与えることになるだろうと最後通牒のような強いメッセージを送った⁸²。そして、この強いメッセージは、蒋介石総統の政策変更への動きを生み出したようであった。

⁷⁷ *Ibid.*, pp.133-134. Arthur M. Schlesinger, Jr. *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House*, (Boston: Houghton Mifflin Company, Cambridge: The Riverside Press, 1965), p.483.

⁷⁸ Telegram From the Department of State to the Embassy in the Republic of China, September 6, 1961, *FRUS, 1961-63, vol.22*, pp.134-135.

⁷⁹ *Ibid.*, p.137.

⁸⁰ Telegram 237, September 11, 1961, *ibid.*, p.137.

⁸¹ Telegram From the Department of State to the Embassy in the Republic of China, September 6, 1961, *ibid.*, pp.137-138.

⁸² Telegram From Secretary of State Rusk to the Department of State, September 29, 1961, *ibid.*,

2、蒋介石の面子と政策転換

10月2日、ドラムライト大使は蒋介石総統と会談した。その際、蒋介石総統は7項目にわたる質問を用意していた。その質問のほとんどは、中華民国政府が拒否権を使った場合の対米関係に対する影響についてであった⁸³。蒋介石総統は、米国との関係悪化を懸念し、和解への「新しい自発的意志」を示し始めたのである。台北における政策変更の可能性を見出したラスク国務長官は、安保理がモンゴル加盟について提起せずに休会したことによってできた時間を最大限活用しようと動きを早めた。ワシントンでは、葉公超がバンディに対し、ケネディ大統領から蒋介石総統への個人的なメッセージを届けることが決定的に重要だと伝え、またドラムライト大使も、ケネディ大統領の個人的なメッセージと中華民国政府が拒否権を使わなかった場合の見返りとして米国が棄権することが必要だと伝える電報を送っていた⁸⁴。国務省も、早急に蒋介石へメッセージを送ることを検討し始めた。

10月5日、ケネディ大統領から蒋介石総統宛のメッセージが伝達された。しかし、蒋介石総統はさらに米国に対して次のことを要望した。すなわち、ひとつは政策転換は立法院に責任を負う行政院長を辞任に追い込むことになるかもしれない、当局と軍隊、大衆に対して転換を説明するという手ごわい仕事に直面することになるため、ケネディ大統領が中国代表権問題で拒否権を使用することがありうるとの声明を出すこと、さらに、そうした保証が今年のモンゴル加盟が翌年の共産中国の加盟へとつながらないための再保証となることを要請したのである⁸⁵。

バンディは、10月11日に記者会見で発表するための原稿を早速立案し、大統領の同意をとったが、ラスクはこれに対して批判的であった。というのも、重要事項指定決議案に

pp.140-141.

⁸³ *Ibid.*, pp.142-144.

⁸⁴ Memorandum From the President's Special Assistant for National Security Affairs (Bundy) to President Kennedy, October 4, 1961, *ibid.*, pp.145-146.

⁸⁵ Telegram From the Department of State to the Embassy in the Republic of China, October 5, 1961, *ibid.*, p.149.

対する支持を集めることが重要であるこの時期に、安保理での拒否権への言及や政策が今後もずっと維持されるということを示唆する発言は、逆効果だと彼は考えていた⁸⁶。したがって、記者会見では、北京の加盟に強く反対することと中華民国を支持する立場をあらためて強調はするが、安保理における拒否権の行使に関わる点については言及を避けようとしたのである。

10月8日、蒋介石は葉公超へ電報を打ち、もし米国政府の公的声明が得られないのであれば、モンゴル問題の否決の準備をするよう指示を出していた。そのなかで蒋介石は、「外電で私がモンゴル省について否決を放棄したとのニュースが伝わってから、人心には不安感が募り世論は激昂している。さらに党政内部では憂慮の念が増している。あなたは外におられてこのことをまだ理解していないと思うが、影響はかくのごとくに大きい。だからこそ私は一度ならずあなたたちの言行については特別に慎重を期すべきだとお願ひしてきたのだ」と国内の苦しい状況を伝えている⁸⁷。

ドラムライト大使は、10月8日、記者会見でケネディ大統領が述べる内容を外交部へ伝達した。ラスク國務長官は、これでは蒋介石を満足させられないことを懸念するドラムライト大使に対して、「中華民国政府の度重なる要求への忍耐もそろそろ限界だ」と厳しい姿勢を付け加えた⁸⁸。ケネディ大統領による公式声明が得られないことがわかり、沈昌煥と葉公超には既定の方針のままでいくように再び指示が出された⁸⁹。その直後、陳誠副総統は急遽葉公超に帰国するよう9日、10日と重ねて急電を送った。陳誠副総統は、「いま国際的に米国に何らかの損害をこうむらせてはならない」とし、既定方針を堅持すると伝えたことは、「決してケネディ大統領に対するいかなる不信感をも意味していない」ことを強

⁸⁶ Telegram From the Department of the State to the Embassy in the Republic of China, October 7, 1961, *ibid.*, pp.150-151.

⁸⁷ 「民國50年10月8日 蔣中正指示葉公超對否決外蒙入聯合國事照原計畫實施否決」(編號17554) 國史館所藏資料『蔣中正介石總統檔案 籌筆』。

⁸⁸ *FRUS, 1961-63, vol.22, p.158.*

⁸⁹ 「民國50年10月7日 蔣中正電沈昌煥致葉公超電是我國最後立場督導代表團進行原計畫」(編號17553) 及び「民國50年10月8日 蔣中正指示葉公超對否決外蒙入聯合國事照原計畫實施否決」(編號17554) 『蔣中正介石總統檔案 籌筆』。

調したが、ケネディ大統領が声明のなかで、安保理ですべての方法を使って北京政府の国連加盟を阻止すると提示できないのであれば、「かりに私が辞職しようとも全国人民が了承するところとはならない」し、「この種の声明はいたずらにわが国の人々の懐疑を呼び起こすばかりである」とした⁹⁰。そして、とにかく大至急帰国するよう葉公超に指示していたのである。

10月10日、葉公超駐米大使は、國務省に対し陳誠副總統からの電報の内容を知らせ、「蒋介石總統と中華民國政府の面子を守るために、記者会見における声明で要望された言及をする必要を再考して欲しい」と要請した⁹¹。翌日、ラスク國務長官は、それは「国連総会において万事休す」を暗示することになるとして、公的声明で言及することを拒否したのであった⁹²。國務省としては、重要事項指定決議案に十分な支持を獲得していない時期にこうした声明をだせば「敗北主義」とみなされてしまい、加えて「二つの中国」による解決を支持する多くの国家が研究委員会の設立を真剣な提案とみなさなくなってしまうことを懸念していたのである。

葉公超はこの回答を経た後急遽帰国の途についた。その日、バンディはCIAチャンネルを使って台北のクラインとの間で動き出した。バンディは、クラインに対して、「大統領は、蒋介石總統に対して、非公式の再保証を与える準備をしている」、「この保証を最も効果的な方法かつ最も可能な人物によって蒋介石に伝達されるよう」模索をはじめ、台北に戻った葉公超と話し合うよう指示した⁹³。それらの動きについて、大統領と國務長官は知っていたが、台北のドラムライト大使ははずされていた⁹⁴。すなわち、ドラムライト大使と中華民國政府外交部のラインをはずした動きが密かに動き出したのであった。

⁹⁰ 周谷「葉公超與蒋介石（十）」『中外雜誌』第63卷第6期（台北、1998年6月）、113-114頁。及びMemorandum From Secretary of State Rusk to President Kennedy, October 10, 1961, *ibid.*, pp.152-153.

⁹¹ *Ibid.*, pp.150-151.

⁹² Memorandum of conversation, October 11, *ibid.*, p.154.

⁹³ Message From the President's Special Assistant for National Security Affairs (Bundy) to the Chief of the Central Intelligence Agency Station in Taipei (Cline), *ibid.*, pp.154-155.

⁹⁴ 克莱恩（聯合報國際新聞中心譯）『我所知道的蔣經國』（台北：聯經、1990年）、140頁。

10月13日クラインはまず蔣経国と会談し、続く14日には、その日蒋介石と会う予定の葉公超と会談して、非公式の保証とケネディ大統領の公式声明を組み合わせて蒋介石に拒否権を使わないよう説得するとの考えを伝えた⁹⁵。クラインは、葉公超との協議および蔣経国との長時間にわたる話し合いの後、蒋介石総統とケネディ大統領との間の機密の申し合わせに関する草案を作成した⁹⁶。

その草案とは、ほぼ次のようなものであった⁹⁷。

- A. 米国はモンゴルの国連加盟について投票しない。
- B. ケネディ大統領は、合意される早い機会に、下記のようなパブリックステートメントを発する：

「アメリカ合衆国は、つねに中華民国政府が中国を代表する唯一の合法的な政府であると考えており、その地位と国連における政府のすべての権利に対して全面的な支持を与えるものである。したがって、アメリカ合衆国は、共産中国が国連あるいは国連のいかなる構成組織に入ることについても確固として反対する。」

- C. ケネディ大統領は、蒋介石総統に対し、外交チャネルを通じて下記のような非公式の保証を与える：

「私は、あなたに対して次のようなことを保証することを希望する。それは、アメリカ合衆国の拒否権が必要な時、及び共産中国の国連加盟を阻止するのに有効である時にはいつでも、拒否権を行使するということである。」

この保証は、今回そうした言質を与えることが公に明らかにされれば、国連における自由世界の地位を保持し、また共産中国をその組織に入れなくて

⁹⁵ Message From the Chief of the Central Intelligence Agency Station in Taipei (Cline) to the President's Special Assistant for National Security Affairs (Bundy), *ibid.*, p.156.

⁹⁶ *Ibid.*, pp.156-157.

⁹⁷ *Ibid.*, 及び「Draft 1 October 1961」 国史館所蔵資料『蔣中正介石総統檔案 特交檔案』。

おくという合衆国と中華民国政府の共通の利益に逆に影響を与えることになるため、完全に非公開なものとされなければならないという明白な理解とともに与えられるものである。

D. 中華民国政府は、モンゴルの国連加盟に対して拒否権を使用しない。

また、これと同時にクラインは、現在蒋介石が置かれている状況は、行政院長の辞任を含めて、政治的に非常に困難な状況であると蒋介石が考えていること、また非公式の保証は外交チャネルを使って口頭で伝達されるよう示唆したことなどを伝えた⁹⁸。

10月16日、クラインからバンディへの報告では、モンゴル加盟問題に関する政策変更の最終決定について、こう記している⁹⁹。

10月15日に私が行った葉公超と蔣経国との長時間にわたる協議においてわかったことは、蒋介石総統は息子を通じて私に約束したのだが、この事実を葉公超には明らかにしていなかったということである。というのも、葉公超は、15日の遅くまでいかにして総統を説得するのかということ私と議論していたのである。その点は、われわれがすでにまとめあげて、ワシントンに送っていたことだった。蔣経国は、ワシントンから最終的な賛同が得られるまでは知られないようにして欲しいとした。明らかに、総統は、葉公超の長引いた議論が、総統がすでに決断していることが正しいと他の高官たちを説得するのに役に立つであろうことを期待していた。

⁹⁸ *Ibid.*, p.157.

⁹⁹ Message From the Chief of the Central Intelligence Agency Station in Taipei(Cline) to the President's Special Assistant for National Security Affairs(Bundy), October 16,1961, *ibid.*, p.159.

10月17日、ドラムライト大使は、万一公開されることがあれば、外交的には否認せざるをえないとされた非公式の保証を予定通り蒋介石に口頭で伝えた¹⁰⁰。そして、翌18日、米国政府は公式声明として「アメリカ合衆国は中華民国政府が中国を代表する唯一の合法政府であると考え、国連におけるその政府の地位とすべての権利を全面的に支持する。したがって、合衆国は国連またはそのいかなる構成組織への共産中国の参加にも固く反対する」と発表した¹⁰¹。同日、蒋介石から沈昌煥へ、国連における地位を守るためにモンゴル加盟問題における政策を変更するとの指示が送られた¹⁰²。さらに台湾国内では、米国の声明発表をうけ、10月23日午後の行政院臨時会議において、モンゴル加盟は「原則上は終始反対を堅持するけれども、拒否権の行使については変更を考えざるを得ない」と決議し、その方針は24日に公布された。ぎりぎりの政策転換ではあったが、モンゴル加盟についての議論に間に合うよう計算されたタイミングでの行動であった¹⁰³。

国連安保理では、10月25日午後3時にモンゴル加盟についての議論が始まり、賛成9、反対0、棄権1（米国）で通過したが、中華民国政府代表は投票へ参加をしなかった。そして、12月1日には重要事項指定決議案が提出され、その月の15日に、賛成61、反対3、棄権7で可決されることとなった。これにより、中国代表権の変更についてのいかなる提案も重要事項とすることとなり、提出されていたアルバニア案は、賛成36、反対48、棄権20で否決された。61年も、台湾の中華民国政府の国連における中国代表権は、無事に維持されることとなった。

11月半ば、葉公超は駐米大使を辞任し行政院政務委員へ就任することとなり、事実上外交分野からの引退であった。その異動決定があまりにも急であり、また葉自身も当初はすぐに米国に戻る予定であったことから、今回のモンゴル加盟問題をめぐる国連問題に関わ

¹⁰⁰ Telegram From the Department of State to the Embassy in the Republic of China, Washington, October 16, *ibid.*, p.160.

¹⁰¹ *Ibid.*

¹⁰² 「民國50年10月18日 蔣中正電沈昌煥為鞏固我在聯合國地位妥商不否決外蒙入會辦法呈報」（編號17555）及び「民國50年10月18日 蔣中正電沈昌煥否決外蒙入會政策變更乃為確保我在聯合國席位」（編號17556） 国史館所藏資料『蔣中正介石總統檔案 籌筆』。

¹⁰³ *FRUS, 1661-63, vol. 22, p.158.*

る引責辞任であったとも言われ、様々な憶測を引き起こした¹⁰⁴。そして、それは同時に、中華民国政府における外交の政策決定における重心が、葉公超ら一種特別な存在として外交を担う外交官から、沈昌煥をはじめとする党務官僚と蒋介石・蔣経国の指導下に取り戻されたということも意味していたのである。

第4節 小結

モンゴル加盟申請において、中華民国政府は安保理において拒否権を行使せず、その結果として国連における代表権を維持したが、米国への妥協と見えたその決断は、米国側からすれば、対米協調としてよりも、むしろ蒋介石に対する「不必要な取引」にしかならなかった。無論、米国政府は、主に国内的な考慮からその年以降継承国家論にもとづく政策を進めていく予定であったため、その年の立場としては中華民国政府の議席を確保しつつ将来の変化への可能性を残していくという難しい課題に取り組まざるを得なかった。この米国の政策変化への兆しに対し、中華民国政府は外交部を中心として非常に強硬な反応をみせ、米国への不信感をつのらせた。そして、そのリーダーである蒋介石は、最終段階において強硬姿勢からの転換を図るために、国内的な事情から、再び米国への執拗な要求を続けざるを得なかった。中華民国政府にとって国連問題とは、まさに対米関係そのものであったのである。

本章でみてきたように、台湾移転後の中華民国政府は、米国の台湾海峡の固定化と現状維持の政策によって、事実上台湾を実効支配する政府としての存在を積み重ねてきたという現実があった。しかし、その現実は、現状維持として容認することによって、「中国を代表する正統政府」「光復大陸」などの基本原則と矛盾するものであり、中華民国政府は原則上米国の現状維持を肯定できないものの、実質的にはその現状維持の範囲内で自らを存在させつづけた。その大きなジレンマを抱えた対米関係において、理想と必要な現実的妥協

¹⁰⁴ 周谷「葉公超與蒋介石（九）」前掲、符兆祥『葉公超傳—葉公超的一生』（台北：懋聯文化基金、1993年）、張騰蛟『文學 藝事 外交—葉公超傳』（台北：中国近代出版社、1988年）参照。

とを可能としていたのは、民国期から抗日戦争時期、国共内戦期において「中国」の国際的地位を確保してきた現実主義的外交官に主導される中華民国外交であった。

そうした外交官は、第1章ですでに述べたように、国際政治の現実状況において、できるだけ有利な状況を獲得するためのわざとしての外交を目指してきた。本章で分析した61年の国連代表権問題とモンゴル加盟問題をめぐる米国との確執において、そうした外交への考え方は、理想とかけ離れていく現実状況のなかで、対米協調により国際的地位を確保するという方針に基づき短期的な妥協をも許容するものであったのである。

一方、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石が対米関係に抱えているジレンマは、こうした現実主義的行動への拘束となった。すなわち、米国との関係により獲得しうる威信は、政権内におけるリーダーとしての正当性を蒋介石に与えるものではあったが、一方対米協調路線に必要とされる妥協は、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石の権威を浸蝕せずにはおかなかった。そして、蒋介石の権威と原則を重視する勢力は、主として中国を代表する国家としての地位を象徴的に獲得する手段として国連問題を捉えており、その利用価値がない場合には、国連脱退をも辞さないとの発想であった。

国内的考慮と国際的威信をめぐる米国、台湾それぞれの立場が米台関係に動揺をもたらすなかで、台湾側で対米協調路線により中華民国政府の国際的な地位の確保に寄与してきた元外交部長、そして61年当時駐米大使であった葉公超が、第一線から退くこととなった。それは、民国期以来外交官の活躍によって弱国中国の国際的威信を支えていた、表面上強硬な原則重視の姿勢と実質的な妥協という外交のわざを駆使した中華民国外交の時代の象徴的な終焉となった。こうして、台湾の中華民国政府の外交における一つの可能性が狭められたことは、70年代はじめの大きな転換期において孤立化もやむなしとの状況へ追い込まれていく一つの要因となるのである。

第3章 1960年代の日中台関係

1970年代初期の台湾の孤立化は、台湾の外交選択というよりも、中華民国政府の外交における現実的選択の可能性、ケネディの国連における「二つの中国」という可能性、あるいはまた本章で見るように池田政権の「二重外交」などにかかわる60年代のいくつもの可能性が消えていくなかで、国連脱退および国交断絶やむなしとの状況に追い込まれていったのではない。それは本研究の一つの仮説でもある。60年代までの政治力学の一つの帰結として、台湾の孤立状況が生まれた主な要因は、60年代における中華民国政府の外交自体の強硬性であった。そして、その強硬性は、対外的には、中国との関係改善と台湾との関係維持を両立させる道を模索する日本の「一つの中国、一つの台湾」の立場に対する牽制として、また対内的には、対外的強硬姿勢を示すことによって、非現実化していく「光復大陸」の指導者及び政権がその威信を確保するためのものであった。

しかし、そのなかでやはり中華民国政府の外交は、現実と理想のはざまで、原則重視の姿勢と実質的妥協を可能にする外交によってその立場を保つほかはなかった。第2章で見たように、60年代に入りケネディ政権の「二つの中国」論、それに伴う対米協調路線の外交官の失脚、続いて台湾に対する経済援助の停止など米台関係が動揺したのに伴い、台湾は特に経済を中心として対日関係の拡充へと向かい始めた。その60年代の日台関係においても、日本における「一つの中国、一つの台湾」、中国との関係改善と中国国民党政権の台湾への軟着陸など、いくつかの可能性が問われていた。

本章では、結果として実現しえなかった選択肢への努力に目を向け60年代の日中台関係を考察する。すなわち、東アジアの国際政治の文脈において二者択一の選択を迫られた日本政府は、現実に存在する二つの政府との関係をいかにして構築しようとしたのかという、いわば「失敗した」側面の考察である。すでに序章において述べたように、これまでの研究では、60年代の池田・佐藤時代における中国政策、すなわち「一中一台」の立場をも含めて模索された日本外交に関しては、72年の日中国交樹立を一つの結実点として構成する日中関係史において位置

付けられたことによって、マイナスの評価を与えすぎではなかったか。

そして、第5章において述べるように、日台断交に際して台湾側は日本の急激な政策転換に対し「時間かせぎ」をして引き延ばすことさえもできず、結局のところ「静かに」その変動を受け止めるとの姿勢をとった。その要因の一つは、60年代の日中台関係のあり方に求められるものである。

第1節 1960年代前半の日中台関係

1、日本における「二つの中国」論

近年の日本外交史研究における成果の一つである陳肇斌の『戦後日本の中国政策』¹は、主に米英の膨大な資料を活用しながら吉田から岸内閣の中国政策を分析したものである。その研究において、日本の歴代内閣の共通点として、「二つの中国」もしくは「一中一台」の立場にたち、「政経分離」を戦略的手段として中国問題に対処するという基本路線があったことを明らかにした。陳は、戦後の吉田内閣から岸内閣までの日本の対中政策は、その基底に一貫して「二つの中国」政策の発想が流れていたとする。すなわち、日本政府は、中国と台湾の分離状態による台湾の「確保」と日中関係の「打開」とを同時に実現することを望み、その手段として「政経分離」を用いていた。そして、これら内閣はそれぞれ国際政治の文脈のなかで「二つの中国」政策に失敗したと指摘される。すなわち、吉田から鳩山にかけての日本政府は、「二つの中国」政策を進めるために米国を説得する必要があると考え、そのためにまずイギリスの支持を獲得しようと工作した。しかし、イギリスは、対中政策の基本的な姿勢を米国とは異にしつつも米国との協調関係を重視し、日本からの働きかけについて積極的に応じることはなかった。これによって、日本の「二つの中国」構想は一旦挫折する。

また、岸内閣の「二つの中国」の姿勢は、「一つの中国」の立場をとる米国、中国、台湾それぞれの反対のなかで、対米関係の強化によって不信感をぬぐいながら中国大陆との経済関係

¹ 陳肇斌『戦後日本の中国政策』（東京大学出版会、2000年）。

の強化を図ろうとしたが、最終的には妥協点を見出しえず、北京か台北かの二者択一を迫られて挫折した。陳の注目すべき指摘は、この日本の「二つの中国」政策は、従来指摘されているような蒋介石の恩義論とは全く別のものであり、植民地台湾との歴史的な関係を引き継いだ戦後の台湾との関係継続が基底にあったとする点である。すなわち、「日本政府関係者の台湾に対する『親近感』は、普通言われているように終戦後寛大な対日政策をとった蒋介石個人に感じた『恩義』ではなく、旧植民地台湾への『郷愁』から発したものである」として、その「郷愁」に基づいて、「日台連合王国」構想を構想していたと考えるのが妥当だと主張する²。

当時の日本が旧植民地台湾の確保により連合王国の構想を実現させようとしていたのかどうかについては、英米との関係から日本の中国政策の限界を考察した陳の分析では十分に論証されたとは言えない。しかし、少なくとも、蒋介石の恩義論については、陳の指摘するように日本の台湾政策を規定した最大の要因ではなかった。後述するように、蒋介石の恩義論は、台湾側の対日工作において、日本人に最も効果的に分かりやすく訴えかけることのできる手段であった。そして、日本は、蒋介石率いる中華民国政府と台湾という存在を分けて思考していたことは確かである。その意味で、台湾の確保と中華民国政府支持とは異なる問題であった。

総じて50年代の日本の中国政策は、「一つの中国」のもとで正統政府争いの文脈における北京か台北かの選択よりも、むしろ長期的には「一つの中国、一つの台湾」の立場であった。すなわち、日本政府の主体的な取り組みとしては、この長期的な立場に立って、より短期的には台湾人民による台湾統治よりも蒋介石率いる中華民国政府の台湾支配を是認し、中国共産党による「解放」を阻止することにより台湾の独立した存在を確保しながら、中国との関係構築をも模索してきたのである。したがって、それは短期的には「二つの中国」政策といえるものであった。すなわち、日本政府は、中国の正統政府争いの文脈において、二つの中国政府の存在を認めていく「二つの中国」政策をとりつつ、将来的には中華民国政府の台湾への軟着陸もしくは台湾人民の統治の実現による「一つの中国、一つの台湾」への可能性を模索していたので

² 同上、104 ページ。

ある。しかし、50年代のそうした日本の政策において、岸内閣の時代の長崎国旗事件は一つの挫折となった³。

1960年代前半の中国は、周知のように50年代後半の大躍進政策の失敗により人民公社・大躍進の急進的政策が修正された調整期にあたり、行政と外交の部門では劉少奇・鄧小平・周恩來がリードして孤立からの脱却と国際環境の整備が行われた時期であった。その対外政策は、資本主義国であってもアメリカと何らかの対立・矛盾をもつ西欧・日本を「第二中間地帯」として統一戦線を形成する対象とみなしており、これにともなって中国の対日政策は58年の交流の中断から回復し、LT貿易の開始と交流が再び活発化していったのであった⁴。一方、台湾の中華民国政府は、第2章で述べたように、60年代前半は国連の中国代表権問題、モンゴル国連加盟などをめぐり国際的地位の確保が微妙な段階にはいていた。また、この当時のアメリカは、日本政府の中国政策に関しては、冷戦下における政策に合致した戦略環境を維持することが中心的な課題であった。すなわち、①台湾の中華民国政府承認、②国連の中国代表権問題、③日米安全保障体制の維持、④対中貿易におけるココム措置の徹底などを主な軸として、戦略的目的が損なわれない限りにおいては、日中貿易には非介入との姿勢をとっていたのである⁵。

そうした国際情勢のなかで、日本は、政経分離政策を主張することによって民間貿易としての日中貿易の性格を強調し、日中貿易の拡大に懸念を示す米国及び台湾の中華民国政府、逆に一層の日中関係の拡大を求める国内の対中貿易推進勢力からの圧力に対し、ある程度の距離を保つことができていた。しかし、60年前後から外務省では、国民党政府が第三次国共合作や国民党政府の崩壊というかたちで台湾支配を事実上放棄する事態の可能性をも考慮し、その際の

³ 長崎国旗事件をめぐると日中関係については、陳肇斌著『戦後日本の中国政策』前掲、269—308ページ、添谷芳秀『日本外交と中国 1945～1972』（慶應通信、1995年）などを参照。

⁴ 中国の対外政策と対日政策の関係については、特に「中間地帯論」と対日政策については、岡部達味『中国の対日政策』（東京大学出版会、1976年）、清水徳蔵『中国的思考と行動様式』（春秋社、1984年）、入江啓四郎・安藤正士編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、1975年）、増田弘・波多野澄雄編『アジアのなかの日本と中国』（山川出版社、1995年）、尹慶耀『中共的統戦 外交』（台北：幼獅文化事業公司、1984年）他を参照。

⁵ 日本の中国政策と米国との関係については、添谷芳秀『日本外交と中国 1945～1972』前掲、陳肇斌『戦後日本の中国政策』前掲、緒方貞子（添谷芳秀訳）『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）、池井優『戦後日中関係の一考察 石橋・岸内閣時代を中心として』（『国際法外交雑誌』第73巻第3号（1974年11月）他を参照。

対応を検討していた。そして、それと同時に、日中関係を推進していこうとする日本国内の動きが中国ペースで進んでいく状況を危険であるにとらえ、政府が日中関係により関与していく方向での検討も行われていたのである⁶。

また、62年に入りケネディ政権は、対外援助政策における無駄なドル支出を削減するために、台湾を含めた対外軍事経済援助についての再検討を始めていた。米国の台湾に対する毎年1億ドル前後の経済援助も、60年代に入り激減していったこの時期に、米援運用委員会副主任委員である尹仲容は、日本との関係を模索し始めた。62年5月23日に日本を訪問した尹仲容は、6月1日池田勇人首相と会談し、4,500万ドルの円借款を要請した⁷。同年7月には外務省経済協力局との意見交換がはじまり、その後正式な交渉へと進んでいき、63年5月には日華協力委員会の東京会議に際して張群秘書長が来日し、台湾側の原案を日本に示すところまで進んできていた。その内容は、主として工業建設のために、韓国への借款と同程度の条件で63年から68年の6年間、甲案として2億ドル、乙案として1億2,000万ドルの提案を行ったが、これらは陳誠行政院長からの指示をうけてのものであった⁸。しかし、訪日した張群は、張厲生大使との相談のうえ、日台関係が改善するまでしばらく日本側への提案を遅らすこととなる⁹。こうして円借款等をめぐる日台経済関係の動きも、ビニロン・プラント事件のなかで一時頓挫していくこととなった。

2、ビニロン・プラント問題

1962年11月に調印された準政府間協定である「日中総合貿易に関する覚書」（所謂「LT貿易」覚書）にもとづき、同年11月には高碕達之助の全面的支持のもとに、北京において対中国ビニロン・プラント輸出の議定書が調印された。そして、翌63年7月4日、倉敷レーヨン

⁶ 外務省戦後外交記録文書「日本・中華民国間外交関係雑件」（A1.2.1.7）及び「日本中共関係雑件」（A1.2.1.8）。

⁷ 「民國51年8月30日 向日本接洽貸款案之經過節略」『李國鼎先生贈送資料影本 各國情勢類 我國向日本接洽貸款案』（台北：国立台湾大学法学院三民主義研究所整理珍藏）。

⁸ 「経合會 民國53年6月 歷年来與日本接洽貸款情形節略」『李國鼎先生贈送資料影本 各國情勢類 我國向日本接洽貸款案』、前掲、1-3頁。

⁹ 同上。

が正式に中国との輸出契約を調印したが、この契約は日本輸出入銀行の融資を条件としたものだった。これについて池田内閣は、「共産圏貿易の拡大」の方針のもとに対中貿易促進の要望をまとめ、62年半ばまでには、日中貿易には日本政府は関与しないとの条件つきで延べ払い措置を認める決定をしていた。「西欧並みの条件で対中貿易を促進する」という日本政府の基本的な姿勢を背景として、63年春には、通産相官房長の職にあった渡辺弥栄司が河合良一の仲介によって孫平化・王晓雲と会談し、その後輸出物件にココムなどの観点から問題がなければ輸銀融資は局長レベルの決定事項としていた当時の制度の「陥穽」を突いて通商局長の説得に成功した¹⁰。輸銀融資は、LT貿易協定には明記されていない問題であったが、これに対して池田内閣は基本的に受け容れるとの決定を行った。すなわち、63年8月20日、通産・外務・大蔵大臣の会談によって、分割払いの利子を年率6%に引き上げることを条件として、輸銀融資による倉敷レーヨンの対中プラント輸出を認めることが合意され、これは23日に正式に閣議決定された。

池田自身は、「政経分離」のたてまえで中国との経済貿易関係を進めるべきであると以前から考えており、台湾政府にたいしても友好関係を維持するとの姿勢であった¹¹。添谷芳秀は、62年頃から友好貿易とは異なる日中貿易の別のあり方を模索しはじめていたことについて、「対中国積極姿勢の表われというよりは、対米『協調』派による自然体の姿勢」として考えるべきだとしている¹²。しかし、長期的な構想としては、池田も岸まで引き継がれてきた吉田構想の流れを引き継いでおり、「最大の反中共国であるアメリカをしだいに説得し、その意見の変化によって、新しい国際情勢をつくり出すという努力をつづけ、日本が最後に中共を承認する国にならなければならない」との信念をもっていたという¹³。

輸銀融資承認という日本政府の決定に対し、台湾の中華民国政府は、輸銀融資は単なる貿易問題ではなく、中国に対する「経済援助」にあたるとして強硬に抗議した。正式な閣議決定直

¹⁰ 添谷芳秀『日本外交と中国 1945～1972』前掲、169ページ。

¹¹ 伊藤昌哉『池田勇人 その生と死』（至誠堂、1966年）、175-176ページ。

¹² 添谷芳秀『日本外交と中国 1945～1972』前掲、154-155ページ。

¹³ 伊藤昌哉『池田勇人 その生と死』前掲、177-178ページ。

前には、駐日大使が大平外相に抗議し、張群総統府秘書長は台北で木村四郎七大使と会談を行ったほか、8月22日蒋介石総統からの吉田茂元総理宛に、吉田の池田内閣への影響力に期待をかけて電報が打たれた¹⁴。このほか、日華協力委員会のルートを通じて、岸信介や大野伴睦ら自民党議員にも攻勢をかけたが、日本政府は上記の閣議決定を行って輸銀融資を許可したのである。吉田茂は、9月4日付けで8月22日の蒋介石の電報に対する返電をおくり、ビニロン・プラントの延払方式での輸出は、「決して中共に対する経済援助といった性質のものではなく、その条件は他の国家が中共と行っている同種の貿易を超えるものではない」と説明し、台湾側報道などで故意に問題が拡大されてしまっていることなどから、日台間での一層の忌憚のない意見交換を促進する機会となれば有意義である旨を書き送った¹⁵。親台湾派と呼ばれる自民党議員たちも、基本的には経済援助ではなく、普通の貿易であるとの説明を繰り返した¹⁶。

抗議した台湾側は、駐日大使を召還すると発表し、9月21日、張厲生大使は帰国の途について。これに引き続いて10月には来日していた中国代表団の通訳である周鴻慶の亡命事件がおき、日台関係は一層悪化していく。そして、同年12月31日、ついに台湾側は代理大使、参事官2人、一等書記官1人を召還すると決定し、4人は64年1月2日に帰国した。さらに、1月11日には、台湾側は、日本からの輸入全体の4割を占める政府による買い付けを停止すると決定し、経済的報復措置をとったのである。日台関係は、まさに断交の危機へ陥った。

第2節 「第二次吉田書簡」と池田の「二重外交」

1、「中共対策要綱」と「吉田書簡(4・4)」

強硬な措置をとっていた台湾の中華民国政府であったが、これを取り巻く国際状況は、この時期一層厳しいものとなっていた。1964年1月、フランスと中国が国交を樹立し、台湾の中華民国政府はフランスとの断交を宣言したのである。そうした台湾をとりまく状況の悪化をふ

¹⁴ 張群(古屋奎二訳)『日華・風雲の七十年』(サンケイ出版、1980年)、189-90ページ。

¹⁵ 「吉田茂来譯文」台北：外交部檔案 『吉田茂訪華』。

¹⁶ 張群(古屋奎二訳)『日華・風雲の七十年』前掲、194-202ページ。

まえて、これ以上日本との関係を悪化させることへの懸念が台湾側に生じ、また周鴻慶が帰国して事件が一段落したこともあり、危機的状況であった日台関係の転機が作りだされることとなった。日本外務省では、台湾での対日非難・抗議は沈静化してきている状況であり、蒋介石総統は嚴家淦行政院長に対し「吉田元総理の訪台は資格等に拘泥せず無条件に歓迎する旨意思を表明した」との情報を得て、台湾側としては吉田元総理の訪台を関係改善のきっかけとしたい意向があるととらえていた¹⁷。

この台湾側の状況をうけて、池田首相の要請をうけた吉田茂元首相は、2月23日から27日にかけて個人の資格で訪台し、蒋介石総統ら要人との会談を重ねることとなった。池田首相の親書を携行したという吉田は、蒋介石総統ら要人との会談において具体的な問題の協議ではなく、むしろ日台関係についての基本的姿勢やその反共政策などについて話し合った。そして、その会談の了解事項として会談記録及び「中共対策要綱五原則」がまとめられた。その五原則とは、以下のようなものである¹⁸。

- 一、 中国大陸六億ノ民衆ガ自由主義諸国ト平和的ニ共存シツツ、此等諸国トノ貿易ヲ拡大シテ、世界ノ平和ト繁栄ニ寄与出来ル様ニスル為ニハ、中国大陸民衆ヲ共産主義勢力ノ支配ヨリ解放シ、自由主義陣営内ニ引き入レルコトガ肝要デアル。
- 一、 右目的ノ為、日本、中華民国両国ハ具体的ニ提携協力シテ、両国ノ平和ト繁栄ヲ実現シ、自由主義体制ノ具体的模範ヲ中国大陸民衆ニ示スコトニ依リ、大陸民衆ガ共産主義政権ヨリ離反シ、共産主義ヲ大陸カラ追放スル様、誘導スルコト。
- 一、 中華民国政府ガ中国大陸内ノ情勢、其他、世界情勢ノ変化ニヨリ、客観的ニ

¹⁷ 「国府の対日動向の推移について」外務省戦後外交記録文書『中華民国抗議関係』。

¹⁸ 「民国53年3月12日付 外交部（亜）発駐米蒋廷黻大使宛電報」台北：外交部檔案『吉田茂訪華』及び「民国53年3月19日付 外交部（東）発駐米蒋廷黻大使宛電報」台北：外交部檔案『吉田茂訪華』、サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第15巻』（サンケイ出版、1977年）、164ページ。

見テ、政治七分軍事三分ノ大陸反攻政策ガ成功スルコト確實ト認ムル時ハ、

日本ハ大陸反攻ニ反対セズ、之ニ精神的道義的支持ヲ与フルコト。

一、日本ハ、所謂二ツノ中国ノ構想ニ反対スルコト。

一、日本ト中国大陸トノ貿易ハ民間貿易ニ限り、日本政府ノ政策トシテ、中国大陸ニ対スル経済的援助ニ支持ヲ与フルガ如キコトハ、嚴ニ之ヲ慎シムコト。

この合意内容では、「反共政策」を進めることについて意見の一致をみたことを示していると同時に、蒋介石総統は「政治七分軍事三分」の大陸反攻政策をとることにあらためて言及し、日本はそれに対して「精神的道義的支持」が求められている。また、池田内閣の対中積極姿勢に対して「二つの中国」構想をとらないように釘をさしているほか、問題となっていた中国向けビニロン・プラントへの輸銀融資にかかわる部分は、第五原則として述べられている。すなわち、第五原則では、日本と中国との貿易は民間貿易に限ること、日本政府として中国への経済援助を支持しないことなど原則的な内容にとどめられていた。したがって、吉田・蒋介石会谈の成果とは、この原則的な了解事項をまとめあげることによって台湾側との信頼関係を再度確認し、日台関係改善へのきっかけを作ったことにある。そして、これら基本的合意に基づき日本政府が具体的にどのような措置をとるのかについては、台湾側がその後注視していくこととなった。

吉田帰国後の3月4日、張群秘書長は、吉田茂と蒋介石の会谈記録および「中共対策要綱」を吉田に送り確認を求めた。そして、これに対して吉田が張群宛に4月4日付の書簡を送ってきたという。この内容は、後に『蒋介石秘録』を編纂する過程で、台湾側から日本の担当者に対して明らかにされ、その内容は下記のようなものであった¹⁹。

岳軍先生

先日お手紙を差し上げましたが、お目通しいただけたと思います。

¹⁹ サンケイ新聞社『蒋介石秘録 第15巻』前掲、165ページ。

このほど3月4日付のお手紙とともに、会談記録及び中共対策要綱を拝見しました。第三次会談の小生の談話の中で、インドとあるのはインドネシアの誤りですので、ご訂正ください。その他については、全く誤りありません。特にお手紙差し上げます。

台湾側は、これによって会談記録を持ち帰った吉田が池田首相の了承をとったことを示す書簡内容であるとの立場をとり、非常に重要視しているわけである²⁰。しかし、この書簡の存在については、日本の外務省は認めていない。

この書簡の存在をめぐる問題は、書簡の存在自体にあるのではなく、むしろその問題の本質として、次の二点が挙げられよう。第一に、吉田訪台時における蒋介石総統との会談内容が一体何であったのかということとであり、第二に、池田首相がそれを了解したのかどうかという点にある。台湾側は、池田がこれに同意していたのだということを含めて、4月4日付け書簡を本当の「吉田書簡」と呼んでいるのである。

第一の点については、吉田茂・蒋介石会談の内容として、先の5項目からなる「中共対策要綱」がまとめられたことは明らかである²¹。したがってここでの問題は、個人の資格で訪台した吉田と蒋介石の了解事項を池田内閣がどのように扱うかという点に絞られる。5月29日、木村駐華大使は、蒋介石と会談を行った。その席で、「国府側としては吉田元総理を重心的人物即ち軸として今後日華問題の展開を計って行きたい意向であるところ、池田総理は右所見を如何に考えられるや、同総理の御意向を伺って来て貰いたい」旨の要請がなされた²²。この要請を受けた木村大使は、会談文書として日本側へ送ったが、その回答は、6月23日に黒金官房長官から伝えられたという。その回答の内容は、「会談記録は総理の貴覧に供しました左様に御

²⁰ 張群（古屋奎二訳）『日華・風雲の七十年』前掲、220ページ。

²¹ 「中共対策要綱」の存在については、「東西通商局 中共向けビニロンプラント問題の経緯（昭和40年）」外務省戦後外交記録文書『中華民国の抗議関係』他。

²² 「大臣・沈外交部長第1回会談の際沈部長の発言に対する当方のコメント」外務省戦後外交記録文書『大平外務大臣中華民国訪問関係一件』。

考へあつて結構であります」との趣旨であつた²³。これを背景として、7月初めの大平外相の訪台時における外交部長との1回目の会談の冒頭で、沈外交部長は、この基本的な日華間の了解について持ち出したのである。すなわち、「今後日華間の問題は右吉田・蔣総統会談の同意及び吉田・張群往復書簡の同意を基礎とし、その線に沿つて調整処理していきたい旨」について、池田総理及び大平外務大臣の了承を得ているとの報告を受けているが、そのような了解で差支へはないかと切り出した²⁴。これに対し、大平外相は、「その通りである」と回答した²⁵。

1964年6月末の魏道明大使の派遣、7月はじめの大平外相訪台の後、訪日した張群秘書長は、8月16日に大磯の吉田邸において吉田茂元首相と会談した。台湾の外交部資料によれば、この会談で張群秘書長は、6月に木村大使が日本へ一時帰国する際に、総統から木村大使に対して「蔣総統・吉田会談」についての池田総理の意見を訊ねるよう求めたところ、木村大使から官房長官を通じて池田首相は蔣・吉田会談内容について完全に同意しているとの通知があつたと述べている²⁶。台湾側は、「蔣総統・吉田会談」の合意について、機会あるごとに日本側の姿勢を質していたことが分る。

「吉田書簡」といった場合、台湾側は4月4日付張群宛の吉田書簡がそれにあたると位置付け、それは「蒋介石・吉田会談」の了解事項である「中共対策要綱」とその会談録が、吉田によつて確認されたことを示すものであるとする。そして、その内容は、単に吉田茂個人とのやりとりではなく、池田首相にも確認されたものであるとしているのであつた。その姿勢は、後の65年8月に行われた沈昌煥外交部長と三木通産大臣との会談にも示され、その会談で沈外交部長は、「国府としては、吉田書簡は単に貿易の問題をどうするというものではなく、日華関係根本に係はるものとみているので、日本側もこの点をよく考えて欲しい」と述べている²⁷。さらにまた、68年6月10日には、蒋介石総統は日本記者団に対して「吉田書簡の廃棄は日華平和条約の廃棄を意味する。吉田書簡は、日華平和条約の不備を補うものとして作成された」

²³ 同上。

²⁴ 「大平大臣・沈部長会談(39年7月4日)」外務省戦後外交記録文書『大平外務大臣中華民国訪問関係一件』。

²⁵ 同上。

²⁶ 「秘書長與日本前首相吉田茂談話記録」台北：外交部檔案『張秘書長訪日』。

と語り、それを日華平和条約の補完文書であると扱っている旨を表明したのである²⁸。

2、 ビニロン・プラント問題の展開と「吉田書簡(5・7)」

日台関係についての基本的合意としての「蒋介石・吉田茂会談」とその「中共対策要綱」をめぐる高いレベルのチャンネルでの外交がなされる一方で、具体的問題としてのビニロン・プラントにかかわる問題が展開していく。

まず、日台関係改善へと好転した雰囲気の中、外相訪台の地ならしとして、3月5日毛利松平政務次官が訪台した。訪台当初、毛利は駐日大使派遣については台湾側からよい感触を得ていた。しかし、3月7日になり、福田一通産相が、中国との貿易関係について「広義の民間貿易にはいるもので政府間貿易ではない」と述べて中国向けビニロン・プラントの延べ払いについて認める意向を示した。このため、沈昌煥外交部長は、「東京と台北の間にはなお多くの相違点がある」として、対日姿勢を再び硬化させたのである。

この台湾側の状況の変化について、毛利政務次官は、台湾側の「最高幹部で特にプロ日本的な考え方を有するものは、吉田訪台のほとぼりのさめぬうちに、出来るだけ早く大平外務大臣の来台を実現させて、このムードをコンソリデートしたいとの態度であったようだ」が、福田通産大臣らの発言に対して「特に立法院における対日強硬派が沈外交部長らに対しその宥和政策をなじる攻撃を開始するに及んで、極めて大きな変化を見せた」と報告した²⁹。さらに、毛利次官は、日台関係改善の象徴的意義をもった大平外相の訪台が行われる前にビニロン・プラントの輸出承認が行われた場合には、蒋介石総統・張群秘書長及び沈昌煥外交部長は、日本との一切の関係を絶つという最悪の事態になりかねず、「立法院、監察院等との間で板ばさみになっている」状態であると伝えたのである³⁰。

毛利政務次官訪台と並行して、3月10日吉田は張群宛書簡を送り、①日本政府はビニロン・

²⁷ 「沈昌煥国府外交部長と三木通産大臣との会談要旨」外務省戦後外交記録文書『中華民國の抗議関係』。

²⁸ 『毎日新聞』(1968年6月9日)、『朝日新聞』(1968年6月10日)。

²⁹ 「昭和39年3月16日 外務政務次官毛利松平訪華報告」外務省戦後外交記録文書『毛利外務政務次官中華民國訪問関係』。

プラントの輸出は当面許可しない方針に変わりはない、この問題については大平外相の訪台によって両国関係が正常化された後に政府間で十分に話し合うことを希望する、②大平外相訪台の方針に変わりはないが、準備が必要であり、中華民国側の新任大使派遣を希望する、と伝えた³¹。しかし、先に述べたように、毛利政務次官訪台中の通産大臣の発言によって、中共対策要綱の第五の了解事項である「日本と中国大陸との貿易は民間貿易に限ること、政府が経済援助を与えるようなことはしない」という基本合意に基づき日本政府が具体的に取る措置は、台湾側にとって受け入れ可能なものではないとの懸念が生じてきたのである。

4月10日に張群秘書長から吉田に宛てた書簡では、「日本政府が政府銀行を經由してクレジットを与えない、また今後対中共民間貿易に政府は介入しない方針を守ることを保証するよう、池田総理に再度相談して欲しい」との要望が出された³²。この要望に対して作成されたものが、5月7日の吉田元首相から張群秘書長宛ての書簡である。

この書簡は、下記のようなものであった³³。

お申越の次第は池田総理とも話合ったが、同首相は、(イ)中共向けプラント輸出に関する金融を純粹の民間ベースによることについては貴意に添うよう研究をすすめたい。(ロ)いずれにしても本年(昭和39年)中には日本輸出入銀行を通ずる大日本紡績プラントの対中共輸出を認める考えはない。との意向であった。以上の次第で、私も今後とも貴台のご要望にそうよう側面から努力する所存であります。

その直後に新聞報道では、政府筋の話として、ビニロン・プラントの対中共延べ払い輸出問題については、民間ベースに切り替えることを検討中であり、その検討結果がでるまでは対中

³⁰ 同上。

³¹ 「総統致吉田茂先生箋函稿」台北：外交部檔案『特交檔案分類資料 外交 對日本外交 第065卷』及び「所謂吉田書簡發出等の経緯について(報告)」外務省戦後外交記録文書『中華民国の抗議関係』。

³² 同上。

共延べ払い輸出は認めない旨の親書が送られたと伝えた³⁴。当時池田は、その書簡によって台湾側に冷却期間を与え、次年度には輸銀融資を認める思惑であったという³⁵。そうした池田首相の思惑をよそに、台湾側としては、ビニロン・プラントへの輸銀融資を認めないとする日本政府の保証が得られたことに基づいて、新任大使を派遣することを決定した。6月26日には、外交部長を歴任しベテランの外交官である魏道明が駐日大使に着任することとなった。

3、日台経済関係と台湾の対日政策

魏道明大使が着任した後、7月3日から3日間にわたり大平外相が訪台する。この外相の訪台は、台湾側では「日本政府の中華民国に対する誠意の象徴という意味」を有するものとして位置付けられ、台湾側からの厳しい追及を行うということはなく、ビニロン・プラントへの具体的な言明や実質的な討議は行われなかった³⁶。この訪台によって、表面的には日台関係は正常化し、関係改善が成功したようにみられたが、対中プラント輸出への輸銀融資については、台湾側は日本政府に対して執拗に保証を求めながらも、問題の拡大は回避するよう対応していた。

7月18日の池田内閣改造により、外務大臣が大平から椎名悦三郎へ交代したことをふまえ、魏道明大使は、7月29日の椎名外相との会談で、「蔣・吉田間の了解」を幾度も強調しつつ、日本との経済提携を積極的に推進していきたいと述べた³⁷。これに対し、椎名外相は「日紡のビニロン・プラントの対中共輸出については、輸銀によらず民間ベースでゆくよう検討しているが、実際問題として仲々難しいようだ。いずれにしても吉田書簡の趣旨により処理するよう努力している」と応じた³⁸。さらに吉田訪台への答礼として8月に訪日した張群秘書長と池田

³³ 「所謂吉田書簡発出等の経緯について（報告）」外務省戦後外交記録文書『中華民国の抗議関係』。

³⁴ 『毎日新聞』（1964年5月9日）。

³⁵ 添谷芳秀『日本外交と中国』前掲、171-172ページ。

³⁶ 「東西通商課 中共向けビニロン・プラント問題の経緯」前掲、「1964年3月14日 木村大使発外務大臣宛電報」及び「昭和30年3月16日 外務政務次官毛利松平 訪華報告」外務省戦後外交記録文書『毛利外務政務次官中華民国訪問関係』。

³⁷ 「魏大使の外務大臣来訪について」外務省戦後外交記録文書『ビニロン・プラントと輸出関係』。

³⁸ 同上。

首相の会談でも、一年目は市銀を使い、二年目以降は輸銀を使うという案について、池田首相がこれに対して否定的見解を表明し、対中プラント問題が再度台湾との間で政治問題化することを避けるよう努力していた。

そして、もう一方では、張群と吉田との会談にもみられるように、台湾側は吉田を通じた対日工作によって、日華間に政治的影響力はもつが私人である吉田茂の存在を介在させながら、対中貿易に積極的な池田首相への間接的な圧力として重視し、実質的に中国との経済関係を強化しつつある日本との関係を維持していたのであった。

魏道明大使は、中央社の駐日記者であった黄天才の取材に応じて、次のように述べている。日本に対する外交政策の目標は、国交の維持と国連における代表権の支持の二つだけであり、「その他の細かい問題は気にしない」とし、また日本と中国大陸との貿易を進めようとする勢力の活動が強まっていることについては、「貿易については、余り関与しすぎず、ただ日本政府に『政経分離』の原則を守ってさえもらえばそれでよい」との姿勢であった³⁹。

すなわち、日本政府の政経分離政策については、中華民国政府は公式には認めていなかったが、実際上日台関係を維持する最低ラインとして、日本政府が政経分離政策を保持することが必要であると認めていた。そして、日台関係の沈静化を図っていたこの時期、日本では改めて台湾に対する円借款問題が検討されていた。62年5月に台湾側からの申し出をうけ、その年の夏ごろから日本側での検討が始められていったが、ビニロン・プラント問題や周鴻慶事件などで日台関係が悪化したことにより、台湾国内では日本への円借款を持ち出せる状況ではなくなっていた。その後、吉田訪台以降日台関係が徐々に修復されてくると、65年2月末から円借款の交渉が始まることになる。この時期第四次四カ年計画をすすめる台湾側としては、アメリカからの経済援助打ち切り措置にともない円借款と日本企業の投資を必要としていたのであった。したがって、台湾の中華民国政府としては、日台関係を早急に沈静化させ、その後も揺れる輸銀融資問題が立法院らの対日批判を再燃させないよう影響を最低限に抑えながら、対日

³⁹ 黄天才『中日外交的人與事』（台北：聯經出版、1995年）、84-85頁。

政策を展開させざるを得なかったのである。そして、65年4月26日、木村四郎七大使と経済部長兼国際合作発展委員会副主任委員である李国鼎との間で、総額540億円にのぼる借款に関する文書がようやく交換されることとなった。

4、「第二次吉田書簡」と1960年代後半の日中台関係

その後このビニロン・プラント問題は、病に倒れた池田首相から1964年11月9日に組閣した佐藤栄作首相へと引き継がれることになった。

佐藤内閣は、65年1月の訪米から帰国した後、日紡の対中プラント輸出は認可するが、それへの輸銀融資については認めないと決定した。対中プラントについては日立造船が中国側と64年11月に調印した契約のなかで、65年2月15日までに輸銀融資を取り付けることを契約執行の条件としていた。佐藤内閣は、2月11日、貨物船の輸出は認可したものの輸銀融資については許可しないとした。中国側は、さらにこの融資取り付けの期限を3月31日まで延長して輸銀融資の許可を獲得するように日立造船に迫ったが、佐藤内閣は3月30日に「日立造船の契約は早急に実施されるべきである。融資の問題は別途協議する」との方針を発表した。最終的に、輸銀融資を獲得できなかった日立造船と中国との契約は失効し、また4月30日には日紡プラントの契約も失効することとなった。

「吉田書簡(5・7)」が、日中関係の障害としてとりあげられ問題化されるようになったのは、まさにこの過程であった。1965年1月31日、北京での岡崎嘉平太・日中総合貿易連絡協議会会長主催の招宴において、中日友好協会会長の廖承志が「単にLT貿易の廖承志事務所の代表としてではなく」と前置きした上で、中日貿易の障害の一つは蒋介石への吉田書簡であると述べたことが報じられた⁴⁰。これを契機に、佐藤内閣の対中政策に対して、中国側及び対中貿易関係者は「吉田書簡」に言及して非難や反対を表明するようになり、日立造船、日紡プラントの契約失効の責任は、吉田書簡の拘束をうける立場をとる佐藤内閣が、日中民間貿易に干渉し

⁴⁰ 『朝日新聞』(1965年2月1日)、『毎日新聞』(1965年2月1日)。

たためであるとの姿勢をとる。そして、「日中関係を改善し、日中貿易を発展させようと思えば、佐藤政府がまず『吉田書簡』を撤回し、行動でもって誠意を裏付ける必要がある。……蒋介石一派を日中貿易に介入させるどんな事柄にも、われわれは強く反対する」との強硬姿勢をとり続けた⁴¹。その後、72年に輸銀融資が許可されるまでの間、中国側は関係改善への象徴的な第一歩として「吉田書簡」の破棄を日本側へ求めていくこととなった。

ビニロン・プラントへの輸銀融資を許可するかどうかという問題は、佐藤内閣の対中姿勢を決定するものとして中国側は非常に重要視し、また日中関係改善の試金石と位置付けていたと考えられる。そして、日本政府が「吉田書簡(5・7)」をどのように扱うのかという点は、日本の中国に対する基本姿勢を象徴的に表すものとして位置付けられていたのである。

1965年2月6日、橋本登美三郎官房長官は、記者会見において「吉田書簡については佐藤内閣として関知するものではない」、「佐藤内閣としては中共向けプラント輸出に今後輸銀を使わせないとはいっていない」と発言した。さきの1月26日の椎名外相との会談で、魏道明大使は、「政治資金は使わない」との保証を得ていたので、台湾側は台湾国内における反響を懸念して報道を控え、再度日本側の態度を質した⁴²。佐藤首相は、台湾側の反応を懸念しつつ⁴³、2月8日の衆院予算委員会において、吉田書簡については「直接ではないが、私はやはり拘束されていると考える」との見解を示したのである⁴⁴。

しかし、その後の日本政府の「吉田書簡(5・7)」の扱いは、紆余曲折をたどる。通産省は従来から中国向けプラント輸出に積極的姿勢をもっていたが、8月はじめになると三木通産相の発言をはじめとして、吉田書簡は私信であり拘束されるものではないとの見解を表明するようになった⁴⁵。この動きをうけて、佐藤内閣は政府見解として、「法的には拘束力はない、輸銀融資

⁴¹ (論評)「佐藤内閣は『吉田書簡』を撤回せよ」(『人民日報』1965年2月12日)外務省中国課監修『日中関係基本資料集』(霞山会、1970年)、251-253ページ、『朝日新聞』(1965年3月24日)及び『朝日新聞』(1965年4月22日)。

⁴² 「椎名大臣と魏道明大使との会談記録に関する件」及び「1965年2月9日 外務大臣宛木村大使電 吉田書簡について」外務省戦後外交記録文書『中華民国の抗議関係』。

⁴³ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第二巻、(朝日新聞社、1998年)、235ページ。

⁴⁴ 『毎日新聞』(1965年2月9日)及び『朝日新聞』(1965年2月9日)。

⁴⁵ 『朝日新聞』(1965年8月2日夕刊)及び『毎日新聞』(1965年8月2日夕刊)。

は政府が自主的に判断」と発表した⁴⁶。そして、この直後 8 月 5 日付け『毎日新聞』は、政府筋の情報として「吉田書簡 (5・7)」の内容を明らかにし、書簡の内容としては現在も日本政府を拘束しうるようなものではないことを明らかにしたのである⁴⁷。

一方、台湾側は、先に述べたように「吉田書簡」とは「蒋介石・吉田茂会談の了解事項」、すなわち「中共対策要綱」を含めた日台関係の基本的合意事項だと考えていた。このため、65 年 8 月 16 日に行われた沈昌煥外交部長と三木通産大臣との会談は、「国府としては、吉田書簡は単に貿易の問題をどうするということではなく、日華関係根本に係はるものとみているので、日本側もこの点よく考えて欲しい」とする沈外交部長に対して、三木通産大臣は「日華の長期的友好関係を重視しており、これを壊すことは絶対しないことはもとよりであり、確言してもよいが、他方輸銀問題は共通の土台をくずすというような性格のものではない」として、物別れとなった⁴⁸。台湾側は、日本政府が中国への輸銀融資を許可するかどうかは、日本の「政経分離」の原則を具体的に示す試金石と位置付けていたが、「吉田書簡 (5・7)」の扱いを重視するというよりも、むしろ「吉田書簡 (4・4)」、すなわち「蒋介石・吉田茂会談」の了解事項を日本側がどの位置付けているのかが焦点であった。

その後の日本政府の立場は、「吉田書簡 (5・7)」自体の拘束力については無力化しながら、政府の自主的な判断としてケース・バイ・ケースで対中輸銀融資を検討していくとの姿勢をとるようになる。68 年 1 月 31 日には、「吉田書簡については、政府もこれを超越して日中貿易を考えている」と発言し、また 70 年 4 月 17 日には「吉田書簡は政府が関与したものではない。したがって、いまさら変更するとか、廃棄するとかいうものではない」と述べていたが⁴⁹、実際には、72 年になるまで輸銀融資の許可は出されなかった。日本政府の立場は、すでに「吉田書簡 (5・7)」に拘束されるものではないと表明する一方、吉田書簡の破棄を正式に表明することを要求する中国側に対しては、私信である書簡を正式に廃棄するなどの必要はないとの立場

⁴⁶ 『朝日新聞』(1965 年 8 月 3 日夕刊、1965 年 8 月 4 日) 及び『毎日新聞』(1965 年 8 月 4 日)。

⁴⁷ 『毎日新聞』(1965 年 8 月 5 日)。

⁴⁸ 「沈昌煥国府外交部長と三木通産大臣との会談要旨」外務省戦後外交記録文書『中華民国の抗議関係』。

⁴⁹ 『朝日新聞』(1968 年 1 月 31 日) 及び『毎日新聞』(1968 年 1 月 31 日)、『朝日新聞』(1970 年 4 月 17 日)。

をとっていたのである。

1960年代の日中台関係は、63年のビニロン・プラント問題に端を発し、その後「吉田書簡」を一つの軸として展開した。「吉田書簡」の取り扱い、いわば日本の中国と台湾への姿勢を象徴的に示すものとして位置付けられたのである。すなわち、中国は、60年代後半には文化大革命期へと突入し、その対日政策を硬化させていくなかで、蒋介石の国民党政府の介在を許したうえで日中関係を展開させようとする日本政府の「中国に敵対的」な姿勢の象徴として、「吉田書簡（5・7）」を位置付けた。

一方、台湾の中華民国政府は、64年吉田訪台の際の「蒋介石・吉田茂会談」の合意事項をその後の日台関係の基本に据え、これを「吉田書簡（4・4）」に象徴させた。この合意は、蒋介石と吉田茂という個人でありながら政府を超える高いレベルで取り交わされたものとして、日本政府や日本国内における対中関係改善推進の動きから距離を置くことを可能にしたのである。台湾をめぐる国際環境の悪化、米国の援助の打ち切りなどは、円借款や日本企業の投資促進などの面で台湾における対日経済関係の重要度を高めた。総統府の蒋介石・張群及び行政院は、台湾国内の立法院らが対日批判を強め日台関係における諸問題を政治問題化させないよう波風を最低限に抑えなければならなかった。そこで極めて政治性の強い問題については、「蒋介石・吉田会談」をベースとして、池田や佐藤に強い影響力をもつ吉田ら長老格の政治家を中心とする対日工作を行い、「道義的精神的支持」というかたちで吉田・佐藤首相への信頼を軸として日台関係を展開させたのである。

一方、日本側も、吉田・佐藤—張群・蒋介石チャンネルを台湾側に対して使いながら関係を維持していた。そして、日本国内における対中関係改善積極論が自民党議員を含めて高まるなかで、佐藤内閣は、単に台湾との関係を断ち切るかたちで中国との関係を構築することを避けながら、台湾からの信頼をとりつけつつ中国との経済関係を維持する外交姿勢をとったのである。毛利政務次官訪台時の蒋介石総統との会談では、「中華民国としては、日本の政府に対し必ずしも物質的に支援を求めているのではなく、精神面で中華民国を支持してほしいのである」と

述べられている⁵⁰。こうした精神的・道義的な中華民国政府への支持を軸とする 60 年代の日台関係は、71 年の国連における中国代表権問題において逆重要事項指定決議案の共同提案国となった佐藤首相の決断へと結びついていった。

第 3 節 小結

以上見てきたように、中国に対する輸銀融資をめぐる日本の決定は、台湾側の過剰な反応を引き起こし、円借款交渉の頓挫に加えて、駐日大使の引揚げというまさに日台断交の危機へと発展した。しかし、台湾側としては、米援の停止に代る財源の確保や、中仏国交樹立に伴う台湾の中華民国政府と仏政府との断交という台湾を取り巻く国際環境の悪化を背景として、早急に日本との関係改善を図ろうとする意向をもっていた。

中国国民党の「敵」を援助する日本への強硬論が高まったなかで、その強硬論を沈静化し、中国との貿易関係拡大をさぐる日本との関係を維持させていくためには、台湾には表面上原則を堅持すると同時に、内実を確保するという外交が必要となっていた。すなわち、台湾側の原則的な対日姿勢を柔軟化させることなく、象徴的次元においては、蒋介石を中心とする日華間の緊密な関係を維持したが、それを可能としては、実質的次元における吉田という個人チャネルの活用であったのである。そして、台湾の中華民国政府は、64 年 2 月の吉田茂訪台をきっかけとして、日華関係改善のムードを作り出しただけでなく、5 度にわたる蒋介石と吉田茂の会談の成果として、その後の日華関係の基本合意をまとめた。

その「蒋介石・吉田会談記録」と張群・吉田の往復書簡は、形式上は吉田個人と台湾側との了解事項であったが、これに対して日本政府がどのような態度をとっていくのかによって、大きな影響力を生み出すものであった。台湾側は、そうした吉田個人のチャネルを使いながら、その後の日本との関係を維持していこうとしたのである。そうした最高レベルでの非公式なチャネルの構築によって、太く緊密な関係として見えた日台関係は、71 年の国連中国代表権問題

⁵⁰ 「蔣總統との会談における總統の談話要旨」外務省戦後外交記録文書『毛利外務政務次官中華民国訪問関係』。

における佐藤の決断を生み出した。しかしながら、その日台関係は、同時に佐藤の決断の帰結として「道義は尽くした」との日本の立場を生み出し、さらには佐藤内閣から田中角栄内閣への政権交代にともなう中国政策の急展開をゆるす構造的要因を醸成することとなったのである。

第4章 中華民国の国連脱退とその衝撃

第1節 台湾問題と国連における米国の影響力の変容

1、1960年代の中国代表権問題

蒋介石は、1951年当時国連代表であった蔣廷黻の質問に以下のように答えたことがあるという¹。

蔣廷黻：万一中共が国連に割り込もうとしたら、われわれはどのような態度をとるべきか。

蒋介石：われわれの復国の基礎は二つある。すなわち、国連によって保障される国際法上の地位をよりどころとすることと、内政において、台湾を復興の基地とすることである。この二つの基礎は、ともに非常に重要だが、根本は台湾にある。

もし、両者を兼ねそなえることができなければ、私は、国連を放棄してでも、台湾を確保する。これは、わが政府が最後にいたったとき、やむをえずとる唯一の政策である。

この会話を引用しながら、蒋介石総統は、57年国民党第7期中央委員会第8次全体会議において、この既定の方針に基づいて一切の問題を処理することを確認した²。また、第2章でみたように、61年における米台の攻防においても、蒋介石と中華民国政府外交部はぎりぎりの段階まで譲歩をせずに、国連の議席よりも国家の地位が重要であるとの立場をとっていた。そして、ニクソン訪中が発表された後の71年8月14日に行った蔣経国の講演のなかでも、以下のように述べられている³。

¹ サンケイ新聞社『蒋介石秘録』第15巻、(サンケイ出版、1977年)、197頁。

² 同上。

³ 「演講 自立自強樂觀奮鬥 — 民国60年8月14日 對三軍官校暨政戰學校應屆畢業學生講」蔣経国先生全集編輯委員会編『蔣経国先生全集』第9冊、(台北：行政院新聞局、1991年)、126-127頁。

われわれの国家が現在直面している二つの重大な問題は、一つはわが国の国連及び安保理における議席を保持することであり、もう一つは、台湾を守る問題である。現在われわれがはっきりと認識しておかなければならないのは、国連と安保理における議席はわれわれにとって重要ではあるが、それを失ったとしても、国家に多少の困難はもたらされるが国家の存在に影響するものではない。しかし逆に、台湾防衛問題は、国家の存亡の問題である。

こうして蒋介石から蒋経国へと継承されていく既定の方針が意味するものは、単に国連からの脱退を辞さないという姿勢ではなく、予想される国連からの脱退という事態に直面しても、政府は国共内戦における中国共産党との闘いにおいて台湾を放棄せずに、闘い続けるという姿勢を示していた。依然として、これが国共内戦の延長としての意味を強く有していることを表していたのである。蒋経国は、さらに続けて以下のようにも述べている⁴。

台湾の存在がなくなれば、中華民国の存在もなくなる。さらに中華民国の存在がなくなれば、すべてがなくなってしまうのだ。したがって、現在のところ、国連と安保理における議席を確保することは当然重要ではあるが、台湾を守ることが特に重要であり、そして現段階における台湾防衛の闘争は、長期的な、困難な、全面的な闘争なのである。

そして、また 72 年 6 月に行政院長に就任した後の蒋経国は、海外学人国家建設研究会においても、次のように述べる⁵。

今日われわれの奮闘していることの本来の意義は、すなわち大陸を回収するた

⁴ 同上。

⁵ 「演講 為救自己的国家而奮鬥 — 民国 61 年 8 月 24 日 第一屆海外學人國家建設研究會閉幕典禮講」『蒋経国先生全集』第 9 冊、前掲、226 頁。

めに奮闘しているということであり、もしこの立場を放棄すれば、われわれは生存の価値を失うことになる。

すなわち、蔣経国は、台湾という拠点と、大陸を回収するために奮闘するという立場が失われたとき、「政治七分、軍事三分」の長期的な国共内戦において、「中華民国」の存在は意味がなくなるのだという危機意識をもっていた。国連における地位よりも国家としての地位が重要であるという考え方に基づく原則的対応およびその強硬政策が、71年の国連脱退の要因であったとすれば、その事態はむしろもっと早くに訪れていても不思議ではなかった。しかし、この70年代に入って表れてきた変化は、国連において台湾の議席を守るという提案にさえ、過半数を確保できなくなっていたという事実であったのである。したがって、まず60年代の国連における中国代表権問題が、どのような経過をたどっていたのかを確認しておこう。

1961年においてモラトリアム方式から重要事項指定方式をきりかえた米国と中華民国政府は、その後70年までの間、この「中国の代表権を変更する提案は、すべて憲章第18条に従い重要事項である」との決議案を可決させることによって、中国代表権問題が単純過半数によって何らかの結果を得てしまうことを阻止してきた。〈表3〉にあるように、特に文化大革命の影響がみられる66年以降の60年代後半は、賛成率55%以上を保っていた。

〈表3〉 重要事項指定決議案の表決

総会	年	賛成: 反対: 棄権 (賛成率)	北京承認国 / 国連加盟国
16	1961	61: 34: 7 (60%)	35 / 104
20	1965	56: 49: 11 (48%)	46 / 117
21	1966	66: 48: 7 (55%)	46 / 122
22	1967	69: 48: 4 (57%)	46 / 122
23	1968	73: 47: 5 (58%)	49 / 126
24	1969	71: 48: 4 (58%)	49 / 126
25	1970	66: 52: 9 (52%)	53 / 127

出処：安藤正士・入江啓四郎編『現代中国の国際関係』（日本国際問題研究所、1975年）及び河邊一郎編『国連総会・安保理投票記録：国際問題と各国の外交姿勢』（新聞資料センター）各年版より作成。

しかし、その一方で、60年代における最も重要な変化は、66年の「イタリア案」に見られるように、「二つの中国」的な立場から中国の加盟を実現させようとする雰囲気が広まっていたことであった⁶。61年の重要事項指定方式への転換をめぐり、米台間での緊迫した協議が続けられていた時期、日本においても国連代表団などを通じて「二つの中国」についての発言が表れたが、外務省は公式の立場としてはそれを否定する見解を発表しつつ、実際にはこの問題に関する再検討を進めていた。こうした日本の雰囲気について、当時駐日記者であった司馬桑敦は、「日本の外務省の意見は、見たところ出来るだけ二つの中国政策という言葉を避けてはいるが、その腹のうちでは確実にこの方向へ向かって模索を進めている」と感じ取っていた⁷。また、後に池田首相の後を継ぐことになる佐藤栄作は、ケネディ大統領の就任に際して、「国府、中共問題はこの形にとらわれずに、中国、台湾の問題として解決策を見出すべきではなかろうか」との感想を日記に記している⁸。日本のそうした変化について、66年当時外交部長であった魏道明は、当時の日本の雰囲気がすでに「一つの中国」という主張は中華人民共和国の承認を指し、台湾を支持する国の多くが中華人民共和国政府の国連参加には反対せず「二つの中国」の論調をもっており、早急な対応の必要があると認識していた⁹。

64年のフランスの中国承認に続き、日本および米国をはじめとして西側諸国における「二つの中国」による解決を目指す動きに対して、中国は徹底的に反対し、台湾も同様に徹底的に反対するとの立場をとった。第3章にみたように、台湾側としては、政経分離を最低限のラインとして日中経済関係を実質的に容認しつつ、日本との政治関係については、吉田訪台以後も佐藤栄作訪台、蔣経国訪日などによって蜜月時代を演出していたのである。しかし、60年代に台湾を支持する国家の間で「二つの中国」の論調が強まっている状態を背景として、70年の第25回国連総会では、アルバニア案が過半数の賛成票を獲得するという事態が出現していくこと

⁶ 高朗『中華民国外交関係之演变（1950～1972）』前掲、215—217頁。

⁷ 司馬桑敦『中日関係二十五年』（台北：聯合報叢書、1978年）、101頁。

⁸ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第1巻、（朝日新聞社、1997年）、430ページ。

⁹ 「外交部魏道明報告」『立法院第38会期外交委員会第7次会議速記録』（1966年12月7日）、『立法院第44会期外交委員会第4次会議速記録』（1968年12月6日）、『立法院第46会期外交委員会第7次会議速記録』（1970年12月17日）、高朗『中華民国外交関係之演变（1950～1972）』前掲、216—221頁。

となった。

2、 中華民国の国連脱退をめぐる政治過程

1970年の国連総会では、前述したようにアルバニア案が過半数を獲得した。この表決結果が現れた直後、米国の代表団員は、「もし何か方法を考えなければ、中共が遅かれ早かれ君らに取って代わることになる」と述べ、中華人民共和国政府が中国として加盟することを容認する可能性も示唆した¹⁰。魏道明外交部長は、ロジャーズ国務長官との会談からも米国が二重代表方式を含め政策変更を考慮していることを知り、こうした事態に直面して、蒋介石総統に対応を打診した。その時、蒋介石は驚いた様子もなく以下のように答えたという¹¹。

代表団が精一杯やりさえすればそれでよい。もしだめで脱退しなければならぬのであれば、われわれは自ら脱退をして、国格を汚すことは避けなければならない。

これらの事態に直面した台湾の中華民国政府は、国連での議席保持のための戦略をはじめとして、外交に関わる人事・政策について全面的再検討を迫られた。まず、この厳しい局面に対応するため、人事面においては、駐米大使であった周書楷（58才）が、75才の魏道明に代わり外交部長に任命され、駐米大使には沈劍虹が就任することとなった。同時に、国連での方策を話し合うために米国政府に対し緊急に協議を要望するなど、次期国連総会に向けて対応策の検討にはいった¹²。

一方、米國務省では、中国政府の国連参加阻止ではなく、台湾の中華民国政府の国連での議席保持に重点を置いた方策を検討していた。その方策では、中国政府の国連加盟を支持するが

¹⁰ 頼樹明『薛統麒傳—走過聯合國的日子』前掲、184頁。

¹¹ 同上、185—186頁。

¹² 楊旭聲ほか『70年代中華民国外交』（台北：風雲論壇、1990年）、65頁。

中華民国政府の追放には反対し、その両方に国連での議席を与えるという「二重代表方式」であった。米 국무省は、早くにこの方式のための準備を進めていたが、その一方で、ニクソン大統領とキッシンジャー補佐官は、中国政府との関係改善を進め、その水面下の動きに影響が出ることを懸念して、次回総会に向けた戦術についての発表を遅らせていた。ニクソン大統領は、ロジャーズ 국무長官がこれについて発表を行うのを、1、4、6月と延期させていたのである¹³。

1971年3月25日に開かれた国家安全保障会議（NSC）では、二重代表制を強く押す 국무省に対し、ニクソン大統領やアグニュー副大統領らは、一、二年の間中華民国の国連での議席を引き延ばすよりも、むしろ明確な態度をとり負けた方がよいと考えていたという¹⁴。一方、キッシンジャー補佐官は、負ける可能性の高い二重代表方式には疑念を抱いていたが、台湾の中華民国政府の議席を救う可能性が残されている限り、その可能性のある方策を試さなければ責任を問われるとの考えから、「 국무省に好きなようにさせるようにした」という¹⁵。

周書楷に代わり駐米大使に就任した沈劍虹によれば、アメリカへ大使として赴任する準備をしていた71年の4月頃に、元政治担当国务次官ロバート・マーフィー（Robert D. Murphy）が台北を訪れたという¹⁶。ニクソン大統領に派遣されて訪台したマーフィーは、北京政府の国連加盟を再び阻止するのは不可能であるから、米国としては二重代表制方式を進めるつもりであることを伝えた。そして、「もし、米国が北京の加入を許すのと同時に、中華民国の議席を保持させる建議をした場合、中華民国の反応がどうであるかをワシントンとしては知りたい」というニクソンの言葉を伝え、台湾側がどう反応するかについて探りを入れたのである¹⁷。ここでは、さらに国連の安全保障理事会の議席についても触れていた。マーフィーは、中華民国政府代表の安保理での議席にはなんら影響は出ないという考え方を提示したが、この計画が成功するかどうかについては保証していなかった。この問いに対して、蒋介石は次のように答えた

¹³ ヘンリー・キッシンジャー著 斎藤彌三郎・小林正文・大舩一人・鈴木康雄訳 『キッシンジャー秘録③ 北京へ飛ぶ』小学館、1980年、225頁。

¹⁴ 同上。

¹⁵ 同上、223-225頁。

¹⁶ 沈劍虹『使美八年紀要』（台北：聯経出版事業公司、1982年）、52頁。

¹⁷ 同上。

という¹⁸。

不満ではあるが、無理して同意することは出来る。・・・この提議が本当に提出されるのであれば、中華民国は反対票を投ずるが、親交のある国々がこれに反対票を投じるように要求しないことは出来る。これが、われわれがこの代表権問題で米国と協力できる限界である。

それは、米国が二重代表方式を進めることに対し、実質的には蒋介石が黙認するとの立場を表していた。台湾側では、この時点で米国との暗黙の了解ができ、次回国連総会では安保理の議席は確保できると思い込んでいたという¹⁹。

台湾側が従来主張していた方策とは、拒否権の行使により安保理の議席を確保するという方法であった。すなわち、国連憲章第 5 章第 23 条及び第 19 章第 110 条に、Republic of China「中華民国」の名前が出ていることを利用して、北京政府の中国の代表としての国連加盟には、国連憲章の改正が必要だと主張する方法であった。そして、憲章第 108 条には、国連憲章の改正には、総会構成国の三分の二以上の賛成と常任理事国全員の賛成が必要であるから、台湾側は、憲章改正の動議を拒否権を行使して斥けることが出来るということになる。この方法であれば、もし北京政府が国連に加盟するという状況が生じても、台湾の中華民国政府代表はそのまま安保理に留まることが出来るという戦術であった。

また、台湾側の見通しでは、中華民国政府代表がこうしたかたちで国連に残留するならば、実際問題として北京側は入ってこないであろうと考えていた²⁰。したがって、台湾側としては、この戦術に高い優先順位を与えていた。しかし、米国が最初に二重代表方式を打診した際、蒋介石が消極的ではあるがそれを黙認するとの回答を出したのは、その時点ではまだ米国が台湾

¹⁸ 同上。

¹⁹ 同上、380 頁。

²⁰ 林金莖氏談話、台北、1992 年 6 月 29 日。

の安保理の議席には手をつけないという考えを示したからであった。

7月1日、北京への秘密訪問計画を含めたパキスタンへの旅に出発する当日、キッシンジャー補佐官は沈劍虹大使就任後初めての会談を行った。沈大使は、北京政府の加盟に反対するとの台湾側の立場を訴え、その話をキッシンジャー補佐官は平静を装って聞いていた²¹。一方、沈劍虹大使は、この会談は儀礼的なもので、ほとんど突っ込んだ話しをしなかったとしているが、その年の国連総会での表決に明らかに影響が出るであろう米国の行動を、台湾の出先機関はこの時点で感じ取ることが出来なかった。7月19日に沈劍虹とロジャーズが会談するまでの約2ヶ月半の間、沈劍虹大使は国連問題に関しては米務省と連絡をとっていたが、「ほとんど、米国政府に回答を催促することもなく、ただ待っていた」と沈大使自身は回想している²²。

7月9日から11日までの3日間、北京を秘密訪問したキッシンジャー補佐官は、そこでの会談を通じて、北京側は国連加盟についてさほど急いでいないとの印象をうけた。キッシンジャー補佐官は、この問題についての周恩来首相とのやりとりを以下のように記している²³。

私は、隠密旅行の際周恩来に、われわれがとろうとしている立場を説明した。

周は、北京としては、どんな形であれ二重代表方式を受け入れないことを確認した。その反面、中国は、長い間国連に加盟しないでも存在しており、もうしばらく待つことができる、ともいった。

7月15日のニクソン訪中発表は、その突然さへの驚きと、これから起こりうる変化への不安を生み出し、大きな動揺を台湾政府に引き起こした。キッシンジャー訪中の情報は、キッシンジャーが北京を離れた二日目に、台湾独自の情報筋より会談の回数やいつ毛沢東と会談を行

²¹ ヘンリー・キッシンジャー著 斎藤彌三郎・小林正文・大舩人一・鈴木康雄訳 『キッシンジャー秘録③ 北京へ飛ぶ』前掲、176頁。

²² 同上。

²³ 同上、225頁。

ったのかなどを含め、相当に詳細な資料とともにもたらされたという。しかし、外交部は、この情報の真偽を断定することができず、何ら措置はとられなかった²⁴。所謂この「ニクソン・ショック」の4日後、沈劍虹大使はロジャーズ国務長官と会談した。ここでロジャーズは、キッシンジャーの北京訪問の説明をした後、国連での代表権問題に話題を変え、台湾側は結局どのような決定を下したのかと訊ねた。それに対し、沈劍虹大使は、「私たちはすでに立場を表明し、米国の反応を2ヶ月あまりも待っている。米国こそいったいどんな決定をしたというのか」と逆に問い返した。そこで、ロジャーズ国務長官は、ニクソン訪中発表の多少の影響は免れ得ないとしながら、以下のような考えを述べたという²⁵。

NATO加盟国に対して行った初歩的な調査では、中華民国が安保理の議席を北京政府に譲らないならば、米国が当時考えていた「二重代表権」案は、絶対に国連総会を通過しえないということが明らかである。・・・「重要事項指定」案さえ、過半数の支持を得ることはできないだろう。・・・中華民国が安保理の議席を放棄することに同意しなければ、米国が提出するつもりのもう一つの案（二重代表権案）は、おそらく時すでに遅しとなるでなろう。

(括弧内は筆者)

台湾側からすると、最も重要視していた安保理の議席を確保することが出来ないとすれば、妥協できる限界と考えていた4月のマーフィー訪台の時点で合意されたラインから大幅に後退することになる。台湾側の当初の構想は、中華民国政府が安保理の席についたまま中華人民共和国政府が国連に加盟するというものであったが、7月の時点では、全く逆に中華人民共和国政府が安保理の席につき、台湾が国連に一般会員として残留するという二重代表方式であった。そこで、台湾側では、米国の進める二重代表方式への再検討が必要となったのである。7月15日にアルバニア案が早々に提出され、これに遅れること約1ヶ月となった8月17日、逆重要

²⁴ 楊旭聲他『七〇年代中華民国外交』（台北：風雲論壇、1990年）、61頁。

²⁵ 沈劍虹『使美八年紀要』前掲、66-67頁。

事項指定決議案と二重代表制決議案が提出された。このあたりの事情を、当時日本の国連大使であった中川融は次のように述べている²⁶。

アメリカ・日本等の逆重要事項指定方式及び二重代表方式は、肝心の国民政府が
オーケーを言わないものですから出せない。それでモタモタしている。

日本側からいえば、日本や米国の説得に台湾が応じなかったことに大きな原因があったが、日本でも、米国とともに共同提案国となるかどうかについて意見が分かれていた。最終的には総裁一任というかたちで、佐藤栄作首相が共同提案国となるという決断を下すが、この決定までの過程で、佐藤首相は張群秘書長らとも会談し、台湾側の意向を探った。71年7月末に来日した張群秘書長は、「国府は国連憲章第23条によって、国連安全保障理事会の常任理事国と規定されており、この国連憲章を改定しない限り、国連は国府を安保理から追放することはできない」と述べ、安保理の議席確保という台湾側の基本的な立場を強調していた²⁷。これより先の7月初めのソウルでの会談では、佐藤首相は、国際情勢が北京政府の参加を求める事態となっても、台湾政府は国連を脱退すべきではないと張群秘書長を説得したという²⁸。さらに、8月1日に行った張群秘書長との会談を、佐藤首相は次のように日記に記している²⁹。

時に約束した張群さんが9時にやって来る。国連対策を協議する。中共の国連加盟はやむを得ないとするが、安保委の常任理事国とすることには絶対反対の様子。なぐさめて別れる。同時にこの事をマイヤー大使に連絡し、米政府の善処を懇請する。

この前日に、佐藤首相は、米国は中国と台湾の二重代表制と台湾の中華民国政府追放は重

²⁶ 国連広報センター編『日本と国連の三十年』（講談社、1986年）、125頁。

²⁷ 『アジア動向年報』（1972年版）、216ページ。

²⁸ 『朝日新聞』（1971年8月20日）。

²⁹ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第4巻、（朝日新聞社、1997年）、388ページ。

要事項とし、安保理の件は安保委員会の多数に従うことで台湾側を説得する計画であることをマイヤー大使から説明されていた³⁰。そこで、佐藤首相は、中国が参加してきても台湾側が脱退しないように説得を行ったが、この会談後張群秘書長は、非常に憤慨して帰国したという³¹。ただし、8月末頃には、佐藤首相は台湾側が二重代表方式を一応受け入れそうだという感触を得ており³²、9月22日に日本が共同提案国となることを発表した。

一方、沈劍虹大使は、国連総会での表決前に、2回ほどキッシンジャー補佐官と会談していたが、その結果キッシンジャー補佐官は国連での代表権問題に対して、楽観的な見方をしているとの印象を受けていた。すなわち、キッシンジャー補佐官は、二重代表権案が決議されて、北京は国連への参加と安保理の議席を獲得するが、同時に台湾側の残留が許されれば、結果として北京は国連に加盟しないであろうとの考えを示していたのである³³。

その後、日本も福永健司・木村俊夫ら4人の特使を派遣して票集めに努力したが、こうした票集めの段階で、台湾側は苦しいジレンマを抱えていた。そのジレンマとは、台湾側はこの段階において効果的な説得工作を各国に対して展開することができないでいたのである。駐米大使沈劍虹は、親交のある国々に対して、中華民国としては何をして欲しいのかを明確に示すことが出来なかった点を失敗の原因の一つとして挙げつつ、以下のように述懐する³⁴。

われわれは中共の国連参加を許容するいかなる動議をも支持することは出来なかったもので、意見を述べるにしても、中華民国の国連における議席を保持してけるよう要求するだけであった。親交のある国の政府が、台湾側は自分たちにどのように投票して欲しいと希望しているのかとたずねてきた際には、どう答えてよいやら分からなかった。結局、彼らに我々の困難な状況を説明できるだけで、あとは自分自身の判断で票を投じてくれと要求するほかなかった。

³⁰ 同上、387-388 ページ。

³¹ 黄天才『中日外交の人與事—黄天才東京採訪實録』（台北：聯經出版社、1995年）、173-176頁。

³² 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第4巻、前掲、410ページ。

³³ 沈劍虹『使美八年紀要』前掲、68及び70頁。

そして、このジレンマは、当時まさに次のように描写されていた通りであった³⁵。

……われわれが自ら希望し、かつ親交のある国家に選択するよう要求する道はただ一つである。それは、「われわれを助け、アルバニア案と米国案の両方を同時に打ち倒そう」というものだ。そうでなければ、われわれの原則のいずれとも合わないからである。

原則としては、二重代表制案という台湾自身が反対票を投じる提案に関し、相手国に積極的に賛成票を投じて欲しいとの工作を表立って行うことは出来なかった。なぜなら、台湾側は「二つの中国」を認めるような発言をすることが出来ないからであった。しかし、相手国が二重代表制案に賛成票を投じることに反対をしないということ自体が一つの態度表明であり、何ら態度表明ができないということではなかった。そして、周書楷が指摘するように、共同提案国と直接の会議以外の場で工作を進めることとなったのである³⁶。台湾の外交官の抱えるジレンマは深刻であった。すでに述べたような駐米大使の当時の状況の回顧は、外交活動が効果的に行われていなかった状況を吐露してしまっていた。

1970年の国連総会では、中華民国を承認している国が60、一方中華人民共和国を承認している国が59であった。しかし、同年のアルバニア案には賛成51、反対49で過半数の賛成を得ていた。71年7月頃になると、中華民国を承認している国が56ヶ国に減少し、中華人民共和国を承認している国は63ヶ国に増加していた。米国は、日本も共同提案国となることを決めた二重代表制案と逆重要事項指定決議案について、国連総会が始まってすぐの一般委員会において、先に提出されていたアルバニア案と合わせて中国代表権に関する三つの決議案を一緒

³⁴ 同上、55頁。

³⁵ 續伯雄「悲痛而不壮烈的失敗」『新開天地』(27-46)、1971年11月13日号。

³⁶ 高朗『中華民国外交關係的演變(1950~1972)』前掲、194頁。

に議題とすべきであると提案した。しかし、これは否決されている。そこで、中国代表権案の審議が開始された10月18日、米国は、アルバニア案よりも先に逆重要事項指定決議案を議決すべきであると提案し、これは可決され、逆重要事項指定決議案が先に審議されることとなった。手続き上および戦術的な攻防が、ぎりぎりの線で続けられていた。

1971年に米務省が推進した二重代表制方式は、北京政府の国連加盟を支持するが、台湾の追放には反対し、双方に国連での議席を与えるというものであった。そのために「二重代表決議案」と「逆重要事項指定決議案」が準備されたが、このうち逆重要事項指定決議案とは「中華民国の国連における代表権の剥奪をもたらすような、総会へのいかなる提案も重要事項とする」という内容であった。すなわち、これまでの重要事項指定決議案は、北京の中華人民共和国政府の招請も台湾の中華民国政府追放も重要事項であるとしたのに対して、所謂逆重要事項指定決議案は、台湾の追放だけを重要事項に指定するものである。従って、中華人民共和国政府の招請については、「単純過半数で通るよう国連の門戸を大きく開いている」のであった³⁷。しかし、結局台湾の中華民国政府が国連に残っている限り北京側が国連に入ってくるのが考えられないとすれば、実質的に、この重要事項指定案は、北京側の国連参加を阻むものになる。そうした案にどれほどの票が集められるかについては、米国自身も疑問をもっていた。

国連大使等は、毎日票読みをやったと言われている。当時の中川融国連大使も、「10月24日の票読みでは、意外にも我々のほうが勝ちそうだとということになりました。……計算から言うと、まさしく勝つことになっている」と、逆重要事項指定決議案はぎりぎりを通るであろうとの計算をしていた³⁸。また、駐日大使館の林金莖参事官も、法眼晋作と票読みを行っていたが、「3票は多いだろうと外務省も言う。今年は大丈夫だろうと思っていた」という³⁹。しかし、実際の表決が行われてみると、賛成55、反対59、棄権15で否決されてしまったのである。

1971年の逆重要事項指定の表決は、その結果を分析してみると、西ヨーロッパ諸国の動き

³⁷ 入江通雅『ニクソン訪中後の日中』原書房、1971年、174ページ。

³⁸ 国連広報センター編『日本と国連の三十年』、127-128頁。

³⁹ 林金莖氏談話、台北、1996年8月5日。

が大きく影響していたということが分かる。70年の重要事項案で賛成投票した国のうち、71年の逆重要事項指定決議案では棄権・反対投票へ回った国は15ヶ国あったが、そのうち8ヶ国が西ヨーロッパの国であった。すなわち、イギリス、イタリア、アイルランドは反対投票を行い、オランダ、オーストリア、ベルギー、アイスランド、マルタは棄権へと回っていた。

その15ヶ国のうち、上記5ヶ国を含め合計12ヶ国が棄権投票を行っていた。この棄権投票も、一つの意味をもっていた。すなわち、それらの国々は、中華人民共和国の国連参加には賛成するものの、中華民国を追放することになるアルバニア案には賛成しかねるとの立場をとっていた。そこで、実質的に中華人民共和国の国連参加を阻止することになる逆重要事項指定案に棄権することによって、消極的に中華人民共和国の国連参加への賛成、もしくは中華人民共和国参加阻止への反対の意を表したものであった。

こうして逆重要事項指定決議案が否決された後、米国は最後の努力として、アルバニア案の主文の後段部分、すなわち中華民国政府代表を追放するという部分を切り離し、それぞれに対し投票することを要求する動議を提出した。しかし、この動議も、賛成51、反対61、棄権16、欠席3で否決されることとなり、このままアルバニア案が表決に付されれば、台湾の中華民国政府代表は表決の結果として追放される可能性が高まった。この直後、すなわちアルバニア案が表決に付される前に、中華民国政府代表・周書楷は、その後の議事への不参加を表明して退場した。それは、まさに台湾の中華民国政府が、中国の代表としての議席を喪失し、また分裂国家の一代表としても、そして台湾の代表としても議席を確保することができず、国連から脱退するという歴史の転換点を記す瞬間となったのである。

結局、蒋介石総統の前述の指示通り、追放される状況となった場合には国格を保つために自ら脱退するという決断がなされたわけである。しかし、この時の台湾側の代表団は、二つの対応策を準備していたという⁴⁰。その各種の対応策は、国連総会開催ぎりぎりの時間まで、周書

⁴⁰ 台湾側の当時の国連代表団および外交部関係者複数の談話、1996年8月13日、台北、1996年10月11日、東京、1997年10月25日、東京。

権外交部長が台北において蒋介石総統との間で練ってきたものであった⁴¹。その一つは、逆重要事項指定決議案が可決され、二重代表方式で中国と台湾の国連参加が可能となったときのものであり、もう一つは、周書楷外交部長が読み上げた国連脱退の宣言であった。

したがって、逆重要事項指定決議案が可決されていれば、中華民国政府が二重代表方式により国連への残留を一旦受け入れる可能性は高かったと考えられる。その後、現実として中国が国連に加盟した際、台湾の中華民国政府が残留して、中台が同時に国連に参加するという状態が生まれたかどうかについては、別問題であった。しかし、少なくとも次の国連総会までの1年間については、国連における台湾の議席は維持できるのとの予想が、米国、日本のみならず、台湾にも存在していた。しかしながら、結果として逆重要事項指定決議案は否決され、中華民国政府は「漢賊並び立たず」という原則を理由として、自ら脱退を宣言したのであった。その意味では、台湾は既定の外交政策にしたがって、「漢賊並び立たず」という原則を堅持して国連を脱退したというよりも、むしろ中華人民共和国が国連に実際に参加する段階に至り、実質的に「二つの中国」を受け入れるかどうかの決断が迫られる時点までは、少なくとも形式的には「二つの中国」を受け入れて国連に残留するとの姿勢をもっていたと言えよう。しかし、投票の結果として、台湾側にその時間的間は与えられることなく、過渡的状况も生じなかった。

しかしながら、手後れになる以前の段階で、より現実的な対応策へと転換していくことができなかった原因は、「二つの中国」を拒否する「漢賊不両立」などの原則を堅持する台湾の中華民国政府の姿勢にほかならなかった。台湾は、米国の支持を基盤として国連での議席を確保してきたが、米国の政策はしだいに台湾の外交原則と齟齬をきたす「二つの中国」の論調へと移行していった。その時台湾は、重大なジレンマに直面せざるを得なかったのである。それは、たとえ「二つの中国」を構想する米国の支持であっても、その支持なくしては台湾の安全保障は成り立たず、また国連の議席も確保することができないという現実であった。米台関係という国際関係の次元では米国との協力が必要である一方で、国内政治の次元においては、その対

⁴¹ 頼樹明『薛毓麒傳—走過聯合國的日子』前掲、190—191頁。

米協調の姿勢が米国への追随であると原則重視の立場から批判される対象となる。第2章でとり上げた61年の葉公超の更迭は、この問題の本質を象徴的に表していた。結局、台湾は、原則としては「一つの中国」を保ちつつ、実質的な権益の確保を目指す戦術的な調整を行ったが、原則と現実、そして国内政治におけるメンタリティーの問題と国際政治の現実的必要性との間における大きなジレンマのなかで不成功に終わることとなったのである。

第2節 国連脱退後の台湾の対外政策

1、国連脱退の衝撃

台湾海峡を挟み中国と台湾が対峙する状態は、米国の介入によって問題が「国際化」されることによって、はじめて固定化されえたことは、すでに第2章において述べたとおりである。そして、1990年代に入ってから台湾の国連加盟問題が台湾問題の国際化の一手段としての意味をもつことの逆説的な意味として、71年における台湾の国連脱退、上海コミュニケに表された米中関係改善、そして各国との外交関係の断絶などの歴史的イベントによって台湾問題が国内問題化するという意味を有していた。台湾が、国連をはじめとして、国際組織における議席、各国との外交関係を喪失したことは、中国の対台湾戦略上では「台湾の孤立化」の成功と位置づけることが可能であった。

しかし、71年の台湾の国連脱退という対外政策およびその意味づけは、従来主として台湾国内政治変動の研究、特に民主化の問題において取り上げられていただけであった。すなわち、序章及び第1章において述べてきたように、台湾の国際的な孤立化及び米国の支持低下による正統性の低下といった象徴的な意味を、国内政治の体制変動の説明変数として用いてきたのである。そこでは、国連脱退という対外的な衝撃は中華民国に正統性の危機をもたらし、その「外部正統性」の減少が内部正統性調達の必要を生じさせ、そのことによって台湾化や国会の一部改選などの政治改革が引き起こされたと説明されてきた。ただし、この議論では、蔣経国自身に「台湾化」という明確な意図がどのくらいあったのか、また蔣経国時代初期の政治改革は、国際的要因と国内的要因のどちらがより重要であったのかについては明確にされていない。蔣

経国が始めたといわれる中央エリートへの台湾人の登用や、民意代表機構の改革などは、時期的にみると 60 年代半ばから始められた政治改革の一環であった。また、もしこれらの動きに対外的な要因が影響を与えているとするならば、その影響とは国内の政治改革の趨勢を一層促進したにすぎないと論じることが可能であるかもしれない。

外部正統性を論じる研究において、米国の支持と国連での議席を有しているということは、台湾の政府にどのような意味を有しているとされているであろうか。それらの研究では、人民から歓迎されていない政権がなぜ安定し、長期間にわたり維持されることが可能となったのか、またそうした政権においてなぜ政治的不安定が生じたのかなどの問題に関し、他の国家からの認可や支持によってもたらされる政権の正当性が説明変数として有効であると考えている⁴²。しかし、これらの説明のように、もし国連での議席を有することが国際的承認を得ているという象徴的な意味をもち、政権の存続がこれに強く依存していたとするならば、国連における議席確保を国際的承認の獲得に活用し、その重要性を自覚してきた台湾政府がなぜ国連を脱退したのかという疑問に再び取り組まざるを得ない。

こうした問題を考察するためには、王振寰らの外部正統性についての研究において、重視されていなかったもう一つの側面を取り上げる必要がある。王の研究では、台湾の中小企業という新興の経済主体を台湾社会における権力者 (power holders) の一つとして指摘したが、逆により限定された政治エリート内におけるの権力者たちからの支持を獲得することも必要であったという点である。それは、新しい最高権力者となる蔣経国と他の権力者たちとの関係は、蒋介石と他の権力者たちとのそれとは異なるからであり、70 年代初期においては、蒋介石から蔣経国への権力の移行に伴って、政治エリート内部での新興の権力者と旧来の権力者との間で最高権力者の権威と支配の正統性が再構成される必要があったからである。

この側面について『中華民国を繞る国際関係』では、早くから次のような指摘を行っていた⁴³。すなわち、台湾政府は衝突する二つの目標をアジアにおいて追及している。その一つは中

⁴² 同上、75-80 頁。

⁴³ 衛藤藩吉他『中華民国を繞る国際関係』（アジア政経学会、1967 年）、200-202 ページ。

国本土に対する「反攻」であり、もう一つは中国本土周辺諸国との「防衛連盟」の構築である。この二つの目標は相互に密接な関係をもつために、孤立を覚悟して「反攻」を叫ぶか、「反攻」を放棄して孤立を回避するかの二者択一にならざるを得ない。もし、前者を選び「大陸反攻」政策を残せば、国連からの脱退も余儀なくされ深刻な孤立感に打ちのめされる。そして、その中で、指導者の叫ぶ「反攻」の約束だけで士気を維持していくことが出来るのかが疑問となる。また、もし後者を選び、孤立化を回避すれば、政体と原則の変更という大きな代償を支払わなければならない。そして、大陸から来ている中国人の忠誠心は大きく失われるが、その政治的な動揺に体制がどのくらい耐えられるのかについて確信もないまま、この選択はとれないであろうという。

実際には、まず台湾の中華民国政府は、「大陸反攻」政策を残して国連における議席を喪失し、孤立感に打ちのめされるなかで、何らかのかたちで士気を維持していく必要に迫られることになった。そして、孤立化を回避した場合の代償として考えられていた体制内の動揺も激しく、蔣経国という新しい指導者の登場によって、新たな忠誠と支持を獲得していく必要が生じたのである。その新たな忠誠や支持の獲得は、王振寰らの指摘するように台湾社会に対しても求められたが、体制内における長老や旧体制支持のグループに対しても行う必要があった。そして、台湾社会と外来政権の関係を中心とする王振寰らの研究の視点を対外政策研究に取り入れた場合の問題点は、70年代以降の国際的孤立状況においても、政府レベルにおいて準政府間・非公式ネットワークを形成してきた政府の役割を十分に視野に入れることが難しいという点にある。

ところで、これまでの研究における 蒋介石時代の外交政策に関する最も単純な説明のひとつは、以下のようなものである。すなわち、蒋介石総統が堅持した「一つの中国」と「漢賊並び立たず」という基本政策の下では、中国の合法的政府は中華民国政府であり中華人民共和国と外交関係を結ぶ如何なる国家に対しても、中華民国は直ちにこの原則を適用して断交する。そして、71年の国連問題の時も、米国や若干の国交のある国家が国連における中台の共存を建

議したが、こうした提案は、当然のことながら蒋介石総統に否決されたとする⁴⁴。しかし、こうした説明は、本研究で行っているように再検討されつつある。

国連脱退の原因を、一方的に蒋介石の強硬かつ柔軟性のない外交政策だけに求めることは、もはや困難である。そして、キッシンジャーの秘密訪中とそれに続いて国連総会の重要な時期における二回目の訪中に象徴的に表されているように、米国政府は中華民国の国連における議席を守ることに高い優先順位をおいていなかったことも一因とされる。例えば、71年10月の国連総会に会期中におけるキッシンジャー補佐官の二度目の訪中は、「ヘンリー・キッシンジャーを北京に送ることで、ニクソンは国連でROCを守ることもPRCとの新しい関係を進めることに高い優先順位を置いているというシグナルを示した」と指摘されるように⁴⁵、事前の計算よりも票数が獲得できなかった一因であった。

あるいはまた、国際情勢の変化や米国の政策転換の可能性が出てきた早い段階で、台湾がより現実的で柔軟な戦略をとることができれば事態の推移は変わっていたとして、政府の対応の遅れが指摘されている⁴⁶。また、より詳細に台湾の戦後外交史を整理した高朗の業績によれば、60年代半ばには国連において「二つの中国」の雰囲気は濃くあったにも関わらず、台湾政府は既定の立場を守るだけで情勢の変化に対応していくことができなかつたと指摘する⁴⁷。そして、このことが重要な原因となり、71年の国連の議席をめぐる最後の攻防は、まさに「手後れ」の状況を呈していたと論じる。第2章で考察した分水嶺としての61年の国連中国代表権問題とモンゴル加盟問題をめぐる攻防は、まさに手遅れとなる以前に対応を行うことが出来なかつたことを表していた。

したがって、当時の台湾の中華民国政府はこうして国連から脱退するという行動をとったが、これは単に中華人民共和国代表の国連への招請が決まる可能性が高いことを見越して、これを拒絶する行為として脱退を宣言したとは言えない。むしろ、それは彼らが、最後に残された面

⁴⁴ こうした説明を行っているものとして、例えば、田弘茂他『國防外交白皮書』（台北：業強出版社、1992年）、99頁。

⁴⁵ Ralph N. Clough, *Island China* (Cambridge, MA: Harvard University Press, 1978), p.25.

⁴⁶ 楊旭聲他『七〇年代中華民国外交』前掲、69-72頁。

子を守ったにすぎなかったのである。

国連における中国代表権問題は、71年の国連総会における中華民国政府代表の脱退と中華人民共和国政府代表が中国として参加することにより、ある面では一応の解決をみた。すなわち、曖昧ではあるが地域的な「中国」のほとんどを実効支配している政府が国連における中国の議席を獲得したのであるから、台湾とその周辺諸島のみを実効支配する中華民国政府が、全中国を代表するという一つの虚構は崩れ去り、より現実を反映したかたちとなった。しかし、その一方では、台湾を実効支配している政府の代表が国連に議席をもっていないという問題を残したままとなったのである。71年の中華民国の国連脱退は、二つの政府が存在するという現実を国際政治に反映させていこうとする60年代までの流れが、「一つの中国」という言説のなかで、「一つの台湾」または「一つの中華民国」として国際的に生き残ることを不可能にさせる結果へと収束していったのであった。

2、経済政策にみる対外政策の変動

1959年以降の中ソ対立という状況は、69年のダマンスキー島（珍宝島）での武力衝突へと対立が深刻化していた。こうした状況は、中国側の事情として米国との関係改善を必要としていたが、一方米国もベトナム戦争の早期解決を重要課題としてもちながら、中国との関係改善によって新しい均衡体制をつくりだそうとしていた。これについて台湾政府は、中ソ対立の先鋭化により、単一であった共産集団はすでに多元化しているとの認識を表明したことがあった⁴⁸。それは、もし他の拘束要因がなければ、イデオロギー対立を超えて中国の敵であるソ連との接近を可能にする発想である。また、それは勢力均衡のひとつのアクターになろうとする可能性をも示唆しており、実際その文脈において語られていた。

そこで、まず台湾政府は、特にその経済領域において、どのような国との接触や関係強化が考慮されていたのかをみていくこととする。70年代までに形成されていた台湾の経済貿易構造

⁴⁷ 高朗『中華民国外交関係之演変（1950～1972）』（台北：五南図書出版、1993年）、220－221頁。

⁴⁸ 『中央日報』（1972年3月8日付）。

は、大まかに言えば 60 年代半ば以降、資本財・中間財を日本から輸入し、加工した軽工業製品を米国に輸出するという加工貿易型の構造を形成していた⁴⁹。70 年代前半においては台湾の総輸入額および総輸出額に占める日米の割合は 5 割を超えており、輸出は政府の保護の外にある中小企業が主に主導するという状況にあった⁵⁰。

1971 年の中国の対米政策転換について、台湾側は「中華民国と同盟国の離間を企図する」ものであり、台湾の孤立化を図る「統戦」（統一戦線工作）の一貫であると捉え、警戒感を強めていた⁵¹。そして、その後の方向性として、以下のような方針を明らかにしたのである⁵²。

対外面においては、経済外交を強化し、アフリカ・東南アジア・南米の市場を
拡大して、一国へ過度に依存した対外貿易の形態を打破しなければならない。・・・
国交のない国家に対しても、民間の貿易活動を促進していく。

それは、日米に極度に依存している台湾の経済構造に対して、米国の政策転換が及ぼす影響への懸念と、そして各国との相次ぐ外交関係の断絶が経済活動に影響を与えないようするために、国交のない国家に対しても貿易活動をするとの方針を明示したものであった。

また、10 月 23 日に立法院経済委員会において、孫運璿 経済部長は、国際情勢および通貨体制と貿易秩序における大きな変動によって、台湾の経済発展は新しい挑戦を受けているが、この原因は中共の「微笑み外交」と米国の新経済政策によるものであるとの認識を表明した⁵³。そして、中国側の政治外交上の圧力によって、台湾に対する海外からの投資と貿易関係が阻害され、経済発展が頓挫する恐れがあるとの強い警戒感を表していたのである。この時期には、70 年春の「周四条件」の提示に始まり、台湾と関係の深い住友化学・三菱重工や日華協力委員

⁴⁹ 谷浦孝雄編『台湾の工業化 国際加工基地の形成』（アジア経済研究所、1988 年）、99 ページ、および隅谷三喜男・劉進慶・涂 照彦著『台湾の経済—典型 NIES の光と影』（東京大学出版会、1992 年）46—48 ページ。

⁵⁰ 隅谷三喜男・劉進慶・涂 照彦著『台湾の経済—典型 NIES の光と影』前掲、291—295 ページ、および石田浩『台湾経済の構造と展開』（大月書店、1999 年）、116—123 ページ。

⁵¹ 『中央日報』（1971 年 8 月 13 日）（外交部週報 1061）。

⁵² 『中央日報』（1971 年 8 月 24 日）（外交部週報 1062）。

会の有力メンバーであった三井物産を含む四大商社を日中貿易から締め出すとの方針が表明されるなど、実際日本企業に対する中国側の圧力が強まっていた。

上記のように経済分野においては、国交の有無にかかわらず対外活動を促進していくという方針が早くから提示され、外交関係の断絶が民間を中心とした経済活動の領域にまで影響を与えないための考慮がなされていた。さらに、国連脱退の影響が経済貿易にどのように影響するかという点が討論の焦点となり、特に日本との関係は懸念されていた。そのことは、経済貿易関係をどのように維持・発展させていくのかという問題が、台湾政府において優先順位の高い問題であることを示していたのである⁵⁴。

3、ニクソン訪中と台湾の対外政策の動揺

台湾とその周辺地域のみを実効支配していた中華民国政府が、国連における中国代表権を保持し、各国との外交関係を構築してきたこと自体が、「中国を代表する政府」としての国際的承認を支える一つの柱であった。しかし、それはすでに見たように、70年代に入り急速に失われつつあった。また、もう一つの柱である米国の支持と支援による安全保障の確保は、米中関係の改善によって動揺し、台湾には大きな波紋が引き起こされた。そして、71年10月の国連脱退から72年2月のニクソン訪中を経て、5月に蔣経国が行政院長に任命されるまでの数ヶ月の期間、台湾は対米関係と対外政策をめぐる調整の時期となったのである。

1971年10月28日の立法院外交委員会において外交部次長が発表した今後の外交政策では、「若干の友邦国との二国間関係を強化し、対外貿易については多方面から促進し、国内建設と発展に寄与するよう協力する」と発表した⁵⁵。これに引き続き行政院長嚴家淦は、「総体外交」の立場に立ち、さらに「反共および非共産国家との団結に尽力する」とした⁵⁶。国連からの脱退、各国との断交という対外政策の挫折は、立法院での言明を見る限り、明らかに「中共の統

⁵³ 『中央日報』(1971年10月24日)(外交部週報1071)。

⁵⁴ 國史館編『頼名湯先生訪談録(下)』(台北:國史館、1994年)、471-472頁。

⁵⁵ 「1971年10月29日中央日報訊」『外交部週報』(1071)。

⁵⁶ 『中央日報』(1971年10月30日)(外交部週報1071)。

戦」とその一環である「台湾の孤立化」戦略の文脈のなかで捉えられていた。そして、この文脈において、どの国家との関係を構築し、また強化していくのかということが問題となったのである。

1972年2月7日に開催された立法院における行政院施政報告では、「自由国家との団結協力」を促進し、二国間関係を発展させていくことによって、「共匪が国際的にわが国を孤立化させようとする陰謀を打破する」と述べられている⁵⁷。また、2月18日に嚴家淦行政院長が立法院において発表した外交方針では、従来の自由国家との連携に関しては、二国間の実質関係の強化という点が強調されているだけで特に大幅な変更はなかった⁵⁸。すなわち、これらはすべて、内戦の延長としての外交闘争という文脈において、「自由陣営」との関係強化をはかるという従来の方針を大きく変えるものではなかった。

ところが、この立法院の会議において、周書楷外交部長は、次のように述べた⁵⁹。

今後は、ただわが国の法統に違反せず、わが国の基本国策に影響せず、および国家の尊厳を損なわないという三つの大前提の下で、全面的な外交を進め強化していく。いかなるレベルの官員がいかなる友好国を訪問するのが適当かについては、その時の客観的主観的な環境によって決めていく。

すなわち、今後の外交活動を行う国家について、反共かどうかという基準を明示せず、ケース・バイ・ケースの対応がありうるという含みを持たせた内容であった。

さらに、2月22日、周書楷外交部長の立法院における今後の外交方針では、(1)台湾に友好的な国家に対しては、徳に報いる立場を保持し相互の友好関係を強化する、(2)台湾と利害関係のない国に対しては、友好国となるよう努力するが無理に追い求めるようなことはしない、

⁵⁷ 『中央日報』(1972年2月8日)及び『中央日報』(1972年2月19日)。

⁵⁸ 『中央日報』(1972年2月19日)。

⁵⁹ 『中央日報』(1972年2月19日)。

(3) 台湾に敵意を有する国家に対しては、相手同様に敵対的態度をとる、(4) 台湾に敵意を持たない国家に対しては、経済・貿易・文化および人的な交流を盛んにする、との姿勢を示した⁶⁰。ここでは、反共国家であるかどうかではなく、友好的か敵対的かという基準で対外活動の対象国が分類されており、広範囲な経済・技術援助活動によって国連の議席確保のために行ってきた面での外交活動を重視せず、台湾の発展にとって実質的に必要な外交政策を考慮するとの姿勢が見られたのである。

翌 23 日の立法院会議では、谷正鼎委員から、外交当局が最近よく使っている「弾性外交」「現実外交」は、原則を堅持する立場からいって妥当ではないとの保守的な立場からの牽制を受けた。これに対して周書楷は、これは運用上のことであり、外交原則の三つの前提に何ら影響はないとの説明を行った⁶¹。外交上の孤立化を余儀なくされてきていた台湾政府の一部では、周外交部長の発言に見出されるように、外交活動の対象国が大幅に拡大することが示唆され始めたのである。

1972 年 2 月 21 日から 28 日までのニクソン訪中に際して出された所謂「上海コミュニケ」では、最終目標として台湾からの米軍の撤退を掲げていたが、それは「台湾問題の平和的解決と地域一般の緊張緩和」という条件をつけることにより、台湾海峡の現状維持が確認された⁶²。すなわち、米国は、台湾の独立運動や台湾による中国大陆への軍事行動は支持しないと確約しつつも⁶³、台湾問題の平和的解決へ関心を示した。これによって、中国側が武力による「台湾解放」を目論見ない限りは、台湾海峡における緊張が引き起こされる可能性が小さくなったのである。そして、これ以後、武力による現状の変更可能性は依然放棄されてはいなかったが、中国の対台湾政策における「政治的」「平和的」な方法の比重は高まった。

したがって、ニクソン訪中による米中関係改善は、台湾海峡における中台分裂状況を変更するものではなく、むしろ戦後朝鮮戦争勃発を契機とし、また 54 年の米台相互防衛条約におい

⁶⁰ 『立法院公報』(1972 年 2 月 23 日)、9 頁。

⁶¹ 『立法院公報』(1972 年 2 月 23 日)、21-23 頁。

⁶² 菊地清「最近の情勢」『中国総覧(1973 年版)』(アジア調査会、1973 年)、430 ページ。

⁶³ Zbigniew Brzezinski, *Power and Principle* (New York: Straus & Girou, 1983), p.198 及び緒方貞子(添

てさらに確認されたような現状維持志向のものであった⁶⁴。このアメリカの提示する「現状維持」は、「二つの中国」の存在を容認しかねない状況の固定化を意味していた。第2章において述べたように、台湾政府は、一方では安全保障・政治・経済にいたるまで全面的に米国の支援を必要とし、米国の「現状維持」政策によって短・中期的には台湾の安全を確保することが可能になるものの、これを容認すれば中台分裂の固定化を是認し中共政権の存在をも是認することになるため、公式な立場としては米国の現状維持を容認し得ないというジレンマを抱えていた。

また、台湾政府は、米国への不信感をもちながらも米国との関係に依存せざるを得ない状況にあった。72年2月26日、蔣経国は、各総司令を召集しニクソン訪中以後の対応について協議したが、この席で「アメリカは頼りには出来ないが、やはり中（中華民国）米関係を放棄することもできない。政治・経済・軍事各方面において米国との関係は密接であるから、やはり忍耐しなければならない」と複雑な心境を吐露し、さらに他の国家からの武器購入を検討するよう指示したという⁶⁵。米台相互防衛条約が取り消され、米中関係が正常化されるのは時間の問題だとの考えに象徴されるように、米国への信頼は低下し不安感が高まっていた⁶⁶。

台湾をめぐる国際環境の悪化に歯止めをかけるため、周書楷外交部長や頼名湯参謀総長らは「政治的原子爆弾」の使用をも検討したという⁶⁷。それはソ連との接近を示唆し、米国を牽制するためのものであった。まず、周外交部長は、3月7日の国民党三中全会において、外交観念の拡大を図りながら、以下のように述べ、経済を中心とする外交関係を行う相手国として共産主義体制の国家についても、その対象範囲を広げていた⁶⁸。

谷芳秀訳『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）、58 - 59 ページ。

⁶⁴ 50年代前半における米中台関係について、特に台湾海峡の「現状維持」の意味とその固定化へ至る過程については、松本はる香「台湾海峡危機〔1954 - 55〕と米華相互防衛条約の締結」日本国政政治学会『国際政治』第118号「米中関係史」（1998年5月）を参照。

⁶⁵ 国史館編『頼名湯先生訪談録（下）』前掲、477頁。

⁶⁶ 同上書、480頁、Bruce J. Dickson, "The Kuomintang before Democratization: Organizational Change and the Role of Elections," in *Taiwan's Electoral Politics and Democratic Transition*, ed. Hung-Mao, Tien (New York: M.E. Sharpe, 1996), p.49、及び当時の外交部関係者の談話、1996年8月13日、台北、1996年10月11日、東京、1997年10月25日、東京。

⁶⁷ 国史館編『頼名湯先生訪談録』前掲、451頁。

⁶⁸ 『中央日報』（1972年3月8日）。

現代の各国の対外関係における新しい形態は、国交を結び外交官を派遣しおよび国際組織に参加することに完全に依存するものではなく、各種の方式によって対外的な連絡を推進し、利益を獲得することを重視する……思想上、制度上は、われわれは引き続き共産主義に反対していくが、しかしわれわれの匪偽政権打倒・光復大陸の基本国策に影響を与えず、これらの国家が共匪の追従あるいはシンパでない限りは、われわれはそれらの国家と貿易・経済あるいはその他有利な双方の往来を生み出すことを研究してはならないということはない。

そして、翌日 3 月 8 日に、ハースト系新聞の調査団に対して、周書楷外交部長は以下の四点を示唆した⁶⁹。

第一に、ニクソン大統領は台湾の地位と安全保障について不必要に譲歩した。台湾は北京ブロックを除く共産諸国と十分な配慮を払った上で、外交接触をもつ用意がある。

第二に、台湾は、アメリカを最大の同盟国として維持する方針に変わりはないが、アメリカが北京に対して重要な譲歩を行うようなことがあれば、ソ連に対する態度をやわらげる。

第三に、同年秋にハンガリーで開かれる歴史地図会議に代表団を派遣する意向のあること。

第四に、台湾は国連から追放されたことにより、行動の自由を得、従来と異なる外交路線もとれること。

⁶⁹ 中国総覧編集委員会『中国総覧（1975年版）』（アジア調査会、1974年）、436—437ページ。

共産諸国との外交接触やソ連との関係接近を示唆する周書楷外交部長の談話は、まさに「政治的原子爆弾」であった。この直後に駐米大使沈劍虹は、蒋介石からこの英字新聞の記事を見せられ意見を求められた。そして、後に彼は、周書楷から沈昌煥へと外交部長が交代したことについて、この事件で周書楷が談話発表前に上層部の許可を得ていなかったために更迭されたのだろうと推測している⁷⁰。結局、この周書楷発言によって生じた波紋は、3月10日の外交部スポークスマンの記者会見で、「周外交部長の談話は、原則的な詳しい説明に過ぎない。その重点はいぜんとして自由主義諸国との関係強化に置かれている」との見解が示され、事態の収拾が図られた⁷¹。すなわち、米国との関係を再検討するような周外交部長の発言内容に対し、自由主義陣営にとどまり米国との関係を重視することが強調されたのである。

この後の6月、蔣経国の組閣にあたり、外交部長には宋美齡に近い沈昌煥が就任したこともあり、周書楷は更迭されたとの見方が一般的である。外交部長が周書楷から沈昌煥にかわったことについて、米国の圧力と国内的反響を静めるためであったとの指摘もされている⁷²。しかし、先の周外交部長の発言は、前日に国民党三中全会での報告にも同様の姿勢が出されていたものであり、周書楷の個人レベルでの判断で行ったものではなかったと考えられる。また、外交部長を辞任した後も周書楷は蔣経国に近い存在であり、その外交に関するアドバイザーであった⁷³。したがって、これは独断的な行動によって周書楷が更迭されたという意味合いよりも、原則重視の立場をもち、対米関係に強い影響力をもつ宋美齡に近い人物が外交部長に任命されたことによって、台湾政府が米国との関係を重視し、現状を変更するような政治的行動をとらない姿勢を示したと解釈することができるであろう。

実際、台湾とソ連との接触は60年代後半から行われていた。蔣経国から非常に信頼されていた魏景蒙の日記によれば、ソ連と中国の関係悪化を背景として、ソ連が台湾との接触を図る

⁷⁰ 沈劍虹『使美八年紀要』前掲、99-102頁。

⁷¹ 外交部編『外交部声明及公報彙編（中華民國60年7月至61年6月）』（台北：中華民國外交部、1972年）、29頁。

⁷² 黃嘉樹『第三隻眼看台灣』（台北：大泰出版社、1996年）、485-486頁。李健編著『臺灣與前蘇聯交往秘録（下）』（北京：中國社會出版社、1995年）428頁。

⁷³ 外交部關係者談話、東京、1997年10月25日。

うとし、蔣経国を中心とした勢力が密かにソ連と接触をもったのであった⁷⁴。68年から70年、あるいは中国側の文献の記述によれば、その後の74、75年にも何回かの接触があったという。そうした記録によれば、「台湾当局が表面上では強硬に反共抗俄政策をとっていた背後で、若干の弾性のあるやり方を行っていた」ということになろう⁷⁵。しかし、そうした動きは、今後さらに分析が必要ではあるものの、宣伝上の効果或いは一種の外交上のカードとして考慮されたものであり、台湾が根本的に米国との関係を再検討するという意図までは有していなかったと考えられる。

蔣経国が行政院長に就任した後、外交政策については「国交がなく、その国が中共を承認していても民主国家であれば実質関係を維持する」という方針が示された⁷⁶。ここでは、共産国との接触の可能性は、明らかに消えていた。そして、この直後から蔣経国行政院長をはじめとする台湾政府は、日中国交樹立へと急展開する日本に対して、対応を迫られることになる。上記の外交方針からいえば、対日断交政策とその後の実質関係の維持は、既定方針にそった結果に過ぎないと受けとめられなくもないが、実際のプロセスにおいては第5章以降で述べるように困難な舵とりが要求された。

以上考察してきたように、台湾の政府においては、対米不信の高まりを背景として、共産国との接近を示唆するかのような姿勢を提示することにより、米国を牽制する動きをみせたが、それは反共イデオロギーとソ連との対峙という基本政策を転換するものとはならなかった。そして、その過程において、国内的には、原則に違反するのではないかとの保守勢力を中心とするイデオロギー重視の立場から懸念が示され、また親米的な勢力も政策転換を示唆する動きに対しては反対する姿勢を示したのであった。その後の対外政策は、まさに日台関係にみられたように、原則論や大きな政策転換を行わない範囲内で、いかに実務的な対処が可能かという実

⁷⁴ 聯合報社編譯『蘇聯特務在台灣—魏景蒙日記 王平檔案』（台北：聯經出版社、1995年）および、当時の外交部関係者談話、1997年10月25日。

⁷⁵ 聯合報社編譯『蘇聯特務在台灣—魏景蒙日記 王平檔案』前掲、9頁。

⁷⁶ 「民国61年6月13日在立法院第一屆第49會期 口頭施政方針報告（補充說明）」蔣経国先生全集編輯委員會『蔣経国先生全集』第9冊、（台北：行政院新聞局、1991年）、195-202頁および「民国61年7月13日行政院第1281回院會指示」『蔣経国先生全集』第17冊、前掲、380頁。

践レベルにおける模索を行いながら、各国との実質関係が形成されていくことになる。

第3節 外交と内政における「漢賊不両立」原則

1、「二つの中国」と「現状維持」

台湾海峡をはさみ中台が対峙する状況の固定化を意味する米国による現状維持は、台湾の国府の立場からは容認が困難であることはすでに指摘した。それは、周知のように、中華民国政府自らを台湾に封じ込めてしまう「二つの中国」論を容認し、「大陸反攻」を公式に放棄することにつながるからであった。外交における二重承認や国際組織における中台の共存、あるいは中国と外交関係をもつ国家とどのような関係を保持するかという政策は、容易に「漢賊不両立」「一つの中国」という原則問題に結び付く。この原因のひとつとして、論理的には、中台の分裂状況の固定化は、中国共産党による中国の統治を認めることになるため、近代中国において「統一」を目標に掲げてきた中国国民党の統治エリートにとっては、中国の統一を阻害するものとなるのであった。

「一つの中国」のもとに合法的正統政府はひとつしかありえないという原則のもとでは、確かに外交上は「ゼロ・サム・ゲーム」にならざるを得ない。ところが、「一つの中国」を目標としていても、分裂時期において二つの政府が存在することがありうるという発想においては、ゼロ・サムの思考様式はもはや通用しえなくなる。しかし、70年代初期の台湾においては、中台関係における内戦状態の終了が、国内的には内戦の固着化した政治体制の改革、外交における活動空間を拡大するような、80年代後半以降の内政と外交と中台関係の相互作用をもたらすような政策をとることはなかった。いわば、この三つの側面は、「一つの中国」原則を中心として不可分となっていたのであり、公式にどの側面かを変化させることがあれば、他の側面にも連動するという関係にあったのである。そのため、台湾の内政・外交・中台関係は、原則上の変化を起こすことなく、表面上は大きく変化することもなく70年代から80年代へと推移していった。

さらに、そうした実際には現状維持の状況であるにもかかわらず、現状維持を認めることが

できないとの立場をとるとすれば、まさにこの現状に基づいた政策を策定し実践していくことは困難となる。この拘束された状況は、後の李登輝総統による現実外交の推進まで続いていくこととなった。この拘束状況のなかで、表面上は大きな変化はなかったが、原則上は容認し得ない現状維持が再生産されていくことによって、実質的な変化が生み出されていくこととなる。

2、 統治エリートにおける正統性と権力継承

改革時期の中国国民党による「党治」を分析した松田康博の研究によれば⁷⁷、行政府に対する党の指導は、有力党員である行政院長の領袖独裁によって担保され、政策面についてはそれが大きく外れていないかどうかについて追認する程度に、その影響力は制限されていたという。また、党と中央民意代表機構の関係は、政権の正統性を維持するために、党にとって中央民意代表の協力は不可欠であり、かれらの地位に手をつけることは出来ないという関係にあった。また、党の中央レベルにおいては、いくつかの派閥間で合縦連衡を繰り返し路線闘争・権力闘争を展開していたために、領袖（この場合は、蒋介石を指す）は各派閥のバランスと成らざるを得なかったという⁷⁸。この派閥間の闘争のなかから最終的に権力を掌握してきたのが、蒋経国であったのであり、父から子への権力の移譲とは異なり、その権力確立期においては、統治エリート内部において正統性を確立することが必要であった。

また、新しい指導者への権力移行は、蒋介石による領袖独裁という体制において、蒋介石に対する党の指導者たちの忠誠心を蒋経国へと移行するという単純な過程でもありえなかった。すなわち、72年までの段階で政府の多くのポストを掌握していた蒋経国であったが、党における権力基盤はそれほど持ち得ておらず、継承戦略の一部としての党組織の改革などを通して、組織的および人の変化によって党内における権力を自らの追随者（支持者）に移行させていった⁷⁹。72年の行政院長就任に際しては、行政院閣僚に7名の本省籍の台湾人を採用し、また蒋

⁷⁷ 松田康博「中国国民党の『改造』—領袖・党・政府」『法学政治学論究』第21号（1994年6月）。

⁷⁸ 同上、101ページ。

⁷⁹ Bruce J. Dickson, "The Kuomintang before Democratization: Organizational Change and the Role of Elections," in *Taiwan's Electoral Politics and Democratic Transition*, ed. Hung-Mao, Tien, op. cit., pp.48-52.

介石死去後に中国国民党主席に就任し、78年に総統に就任するに伴って、政府や党へ「班底」（個人的追従者集団）が送り込まれていったのである⁸⁰。

1972年3月1日には、国民大会第5回大会において「動員戡乱時期臨時條款」の修正案を採択し、自由地区と海外華僑についての議員定数を大幅に増加し定期改選をし、大陸選出の議員については非改選とする部分的な定期改選制度が導入された。所謂「増加定員選挙」である。この実施によって、老齡化し、形骸化していく恐れのある中央民意代表機構を補填していく意味を有していたが、それは中央エリートにおける党組織の改編によって台湾人を含めた若手を積極的に採用することと同様に、蔣経国の継承戦略の基本的な一部であった⁸¹。したがって、新しい指導者としての権力確立の最終段階において、蔣経国は人的配置により権力の掌握を進めながら、かつそうした動きによって地位を脅かされかねない一世代前の長老たちや他の勢力の地位を直接に脅かすことなく、かつ原則の枠を維持することによって、統治エリート内の動揺を極力抑えていったのである。

第4節 小結

以上述べてきたように、1971年の台湾の国連脱退は、蒋介石の硬直した外交政策によって選択されたものであるというよりは、むしろ60年代末までに形成されてきた台湾をめぐる状況の一つの帰結であった。すなわち、70年代に入ってから国連総会に表された各国の意向は、中華人民共和国政府の中国代表としての国連参加であり、重要であったのは台湾の中華民国政府を支持してきた国々が、台湾の国連脱退には反対の意向をもちつつも、中華人民共和国政府の参加について否定的な姿勢ではないということを示すことに対し高い優先順位を与える状況が生まれていたということである。

⁸⁰ 若林正文、林泉忠、王振寰ほか多くの研究においては、72年以降の中央レベルでの人的配置および変動を主に「台湾化」という側面に注目して説明しているが、その経過については参考になる。この他江南著（川上奈穂訳）『蔣経国伝』（同成社、1989年）、李達編著『李煥與台灣』（台北：風雲論壇出版社、1989年）、陳明通『派系政治與臺灣政治變遷』（台北：月旦出版社、1995年）などを参照。

⁸¹ I Bruce J. Dickson, "The Kuomintang before Democratization: Organizational Change and the Role of Elections," in *Taiwan's Electoral Politics and Democratic Transition*, ed. Hung-Mao, Tien, op. cit., pp.48-55.

こうした状況を生んだ一因は、60年代末までの中華民国政府の原則重視の外交政策であった。この段階において、何らかの状況への対応を図っておくことによって、台湾の追放が単純過半数で可決される状況の出現を阻止する可能性がなかったわけではないが、第2章、3章で明らかにした通り、60年代にそうした外交上の現実的対応はなされなかった。

逆重要事項指定決議案と二重代表制案が提出された71年の国連総会では、台湾の中華民国政府は、「二つの中国」となるそれらの案について公式には賛成しなかったが、実際に中台の国連における同時加盟が起こりうる状態になる以前には、事実上「二つの中国」方式を受け入れるかたちで国連に残留するとの方策を含め、幾つかの対応を準備していた。結局、台湾は国連残留を実現することなく、国連からの脱退を宣言したが、それは台湾追放の決議がなされる前に自ら脱退を宣言することによって面子を保ったにすぎなかった。

国連からの脱退に続き、ニクソン訪中、そして上海コミュニケの発表と台湾問題をめぐる大国の頭越しの外交が行われるなかで、台湾では、外交政策の再検討が行われつつあった。すなわち、①経済関係を中心として実質関係を強化すること、②北京政府を承認した国家とも関係を維持すること、③共産諸国との接触もありうることなど、米国離れと反共政策の変更を懸念させるほどの外交政策の変更が示唆されたのである。しかし、ソ連との接触が示唆されるほどの台湾の動きは、外交部長が周書楷から原則重視の沈昌煥へと変更されたことに表されたように、大きな変動を引き起こすまでに到らなかった。

しかし、蔣経国を中心とするそうした外交政策は、台湾経済の発展を重視した対外関係という側面を強く打ち出していた。外交原則については蒋介石の時代から何ら大きな変化はなかったが、外交政策の変化に対して極めて保守的な対応をする勢力を抱えながら、その大きな反発を引き起こすことなく、実質的には外交の活動空間の拡大を図る方針が進められたといえるであろう。

第5章 日台断交から日台実務関係の形成へ

第1節 断交前史としての日中国交樹立

1、関係改善への争点

1972年2月、ニクソン大統領が訪中し、上海コミュニケが発表された。これら米中関係改善の本質は、すでに述べたように米中の戦略的な和解であった。この時中国は主として対ソ戦略上の考慮から米国との関係改善を必要とし、そして関係改善の過程で台湾問題の国内問題化を一步推し進めた一方、発表されたコミュニケにおいては米台相互防衛条約に触れないなど台湾問題における重要な譲歩をも行った。当時の中国政府は、米国との関係だけでなく、日本及び西側諸国に対しても、対ソ統一戦線の形成という観点から関係改善に積極的となっていた面がある。その一方では、文化大革命で立ち後れた国内経済の立て直しが急務となっており、またそうした経済建設の成果と国際的地位の向上によって権力体制の安定化を図る必要があった。これらの背景は、まさに中国が日本を含む西側諸国との関係改善を急ぐ原因となっていたのである¹。

その関係改善の意味は、米中と日中の間では非常に異なっており、台湾問題と言っても、その重要な争点は異なっていた。すなわち、上海コミュニケにみられたように、当時の米中間における台湾問題の処理では、米国にとって台湾の安全保障をどうするのかという問題が主な焦点であり、結局米中それぞれが異なる見解をもっていることが明記されるにとどまった。いわば台湾問題の解決は一時棚上げされたのである。一方、日本と中国の間には、日台間の歴史的な関係のみならず、緊密に構築されてきた実質的な政治・経済関係と日華平和条約の問題が含まれていた。そこで、中国側は交渉の開始に当たり、日米それぞれに異なるアプローチをとっていたのである。

まず、日中国交樹立に関する中国側の基本的な立場は、71年6月に訪中した公明党代表

¹ 中嶋嶺雄「日中関係」『中国総覧（1975年版）』（アジア調査会、1974年）、152—153ページ参照。

団と中日友好協会代表団との共同声明としてはじめて明確な形で示されることとなった。この声明で中国側が提示していた復交への条件のうち、最終的な交渉段階まで残されていく問題は、以下の三点である²。

- (1) 中国はただ一つであり、中華人民共和国政府は中国人民を代表する唯一の合法政府である。「二つの中国」と「一つの中国、一つの台湾」をつくる陰謀には断固反対する。
- (2) 台湾は中国の一つの省であり、中国領土の不可分の一部であって、台湾問題は中国の内政問題である。「台湾帰属未定」論に断固反対する。
- (3) 「日台条約」は不法であり、破棄されなければならない。

この「復交三原則」と呼ばれるようになった中国側の立場は、要するに日本政府が台湾との正式な外交関係を断絶することに同意しなければ、日中国交樹立は不可能であることを示していた。そして、これこそ佐藤栄作首相の中国への働きかけに対し中国側が応じなかった一つの原因であり、田中首相はこの三原則を基本的認識として十分理解できるとの立場をとったからこそ、中国との国交樹立交渉が急速に進み得たのである。

さらに具体的な「日中共同声明」の内容については、72年7月25日から8月3日にかけて訪中していた竹入義勝公明党委員長がもちかえった周恩来首相との会談記録(所謂「竹入メモ」)に基づいて、日本側での具体的な草案作りが進められた³。この竹入メモに示されている中国側の見解では、日米安全保障条約に言及していないことによって、中国がこ

² 日中国交回復促進議員連盟編『日中国交回復関係資料集』(日中国交資料委員会、1972年)、139-140ページ。

³ 所謂「竹入メモ」の内容は、永野信利『天皇と鄧小平との握手—実録・日中交渉秘史』(行政問題研究所、1983年)、29-31ページ。

中国側は、当時から現在に至るまで竹入委員長を田中の密使として認識してきたようである<蕭向前(竹入実訳)『永遠の隣国として—日中国交回復の記録』(サイマル出版会、1997年)、143及び157ページ。蔵士俊『戦後日・中・台三角関係』(台北:前衛出版社、1997年)、147頁。「竹入義勝元公明党委員長は語る」『朝日新聞』(1997年8月27日)>。

れに異議を唱えない姿勢であることが示されていた。

日米安保体制についての中国側の姿勢転換にどのような要因や意図があったのかについては依然として明確ではないが、71年7月2日に公明党代表団と中日友好協会とが発表した共同声明においても、当時の竹入委員長自身が全く気づいていなかったが「実は日米安保に言及していなかった」という⁴。田久保忠衛はニクソンの対中政策を詳細に分析していく中で、ニクソン大統領が72年に訪中した際に毛沢東と周恩来との会談において行った発言が、中国側の日米安保容認へのヒントになった可能性がある⁵と指摘している⁵。しかし、71年の7月の共同声明においてすでに大きな転換があったとすれば、中国側が日米安保への態度の転換を考慮しはじめたのはそれよりも前のことであったということになる。この問題は、田中訪中時の交渉においても、周恩来が「日本が米国との関係をどうするかは日米間の問題です。われわれは関知しません。（しかし）日本にとって日米安保条約は非常に大事です。堅持するのは当然ではありませんか」が述べ、特に問題もなく中国側に了承されたという⁶。

また、先の竹入メモには、賠償請求権の放棄についても明確に書き込まれていた。中国側が日本に対する賠償請求権を放棄する方針をとったことについて、日本に対しての説明では「賠償の苦しみを、日本人民に嘗めさせたくない」と、中国の誠意を強調していたが、実際にはさらに「日台断交を促すための戦術的なカードとして使う狙い」もあり、かなり台湾を意識した判断であったことが明らかにされている⁷。

⁴ 別枝行夫「日中国交正常化の政治過程—政策決定者とその行動の背景」前掲、6ページ。

⁵ 田久保忠衛『ニクソンと対中外交』（筑摩書房、1994年）、225-226ページ、およびニクソン『ニクソン回顧録①』（小学館、1978年）、335ページ。

⁶ 毎日新聞社政治部編『転換期の安保』（毎日新聞社、1979年）、234-235ページ。

⁷ 朱建榮「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』（1992年10月号）、32及び39ページ。同論文によれば、周恩来首相が作成した賠償問題についての国民に対する説明の要綱では、「1.台湾の蒋介石はすでにわれわれより先に賠償の要求を放棄した。共産党の度量は、蒋介石よりも広くなければならない。2.日本はわれわれと国交を回復するには、台湾と断交しなければならない。賠償問題で寛大な気持ちをしめすことによって日本側を中国側の原則に歩み寄らせることに有利である。3.日本が中国に賠償金を支払うとすればこの負担は最終的には広範な日本の国民にかけられることになる。彼らは長期にわたって中国への賠償金を支払うために、ズボンのベルトを引き締めなければならない。これは日本人民と世々代々友好的になっていくというわれわれの願望と相反することになる」とされた（38-39ページ）。

2、日中国交樹立過程における台湾問題の処理

日中間の争点は、主として台湾の帰属に関する問題と日華平和条約への基本的な立場の相違によるものであった。これら争点はすべて台湾に関わっており、大平正芳外相のもと外務省内に形成された法律の専門家を中核とする小グループが、主として法的立場や理論上の問題として処理を進めていく。すなわち、第一の台湾の帰属に対しては、中国と他国との国交樹立の際にとられた例をふまえつつ、中国の立場を「十分に理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」とした。

台湾との国交を有する国家が中国と国交樹立をする際に、これまでにとられてきた問題処理の方法は、中国の立場を「承認」する方法以外に四つの方式がある⁸。一つ目の方式は、1964年のフランスとの国交樹立に際しての方式であり、二重承認の可能性やそれに対する中国側からフランスへの圧力などが水面下ではあったが、両国間で明示的に台湾に言及していない。これと同様の方式は、クウェートとの国交樹立（71年3月）でもとられた。

第二の方式としては、70年10月のカナダとの間でとられたもので、テーク・ノート（留意）方式と呼ばれている。これは、中国政府は、台湾の帰属に対する自らの立場表明をし、相手国はこの立場もしくは声明をテーク・ノートするとした。イタリア、チリ、ベルギーなど多くの国がこの方式を採用している⁹。これは、フランス方式に比べれば、かなり条件づけられたものとなっており、中国側が「二つの中国」や「一中一台」を容認する傾向に対して警戒感を強めていたと考えられる¹⁰。

第三の方式は、イギリスとの間でとられたものである。中華人民共和国を早い段階で承認しながらも、その後も台湾に領事館を置いていたイギリスは、72年3月、中国政府の立場を「認識」（アクノレッジ）するとの共同コミュニケを発表したが、ここで採用されたアクノレッジ方式は、先のテーク・ノート方式よりも強い意味をもっている。

⁸ 彭名敏・黄昭堂『台湾の法的地位』（東京大学出版会、1976年）、209ページ。

⁹ 『中国総覧（1973年版）』（アジア調査会、1973年）、451-452ページ。

¹⁰ 太田勝洪「国交樹立の諸形態と中国代表権問題—その政治的アプローチ」『国際問題』（1971年3月号）、38ページ。

日本の場合、中国の立場を「理解、認識」するとの立場をとり、「承認」したのではなかったが、こうしたいくつかの処理方式と比べてみると、より踏み込んだ表現がとられていたと言える。しかし、その一方で、さらに「ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する」と加えたことによって、日本は台湾についてはサンフランシスコ講和条約において放棄し、その帰属先を独自に認定する権限をもたないとする立場と整合性をもたせた。そして、この台湾の帰属についての処理は、その後の日中台関係において、日本の立場を主張するための根拠ともなるものであった。

第二の争点としては、日華平和条約に関する問題であった。日華平和条約を不法・無効であり、廃棄すべきであるとの立場をとる中国側からすれば、日本との戦争はまだ終結していないことになり、賠償問題¹¹も片付いてはいないことになる。日本の外務省の立場は、日華平和条約は有効であるとする立場をとっており、これらは北京での交渉で政治的に解決がはかれることとなった。すなわち、戦争の終結については「不正常的な状態の終了」との表現を用いることによって、中国側は戦争状態が終了したと解釈し、日本側は国交がないという不正常的な状態が終了したとした。それぞれの解釈によって処理できるようなかたちにされていたのである。

より微妙な政治的意味をもった問題は、日華平和条約の終了措置についてであった。古井喜実によれば、「いちどは政府共同声明の案が考えられていた」というが、72年9月9日に訪中して、彼が中国側と会談を行った段階で、日本が一方的に日華平和条約の消滅を確認する措置をとるとの案が中国側に示され、周恩来首相はこれに同意しようとしていた¹²。最終的には、共同声明発表後の大平外相の声明において、次のように述べられたのである¹³。

¹¹ 賠償問題に関して、中国側が「賠償請求権の放棄」としている表現について、日華平和条約が有効とする日本の立場としては受け入れられないため、交渉の過程で中国側に「権」の字の削除を求めていた。これは最終的には中国側が「権」の字の削除に同意して決着した。

¹² 古井喜実「日中国交正常化の秘話」『中央公論』（1972年12月号）、137-138ページ及び140ページ。

¹³ 外務省『わが外交の近況（1973年版）』（外務省、1973年）、538ページ。

なお、最後に共同声明の中では触れられておりませんが、日中国交正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められるというのが日本政府の見解であります。

この日華平和条約の処理の仕方について、国会の批准を受けている条約は、本来外相の一言で終了するものではないなどの批判も多くなされた¹⁴。また、自民党両院議員総会でも、大平外相に対し「日華平和条約の廃棄は憲法違反である」、「国会を通すべきだ」などの意見が出されたが、大平外相は「憲法 98 条は働く条約について忠実に守るべきだということだ。これについて国会に判断を求めなければならないとは考えない」と答えた¹⁵。すなわち、日中国交樹立によって理論上は日華平和条約の相手当事者が存在しなくなるため、相手当事者のいなくなった条約は終了したものと考えられるというのが政府の見解であり、日華平和条約を「理論上消滅する」という考え方で条約の合法性を確保しつつ「廃棄」としないよう努力した政府の立場をよく表していた。

外相の記者会見での談話において、日華平和条約の終了が日本政府の見解として述べられたことの意味は、一体何であったのだろうか。従来、この問題は、日中間の実際の交渉過程で争点として大きく取り上げられていないために、日中国交樹立過程の研究においても問題とされてきていないが、大平外相がわざわざ共同声明からはずして、政府見解として口頭で発表し、しかも表現としては、先に触れたように「廃棄」ではなく、論理上の帰結としての終了とした背景には、何らかの政治的配慮が含まれていると考えられる。その配慮は、国交樹立の方式でも共同宣言というかたちを避け、国会の批准手続きを必要としない共同声明方式で行うことにしたように¹⁶、主として国内的な考慮、すなわち親台湾派

¹⁴ 福田恆存・高坂正堯「対談・条約が破られるとき」『諸君』（1972年12月号）、30ページ。

¹⁵ 「自民党両院議員総会発言録（要旨）」時事通信社政治部編『ドキュメント日中復交』（時事通信社、1972年）、210ページ。

¹⁶ 武見敬三「自由民主党と日中国交正常化」前掲、60ページ。古井喜実「日中国交正常化の秘話」前掲、

への考慮からなされた処置であったのか。あるいは、それが、断交通告を意味する台湾に対しての何らかの配慮であったのか。それは、おそらく日台断交をめぐる台湾側の対応を考察することによって、改めて問うことが可能となる問題であろう。

第2節 日台断交

1、台湾の対日強硬姿勢

田中組閣以前から準備を進め、その発足直後から積極的に日本政府への働きかけを始めた中国の周恩来首相の対日政策に比べると、台湾の対応は、当初田中政権が進む方向を慎重に見極めようとしつつ、積極的な対応をとることができなかった。台湾の当時の対日外交について、「中華民国は、一連の抗議をした後、何らかの積極的な対策をももたなかった。このために、アメリカも完全にわが国の見解を無視し、ひたすら中共との関係正常化を続けたのだ」という批判も出されている¹⁷。しかし、実際に当時の台湾政府は、日本に対して一体如何なる有効策を持ち得たというのであろうか。結論から言って、台湾政府は、日中国交樹立を阻止することができるような有効策をもってはいなかった。もし、その対応に何らかの形容を与えるとすれば、台湾政府の対応は、公式的に出される激しい声明や談話内容とは対照的に、日中国交樹立とそれに伴う日台断交の打撃を静かに受け止めようとしていたといえるであろう。

なぜ、台湾はそうした対応をしたのであろうか。この時期台湾では、蔣経国が行政院長に就任し、いくつかの新しい態勢および政策をとりはじめていた。外交面においては、国連脱退以後厳しくなる一方である国際環境に対し、実質面におけるより現実的な外交政策をとろうとしていた。また、国内政治においては政治の革新を唱え、行政の効率化などに積極的に取り組んでいくと同時に、経済面においては、それまでの経済成長を継続させていくための政策を推進していた。こうした中で、日本との外交関係断絶の危機は、外交だ

146—147 ページ。

¹⁷ 楊艾聲他『七〇年代中華民国外交』（台北：風雲論壇、1990年）、82頁。

けではなく経済関係をも含め、原則と現実的対応とをどのように両立させていくのかという重大な問題となったのである。

1972年に蔣経国が行政院長に就任した直後の外交政策は、6月13日の立法院における施政方針報告において、以下のように述べられている¹⁸。

現在外交関係を有している51カ国との関係を維持していく以外に、すでに国交を断絶した国家に対しても、国交を断絶したからといって相互の往来をしないのではなく、わが国と国交を断絶した国ともより一層連繫を強めていくべきである。なぜなら、それらの国家が共匪と国交を樹立したのは、それら国家がみな自分の意志で進んでそうしたのではなく、そうせざるをえなかっただけで、共匪を好き好んでいたというわけではないからである。一部の国家にいたっては、共匪をひどく恨みながらも共匪と外交関係を樹立しており、逆に極めて友好的で懇意にある状況下でわれわれと国交を断絶している。したがって、われわれはこれらの国家と断交したから往来を断絶してしまうという、こうした政策は放棄しなければならない。さらに、これらの国家とはどんどんと交流して、互いの中に共同利益を構築していく必要があるのである。（・・原文のまま）

国連脱退以後にさまざまな形で表明されてきた台湾の外交政策は、すでに第3章で見た通りであるが、蔣経国が行政院長就任後に発表した政策においても、次の点を強調していた。第一に、外交関係を断絶した国との実質的関係を継続していくこと、第二に、相手国が中国共産党政府と外交関係を樹立することに対し、国際情勢などやむにやまれぬ事情で好むと好まざるとにかかわらずそうせざるを得なかった相手国の事情に理解を示していた。

¹⁸ 「民国61年6月13日在立法院第一届第49會期 口頭施政方針報告(補充説明)」蔣経国先生全集編輯委員会『蔣経国先生全集』第9冊(台北:行政院新聞局、1991年)、195—202頁。

立法院でのこうした発言は、国内向けのものであった。特に立法院という外交分野において保守的な立場が強く、また外交政策の柔軟化に反対意見が出される場でもある機関に対して、共産政権を認める相手国との関係を維持していくことを正当化することを意図していたと考えられる。

さらに、6月28日、立法院外交委員会における沈昌煥外交部長の報告では、「台湾と国交関係がなく、かつその国が中共を承認していても、民主国家であれば極力連絡を保持する」との柔軟な姿勢を示した¹⁹。そうした柔軟な姿勢は、外交関係がすでになくなった国家と実質的な関係を維持するための方策として出されていた。そして、外交政策の転換の必要性が強く提起される一方、その転換が原則上の変更ではないこと、かつ反共原則を堅持するとの外交原則にも抵触しないことを国内政治の文脈において強調する必要があったのである。

また、日本をはじめとする外交関係を維持している国家に対しては、当然それを維持するよう二国間関係の強化及び経済・文化面を含む「総体外交」が掲げられてきた。しかし、蔣経国行政院長就任時の外交政策の柔軟化は、この時点では日本が中華人民共和国政府を承認した場合、実質関係を維持するという具体的な措置までを示唆していたわけではなかった。対日関係においては、すでに述べてきたように、政府内の反日意見が従来から強いこともあり、歴史的経緯からみても妥協的姿勢を示すことは容易ではなかった。

そして、台湾政府の対日関係者の多くが、ある時点で日本が中国と国交を樹立することは避けられないとの認識をもっていた²⁰。しかし、台湾の国連脱退やニクソン訪中以後、一般に「知日派」と呼ばれる人々の判断では、日中間には賠償問題、戦争終結、日華平和条約など容易には解決できない問題が多く残されており、日中国交樹立が実現するまでにはあと二、三年はかかるであろうと考えられていた²¹。日本の対中政策の転換と日中間が合

¹⁹ 『中国総覧（1975年版）』（アジア調査会、1974年）、437ページ。

²⁰ 林金莖氏談話、台北、1992年6月29日、陳水逢氏談話、台北、1992年7月22日、詹明星氏談話、台北、1996年8月13日、外交部・駐日代表処関係者談話、東京、1997年10月25日。

²¹ 黄天才『中日外交の人與事—黄天才東京採訪實録』（台北：聯經出版、1995年）、200頁。

意に達するまでには、依然として一定程度の時間が必要であるという観測が強かった。したがって、72年7月7日に田中内閣が発足し、周恩来首相がこれにすばやく反応して日中関係が予想外に急展開し、蔣経国の外交政策が確立する以前に、日本に対する具体的な対応が検討され始めることとなったのである。

7月13日、蔣経国行政院長は、行政院院会において次のような指示を出し、早急に対策を講じる必要を提起した²²。

日本政府は近いうちにおそらく共匪と所謂政府レベルの交渉を進めるであろう。わが国は適当な時機に厳正な声明を発表し、日本政府及び日本人民に対してわが国の立場及び態度を表明すべきである。

そして、日本に対し台湾側の態度を表明することについて、その時機と内容の検討が外交部に指示された。まず、7月19日は蔣経国行政院長が宇山大使と会見して台湾側の立場を伝え²³、翌20日には沈昌煥外交部長が、「日本政府が国際信義と条約の義務を尊重して、是非をわきまえ、日本自身の基本的な利害及びアジア全体の安全に嚴重な結果を及ぼすことについて、客観的な正しい判断をし、中共の政治的陰謀に乗せられることのないよう希望する」との注意を喚起する声明を発表した²⁴。この段階では、宇山大使の一時帰国に合わせ、日本と中国が政府レベルでの交渉を開始することに対して、台湾政府の厳しい姿勢を日本側に伝えた。

しかし、その後日本で行われた外務省や外相との会談においては、かなり明確に日本が台湾との外交関係を切って中国と国交樹立をすとの姿勢が示される。7月21日、外務省の中国課長である橋本恕は、林金莖政務参事官に対して、今となってはだれが首相となる

²² 「民国61年7月13日行政院第1281回院会指示」蔣経国先生全集編輯委員会『蔣経国先生全集』第17冊（台北：行政院新聞局、1991年）、380頁。

²³ 『中央日報』（1972年7月21日）。

²⁴ 『外交部公報』第37巻第3号（1972年9月30日）、23頁。

うとも日中国交正常化は避けられないと述べた²⁵。この報告を受けた台湾の外交部は、ただちに彭孟緝駐日大使に大平外相を訪ねさせた。7月25日、田中政権成立後の第一回目の正式な会談が行われた。彭孟緝駐日大使、鈕乃聖公使、林金莖政務参事官との会談で、大平外相は「経済・文化関係は維持してまいりたい」と外交関係の断絶をにおわせたという²⁶。これに対し彭孟緝駐日大使らは強烈な口調で抗議したが、大平外相は「やむをえない」と回答した²⁷。台湾側は、すでに日本政府が台湾との断交をやむなしとして中国との国交樹立へと進む姿勢であることを確認することとなったのである。しかし、この会談について、中国国民党の機関紙『中央日報』は、日本外務省関係筋の情報として「大平外相は慎重にことにあたると言い、中華民国政府と日本政府はこの問題に関し密接な接触を保つべきであるとの認識で彭駐日大使と一致した」と伝えただけであった²⁸。

一方、大平外相は、一時帰国した宇山大使らと対応策を協議した。その結果、日本の台湾への姿勢としては、最大限の誠意を示して台湾側の理解を得るために全力を挙げることにするとされた²⁹。そして、大平外相のこの台湾への外交姿勢が、後述する日本の「別れの外交」の展開へとつながっていくことになる。台湾に戻った宇山大使は、7月31日に再び沈昌煥外交部長と会談し、日本政府の立場を公式に伝えた。しかし、沈昌煥外交部長は、「中華民国政府は日本政府が推進する所謂『日匪関係正常化』の行動に対して断固として反対し、また日本政府のさまざまな説明も絶対に受け入れることはできない」との強硬な態度を表明したという³⁰。

8月2日、日本の外務省中国問題対策協議会の初会合において、大平外相の方針が明らかにされた。そして、その方針は、翌3日、国交樹立への出発点として外務省から政府見解として発表された。しかし、この段階では日本側も、日中国交樹立の具体的な段取りや

²⁵ 林金莖「日華断交を振り返って」『問題と研究』（1992年2月号）、2ページ。

²⁶ 林金莖「日台断交二十年の舞台裏（上）」『産経新聞』（1992年6月16日）、および林金莖『梅と桜一戦後の日華関係』（サンケイ出版、1984年）、264—265ページ。

²⁷ 同上。

²⁸ 『中央日報』（1972年7月26日）。

²⁹ 永野信利『天皇と鄧小平の握手—実録・日中交渉秘史』（行政問題研究所、1975年）、44ページ。

方法、田中首相は訪中するのだろうか、また首相・外相の訪中により一気に国交樹立を達成するのだろうかなどの詳細は依然として決定されていなかった。

そうした状況のなかで、8月3日、蔣経国行政院長は、再び行政院院会において、既定の政策に基づいた慎重な対応と、起こりうる状況すべてに対しての周到な対策を練るようにとの指示を出したのである³¹。これは、7月27日の行政院院会に引き続き、関係各機関が十分に協議し、コンセンサスを得ることが再び提起されている点からみて、内部における意見や姿勢の相違があり、対策がまとまっていない状況がうかがわれた。さらに、韓国訪問の帰途日本を訪問した中国国民党中央委員会秘書長の張宝樹は、自民党の橋本登美三郎幹事長、鈴木善幸総務会長、桜内義雄政調会長らと会談したが、田中首相や大平外相と会談をすることはできなかった。大平外相は、「党の人間だから党の人間に会って貰うのが当然だ」と言って応じなかったという³²。張宝樹は、佐藤栄作前首相らとの会談は行ったものの、政府要人との会談をついに実現できずに帰国した³³。

田中首相訪中決定は、所謂「竹入メモ」を見て決意されたといわれるが、8月7日にその意向が表明された。翌日の8月8日、蔣経国行政院長はより強い調子で、「中華民国政府と人民に対して最も友好的でない態度であり、中華民国政府はこれを厳正に譴責する」との談話を発表した³⁴。8月半ばには、台湾の雑誌記事などを含め、厳しい論調が多く登場するようになっていた。例えば、断交と戦争状態の復活を含む一切の強硬手段を惜しまずにとるべきだと主張するものや、台湾海峡を通る日本商船への臨検、その安全を保証しないことを宣言するなど、様々な強硬論が現れた³⁵。台湾の政府内にも感情的な強硬手段を主張する意見は存在したが、蔣経国および対日政策担当者のあいだでは、強硬論を実際の

³⁰ 『中国時報』（1972年8月1日）。

³¹ 「民国61年8月3日行政院第1284回院会指示」蔣経国先生全集編輯委員会『蔣経国先生全集』第17冊、前掲、388頁および385頁。

³² 平野実『外交記者日記—大平外交の2年（上）』（行政通信社、1979年）、40ページ。

³³ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第5巻（朝日新聞社、1997年）、169ページ。

³⁴ 『中央日報』（1972年8月9日）、及び「民国61年8月8日 譴責日本媚匪態度 談話」『蔣経国先生全集（第13冊）』前掲、282頁。

³⁵ 『新聞天地』1972年8月5日付、28-32頁及び1972年8月12日付、28-33頁他。

措置として考慮してはいなかった³⁶。

8月15日、田中首相が周恩来首相の訪中要請を受諾することを発表した。その翌日、彭孟緝駐日大使は、日中国交樹立の際には台湾の中華民国政府との国交は断絶する旨の大平外相発言に対し、口頭での嚴重な抗議を申し入れ、その主旨を書いたメモランダムを手渡した³⁷。大平外相は、これに対し「『日中正常化』は時の流れであり、中華民国との外交関係を持続し得ないことに関しては、『断腸の思いである』といいきった」と、この会談に同席していた林金莖は記している³⁸。

台湾側の対日発言および外交部・大使らの交渉チャンネルは、きわめて厳しい姿勢を堅持していた。また、張宝樹訪日にみられたように、台湾側の別チャンネルの対日工作に対し、日本政府要人らは距離をおいていた。したがって、台湾側の対日政策は、公式には強硬姿勢を堅持し、日本への直接的な影響力は行使しえず、米国の対日影響力へ期待をかけることとなる。

その一方、8月10日に行われた院会において蔣経国行政院長は、今後日本政府の態度がいかなるものであろうとも、以下の四項の重要方針を把握して今後の措置を行っていくべきであるとした³⁹。

- (1) 経済発展を保持し、人民の生活を増進する。
- (2) 全面的な政治革新を行い、国民のためのサービスを強化する。
- (3) 社会秩序の安定、並びに進歩の中でさらに安定を求める。
- (4) 国家の安全を強固にし、国防力を充実させる。

すなわち、蔣経国行政院長は、日本に対し強硬な姿勢を示しながら、その間に具体的に対日外交として何をすべきかについては、関係機関に対応策を練るように任せ、むしろ外

³⁶ 陳水逢氏談話、台北、1992年7月22日。

³⁷ 林金莖『梅と桜』前掲、266・267ページ。

³⁸ 同上。

³⁹ 「民国61年8月10日行政院第1285回院会指示」『蔣経国先生全集』第17冊、前掲、389-390頁。

交関係の変化によって台湾国内が動揺しないことに重点をおいていた。後に述べるように、経済における諸々の措置も、こうした方針に基づき出されてきたものであった。

2、米国への期待と日米首脳会談

8月16日の談話では、7月20日の外交部声明を再確認し、さらに重ねて「アジア太平洋地区の平和と安全を害する行動を停止」するよう「警告」していた。すなわち、台湾側の関心は、合法政府として中国大陸に主権を有しかつ台湾・澎湖・金門・馬祖らの領土に主権を行使しているという主権の問題ではなかった。むしろ、この時期、台湾及びアジア太平洋地区の安全、すなわち台湾の安全保障のために不可欠な日米安保体制がどうなるのかという問題にも焦点を置き、その枠組みに影響を及ぼすことへの強い警告を発していた。そして同時に、この点について米国から日本への圧力に期待していたのであった。

8月15日、沈昌煥外交部長と孫運璿 経済部長は、第一回海外学人国家建設研究会において対日問題に関する政策や経済的措置を説明した。このなかで沈外交部長は、政府の対策としては、日本に対して引き続き警告を発していくこと、および友邦国の日本への影響力行使を期待することなどをあげている⁴⁰。この友邦国とは当然米国を指しており、米国が日本に対して何らかの影響力を発揮してくれるよう期待していることを示していた。沈劍虹駐米大使は、外交部からの次のような指示を受けて、米国においてキッシンジャー補佐官やロジャーズ国務長官らへの説得工作を行っていたのである⁴¹。

米国政府が田中政府に中共を承認しないよう勧告する、またもし米国が田中を阻止し得ないのであれば、田中にスピードを落とせと要求するように、米国に働きかけること。

⁴⁰ 『中国時報』（1972年8月16日）。

⁴¹ 沈劍虹『使美八年紀要—沈劍虹回憶錄』（台北：聯經出版、1982年）、106及び112頁。

この指示を受けた沈大使は、7月25日にキッシンジャー補佐官との会談でこのことを伝えたが、それに対するキッシンジャー補佐官の回答を沈劍虹の回想録では以下のように記している⁴²。

(8月末のハワイでの会談で) ニクソンは、「非常に強硬な言葉づかい」で田中に「ゆっくりいけ」と要求することは出来る。しかし、キッシンジャーは、ニクソンは必ずしも目的を達するとは限らないだろうと考えていた。

キッシンジャーは、さらに続けて、ハワイでの日米首脳会談の後に発表される共同宣言において、日本が台北との関係を犠牲にして北京と接近することに対し、米国が支持や理解、あるいは賛同を表明するようなことが含まれることはないといった。それだけではなく、もし日本が日米安保条約のなかの台湾条項の修正を提議した場合には、米国としては当然それを拒否し、かつこうしたことが嚴重な結果を招くこととなるだろうことを日本に警告するであろう。

キッシンジャー補佐官は、結局日本に対して影響力を行使するのかどうかについては明確な回答を避けていた。米国が日中国交樹立によって懸念していることは、日米安全保障体制及び台湾を含めたアジアの安全保障に影響が及ぶのかという点であったのである。実際、日米首脳会談に向けての事務当局間での共同声明の草案作りは、8月中旬から始められていたが、その段階ではすでに共同声明においては日米安保体制の堅持を謳う一方、台湾問題には触れないことが決まっていた⁴³。しかも、ベトナムの帰途急遽東京に立ち寄ったキッシンジャー補佐官は、8月19日に田中首相、大平外相それぞれと会談し、日中国交樹立に関する日本側の説明を黙って聞いていただけであったという⁴⁴。

⁴² 沈劍虹『使美八年紀要—沈劍虹回憶錄』前掲、106—107頁。

⁴³ 平野実『外交記者日記—大平外交の二年(上)』(行政通信社、1979年)、50ページ。

⁴⁴ 同上、46ページ。

このキッシンジャーの態度を日本側は、米国側が日中国交樹立に対する日本政府の政策を理解していると考えてよいと解釈したが、これに対する次のような米国大使館のコメントは、米国の日台の間における複雑な立場をよく表していた⁴⁵。

キッシンジャーが何もいわずに黙ってきいていたことさえ、台湾にわかれば、台湾から文句が出る。なぜ、あのとき、キッシンジャーは、日本にたいして、日中正常化をそんなに急ぐな、もっと慎重にやれと注意してくれなかったのかと台湾は苦情をいうだろう。だから、キッシンジャーは黙ってきいただけ、ということさえ伏せておきたかったのに、日本側はキッシンジャーが日中正常化を全面的に支持し、まるでアメリカが日本の後押しをしているかのような印象を与えようとした。

日米関係について、台湾側の専門家の座談会などでは、中国との国交樹立問題における米国の日本に対する影響力は極めて限定されているとの見解もあったが⁴⁶、ホノルルでの日米首脳会談に対しては、依然として期待感も強かった。例えば、『中国時報』の「社論」では、日米首脳会談に対する予測として、以下の二つを挙げている⁴⁷。

- 1、ニクソンは、ただ田中に対米経済貿易問題での譲歩を迫り、日中国交正常化の進行については、自らも対中関係を改善している最中でもあるので、「理解」を示す。
- 2、ニクソンは、日米貿易関係の調整は長期的な問題であり緊急を要しているわけではないのであるから、日本が日中国交正常化の進行速度を緩めるように説得する。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 「1972年8月3日 中華民国国際関係研究会第51回学術座談会」『問題與研究』（1972年9月号）、1-15頁。

⁴⁷ 「〈社論〉尼克森總統的歷史道義責任」『中国時報』（1972年8月31日）。

そして、8月半ばのキッシンジャーの訪日も、今度の会談内容が経済・貿易よりも政治的なものが重要であることを表しているとして、後者の予測をとっていたのであった。

しかし、すでに述べたように、8月末からのハワイにおける日米首脳会談では、日本側が貿易不均衡問題への善処を示し、また日中国交樹立にあたり日米安保体制の枠組みを損なわない立場で行うことを表明していた。まさに、上記の『中国時報』で掲げた二つの予測のうち前者に近い結果となったのである。この時、日本側では、すでに竹入メモなどから中国側が日中国交樹立に際して日米安保体制に触れないとの感触を得ていたが、この共同声明に対して中国が特別の反応を見せなかったことによって、改めて日中国交樹立と日米安保体制を両立できるとの確信を強めていった⁴⁸。

日本に対する直接的な影響力を発揮し得ない台湾政府は、日中国交樹立を阻止し得ないまでも、日本がそのスピードをおとすような米国の影響力に期待をかけた。しかし、米国は、台湾の扱いが日米安保体制と米台相互防衛条約などの二国間条約のネットワークにより形成してきたアジアの安全保障体制の範囲内であるかぎりには、それ以上日本を拘束する理由はなかったのである。台湾側の期待は崩れ去り、日米首脳会談後には、「日本はすでにニクソン大統領の十分な理解を得たと考えているのだから、中華民国やその他アジアの国々の反対について、もはや顧慮することはないだろう」との失望感へと変わった⁴⁹。

3、大平外相の対台湾外交―「別れの外交」

日本の対台湾政策については、「別れの外交」という外交努力がなされていたことが指摘されている。すなわち、1988年に井尻秀憲論文への反論として出された「一外交当局者の一私見」において、「田中首相の蒋介石総統宛親電を始めとして、政府がとった台湾当局との『別れの外交』の詳細は、十分研究されることもなく放置されている」との指摘が

⁴⁸ 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録・伝記編』（鹿島出版会、1982年）、330-331ページ。

⁴⁹ 「<社論>檀島会談後田中内閣的動向」『中国時報』（1972年9月5日）。

なされた⁵⁰。この指摘からすでに 10 年を経ているが、依然としてその課題は残されたままである。しかしながら、90 年代には、いくつかの関係者の回想録等における断片的な記述が見られるようになってきており、それらをふまえて、ここでは所謂「別れの外交」なるものが、どのように展開されたのかを明らかにする。

すでに述べたように、国交樹立過程における日中間の最大の問題は、日華平和条約と台湾に関わる問題をいかに処理するかということであった。この過程で、実務処理の中心となっていた大平外相は、台湾への配慮を行おうとしていたとされる。

7 月下旬に一時帰国した宇山大使は、「台湾政府は田中内閣による日中国交正常化のテンポを心配し、日本国内の事情を知りたがっている」と報告し、特使の派遣は歓迎されるであろう旨を伝えていたという⁵¹。宇山大使と台北の状況を協議した大平外相は、すでに述べたように最大限の誠意を示して台湾側の理解を得るよう努力する方針をとることになった。当時外務省アジア局参事官であった中江要介は、大平外相は当時「日中関係というけれど、実際は日台関係だよ」と口癖のように述べ、本当に難しいのはそれまで友好裡に発展していた日台関係の処理の方であると考えていたという⁵²。そして、当時の中江参事官は、アジア局長から「君には台湾の方を頼む」と依頼され、大平外相とはひそかに緊密な連絡をとり情報交換をしながら台湾との関係処理にあたった⁵³。

その日台関係の処理とは、すなわち、台湾からの報復的な措置をうけることなく、「日台関係を破局に至らしめない」で、「円満に事実上の関係は維持」するために、「その点をきちっと台湾政府とつめておけ」ということであった⁵⁴。しかし、先に見たように、駐

⁵⁰ 一外交当局者「井尻秀憲氏『日中国交樹立の政治的背景と評価』についての一私見」『東亜』（1988年3月号）、83ページ。

⁵¹ 平野実『外交記者日記—大平外交の二年（上）』前掲、48—49ページ。

⁵² 中江要介『らしくない大使のお話』（読売新聞社、1993年）、53ページ。また、東郷文彦によれば、大平外相は、「日中正常化はサンフランシスコ体制から一歩進もうと云うことであると考え。誰かがやらなければならないことで、外務省は功を誇らず今後の難問に対処しなければならない。台湾関係処理をはじめ、むずかしいことが沢山あるように思う。どうもなかなか明るい気持ちにはなれない」と語ったという（東郷文彦『日米外交三十年—安保・沖縄とその後』（中央公論社、1989年）、193ページ）。

⁵³ 中江要介『らしくない大使のお話』前掲、54ページ。

⁵⁴ 田村重信・豊島典雄・小枝義人『日華断交と日中国交正常化』（南窓社、2000年）、232ページ。

日大使の態度は非常に強硬であったため、事実上の関係を維持していきたい旨の日本の意思の伝達は、別チャンネルを模索せざるを得ない状況であった。しかも、田中・大平は、張宝樹訪日での対応にみられたように台湾側との表立った接触を避けていた。

8月20日、大平外相は田中首相と協議した結果、田中訪中以前に自民党代表団を北京に送ること、および台北に政府特使を派遣することを決定した。台湾への特使という困難な役回りに誰を当てるのかをめぐって人選は難航したが、8月9日頃より田中首相は椎名悦三郎を自民党副総裁に推挙するための調整を開始していた。それは、台湾への特使として椎名を派遣するために、それなりの地位を与えておく必要があったからである。8月22日の自民党総務会において、椎名は副総裁に指名されると同時に、特使の依頼を受諾した。椎名特使は、田中首相からの蒋介石総統宛親書を携行して訪台するが、特使受け入れをめぐる日台間の駆け引きについては次項において後述する。そして、特使の受け入れを台湾側に要請するために、大平外相は、外務省が専門員を派遣したのとは別に、自民党に勤務していた松本彥彦を台湾に派遣するというも行っていた。

また、この大平外交のなかには、大平外相が密使を台湾に派遣していたことも含まれている。密使となった辜寬敏の長男であるリチャード・クーは、次のような事実を明らかにした⁵⁵。

日中国交正常化の直前、当時の田中内閣の大平外相が辜寬敏氏をまねき、密使として国府政権に田中内閣の意志と今後の日台関係のあるべき形を通告するように依頼した。……辜氏はスペインに赴き、そこから極秘に台湾に入り、国府の実力者蔣経国に日本の意志を伝えた。

⁵⁵ 連根藤「リチャード・クー氏『台湾は独立すべきだ。早いほどよい』」『月刊台湾青年』（1996年11月5日号）、7ページ。1996年9月28日の新日台交流の会における、リチャード・クー氏（野村総合研究所主任研究員）の講演。

辜寬敏は、当時日本において活動する台湾独立運動家の一人で、「台湾独立聯盟」の委員長などを歴任したことがある人物であった。当時の台湾は、戒嚴令のもと「ブラックリスト」に載せられた独立運動家たちは台湾への入境を拒否される状況であったが、辜寬敏は台湾の危機にあたり蔣経国の要請に応じて72年台湾に戻ったと言われる。そして、台湾帰国後に蔣経国と会談したと伝えられるが⁵⁶、その時の会談で、日本側の何らかのメッセージを伝えたのかどうかは不明である。メッセージの伝達が成功したのかどうかはともかく、大平外相は、台湾側に極秘に日本側の意図を伝えるため、わざわざ台湾独立運動家を選び密使の役割を依頼したと考えられる。

大平外相による「別れの外交」の特徴は、第一に、従来の研究ですでに明らかにされている日中国交樹立への「政治的決断」という田中角栄首相の役割とその外交の裏側で並行して行われていた。すなわち、大平外相の下に外務省内の主として法律の専門家を中核メンバーとした小グループが形成され、大平外相がイニシアティブを発揮して、「別れの外交」を含め実務的な処理を行ったのである。第二として、台湾側では従来の対日政策の責任者であった張群が一線を退いたこともあり、最も有力な日台関係の交渉チャンネルを日本側も模索していた。後述するように、田中・大平は台湾との従来のような太いチャンネルをもってはいなかった。また、蔣経国もこれまで対日政策にはほとんど携わっていなかったため、変動期を迎えてさまざまな人物が交錯し、情報も錯綜する状況を呈していた。

これら「別れの外交」という大平外相の台湾への諸々の工作を含む日本側の動きに対し、台湾政府は、公式には一貫して非常に強硬で妥協の余地のない姿勢に思われた。しかし、その公式の強硬な姿勢にみられる原則外交と現実的な対応の必要性とのジレンマにみられる国内的制約要因を抱えつつ、台湾政府はこれらの日本の台湾への諸政策に対してどのような対応をとったのであろうか。この点を、椎名特使訪台をめぐる台湾の政策決定にみてもみよう。

⁵⁶ 申子佳・張覚明『辜振甫傳—辜振甫的戲夢人生』（台北：書華出版、1993年）、18頁。

4、椎名特使の訪台をめぐって

米国への説明と了解の取り付けと並行して日本政府が進めていたのが、台湾への特使派遣であった。8月15日、田中首相が周恩来首相の訪中要請を受諾したことに対して、翌日彭孟緝駐日大使は大平外相に口頭で抗議し、またその主旨を書いたメモランダムを手渡した⁵⁷。この時大平外相は、中華民国政府との外交関係の断絶やむなしとの態度でいることを示唆した⁵⁸。

この会談における彭孟緝大使の姿勢は相当に強硬であったようで、大平外相は別のチャネルを通じて台湾に対して特使受け入れの交渉を行おうとした。その交渉役となった松本彥彦によれば、8月19日に、大平外相は「彼（彭孟緝大使）は大変高姿勢な態度で僕に抗議をする一方なんだ。このぶんでは、とても特使を受け入れてくれるような雰囲気ではないのだよ。……もっとも大使レベルの判断で、諾否は決められるものではないのだが。君にご足労願ったのは、いずれ特使が決まったら、その受け入れ交渉を手伝ってもらいたいと思ったからなんだ。相手はやはりトップでなければ駄目だよ」と、強い調子での依頼を行ったという⁵⁹。

一方、自民党内の日中国交正常化協議会では、親台派議員が妥協せずに議論がまとまっていなかったが、日本政府の動きはこうした動きとは別であった。大平外相は、日中国交樹立時点では台湾との外交関係が維持しえないことを、すでに口頭で幾度も台湾側へ伝達していた。そうした状況で、空席であった副総裁の地位に椎名悦三郎を任命し、日本政府は特使として椎名副総裁を台湾へ派遣することを発表する。

特使派遣の決定は、台湾側の合意確認がとれないまま発表された。当初台湾側が特使派遣を歓迎するとの情報のもとに特使派遣に動き始めた外務省としては、「いまさら根回し

⁵⁷ 林金莖『梅と桜』前掲、266ページ。

⁵⁸ 同上、267ページ。

⁵⁹ 松本彥彦『台湾海峡の懸け橋に—いま明かす日台断交秘話』（見聞ブックス、1996年）、128-131ページ。

する必要はなかった」との言い分であった⁶⁰。しかし、7月下旬に宇山大使がこの特使派遣を提起したときとは、日本および台北ではそれぞれの状況が変わっていたのである。すなわち、大平外相は、日中国交樹立の際には日華平和条約は終了せざるを得ない旨に言及し、8月20日には、田中首相が訪中することを表明していた。一方、台湾では先に述べたとおり、8月に入り強硬論が強まってきていた。そうした状況において、日本からの特使を受け入れるということは、日本に台湾への十分な配慮を行ったとの大義名分を与えることにもなるため、台湾側は容易に受け入れることはできなかったのである。

日本政府は、日本の国交正常化への考えや現状を説明するために特使を派遣するといっていたが、実際にはその役割について、大平外相と椎名悦三郎の間では詳しい話し合いがなされてはいなかったという。椎名の基本的な考えとしては、「最善の方策として、日本は日本流に、まず中華民国との国交関係は現状のまま維持し、新たに『中共』と国交を開く方式を考える」というものであり、二つの政権が存在するという現実にとって北京政府との交渉にあたるべきだという姿勢であった⁶¹。大平外相との話し合いでは、大平外相が国家との付き合いは、片方を選択すれば片方は断念せざるをえないという考えを述べる一方であったのに対し、椎名悦三郎は、台湾の扱いに関しもっと含みのある解釈を中華民国側にできるような説明を求めた⁶²。

日中国交正常化は結構だが、こういうふうに、今度北京と正常化するから、台北とは絶縁するというやり方はちょっとおかしいんじゃないか。ある日突然、もうお前さんの方とは付き合いぬというようなやり方ではなく、正常化をする方法はないか。

⁶⁰ 平野実『外交記者日記—大平外交の二年(上)』前掲、48—49ページ。

⁶¹ 林金莖『梅と桜』前掲、293ページ。

⁶² 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録・伝記編』（鹿島出版会、1982年）、329ページ。

当時の椎名の考えでは、「台湾と日本との現実を重視し、あくまで『現状維持』を政府の方針として堅持し、日中交渉において、ねばりづよく相手方に迫まる努力をすべきだ。結果として『断交』以外になし、となっても、台湾側がそれまでの日本側の誠意を認める余韻を残すだけの懸命の努力を払わねばならぬ」ということであり⁶³、まさに台湾への特使という苦しい役回りを引き受けた彼の意図が表れている。

しかし、大平外相や田中首相は、とにかく「ただ、椎名は台湾と友好的な関係があるから、うまくやってくれ」というのみで、台湾側に何を説明するのかも明確にはなっていなかった⁶⁴。大平外相の側からいうと、「日中交渉のポイントが台湾の扱いであることは明白であり、そのへんのことは改めて言わなくてもわかると思う。台湾との実務関係をいかにして守るかをいま何か言えば、日中正常化はできなくなってしまう。だから、そのへんは察してほしい」ということであったのである⁶⁵。

一方、台湾側では、椎名特使の受け入れにどう対処したであろうか。8月24日の行政院会においては、蔣経国行政院長は「もし日本側が正式にこの議を提出した時には、中日両国には外交関係があるので、国際慣例に基づき受け入れを拒絶するものではない（「中」は中華民国を指す）」（括弧内は筆者）との方針を示していた⁶⁶。しかし、翌日25日付け『中央日報』の社論では、椎名特使派遣について、「全く意義がなく、かつ必要もない」と受け入れ反対の立場を示し、「政府もこうした措置をきっと受け入れないものと信じる」とまで述べている⁶⁷。これより先に、8月19日付け『中華日報』の社説でも、立法院議員の行政院に対する厳しい質問がなされたことを指摘しつつ、「華日関係がここまで立ち至った以上、もはや善後措置など話し合う余地は全くない」、「余計なことである」との激しい拒絶の立場を表明していた⁶⁸。立法院議員をはじめ、中国国民党の中に、この受け

⁶³ 椎名悦三郎追悼録編『記録 椎名悦三郎（下巻）』（椎名悦三郎追悼録刊行会、1982年）、170ページ。

⁶⁴ 椎名素夫「日中・日台二つの20年②」『産経新聞』（1992年9月26日）。

⁶⁵ 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録・伝記編』前掲、329ページ。

⁶⁶ 『蔣経国先生全集』第17冊、前掲、396頁。

⁶⁷ 『中央日報』（1972年8月25日）。

⁶⁸ 『中華日報』（1972年8月19日）。

入れに強く反対する意見があったのである。

こうしたなかで、8月31日の行政院会における蔣経国行政院長の指示は示唆的なものであった⁶⁹。

(現段階の対日外交問題に関して)我々は終始国家全体の最高利益を顧慮する立場に立って、怠らず奮戦する。我々の原則としては、現段階の利害得失を考慮すべきであるが、また同時に、どのような措置についても国家の今後の利益と生存環境に対して与えるその影響にまで顧慮しなくてはならない。中(中華民国)日関係が引き続き悪化していくを防ぐために、経済面・内政面・軍事面を問わず、すべて適切な臨機応変な措置をとり、全国的な力を結集して、いかなる面からの挑戦をも迎え受けなければならないのである。

(括弧内は筆者)

大平外相が、中国と国交樹立をしても台湾との実務関係を維持するための誠意を示す工作の一環として特使派遣を行おうとしていた。この時期における蔣経国行政院長のこうした言明は、一体何を意味していたのであろうか。ここでは既定の原則と政策は堅持するとしながらも、実際の具体的な措置については、将来の利益や生存環境に与える影響をも考慮しなければならないとしていた。また、それが日台関係の文脈で述べられているという意味は、当時の対日経済措置や椎名受け入れなどの問題に対し、今後に向けて現実的な措置をとるべきであるとの蔣経国の姿勢を表していると読むことも出来よう。

この間、椎名特使はじめ外務省も、特使は「説得大使」ではなく、台湾側の意見を聞き、日本の状況を説明しに行くのだと幾度も弁明し、9月1日外務省は専門員を台北に派遣し、9月11日か12日に特使を派遣して田中首相の親書を渡したい旨を伝達した。また、自民党に勤務していた松本彥彦の回想録によれば、松本は大平外相から訪台してトップに交渉

⁶⁹ 「民国61年8月31日行政院第1288回院会 指示」『蔣経国先生全集』前掲、400-401頁。

してくることを要請された後、外務省の中江要介参事官と相談した。日米首脳会談を終えたタイミングで、中江参事官は松本の台北への派遣へ動き出した。その二日後の9月10日に、松本は台北へとび、特使受け入れ工作のために訪台したという⁷⁰。

松本は、青年団の交流を通じて中国青年反共救国団（救国団）とのつながりを持ち、72年9月に訪台した際も、救国団の執行長宋時選を通じて張群への面会を申し込み、9月11日に張群に椎名特使受け入れを要請した。張群との会談実現は、外交部を通さずに最高レベルでの政治的判断で実現した可能性が高いものの、実際にこれが特使受け入れに対してどのような役割を果たしたかは明らかではない⁷¹。彼の行動には、こうした日台間の行き詰まりの際には、駐日大使を通さず、直接張群を頼るという自民党の従来の発想が表れていた。そして、松本は「貴国の受け入れ承諾の返事がいただけない現状から、自民党内の貴国を擁護しようというグループが、次第に窮地に追い込まれてきております」として、自民党の親台湾派議員の国内的状況への理解を求めた⁷²。

『記録 椎名悦三郎』によれば、台湾政府から正式な受け入れの発表があったのは9月13日であったが、沈昌煥外交部長から非公式回答があったのはその四日前であったという⁷³。先にも述べたように、国民党や立法院などで受け入れ反対の強い意見があったことは確かであった。なぜなら、反対者にとって、特使の受け入れは、共産主義と手を組む田中政府の路線の黙認に等しいと考えられたからであり、また外交部も椎名特使が断交を通知しに来るのであれば受け入れられないとの姿勢をもっていた⁷⁴。日本が断交通知をもって

⁷⁰ 松本彥彦『台湾海峡の懸け橋に—いま明かす日台断交秘話』前掲、128—131ページ及び135—146ページ。

⁷¹ 田村重信・豊島典雄・小枝義人『日華断交と日中国交正常化』前掲、247ページにおいて、当時外交部東亜太平洋司副司長であった詹明星氏は、松本—張群会談については知らなかったと述べている。

⁷² 松本彥彦『台湾海峡の懸け橋に—いま明かす日台断交秘話』前掲、144ページ。

⁷³ 椎名悦三郎追悼録編『記録 椎名悦三郎（下巻）』前掲、164—165ページ。この発表の遅れが、政府及び国民党内部で反対意見の調整に時間が必要であったためなのかは分からない。あるいは予定通りの日程で訪台させる気はもとよりなかったとの意見もある（当時国民党中央委員会秘書処主任であった陳水逢氏談話、1992年7月22日）。

⁷⁴ 梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』前掲、164—165頁。梁肅戎の回想によれば、蔣経国行政院長との間で以下のような会話がなされたという：

「もし日本と中共が国交を樹立し、我々との外交関係も放棄しなかったら、つまり中共を承認し、また我々をも承認していると言った場合、われわれはこれを望むのでしょうか？ 蔣副院長はしばらく考え込ん

くるのであれば、この受け入れを決定した蔣経国行政院長がその責任を問われかねないため、外交部としても特使受け入れの最終段階まで、断交通告ではないことを外務省に再確認するなど慎重な姿勢をとっていた⁷⁵。

椎名特使一行は、9月17日に台北へ到着した。空港では、約300名ものデモ隊が乗用車に卵をぶつけるなど、特使一行の乗った車を取り囲んだ。戒厳令下の台湾におけるこのようなデモは、台湾国内の強硬姿勢の伝達を意図した動きとして「官製のデモ」とも言われ、「政府の不快感の表現」との捉え方もされている⁷⁶。しかし、このデモについては、当夜、沈昌煥外交部長が宇山大使を通じ、空港における不祥事に遺憾の意を表し、今後の警備は万全を期すとの陳謝をしてきたという⁷⁷。したがって、このデモは「官製のデモ」というよりも、少なくとも蔣経国行政院長率いる政府には、日中国交樹立に反対する「愛国的なデモ」を止めさせる理由はなかったということであろう⁷⁸。

台湾側が組んだ日程は、18日午前には外交部で沈昌煥部長、嚴家淦副総統、午後は何応欽日華文化経済協会会長、再び沈昌煥外交部長との会談、19日午前には蔣経国行政院長、午後には張群総統府資政、その間に「中華国民民意代表・日本国会議員座談会」など、宴席もないハードなスケジュールであった。これら一連の会談は、台湾側の強硬な立場を十二分に

で、ただ彼らの言うことをきこうとだけ言った。私の理解によれば、この時蔣副院長はおそらく、日本は近隣の国であり、日本とわが国との経済・貿易関係は米国とよりも重要であり、もし日本が中共を承認し、われわれと断交すれば、その重大性というものは一昨年前に国連を脱退したことよりもっと大きいものになるであろうことまですでに考えており、そこで蔣副院長は、私に向かって彼らのいうことをきこう、と言ったのであろう。その意味は、日本が二重承認をしたら、蔣副院長もそれを望むということであった。（筆者注：蔣副院長は、蔣行政院長の誤り）」（165頁）。

二重承認の可能性については、台湾政府内にそうした考えをもつ人がいた可能性は否定できない。例えば、中央日報駐日特派員であった黄天才の回想録によれば、断交当時、外交部の中には、日本が中国と国交を樹立しても、台湾側と必ずしも断交しないのではないかとの希望的観測があったことが指摘されている（黄天才『中日外交の人事—黄天才東京探訪実録』前掲、208—209頁）。しかし、こうした記述に関して複数の対日外交関係者にインタビューしたところでは、「二重承認」を意図していたというよりも、台湾政府が断交しないといえ、二重承認を拒否する中国は日本との国交樹立をできないだろうとの考え方であったという。

⁷⁵ 梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』前掲、164—165頁。

⁷⁶ 伊原吉之助『台湾政治改革年表・覚書（1943—1987）』（帝塚山大学教養学部紀要抜刷、1992年）187ページ。

⁷⁷ 椎名悦三郎追悼録編『記録 椎名悦三郎（下巻）』前掲、172ページ。

⁷⁸ 国民党中央党部関係者談話、台北、1996年8月7日。

日本側に伝達できるように準備されていたのである⁷⁹。

この他にも台湾国内では、監察院外交委員会、立法院での立法委員らから、日華平和条約の破棄による戦争状態への復帰や、台湾海峡を航行する日本船籍の監視、演習、日本との経済関係断絶など、非常に報復的な強硬意見も出されていた⁸⁰。また、田中訪中後の26日には、国防部が日本漁船を拘留し臨検を行ったことが報道され、すぐに釈放されたものの報復措置かと思われるような事件も起きている⁸¹。

以上のように、もともと台湾国内では日本に対して非常に強硬な意見も出されており、椎名特使一行訪台の際には、こうした強硬な姿勢も含め厳しい態度を、意図的に日本側に示していた面もあったと考えられる。こうした状況において、椎名特使が携行した蒋介石宛の田中首相の親書が嚴家淦副総統に手渡された。この親書には、以下のような内容が含まれていたという⁸²。

蒋介石総統が敗戦以来の日本に対する深い理解と配慮に対する感謝の意を表し、国民政府も北京政府も共に、中国は一つであるとの立場を堅持している以上、日中国交が正常化されれば、遺憾ながら日華の外交関係は維持できなくなる——ことを了解されたい。

日本国政府としては、国民政府において格別の異議がないかぎり、民間レベルによる貿易経済関係等の実務関係については、可能な限りこれを維持してい

⁷⁹ 発言録の邦訳を担当した劉興炎氏とのインタビューによれば、国会議員の座談会における発言録については、国民党中央党部でその前日までには台湾側発言者の発言が準備されていたという。

⁸⁰ 『中国時報』（1972年9月6日及び9月19日）、『中央日報』（1972年9月9日）。この他、『政治評論』などの雑誌にも多くの同様な主張が掲載されている。

⁸¹ 『中国時報』（1972年9月27日）。国防部長は9月18日の立法院経済・国防委員会にて、海空軍により台湾海峡を通過する日本船を監視するなどの強硬な態度を日本に示すよう主張しており（『中国時報』1972年9月19日）、全く関係がない事件とは言い切れない。

⁸² 椎名悦三郎追悼録編『記録 椎名悦三郎（下巻）』前掲、175ページ。また、田中親書が断交声明であったことを明確に記しているのは、張群『我與日本七十年』（台北：中日関係研究会、1980年）、265頁、邦訳（古屋奎二訳）『日華・風雲の七十年』（サンケイ出版、1980年）、279ページ。『記録 椎名悦三郎』が出版されたのは1982年なので、張群の著書によってこの親書に外交関係は維持できないと書かれていたことが明確にされたと考えられるが、その内容については、より詳しいことは明らかにされていない。

きたい。

親書の内容については、これ以上のことは明らかではないが、結局のところ、椎名特使は断交通告を行ったに等しいことになる。9月19日の2時間以上に及ぶ椎名特使と蔣経国行政院長の会談では、椎名特使の説明は、日中国交正常化協議会の決定は田中首相・大平外相が北京で交渉を進めるにあたり準拠するものだとしており、このことについて以下のようなやり取りがあったという⁸³。

蔣経国：田中総理は必ず協議会の結論に準拠するか。

椎名：協議会結成当初の総会に総理、外相とも出席し、その席上、必ず協議会の意見に従ってやるとあいさつした。

蔣経国：大平外相が駐日大使に対し、日中正常化のあかつきには日華平和条約はなくなってしまうと説明した点はどうか。

椎名：大平外相の正確な言葉使いは聞いていないが、他の機会に「論理的に両立しない」と云ったということは記憶している。総理は何も云っていないことだし、協議会の決定を尊重し、これに従うと言明している。このことからみて、大平大臣は当時における一つの観測として述べたのではないかと思う。

蔣経国：（沈外交部長から種々説明を聞いたのち）何しろ外務大臣と駐日大使という二人の責任者の間の会談だから、政府を代表する発言ととらざるを得ない。御帰国の上は、ぜひ記録をお調べいただいて、日本政府の真意が奈辺にあるか、はっきりさせてほしい。われわれは、これを「国交断絶の事前通告」ととっている。

椎名：（宇山大使の助言に基づいて）当時の会談録があるらしいが、そ

⁸³ 「第457号 外務省公電 蔣行政院長との会談」『記録 椎名悦三郎（下巻）』前掲、179-180ページ。

れによると「日中正常化の場合には日華条約はその機能を停止することになるのではないかと思う」というようなことらしい。

だから、公式に、「そうならざるを得ないし、またそうするつもりだ。だから、それを本国に報告してほしい」という意味ではなかったし、またそういうことをいう場でもなく、親しい大使との間柄ゆえ、心配しながら感想を伝えたものと思う。何にせよ、厳かに通告する、というような場合ではなかった。

さらにこの会談で、蒋行政院長は私見として、「日華平和条約は、日本軍閥の失敗の後の日中友好の再出発点となったものであるが、今後ともこの基礎の上に友好関係を進めてゆきたい」と述べている⁸⁴。これらのことから伺えるように、蒋経国行政院長らの関心の焦点は、日華平和条約の取り扱いに置かれており、今後の日台関係が継続されるかどうかのポイントは、この条約の扱いかんであることを示唆していたと考えられよう。したがって、外相談話による日華平和条約の終了という処理をした背景には、台湾側のこうした立場を考慮しつつ、戦争状態の復活など台湾国内の強硬論をかわし日台実務関係を穏便に維持するための配慮が含まれていたとも考えられる。この会談に同席していた当時外務省アジア局中江要介参事官の手元には、この会談の一部始終のメモが残っていると言うが、これはまだ明らかにされていない⁸⁵。

こうした椎名特使の台湾における発言は、台湾側では様々な捉え方をされているが、「椎名は田中・大平と一体になって台湾に煙幕をかけにきたのではあるまいか」といった意見や、「椎名の真の狙いは、台湾の強硬な動きを制すること」という論もあったという⁸⁶。さらに、当時駐日大使館政務担当次官であった林金莖は、以下のように回想する⁸⁷。

⁸⁴ 同上、180 ページ、及び林金莖『梅と桜』前掲、291 ページ。

⁸⁵ 田村重信・豊島典雄・小枝義人『日華断交と日中国交正常化』前掲、234 ページ。

⁸⁶ 「特集 日台断交 20 年」『産経新聞』（1992 年 10 月 8 日）。

⁸⁷ 林金莖氏談話、台北、1992 年 6 月 29 日。

もし、田中が中華民国との関係を維持しながら正常化しますと言えば、中共は必ずノーと言う。『二つの中国』に反対して、ノーと言うに違いない。そうすれば、日中関係正常化は実現しないと思った。だから、ことを構える準備をとうとうしなかった。椎名先生の人格を信じて、（中華民国と）外交維持であったら、正常化は阻止できると、たかをくくっておった。中華民国サイドから見ると、椎名先生は非常に善意で中華民国に来られたけれども、結果として中華民国に油断させた。……椎名先生の中華民国訪問は、田中・大平に巧みに利用された。

また、外交部の中にも、日中共同声明発表に際して、「日本が台湾と本当に断交するの
かどうか外務省に確認するように」との電報が駐日大使館に届くといったエピソードが示すように希望的観測が生まれていた⁸⁸。

5、台湾の対日断交宣言

椎名特使の発言によって、台湾側の一部にも楽観論が生まれていた一方、蔣経国行政院長は希望的観測はもっていなかった。9月21日の行政院院会において、蔣経国行政院長は、「田中首相が自分の意見を通し、その蒙昧な政策を変えないことも、我々は予見できていたことである」と述べている⁸⁹。また27日の院会では、はじめて日本との断交に対する具体的な指示を行っている。したがって、少なくとも田中親書の内容を知っている政府の最高首脳部および外交部関係者のあいだでは、これに何ら希望的観測はもっていなかった⁹⁰。

9月27日の院会では、日本が中国と国交を樹立しようとしていることは、すでに非常に

⁸⁸ 黄天才『中日外交的人與事』前掲、208-209頁、および林金莖氏談話、台北、1992年6月29日および東京、1994年11月10日、詹明星氏談話、台北、1996年8月13日。

⁸⁹ 「民国61年9月21日 行政院第1291回院会 指示」『蔣経国先生全集（第17冊）』前掲、407頁。

⁹⁰ 詹明星氏は、「田中の親書の内容たるや、日中国交正常化が止むを得ないことを縷々説明した言い訳にすぎず、わが方としてははらわたが煮え繰り返る思いでした。外交部でもすぐに邦訳に入り、私も内容を見ましたが、皆、訳すに値しないものだと言って憤慨していました」と述べている（田村重信・豊島典

明白な事実であるとして、さらに日本との断交に際して発表する声明の内容に対しては、以下のような指示が出されていた⁹¹。第一に、日華平和条約の歴史性、合法性、そしてその一方的な廃棄の違法性、無効であることなどについての政府の立場と見解を表明すること。第二に、断交の責任は日本の田中政府が負うべきであり、日中国交樹立後に、日本との外交関係が「中断」するとの結果を表明すること。さらに、第三として、発表の際には、田中首相の政策と日本人民とを区別し、特に日本の反共民主人民との友誼を継続していくことを表明するとした。特にこの第三の点は、外交関係断絶以後、日台実務関係を維持していくことを示唆していた。

9月30日、日中共同声明発表当日、外務省では法眼晋作事務次官が彭孟緝大使に対して、また台北では宇山大使が沈昌煥外交部長に、外交関係が維持できなくなること、実務関係を維持してゆきたいことなどを通告した。そして、共同声明発表後の記者会見では、大平外相が「日中国交正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められるというのが日本政府の見解であります」と述べたのである⁹²。

同日、沈昌煥外交部長は声明を発表し、日本との外交関係の断絶を宣言した。先の行政院院会の段階では、内容的には蔣経国の指示は非常に抑制されたもので、外交関係も「中断」との表現を用いていた。その内容については、沈昌煥外交部長が日中共同声明の内容をみて適切な処理を行うよう権限を付与されており、共同声明の内容や台湾に関する問題などの具体的な問題の処理については、若干の手直しが行われた。

日台断交を宣言する声明が東京に到着するのが遅れている理由を説明した駐日大使館の鈕乃聖公使は、「外交部声明は、おそらく最後になって多少強硬な語気に改められたので、発布の時間が遅れたのだろう」と述べていた⁹³。そして、詳細は明らかではないが、実際

雄・小枝義人『日華断交と日中国交正常化』前掲、246-247ページ。

⁹¹ 「民国61年9月27日 行政院第1292回院会 指示」『蔣経国先生全集』第17冊、前掲、409-410頁。

⁹² 「日中共同声明調印後の記者会見詳録」大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録・資料編』（鹿島出版会、1982年）、223ページ。

⁹³ 黄天才『中日外交の人事—黄天才東京採訪實録』前掲、209頁。

に発表された対日断交宣言では、少なくとも「日本政府との外交関係の断絶」というより強い表現がとられていたのである⁹⁴。しかし、その一方で、台湾では全土の警察に対し、日本の公館・企業と日本人を保護するよう指令が出され、台湾に在留する日本人を保護する姿勢が示されていたのであった⁹⁵。

以上見てきたように、日本の大平外相は、日中国交樹立過程において台湾との関係の処理にさまざまな配慮を行ってきたと考えられるが、台湾政府の示した表面的な強硬な姿勢は終始変わらなかった。しかしながら、これまで見たように、特使受け入れ、断交における措置、強硬策がとられなかったことなど、台湾政府が実際にとった措置は、断交発表までの一連の声明や警告での強硬な姿勢とは異なり、それ以後の日台関係の継続を妨げないより現実的な対処とよべるものであった。すなわち、外交政策の表面上はきわめて強硬に原則を堅持しながら、外交工作の内実においてはより実務的な姿勢をとっていたということが出来る。この現実的な対応がどのように行われていたかについては、次節の対日経済政策における説明でより詳しく明らかにする。

第3節 日台実務関係の構築

1、対日経済政策

1970年代までに、日台経済関係は、貿易・投資の他、技術協力さらに円借款などを含め、緊密な関係を形成してきていた。ことに、台湾にとっては、輸入と技術導入面においては日本が最も重要な相手国であり、輸出と外資の導入面においても、アメリカに次いで重要な国となっていたのである。ただし、日本にとっては、貿易面では圧倒的に米国が重要な位置を占めており、台湾と中国は貿易額の占める割合から見ると同程度であった。

こうした日台間の緊密な経済関係に対し、なかなか進展していかない日中経済関係の打

⁹⁴ 『中国総覧（1973年版）』によれば、外交関係の断絶を宣言する際に、1971年8月のトルコとは「外交関係の停止」措置との表現が現れ、それ以後イラン、ベルギーら72年1月31日のマルタとの「停止」まで12カ国に対して同様の表現が用いられていた（451-452ページ）。

⁹⁵ 永野信利『天皇と鄧小平の握手—実録・日中交渉秘史』前掲、88ページ。由良善彦『日台国交断絶す』

開を目指して、中国は70年春の「周四条件」の提示など、日本の経済界に圧力をかけはじめた。5月2日には、台湾と関係の深い住友化学・三菱重工・帝人・米国系企業旭ダウの四社を日中貿易から締め出すと発表し、さらに8月18日には、日華協力委員会に出席したすべての企業を日中貿易から排除すると発表したのである。これに対して台湾の経済部は、「周四条件」の受け入れ企業からの申請は輸出入を問わずに直ちに却下すると発表し、対象企業は三菱化成や住友化学をはじめとして12社と伝えられていた⁹⁶。そしてこれに続いて、住友商事や日商岩井など9社も追加され、日台貿易から締め出されることとなった⁹⁷。まさに、こうした中・台それぞれの日本の企業に対する圧力によって、日本側では中台どちらかを選択せざるをえない状況へと追い込まれていったのである。また、同年12月6日には、孫運璿 経済部長が、日本との貿易格差の是正にかんして改善の見通しが見つからない場合には、対日輸入制限を考慮する可能性もあると強い姿勢を見せていた⁹⁸。

こうしたなかで、日本の企業は、米国との経済関係などとの関連でも中国市場への関心を高めつつあったが、71年のニクソン・ショック、米国新経済政策の発表、台湾の国連脱退といった国際情勢の変化は、この傾向に一層拍車をかけていた。72年4月には、丸紅・三菱商事・三井物産、7月には三菱重工業が「周四条件」の受け入れを発表し、経済界は対中貿易参加への体制をほぼ整えることとなったという⁹⁹。

先に述べたように、日中において国交樹立への動きが明確に進んでいく状況で、蒋経国行政院長は、「日本がどのような態度をとろうとも、鍵となるのは我々自身の努力だ」とし、外交上の衝撃が続く中での経済成長の継続や内部の団結の重要性を強調していたことは、すでに見た通りである。しかし、国連脱退や各国との相次ぐ断交という外交上の挫折に際して、台湾国内、とりわけ工商界の人々らが国家の前途への不安から、国内で稼いだ

(開放経済研究所、1972年)、210—211ページ。

⁹⁶ アジア経済研究所『アジア動向年報(1971年版)』(アジア経済出版会、1971年)、118および124ページ、『中央日報』(1971年7月25日および8月7日)。

⁹⁷ 同上。

⁹⁸ アジア経済研究所『アジア動向年報(1971年版)』前掲、196ページ。

⁹⁹ 安藤正士・入江啓四郎編『現代中国の国際関係』(日本国際問題研究所、1975年)、540ページ。

お金をもって米国などへ移民したり、様々なルートでの大量の資金が海外へ流出するといった事態も起きていたという¹⁰⁰。そうした状況下において、台湾政府は、71年頃から外交関係を断絶した後も経済・文化関係を維持する政策へと転換し、「漢賊並び立たず」という原則は堅持するものの、相手国が中国政府を承認する方針へと転換したからといって直ちに自ら断交を宣言してしまうという態度は、すでにとらなくなっていた。

すでに述べてきたように、72年7月に田中内閣が発足するとすぐに、日中間で国交樹立に向けた政府間の交渉へと進む気配が台湾にも伝わっていたが、同月末までには、さらに田中首相・大平外相が中国との国交樹立へと向かう決心であること、その際には台湾とは外交関係を維持できなくなる考えを持っていることが台湾側にも伝えられてきていた。対日関係の変動によって、経済面において問題となったのは、第一に貿易面においてどのような対応をしていくのか、そして、第二に投資面においてどのような措置を講じていくのかという、主として二つの面であった。

まず、対日貿易についてしてみると、72年8月8日、監察院経済委員会で経済部が提出した報告によれば、「対日貿易赤字は、わが国の経済発展と日本の労働賃金の上昇によって、次第に改善されてくるものと考えられるが、なおある程度の時間が必要である。……現在の状況下では、過激な措置をとって経済利益を損なうべきではない。また少数の地域への過度の依存を避けるために、経済部はすでに積極的に貿易地域の拡散をはかっている。部分的には、日本より輸入していたものを欧米から輸入し、同時に欧米との貿易不均衡（出超）を減らしていく」と述べられていた¹⁰¹。すなわち、長期的な取り組みとして、対日貿易赤字の削減と「貿易地域の分散化」を図ろうという政策のなかで論じられていたのである。

¹⁰⁰ 楊艾俐『孫運璿 傳』（台北：天下雜誌、1989年）、118-119頁。吳若予『戦後台湾公営事業之政経分析』（台北：業強出版社、1992年）、153頁。一般的な状況の理解としては、劉興炎氏（1992年7月16日談話）によれば、3~5年くらいで米国にも見放されて中国に呑み込まれてしまうのではないかとの不安感から、資本家や国民党員らの中には家族をアメリカに移住させておいたり、医者の中にも移民する人が多くいたりしたという。

¹⁰¹ 『中央日報』（1972年8月9日）。

しかし、短期的には、政治的な判断から直ちに対日輸入制限といった制裁的な措置をとるという対策は、ほとんど考慮されていなかった。すなわち、経済部国際貿易局（国貿局）の汪彝定局長は、8月23日の記者会見において、次のような主旨のことを述べている¹⁰²。

日本からの輸入への依存性を低くすることは無論重要ではあるが、わが国は自由貿易国家であり、もし関係する商工業者が日本の機器原料を引き続き輸入しなければならないのであれば、国貿局としては絶対に禁止しない。

そして、実際には、「国内の製造販売会社の日本からの購入に対しては、政府は依然としていかなる制限も加えてはいない」¹⁰³、「現在は、2万ドル以上の日本製品の輸入申請については、慎重に審議する」と表明していたのである¹⁰⁴。しかし、9月に入ると、より強い姿勢が示されるようになった。国貿局は、9月8日に、それまで直接使用者が2万ドル以上の機器を購入する際に、欧米地域からの輸入に変えるよう「勧告・指導」していただけであったが、今後は、貿易商と直接の使用者を含むすべての製造販売会社について、日本から輸入する各種物資が2万ドルを超える場合、欧米地域からの購入に変更しなければならないと決定し、即日からこの措置を実施すると発表したのである¹⁰⁵。ただし、粉ミルクなど一回の輸入が2万ドルを超えないものについては、従来どおり輸入できるとしていた。

こうした実際の対日輸入制限によって影響を蒙るのは、日本との経済・貿易関係の密接な中小企業であった。このため、政府はこうした規制措置を補完するものとして、中小企業が海外訪問によって積極的に新しい輸入会社との関係を構築できるような支援を行っている」と表明していた¹⁰⁶。しかし、先にも触れたとおり、日本との経済・貿易関係で重要な

¹⁰² 『中央日報』（1972年8月24日）。

¹⁰³ 『中国時報』（1972年8月24日）。

¹⁰⁴ 『中央日報』（1972年8月24日）。

¹⁰⁵ 『中国時報』（1972年9月8日）。

¹⁰⁶ 「第1届第50会期第1回会議録（9月29日）」『立法院公報』（1972年9月30日）、48頁。1972年9月23日付『中央日報』によれば、この他に、商工業者の出国制限の緩和も含まれている。

のは、日本が台湾にとって工業原材料の主要な輸出国であるというだけではなく、台湾の輸出の多くが日本商社を通じて行われているということであった¹⁰⁷。すなわち、台湾企業は、欧米系のバイヤーや日系総合商社から注文を受けて委託生産を行い、製品はそうした商社を通じて海外市場へと輸出されていくという構造をもっていた¹⁰⁸。『中国時報』（72年9月9日）によれば、「毎年20億ドル余りの輸出総額のうち、約半分は日本の商社の手を通して。それは若干の中小企業の製品が日本商社に頼って輸出されているだけではなく、一流の大企業もその例外ではない」とされている¹⁰⁹。

したがって、これらの対日経済措置は短期的に対応できることではなかった。むしろ、それ以前から問題となっていた対日貿易赤字が改善されない状況において、長期的目標として日本への依存度を減らしていくという政策の一環として考慮されており、基本的には政治・外交関係の変動からくる国内経済への衝撃を抑えようとする意図からでたものであったと考えられる。しかし、これに、台湾の政治体制内における感情的な対日強硬論の登場という政治的要素が加わることによって、一時的に強制的な輸入規制措置といった姿勢が示されることとなった。

一方、投資面について、72年8月15日から台北で開催された海外学人国家建設研究会では、対日関係の変動に対し孫経済部長は次のように表明した¹¹⁰。

かりに日匪^{アア}国交樹立がなされても、わが国は日本人の台湾における投資を凍結しない。……また、日本の投資・財産・在台日本人の合法的保護を保証する。

この時点では、日中国交樹立に際して日台間の外交関係が断交した場合、台湾政府が日

¹⁰⁷ 「<社論>在外交新態勢下の貿易政策」『中国時報』（1972年9月23日）。

¹⁰⁸ 佐藤幸人「台湾の経済発展における政府と民間企業一産業の選択と成果」服部民夫・佐藤幸人編『韓国・台湾の発展メカニズム』（アジア経済研究所、1996年）、102-103ページ。

¹⁰⁹ 「<社論> 什麼是自力更生的新經濟政策」『中国時報』（1972年9月9日）。

本との経済関係を従来どおり維持していくのかどうかについては、明確にされていなかったが、外資及び国内の民間投資への不安感を取り除き、投資を一層拡大していこうとする姿勢が強く表れていた。また、この頃の国際経済合作発展委員会（経合会）においては、蔣経国行政院長は、国内の民間の投資を増加させることによって、対外的な環境の悪化に際しても、いわば「自力更生」の精神で経済成長を持続させていこうとする姿勢であり、そのために民間投資を増大させる措置をとるように指示していた¹¹¹。

しかし、一方には政治的な立場から、こうした経済部の実務的な措置に対して反対意見も出されており、その一つの例として、8月18日の孫経済部長の発言が大きく批判された記事を取り上げてみよう。孫経済部長は、「中（中華民国）日がもし外交関係を中止しても、国内経済の発展に対しての影響は大きくない。問題は、断交後に双方の政府がとる措置にあり、とりわけ日本政府の政策が、決定的な影響を持つであろう」と述べたのであるが、香港の国民党保守系の新聞は社論で取り上げ以下のように批判した¹¹²。

この最後の一言は、国府の尊厳を全く喪失している。日本が国府との「断交」を決定すれば、国府がとるべき政策は、どうして「決定的影響力のある」日本政府の政策によって決まってしまうことになるのだろうか？ まさか、日本が「断交」の後も中華民国との貿易関係を維持したいといえ、国府は「はい、はい」と聞き入れたいというのか？ まさか、国府はすでに外交の自発性をも放棄してしまったというのか？

政治的にこうした妥協的な態度を示すことが、どのような反発を呼ぶかを表す一例である。

¹¹⁰ 『中央日報』（1972年8月16日）。

¹¹¹ 「民国61年8月16日 對國際經濟合作發展委員会提示經建目標」『蔣経国先生全集（第17冊）』前掲、391-392頁。「民国61年8月17日 行政院第1286回院会指示」同上、394頁。

¹¹² 『星島日報』（香港）（1972年8月22日）。

60年代から大胆な外資導入政策によって経済の高度成長を成し遂げてきた台湾にとって、国際環境の変動に際し、蒋行政院長の指摘するように国内の民間投資も重要となってきたが、総じて言えば、国内外の投資拡大を目指していた。すなわち、引き続き外資を導入することができれば、国内投資の自信を強めることができ、さらに孤立化と形容されるような国際情勢のもとで極めて重要となっているのが、外資の導入によって投資国との長期的な経済関係の強化につながるということであった¹¹³。そして、ここから日本は除外されていなかった。

すなわち、国内安定策として、台湾独立運動家ではあるが日本において企業家として影響力があると見られた邱永漢を帰国させたり、日本の中小企業の誘致にも乗り出していた。邱永漢は、72年4月、7月、9月と合計三回も日本の商工会の人々を率いて台湾の投資環境の視察に台湾を訪れており、これによって台湾独立運動に打撃を与えることになったばかりか、日本の経済界が台湾へ一層関心を寄せることが期待されていた¹¹⁴。日本企業の投資を促すことによって、国内の投資家の海外流出や動揺を抑えようとの意図が見られたのである。

したがって、台湾政府が投資面で実際にとった経済的措置は、日本への報復的な意味合いのものではなく、国内経済の安定に重点を置いたものであったと考えられる。断交に際して日本との経済関係を切ることを念頭にした短期的な準備というよりも、より長期的な目標として日本への過度の依存状態を改善し対日赤字の是正をはかるといった、台湾の経済構造改善の一環なのであった。

当時の経済部長であった孫運璿の『孫運璿 傳』によれば、当時の模様を以下のように描写している¹¹⁵。

¹¹³ 「<社論>以自力更生加速経済成長」『中央日報』（1972年8月18日）。

¹¹⁴ 『中国時報』1972年8月1日付および9月12日付。9月11日の三回目の訪問には、日本の商工界の人々が80人訪れたという。成荷生「駐日使館三劍客」『新聞天地』（1972年5月6日号）、10頁。

¹¹⁵ 楊艾俐『孫運璿 傳』前掲、120頁。

ニュースが伝わってきたとき、各商工業者の反応は同じではなかった。中には憤慨した人々もあり、とりわけ日本との戦争の転変を経験してきた大陸籍の商工業者は、日本との関係を一刀両断に切ってしまうことを主張した。しかし、本省籍の業者は、地縁や言語面で非常に便利であり、技術・市場・販路の面でも日本に依存するところが大きかったために、政府が強硬な態度をとって日本との経済的往来を断絶してしまうことを恐れていた。

……当日午後に数十名の商工業者を召集したが、孫運璿は会場に入ったとたん、人々の不安と焦燥が感じられ、かれは直ちに商工界に向けて、政府は絶対に日本とすべての往来を断絶するようなことはしないと保証した。ただ、業者に対しては、日本への依存から脱却し、「一時の痛みを忍び、経済的自立をはかる」ように希望した。

9月29日の対日断交宣言では、最後の部分で、

中華民国政府は、田中政府の誤った政策が何ら日本国民の蔣総統の深厚な徳意に対する感謝と思慕に影響を与えるものではないことを信じて疑わない。

わが政府はすべての反共民主の人士に対し、依然、引き続いて友誼を保持する。

と発表した¹¹⁶。すなわち、外交関係の断絶はするものの、その他の実務関係は維持していく意図が示されたのである。そして、実際には、円借款については9月29日以前に調印されたものを除き、未調印分については打ち切られ、また従来の日依存度の引き下げや対日赤字是正のための努力を続けていくとしながらも、輸入禁止措置などはとられなかつ

¹¹⁶ 『外交部公報』第37巻第3号(1972年9月30日)。邦訳は、アジア経済研究所『アジア動向年報(1973年版)』、201—202ページ。

た。

そして、11月には日本からの機器輸入については2万ドル以下のものに限り、それ以上のものは特別申請が必要とされたが、一般原材料の輸入制限はしないことが発表された¹¹⁷。さらには、12月14日の立法院に提出された行政院の報告によれば、機器設備・原材料などの輸入は、日本以外の地域から輸入するよう努力していること、プラントの受注などは日本以外から行うことを決定したこと、そして外資については、「外国人投資条例」によって他国との同じ待遇が保証されることなどが表明された¹¹⁸。そして、12月末には日本からの2万ドル以上の機械設備の購入申請に許可が出されるなど、その後の経済部の対応は、経済発展の必要に応じて処理するといったように、実務的な処理についてはより柔軟な方針へと切り替えられていったのである。

2、日台交渉チャンネルの変動と親台派議員

72年前半までの日台関係は、主として最高責任者の蒋介石総統とその忠実な執行者としての張群総統府秘書長が、米国の東アジア政策に基づいて台湾政府との関係を重視する自民党保守政治家たちとの個人的な太いチャンネルによって担われてきていた。そうした人間関係による太いチャンネルの存在によって、政府間交渉だけではなく、政府首脳同士での会談が行われ、日台間の重要な問題が処理されるというものであった。

張群総統府秘書長は、対日政策について蒋介石総統に最も影響力のある人物であると言われていたが、それを裏を返していえば、日本への留学以来の長期にわたる関係だけではなく、蒋介石総統の方針を忠実に実行しようとしてきた人であるが故に、蒋介石からの信頼を十分に受けた人物でもあったのである。例えば、61年のモンゴル国連加盟問題について拒否権を行使するかどうかで台湾政府内の意見が分かれたとき、張群は蒋介石の公約どおり拒否権を行使することを主張する立場を支持した。一方、第2章で見たように拒否権

¹¹⁷ 『中国総覧（1975年版）』（アジア調査会、1974年）、434ページ。

¹¹⁸ 『中央日報』（1972年12月15日）。

を行使すべきではないと、より現実的な意見を主張した当時の駐米大使・葉公超は、この問題の直後に事実上引退させられている¹¹⁹。

日台間における重大問題が発生した場合、特にビニロン・プラント事件などのように政治性の強い問題が生じた際には、張群秘書長が外交部の頭越しに日本の駐華大使と話し合い、「公式・非公式を問わず、政府間の最も重要な交渉チャンネルとして機能した」といわれる¹²⁰。そうした場合の張群の姿勢は、高度に政治的な立場から重大事件を処理していこうとするもので、それは正常な外交チャンネルにおける高次のレベルでの政治外交を超えたものであった¹²¹。中央日報駐日特派員として張群の対日外交を目にしてきた黄天才によれば、張群の政治的な影響力の基盤は、一つは蒋介石総統からの十分な信任と権限であり、もう一つは日本の政経各界の指導者層の彼に対する尊敬と信頼であったという¹²²。

すでに述べたように、戦後の台湾の中華民国政府は日本との関係を、二つの意味付けによって強化しようとしてきた。一つは、アジアの反共陣営の中核としての日本であり、反共同盟国としての日本である。もう一つは、伝統的、正統中国としての中華民国と戦敗国日本との関係であった。特に後者については、張群自身が以下のように述べている¹²³。

現在、われわれが日本に交渉しようとして、われわれこそ伝統的中国である、正統中国であると言っても、・・・日本人には理解しがたいし、受け入れがたい。日本人を説得できる唯一の根拠は、すなわち戦後日本に恩があるのが蒋介石であり、日本の復興に協力するよう力説したのが蒋介石であり、中(中華民国)日両国が平和的に相互に助け合っていかなければならないと強く主張したのが蒋介石であり、その蒋介石が指導するのが伝統中国、正統中国である。

¹¹⁹ 衛藤瀋吉他編著『中華民国を繞る国際関係(1949—65)』(アジア政経学会、1967年)40—41ページ。張騰蛟『文学 芸事 外交—葉公超傳』(台北：近代中国出版社、1988年)、234—244頁。

¹²⁰ 武見敬三「国交断絶期における日台交渉チャンネルの再編過程」神谷不二編著『北東アジアの均衡と動揺』(慶応通信、1984年)、78—79ページ。

¹²¹ 黄天才『中日外交の人與事—黄天才東京採訪實録』前掲、185—186頁。

¹²² 同上、186頁。

そして、それこそが、日本が恩に感じてそれに報いようとしなければならない中国であると日本に悟らせることだ。

この言い方であれば、日本人は十分に理解でき受け入れることができる。したがって、われわれはたった一枚の切り札をもっているだけなのだ。この切り札が蔣総統なのだ。・・・このキー・ポイントさえ押さえれば中（中華民国）日関係は維持することが出来る。

台湾側が、どのような意図で蒋介石の「以德報怨」を強調して日本との関係を強化していたかが、非常に明確に理解できる張群の説明であった。

このように張群が対日政策を担当していた時期には、外交部長は対日政策に関与することを控えるという役割分担となっていた¹²⁴。そして、日本に派遣される駐日大使は、実質的には重要視されていなかったと考えられる。外交政策の重点である米国と日本の在外公館には多くの人員を割き、情報収集などは当然重視されていたが、大使は重要な役割も権限も与えられておらず、実質的には「雑事に忙しく走り回るだけ」と形容される程の重要性であった¹²⁵。

ところが、蔣経国の行政院長就任に先立って張群秘書長は総統府資政となり事実上引退し、対日外交を自ら訪日して行うということはなくなった。しかし、当時の張群の対日政策への影響力は依然として強く、対日政策における權威という点では、蒋介石—張群の存在は依然として、実質的な蔣経国—外交部長よりも上であったという¹²⁶。そうした意味で、張群の日中国交樹立に際しての対日姿勢は重要であった。彼個人は、基本的には日本との断交はもはや動かないものであるから、たとえ誰が日本へ説得工作に行こうとも無駄であ

¹²³ 同上、183—184頁。

¹²⁴ 外交部・駐日代表処関係者談話、東京、1996年10月25日。

¹²⁵ 司馬文武『為国民党的外交下半旗』（台北：八十年代出版社、1986年）、126頁。

¹²⁶ 張群の役割については、林金莖氏、詹明星氏、許介麟氏、馬樹禮氏、陳鵬仁氏、古屋奎二氏および外交部関係者から示唆をうけた。

ると考えていた¹²⁷。そして、張群が動かないことによって、逆にさまざまなアクターが対日工作に参加することになったのである。

まず、国民党中央委員会秘書長である張宝樹が8月初めに韓国からの帰途日本に立ち寄り、自民党三役である橋本登美三郎幹事長、鈴木善幸総務会長、桜内義雄政調会長をはじめとして、親台湾派議員らとも会談を重ねたが、最終的には田中首相にも、大平外相にも直接会うことが出来なかった¹²⁸。また、国民大会秘書長代理である陳建中らも8月16日に佐藤栄作を訪問し、日本の対中国態度は台湾ならびに東南アジア諸国にも重大な影響を及ぼすものであるからもっと慎重であって欲しいと要請している¹²⁹。

この他にも、もともと吉田茂と親しい関係にあった齊世英、梁肅戎らも、来日して各議員への働きかけを行っていた。彼らは、何とか自分の任期が終るまでは断交を引き延ばしたいとする彭孟緝駐日大使の強い要請もあって来日し、佐藤栄作元首相ら元老たちへの説得工作にあたったという¹³⁰。彼らは二ヶ月程日本に滞在したようだが、その間、やはり田中首相や大平外相に会うことは出来ず、佐藤栄作の日記には次のように記されている¹³¹。

齊世英君と11時から約一時間最近の中国問題で話合ふ。総統蔣閣下のもとでは国共合作など考へられぬし、独立亦口に出せない、ほんとうに手づまりの状態、何とかふれなぬいすまぬいかと云ふ。

齊世英と梁肅戎の対日工作は、沈昌煥外交部長や黄少谷国家安全会議秘書長らと相談のうえでのことではあったが、張群がこの事情を知って後から反対したいきさつから見ると

¹²⁷ 梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』前掲、163頁。

¹²⁸ 平野実『外交記者日記—大平外交の二年(上)—』前掲、40ページ。佐藤栄作『佐藤栄作日記』第5巻、前掲、169ページ。

¹²⁹ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第5巻、前掲、176ページ。

¹³⁰ 梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』前掲、160—167頁。

¹³¹ 佐藤栄作『佐藤栄作日記』第5巻、前掲、196ページ。

132、外交部の対日政策の重要な一環としてではなく、個人的なレベルでの工作であったと考えられる。彼らが日本で説得工作を行った対象は、佐藤栄作、福田赳夫及び福田派議員、椎名悦三郎らであった。そうした台湾との関係を重視する政治家らは、中国との国交樹立自体には反対しておらず、その一方で台湾との外交関係維持を主張する「二重承認」の考えをもっていた。彼らと交渉した後の梁肅戎は、帰国後に蔣経国へ報告を行ったが、この際の蔣経国の姿勢には、日本が二重承認をやるのならばそれを希望するという意図があったと推量する¹³³。

さまざまなルートを通じた台湾側の日本の政治家への個別的な説得工作の動きは、組織的な工作ではなく、それぞれ個人がその個人的な関係を利用して行っており、親台湾派議員を対象にして、台湾側の強硬な姿勢を示すことによって何とか日台断交を阻止しようとするものであった。日華平和条約が破棄されれば戦争状態の復活であるとか、台湾海峡の日本船籍の安全は保障されないなど、立法院で主張されていたような報復論が伝えられ、親台湾派議員のなかには真剣にそうなるかもしれないと考えている者がいたようである¹³⁴。

そうした自民党の決定を遅らせるための努力の対象は、親台湾派議員であったわけであるが、その代表的な考え方は、賀屋興宣が記者に対して表明しているように、「日本政府は中国と関係を開くと同時に、中華民国との外交関係を継続して維持できるよう努力すべきである。……この二つの中国式の意見は中華民国に受け入れられないものではあるが、日本側としては説得を続けていくべきである」というものであった¹³⁵。したがって、「二つの中国」・「一中一台」論に反対する台湾政府側としては、この親台湾派議員と同様の考えであるという姿勢をとることは原則的に出来ないのであり、まさしく国連での中国代表権問題におけるジレンマと同様に、積極的に何をやって欲しいと言うことは出来ないが、相手国の努力が二重承認であってもそれに対しては反対しないという立場をとるしかなか

¹³² 齊世英と梁肅戎の訪日のいきさつについては、梁肅戎口述『梁肅戎先生訪談録』前掲、162-163頁。

¹³³ 同上、165頁。

¹³⁴ 由良善彦『日台国交断絶す』前掲、84ページ。

¹³⁵ 司馬桑敦『中日関係二十五年』（台北：聯合報社、1978年）、324頁。

ったわけである。

しかも、日中国交樹立をめぐる政策決定は、本章で述べたように、田中首相・大平外相と少数のグループと一部の野党政治家によって進められており、自民党内の決定は実質的には何ら影響力はなかった。そこで、台湾側の自民党親台派議員に対する諸々の努力が、日本政府の政策決定に与えた影響はほとんどなかったが、結果としては、武見敬三の言う「非妥協的妥協」によって、台湾側は日本のなかに台湾のために尽力してくれた人がいたという今後の日台関係継続の根拠を作り出すことになったのである。

3、断交後の日台実務関係維持機構の設立

周知のように 1972 年 9 月の日中国交樹立の過程において、台湾との関係や台湾の位置づけは日中間において一つの重要な争点であった。中国を代表する政府としての地位、台湾の帰属、日華平和条約の取り扱いなどをめぐる問題は、入り口論として「復交三原則」として日本と中国との交渉における争点となり、最終的には日中共同声明の前文と本文及び外相声明にちりばめられた形で処理された。特に台湾の帰属に関する部分については、日中共同声明第 3 項において、「中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」との「立場」を日本国政府は「十分に理解し、尊重」するとした。そして、日本はサンフランシスコ講和条約において台湾を放棄したという法的な立場を堅持しつつ、「ポツダム宣言第 8 項に基づく立場を堅持する」と付け加えることによって、カイロ宣言の履行、すなわち台湾は「中国」に返還されるべきであるとの政治的立場を間接的に表明したのである¹³⁶。

また、日本と台湾との関係については、大平外相と周恩来首相との会談で、日台実務関係の継続に共同声明では一切ふれないものの、中国側が暗に認めるという意向を示したと

¹³⁶ この第 3 項の解釈については、彭明敏・黄昭堂『台湾の法的地位』（東京大学出版会、1976 年）では、単に日本政府の立場を表明したもので、台湾の中華人民共和国への帰属を承認したものではないとする（202-203 ページ）。また、林金莖『戦後日華関係と国際法』（有斐閣、1987 年）では、「台湾の将来あるべき法的地位として、同地域が平和裡に『中国』の一部となることを支持し、また『中国』からの台

されている¹³⁷。日中共同声明調印後の記者会見において、大平正芳外相は日華平和条約について、「日中国交正常化の結果として、日華平和条約は、存続の意義を失い、終了したものと認められるというのが日本政府の見解であります」と述べた¹³⁸。日中国交樹立に対しての日本政府の基本的な立場は、「中国」を代表する政府の承認の切り替えということであり、この立場によれば相手当事者の存在しなくなった条約は終了したものと考えられるというのが政府の解釈であった。しかし、当時副総裁でありかつ台湾への特使として中華民国政府への説明の役を担った椎名悦三郎が、「大平声明は未だ死にもしない者の葬式を出した様なものだ」とその感想をメモに記したように¹³⁹、現実には台湾海峡をはさんで二つの政府が存在するという分裂状況は解消されてはいなかったのである。

日中共同声明発表の同日、台湾の外交部は対日断交宣言を発表した。日本政府と台湾の中華民国政府との外交関係はこれによって断絶したが、断交宣言の中では「わが政府はすべての日本の反共民主の人士に対し、依然、引き続いて友誼を保持する」と述べられており、民間レベルでの関係の維持が示唆されていた。日本側は、田中首相・大平外相をはじめとして政府首脳が幾度にもわたり「日台間の実務関係を維持したい方針」であることに言明してはいたが、それは日中友好関係を阻害しない範囲内もしくは日中国交樹立の基本路線に基づく枠内だという限定つきであったため、日台間の実質関係を具体的にはどのように維持していくのかについては、一つ一つの係争処理過程を通じて形成されていくこととなったのである。

まず断交後の日台間の実質関係を維持する機構として、大使館に代わる新しい民間機構を設立する話し合いが始められた。断交以前に民間での重要な交渉チャネルであった日華協力委員会は断交後一ヶ月をもって実質的な活動を終了したため、このチャネルは一旦切

湾の分離独立の動きを支援しないという意味を含めている」と解釈する（110ページ）。

¹³⁷ 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録—伝記編』前掲、336ページ及び毎日新聞社政治部編『転換期の「安保」』（毎日新聞社、1978年）、65-67ページ。

¹³⁸ 外務省『わが外交の近況』1973年版、538ページ。

¹³⁹ 「特集 日台断交20年」『サンケイ新聞』（1992年10月8日）。

れることになる¹⁴⁰。それは、断交以前の対日政策は失敗であったとの認識に基づき、台湾側での対日政策再編に伴って蔣経国行政院長のもとで新しい人事配置によって一から建て直しを図っていこうとする方針の表れであった¹⁴¹。

1972年11月28日には彭孟緝駐日大使が、また11月30日には宇山厚駐華大使がそれぞれに帰国した。それは実務関係維持機構設立のための政府間交渉が終了したことを意味し、12月1日に東京で「財団法人交流協会」、翌日台北にて「亜東関係協会」がそれぞれ設立された。12月26日、交流協会と亜東関係協会は、「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の在外事務所相互設置に関する取り決め」を締結し、この取り決めをもとにして翌日から両協会の業務が開始され、その機能は大使館業務を代替する役割を果たすこととなったのである。

しかし、実質関係維持機構の設立および取り決め締結までの交渉についての詳細は、「もと日本駐華大使館が台北で中華民国外交部と双方機構の名称や定員などの項目で相当激しいやりとりの後結ばれたもの」であるということがわずかに窺い知れるものの¹⁴²、明らかでない点は依然として少なくない。現在知ることのできる範囲では、その第一の争点は機構の名称問題であった。当初、日本側は「財団法人日台交流協会」を考えており、「華」「中」の字は使用できないとの立場をとり、一方の台湾側は、「日華」「日中」を使うべきであり「台」の字を使うことはできないという立場であったため、最初の名称問題から激しく意見は対立して交渉は難航したのである¹⁴³。最終的には、日本側の機構は「日台」も「日華」も入れずに「財団法人交流協会」とし、台湾側の機構は社団法人として、その

¹⁴⁰ 日華協力委員会は、1956年夏の石井光次郎（当時自民党総務会長）を団長とする日本各界親善団の訪台をきっかけとして57年3月に成立した。日本側は政界・財界の有力者が参加し、台湾側も政治色の強いメンバー構成となっており、断交まで間高度に政治的な問題も含め日台間の重要な交渉チャンネルの一つとなっていた。詳細については、池井優「日華協力委員会一戦後日台関係の一考察」『法学研究』（慶應大学法学部）第53巻第2号（1980年2月）参照。

¹⁴¹ 亜東関係協会駐日弁事処関係者の談話、1996年8月10日、及び武見敬三「国交断絶期における日台交渉チャンネルの再編過程」神谷不二編著『北東アジアの均衡と動揺』（慶應通信、1984年）、78-79ページ。

¹⁴² 林金莖『梅と桜』（サンケイ出版、1984年）、344ページ。

¹⁴³ 詹明星氏談話、台北、1996年8月13日。

名称を「亜東関係協会」とするとの決定が下された¹⁴⁴。ここで日本側が「華」「中」の文字を使用できないとしたのは、正式の外交関係を樹立した中華人民共和国政府への政治的な配慮からであった。また一方の台湾政府側は、「一地方」として解釈されうる「日台」の文字を名称に用いることを拒否したため、結局曖昧な名称を使うことによって日台間の実質関係維持機構の性格を表面上は出さないよう決着したのである。

第二の争点は在外事務所の規模に関してであった。それは一見すると技術的な問題であるかのように思われるが、それだけではなく実質的には日本における台湾の活動空間と密接にかかわりあう問題であった。取り決めにおいては、それぞれの協会が在外事務所に派遣する所員の数は30名を限度としているが、台湾側の断交以前の駐日大使館及び各領事館の官員は60名を超え、そのほかに現地採用の職員が業務にあたっていた。当初日本側は、在外事務所は東京一箇所として台湾から派遣されてくる人員は10人以内という規模の構想をもっていたようであるが、台湾側は実際問題として業務が遂行できないことを理由に猛反対したので、最終的には30名を限度としつつも、「業務上の必要に応じ、相互の話し合いによって増員することができる。上記の定員には現地雇用の補助員を含まないものとする」とされたのである¹⁴⁵。そして、事務所を置く地点については、東京と大阪に弁事処をおき、横浜に東京弁事処の支処、福岡には大阪弁事処福岡分処をおくこととなった。

これらの経緯から明らかなように、当初日本側は従来の大使館及び領事館の規模を大幅に縮小して台湾との関係維持機構の規模をできるだけ小規模なものとし、また可能な限り「官」の性格を持たせないようにするとの基本の方針で交渉を続けていた。これに対し台湾側は、実質的・技術的な困難からだけではなく、自らの存在が日中関係における台湾問題という枠付けに組み込まれていくことに抵抗し、中国政府とは異なる自立した存在としての活動空間の確保を緊急の課題としていたのである。

¹⁴⁴ 詹明星氏談話、台北、1996年8月13日。林金莖『戦後の日華関係と国際法』（有斐閣、1987年）、126ページ、及び黄天才「中日関係重作調整」『中央日報』（1972年12月10日）。

¹⁴⁵ 外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集 1970-1992年』（霞山会、1993年）、123-124ページ。在外事務所の人員は1987年までに数回に分けて増員され、1992年7月には70名であった。

日本側の台湾との関係維持機構に対するこうした姿勢に加えて、さらに外交財産の処理をめぐる問題¹⁴⁶などが続き、断交後の日台関係は、台湾側からして非常に憂慮すべきものとなっていた。また、日台関係に対して日本政府がどのような立場をとるのかという点については、財団法人交流協会と亜東関係協会の民間取り決めの締結に際して、「日本国内法の範囲内で、政府としても出来るかぎりの支持と協力を与える方針である」との支持表明を二階堂官房長官が行っている。そして、日本政府がこの方針の範囲内でどのくらいの支持と協力をし、日台間の実質関係維持機構がどのような実質的機能を果たしうるのかについては、機構設立の段階においては依然として未知数のままであった。

日中友好に反さない範囲内で台湾との関係を維持するという行動原則は、その判断基準を中国に与えることにもなるという点で、日台実質関係構築の時期における台湾を危機的状況に追い込んでしまう可能性をもっていた。1973年から74年の断航に至るまでの日台航空路線問題は、まさに「日中国交関係下での、中華民国との関係の限界を明らかにする初めてのテスト・ケース」であった¹⁴⁷。そして、断交後の日台関係のあり方が未確立な状況において、台湾からは東京弁事処初代代表として馬樹禮¹⁴⁸が着任し、まず航空路線問題への対応が迫られることとなったのである。

第4節 小結

本章では、まず日中国交樹立過程における一つの争点として、日華平和条約の取り扱いについて考察した。それは、従来の研究において明らかにされてきたように、日本は過去に遡って日華平和条約を否定あるいは破棄するということを避け、で条約の合法性を否定することなく、外相談話のなかで「終了」という曖昧な表現によって処理したわけであ

¹⁴⁶ 外交財産の処理問題については、林金莖『梅と桜』前掲、364-388ページ、林金莖『戦後日華関係と国際法』前掲、135-144ページ参照。

¹⁴⁷ 林金莖『梅と桜』前掲、391ページ。

¹⁴⁸ 亜東関係協会東京弁事処初代代表として派遣された馬樹禮は、中国国民党中央党部海外工作組主任を10年にわたって務め、立法委員、国民党中央委員会委員であり、対日政策には断交依然に表立って携わることはあまりなかったが、蔣経国の信頼の厚い人物であった。

る。そして、本章で提起した点は、それは日中関係において国交樹立を可能とするかどうかの重要な焦点であっただけではなく、日台関係においてもその後の実質関係を維持していくことが可能となるかどうかに関わる重要な問題であったという点である。日本の田中内閣は、中国の国交樹立を進める裏側で、台湾との関係をどのように正式な国交関係のなが実質関係を従来どおり維持する状態へ移行させていくのかという課題に取り組んでいた。それは、密使の派遣、椎名特使派遣、蒋介石宛の田中の親書などさまざまな働きかけとして表れ、それらは日本の外交当局者の言う日本側の見せた精一杯の誠意としての「別れの外交」であった。

こうした日本からの働きかけに対し、台湾は、表面上強硬な姿勢を崩さなかった。蔣経国行政院長の下で提起されていた新たな外交政策では、各国との間で正式な外交関係が相次いで断絶していくなかで、第4章でみたように、中国の対台湾孤立化戦略に対抗するとの大義名分のもと断交後も実質関係を維持・拡大していくとの方針が示されていた。しかし、日本との関係は、国内の対日強硬意見が強いなかで報復的な措置を辞さないという強硬姿勢が前面に出されていたのである。こうした状況のなかで、本章でみた対日経済政策や椎名特使受け入れをめぐる台湾側の対応は、まさに日本との断交を静かに受けとめたと形容されうるものであった。それは、台湾の経済や政治・社会に対する日本との断交の影響を極力抑えようとしたのであった。

この過程のなかで特徴的であったのは、一つには従来日台関係をつないでいた太いチャンネルが、機能しなかったという点である。その原因は、すでに第3章で述べたような60年代の日台関係のあり方にあった。すなわち、中国との経済関係も一層開拓しようとする日本の対中姿勢をめぐり動揺する日台関係であったが、それを超越するような吉田・佐藤―蒋介石・張群という高いレベルでのチャンネルによって、日台間の友好関係は象徴されていた。その関係の本質は、実際には動揺する日台関係において、そうした二重構造によって問題を先送りにし、その時点での関係維持をはかっていくという、いわば「象徴的な友好、実質的な脆弱」という体質が60年代後半までに形成されてきていたのである。そ

して、米国の政策転換にはじまり、台湾の国連脱退、佐藤内閣から田中内閣と蔣経国の行政院長就任にみられる世代交代などによって、日台間の太いと見えたチャンネルは、急速に機能しなくなり、台湾側の日本への影響力行使の余地も失われた。

この日台関係の変化は、台湾の国内政治にとってもう一つの意味をもっていた。それは、蒋介石から蔣経国へと権力が移行していく過程で、対日政策の重心が蒋介石—張群ラインから蔣経国を中心とするラインへと再編され始めたということである。そして、従来中心的な役割を果たしてきた張群が一線を退いたことによって、個人的な対日チャンネルをもつさまざまな人物の動きが活発化したものの、それらは日台間の意思疎通を可能にする新しいチャンネルとはならなかった。

日台断交によって、日本と台湾との間には、公式な政府間関係というレベルでの外交関係は失われたが、日台間の実質関係を維持するための機構が断交後 3 ヶ月も経たずに成立された。その機構成立をめぐる過程の考察によって明らかとなったのは、日本が出来るかぎり「民」の性格を前面に出していこうとする立場であったのに対し、台湾側が実質的には従来のままのレベルをいかに保持できるのかという姿勢であったという明確な立場の相違であった。その立場の相違を抱えたまま日台間に半官半民の機構は成立したが、その実際の機能がどのように担われていくのかについては、次章でみるように実際の係争処理をめぐって獲得されていくこととなる。

第6章 外交関係なき「外交」交渉

第1節 航空路問題の外交問題化

1、「一つの中国」論と日中台関係

近代国家としての中国だけではなく、文化的意味としての広義の中国と日本は、地政学的にも歴史的にもつかず離れずの微妙な関係にあるうえ、近代以降の歴史においては日中戦争という過去を有している。また、歴史的に中国史のなかに含まれた経験を有しつつも、その境界領域に属し地政学的にも歴史的にもはざまに存在してきた台湾と日本は、政治・経済・文化において密接な関係を形成してきた。このため、台湾をめぐる問題についての中国から日本への圧力は非常に大きいものとなっている。それ故に、日本においては、中台をめぐる問題が象徴的に表れてきた。もとより、中国と台湾の政府がそれぞれに主張する「一つの中国」原則は、1958年の長崎国旗事件をはじめ、第2章および第4章で考察した国連における中国代表権問題、第5章でみた72年の日中国交樹立など、戦後の日本外交においてもさまざまなかたちで作用してきた。そして90年代から2000年代に入った現在においても、中台関係とそれをめぐる国際関係における一つの軸として、「一つの中国」という言説はさまざまな展開と拘束を生み出している。

第4章でみたように、70年代はじめの外交危機にあたり、蔣経国は蒋介石との共通点をもつ長期戦略のうえで、外交の意味を柔軟化しつつ「実質外交」を打ち出していった。しかしながら、その政策の本質は、台湾としての存在についての国際的認知を獲得していくことを目的とした外交ではなく、むしろ中台関係の帰結については将来の状況の変化に可能性を残しながら、短期的には「中共との妥協なき闘い」であり、「中共の対台湾孤立化戦略の打破」であった。そして、いわばこの「内戦の延長としての外交」が、実質外交や外交の柔軟化を国内的に正当化する論理であったのである。その実質外交において「内戦の延長としての外交」の側面が典型的に表れた一つの事例が、日台の航空路問題であった。

本章で考察する日台航空路断絶事件とその復航は、72年9月の日中国交樹立と日台断交

後の日中台関係の再編期に問題化したもので、74年4月20日に空路断絶が発生し、翌75年9月に空路再開の一番機が飛ぶまでの間、それぞれのフラッグ・キャリアである航空会社の飛行機が往来を停止した事件であった。この日台航空路問題は、断交後の74年に、小林正敏が「日華断航の背景と問題点」として¹、日本の政治過程の問題点を中心に事件の経過を分析したことがある以外は、多くの場合、日中航空協定締結に付随する事件として、あるいは日中交渉における一つの争点として触れられてきたにすぎなかった。

しかし、この問題の意味は、単に日中関係の一つの争点であっただけではなかった。第一に、日本との国交樹立後、中国は国交樹立交渉の過程で容認した日台実質関係の継続について、「一つの中国」との原則の下で、日中関係を国家間関係とするのに対し日台関係を地方レベルのものとして位置づけようとする対台湾外交闘争を展開していた。それに対し台湾政府は、日本との実質的な関係維持との方針に基づき、その実質関係を中国との外交闘争のなかでどのように形成したかという過程がここに表れているのである。第二に、この過程は、台湾の国内政治の文脈においては、対日政策の中心軸が蒋介石－張群ラインから新しいラインへと移行したことを表していた。本章では、この二つの側面を中心として、航空路問題をめぐる日中台関係の展開を考察していくこととする。

第1章で述べたように、日本は、戦後否応なく「一つの中国」をめぐる状況に巻き込まれてきた。その状況のなかで、72年の日中国交樹立と日台断交という日中台関係の一つの転換を経つつ、さらにその後の日中台関係の構造が再構築されていく。1950－71年の期間における米国の対台湾政策は、中国「封じ込め」の基地として台湾に戦略的価値を置いていたものであり、中国ナショナリズムからくる正統性の争奪という内戦の要素を取り除いてしまう方が好ましかった²。そして、すでに第4章において詳しく見たように、72年2月の上海コミュニケにおいては、「米国政府は、台湾海峡兩岸のすべての中国人が、中国は

¹小林正敏「日華断航の背景と問題点(上・下)」『問題と研究』第3巻第12号(1974年9月)および第4巻第1号(1974年10月)。

²若林正文編著『台湾—転換期の政治と経済』(田畑書店、1987年)、384－385ページ。

ただ一つであり、台湾は中国の一部であると主張していることを認識している。米国政府はこの立場に異論をとらえない」としている。すなわち、この時の米国のニクソン大統領は、中国側から米国と台湾との防衛条約を糾弾しないという譲歩をとりつけ、中台双方が主張していた「中国は一つであり、台湾は中国の一部である」という事実を認め、台湾問題の実質的な最終決着については先延ばししつつ、台湾を一層独立させるような支援は行わないことを中国に確約したのである³。それは、沈劍虹駐米大使とキッシンジャー大統領補佐官との会談に見出されるように「中国人 (Chinese)」や「中国 (China)」という字句を用いることによって、米中台それぞれの立場からの解釈を可能にする余地を残していたのであった⁴。

日中国交樹立における台湾問題の処理については、すでに第5章において述べたとおりであるが、外交関係断絶後の日台関係に対し日本政府は、一定程度の支持を表明していた。すなわち、財団法人交流協会と亜東関係協会の民間取り決めの締結に際して、二階堂官房長官は「日本国内法の範囲内で、政府としても出来るかぎりの支持と協力を与える方針である」と言明していたのである。しかし、この方針の範囲内で、日本政府がどのくらいの支持と協力を行い、また日台間の実質関係維持機構がどのような実質的機能を果たしうるのかについては、機構設立の段階においては依然として未知数のままであった。

日中友好に反さない範囲内で台湾との関係を維持するという行動準則は、「友好かどうか」という判断基準を中国に与えることになりうるという点で、台湾の対日外交にとっては危機的状況にあった。この意味において、73年から74年の断航に至るまでの日台航空路線問題は、まさに「日中国交関係下での、中華民国との関係の限界を明らかにする初めてのテスト・ケース」であったのである⁵。そして、断交後の日台関係のあり方が未確立な状況において、台湾からは東京弁事処初代表として馬樹禮が着任し、まず航空路線問題

³ 緒方貞子著（添谷芳秀訳）『戦後日中・米中関係』（東京大学出版会、1992年）、58-62ページ。

⁴ 沈劍虹『使美八年紀要—沈劍虹回憶錄』（台北：聯經出版社、1982年）、85頁、周忠菲『中美建交中的台湾問題』（上海：上海社会科学院出版社、1994年）、20頁、及びH・キッシンジャー（桃井眞監修）『キッシンジャー秘録③ 北京へ飛ぶ』（小学館、1980年）、237ページ。

への対応が迫られることとなった。このとき亜東関係協会東京弁事処初代代表として派遣された馬樹禮は、中国国民党中央党部海外工作組主任を 10 年にわたって務め華僑工作を中心とする海外工作の専門家であり、立法委員、国民党中央委員会委員でもあった。彼はそれまで表立って対日政策にたずさわることはなかったが、蔣経国との関係という点において、厚く信頼されている人物であった。

2、問題の政治化

航空路線問題は、路線権や以遠権の問題とともに領空主権の問題であるため、航空権の交換という行為は、台湾の外交関係及び実質関係のレベルを測る一つの指標とされることもあり、また外交上の孤立を打破するための手段としても位置づけられている⁶。そのため多くのケースで問題が生じている一方、ナショナル・フラッグ・キャリアの中華航空が就航するすべてのケースで政治的な問題が生じているわけではない⁷。

日台航空路線は、1974 年 4 月から 1 年 4 ヶ月の間断絶した。日台航空路線に就航していた中華航空と日本航空（以下、日航と呼ぶ）が就航を停止した事件であったが、それは人々が日台間を直接往復することができなかったわけではない。当時、この二つの航空会社以外に、キャセイ・ノースウエスト・トランスワールド・ベトナム・タイ・マレーシア・シンガポール・大韓航空の 8 社の航空会社が就航していたが、日台間の旅客数のうち 3-4 割が日航、1-2 割を中華航空が占める状況であった⁸。

フラッグ・キャリアであるこの二つの航空会社の飛行機が日台航空路への就航を停止した事件の直接原因は、74 年 4 月 20 日の日中航空協定調印の際に発表された大平正芳外相の談話にあったとされる。この大平外相の談話とは、中華航空の社名と旗の性格に関する日本政府の認識について述べたもので、日本国政府は民間取り決めを通じて日台航空路線

⁵ 林金莖『梅と桜』（サンケイ出版、1984 年）、391 ページ。

⁶ 衛民『中華民国的雙邊外交』（台北：国家政策研究中心、1991 年）、56 頁。

⁷ 日航については北京と台北の両方に乗り入れることはできないと日中間で決められたが、その後航空協定を結んだアメリカのパンナムやその他の航空会社の場合などでは、両地点への乗り入れを行っている。

を維持していく方針であるとしながら、中華人民共和国政府に対して下記の見解を表明したことを明らかにした⁹。

日本と中華人民共和国との間の航空運送協定は国家間の協定で、日台間は地域的な民間の航空往来である。日本国政府としては日中両国の共同声明に基づき、同声明が発出の日以降、台湾の航空機にある旗の標識をいわゆる国旗を示すものとして認めていないし、「中華航空公司（台湾）」を国家を代表する航空会社としては認めていない。（下線は筆者）

問題となったのは、下線の部分であった。これに対して台湾の沈昌煥外交部長は、次のように宣言した¹⁰。「大平が発表した無礼な談話のなかで、中華民国の国旗を認めず、わが国の尊厳と権益を重大に損ない、日華両国民が戦後力を合わせて打ち立てた友好関係を再び傷つけた。わが政府は国家、民族の尊厳を擁護するため、中共の威圧に屈服することによって、わが国の権益を損なういかなる事情をも絶対に容認できない」として、中華航空の日台路線への就航を即日停止することを決定するとともに、「国際慣例の相互原則」に基づいて日本の航空機の中華民国管轄下の飛行情報区（FIR）及び防空識別圏（ADIZ）への侵入を許さないと表明したのである。

この声明では、大平外相を名指しで非難しており、72年9月の断交声明以上に激しい怒りを表していた。その断航の原因は「国の尊厳と権益を重大に損なった」ことにあるとされており、また、第二に「国際慣例の相互原則」に基づいていると主張されている。したがって、この二つのポイントを中心に、なぜ大平声明が断航を引き起こすような内容でなされなければならなかったのかを考察するとともに、日中台関係における断航事件のもつ意

⁸ 『日本経済新聞』（1974年4月21日）、『毎日新聞』（1974年4月21日）。

⁹ 外務省アジア局中国課監修『日中関係基本資料集 1970-1992年』前掲、140-141ページ。

¹⁰ 中華民国外交部『外交部聲明及公報彙編 一中華民國62年7月至63年6月』、4-5頁及び8-9頁。

味を考察する。

まず、外交において問題として取り上げられたことの意味に注目してみよう。日中航空協定交渉において日台路線が問題として取り上げられたのは、73年2月末のことであった。中国側は、中日友好協会会長である廖承志が訪日した際に、同じ空港に中国機と台湾機が並んだら漫画だと発言し、台湾問題が避けて通れないことを日本側に示唆した。それ以前の段階においては、日中どちらの側の原案でも台湾問題については触れていなかった。しかし、その後の日中間における航空協定の交渉過程において問題となったのは、日中航空協定に関する技術的な問題ではなく、むしろ日台路線の処理であった。すなわち、それは日台関係を日中間でどのように位置づけるかということであったのである。

1973年3月10日から北京において始まった予備交渉のなかでは、中国側は次の二点を問題とした¹¹。すなわち、一つには、日台路線がどのような根拠に基づいて維持されているのかという点であり、二つ目には、国交正常化後も従来と同じように台湾の飛行機が「国旗」を意味する旗、或いはシンボルマークをつけて往来しているのはどうしてか、という点であった。

これに対して日本側は、第一の点について、日本の航空法に基づき国交のない航空路線は政府の許可によって行うことができることを根拠にして維持されているとの立場をとった。そして、第二の点については、青天白日満天紅旗（以下、青天白日旗と略す）をつけた飛行機と中国の飛行機が同時に飛行場に並ぶという事態が起らないようにすれば問題は解決すると考えていた。たとえば、離着陸の時間や曜日の調整、あるいは使用する空港の調整などにより、技術的な問題として調整することができれば、中国との交渉を続けていけるものと判断し、またそう対処していたのである¹²。

一方、中国側は、「中華航空公司の社名」と「機体の旗」を政治原則にかかわる重要な

¹¹ 『朝日新聞』（1973年3月12日夕刊）。

¹² 『第71回国会衆議院外交委員会会議録』第16号（1973年5月9日）及び馬樹禮「日中関係史話（一）」『中外雑誌』（台北）、第55巻第5期（1994年5月）、58頁。

政治的問題として考えていた。日本は当初中国との交渉における問題を解決するために、中華航空の名称や日本での整備業務及びカウンター業務の委託、飛行機上の青天白日旗を使用しないことなどへの協力を台湾側へ求めた。しかしながら、台湾側との交渉が行き詰まったために、日中間の交渉も進展しない状況に陥っていた。74年1月、大平外相は日中貿易協定締結の名目で訪中し、姫鵬飛外交部長・周恩来首相との会談を重ねた。その結果として、中華航空の東京からの以遠権を認め、その名称及び機体の旗の変更を求めない代わりに、日本政府が別途認識を表明することで中国側の了解をとりつけることができたのである¹³。大平外相は、これで日台路線に実質的に大きな変更を加えることなく路線維持が可能となり、また自民党内の親台湾派議員らを説得できると判断した¹⁴。

一方台湾側は、中国側と同様にこれを当初から深刻な政治的問題として受けてとめていた。1973年3月19日の自民党本部での会議には、1月26日に駐日弁事処初代代表として赴任したばかりの馬樹禮が招待され、「わが国の中華航空会社の航空権を損なうようなことになれば、容認できない。航空権を守るためには、日本の飛行機にわれわれの飛行情報区及び防空識別区を飛び越す権利を与えない」こともあると警告した¹⁵。

第2節 航空路断絶の政治過程

1、台湾国内政治における位置づけ

台湾の外交部は、5月4日付けで亜東関係協会を通じ交流協会に対して、日本側が北京の言いがかりに屈服して、現在の日台航空関係に影響を与えるようなことを一方的に決定し、取り返しのつかない事態を引き起こさないように要望する旨を日本外務省へ伝達するよう要請していた¹⁶。外交部のこの動きは、日中間の第二次予備交渉が航空問題の技術的問題についてはほとんど決着したものの、日台航空路線をめぐる問題の意見調整がつかず

¹³ 『第72回国会衆議院外務委員会会議録』第21号（1974年4月27日）。

¹⁴ 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録<伝記編>』（鹿島出版会、1982年）、353-354ページ。

¹⁵ 林金莖『梅と桜』前掲、391ページ及び馬樹禮「中日関係史話（一）」前掲、56頁。

¹⁶ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』（日本アジア航空株式会社、1985

に、交渉の継続を決定した状況を受けてのものであった¹⁷。すなわち、日中航空協定の予備交渉の行き詰まりを打開するために、日本政府が台湾の関与しないところで日台路線についての話し合いをすすめ、何らかの決定を行わないように、台湾側としては先手を打ったのである。

このときまでに、日本の新谷運輸相は、日台路線は航空協定や交換公文ではなく、日本の航空法に基づき「政府の許可」によって行っているとの立場を表明していた。それは、形式的には便数の増減などについての一方向的な変更が可能であるとする日本側の姿勢を表していたのである。中国との予備交渉において日本は、発着時間や乗り入れ空港の調整などにより、技術的に問題を解決しようとしていた。それによって日台航空路線の継続については、中国側の了解を得ようとしていたのであった。

これに対し、台湾の外交部における会議では、5月24日、日本側が中華航空の乗り入れ空港について、現在の東京・大阪から名古屋への変更を要求してきた場合、日航の日台路線への就航の権利を取り消すこともありうるとの方針が決められた¹⁸。そして、この方針は、5月25日の中華航空公司総経理周一塵のコメントでもさらに裏づけられた¹⁹。また、交通局は航空権の平等を主張し、中華航空にとって経済的損失が大き過ぎるとの立場から、乗り入れ地点の変更に反対した²⁰。この時期の台湾側の方針として、もし日本が変更を一方向的に決定すれば、経済・文化その他の交流に影響が出るとして、各関係機関は「強硬な態度」で臨むとの結論に達していた旨を『中央日報』は再度報じた²¹。

『中央日報』は情報源の権威を徐々に高めていき、政策決定前の「アドバルーン」として、党や政府の意向を受けて「権威筋」からの情報として伝える記事を出すことが少なく

年)、46 ページ。

¹⁷ 「東郷外務省審議官談話」『朝日新聞』(1973年5月1日)。

¹⁸ 『中央日報』(1973年5月25日)。

¹⁹ 『中央日報』(1973年5月26日)。

²⁰ 『中央日報』(1973年5月26日) および『聯合報』(1973年6月26日)。

²¹ 『中央日報』(1973年5月27日)。

ない²²。6月7日付の権威筋からの情報としての報道は、まさにそのアドバルーンであったと考えられる。その報道の趣旨は、①中華航空公司は純民間航空企業であり、政府はこれを国家を代表して国際線に就航する航空会社に指定している、②台湾の政府は日台双方の航空権の発展に対し特別にこれを重視し関心をもっている、③もし日本が現行の航空路線（空港および以遠権を含む）を一方向的に改変すれば、わが国は双方の飛行機のFIR（飛行情報区）およびADIZ（防空識別区）通過について再検討する、などであった²³。

台湾側は、アドバルーンとして出したこれらの情報に対する台湾国内の反応のみならず、日本側の反応に注目していた。『中央日報』東京特派員黄天才は、このニュースが日本側で非常に重視されていると伝えた。すなわち、日本政府をはじめとして、一部の人々は台湾は断交時でさえ何も強硬な措置をしなかったのだから、より小さな航空問題で強硬措置を実施するはずがないと考えており、彼らは先の台湾側の強硬姿勢を伝えるニュースに衝撃を受けたと分析した²⁴。そして、さらにこの分析においては、日本は実務関係および経済的利害でこの問題のみをみており、個別に処理すれば解決は難しくはないと考えているが、台湾側は原則および日台全体の関係からみているとして、日台間の認識の相違を指摘していた。

では、日台関係全体からこの問題を位置づけるとは、一体航空問題をどのように考えるということになるのであろうか。すなわち、それは、台湾との実務関係を維持していく方針の日本が、これに待ったをかけようとする中国に対してどのように対処するのか、あるいは日本が考える「日中友好関係を阻害しない範囲内で」とは、具体的にどのようなものなのか、そうしたことの重要なテスト・ケースとして航空問題に対処するということであった²⁵。この黄天才特派員の報道は、駐日弁事処の問題に対する認識をかなりの程度反映したものであったといえるであろう。

²² 日本アジア航空株式会社10年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、144ページ。

²³ 『中央日報』（1973年6月7日）。

²⁴ 「航権問題考驗中日関係<東京通説>」『中央日報』（1973年6月21日）。

²⁵ 林金莖『梅と桜』前掲、391ページ。

その後、7月14日には、外交部スポークスマン柳鶴図情報司長が、「もし、日本政府が実際に中共の圧力に屈して譲歩すれば、我が政府は惜しむことなく、中華航空機の日本離着陸及び東京FIR通過の権利を放棄し、同時に相互主義の原則に基づいて、日本民間機の飛来及び通過を許さず、相対的な措置をとる」と発表した²⁶。そして、台湾側は、第一に中華航空の飛行機は必ず東京で離着陸すること、第二にこれまでの以遠権をもち続けること、第三に中華航空会社の名前は変更できないこと、第四に飛行機上の国旗ははずせないことの四点を基本姿勢としたのである²⁷。また、これら四点のうち、台湾国内向けに流されたニュースでは、1、2の点に言及しただけであったが、台湾側は後者の二つを重視していることを日本側に伝えていた²⁸。また、訪台した交流協会の板垣修理事長も、台湾側はこの問題を極めて重視し、終局的には台北と北京との政治的闘争と考えているとの感触をえていた²⁹。それらの感触は、台湾側が日本側に対して明確に伝達しようとしていた点であったのである。

8月7日、馬樹禮代表と板垣理事長の会談では、板垣の私案として、1、中華航空の名称の変更、2、地上業務の委託、3、青天白日旗を日本への飛行機にはつけないなどを台湾側からの提案として日本側に提出するという案が提示された³⁰。この提案を台湾側から自発的に行って欲しい旨の提案を板垣がした背景には、大平外相および外務省では、この提案が公になれば日華懇親台湾派議員たちの反発を招くとの予想があった。そこで、台湾側からの妥協案の提示ということになれば、彼らのそうした反発も根拠を失うと考えたのである。しかし、これに対して馬樹禮代表は、日本側は台湾側を過小評価しているとし、断固として拒否した³¹。

台湾側は、もし外相が中華航空の名称と航空機上の標識について中華民国の尊厳を損な

²⁶ 「中華民国62年7月14日外交部發言人談話」中華民国外交部『外交部聲明及公報彙編—中華民国62年7月至63年6月』前掲、6-7頁。

²⁷ 馬樹禮「中日関係史話（一）」、前掲、58頁。

²⁸ 同上。

²⁹ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、46-57ページ。

³⁰ 馬樹禮「中日関係史話（一）」前掲、58-59頁。

うような認識を表明すれば、断航を辞さないとの姿勢を崩さなかった。74年1月、大平外相は中国から帰国すると、中国側との合意を踏まえて日本側の基本姿勢を6項目に整理し、所謂「外務・運輸両省案(6項目パッケージ案)」として自民党の外交調査会、政調会外交・交通両部会、航空対策特別委員会の合同会議で提示した。この案の正式な提示以前から、日華議員懇談会や青嵐会のメンバーたちは、中華航空について何らかのかたちで名称等に変更が加えられる決断がなされたのではないかと懸念していた。しかし、福田篤泰外交調査会長と佐藤孝行交通部会長らが、党内の意見調整をし、日台路線はほぼ現状維持がなされるとの説明をしたことで、親台湾派とよばれる議員たちも、一旦は「特に反対する理由もないのではないか」と考えはじめていた³²。そこでの会議に先立ち、日華関係懇談会副会長であり青嵐会所属の藤尾正行議員は、外務・運輸両省案を入手して急遽台北へと飛び、1月15日に蔣経国行政院長との会談を行った³³。藤尾は、合同会議を前にし、台湾側の最高指導者との会談により台湾側の強硬姿勢に変更のないことを確かめた。そして、「北京側の考えに沿って日台空路の取り扱いを決めることは許されない。とくに中華航空(台湾)と呼ぶのは北京の主張によって台湾がその一省であることを意味付けるものだ」と、蔣経国行政院長の言葉を根拠として猛反対したのである³⁴。

一方台湾では、この頃からもはや「航空権の平等」といった次元での議論ではなくなっていき、政治的観点からこの問題に対処するとの姿勢が明確に示されるようになった。「一つの中国」「中国の唯一の合法政府は中華人民共和国政府である」「台湾は中華人民共和国の一省」との原則的立場を強調する中国側の姿勢を踏まえ、台湾側の回答は、1月18日亜東関係協会の張研田理事長から交流協会板垣修理事長へと伝えられた。回答では、「政治的視点から見れば、本件は中華民国と中共間の闘争の問題であり、中共と決して妥協しない

³¹ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、14ページ。

³² 『朝日新聞』(1974年1月11日)。

³³ 馬樹禮「中日関係史話(二)」前掲、110頁、馬樹禮『使日十八年』(台北：聯經出版事業公司、1997年)、24-25頁、および日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、27ページ。

³⁴ 『朝日新聞』(1974年1月17日)。

わが基本的立場に基づき、およそわが国の尊厳及び基本的立場を傷つけるいかなる建議にも、いささかも考慮しないものである」と述べられており、その付帯説明では、日台路線については日台間で決めることであって、日本と北京との間でこの問題について何らかの協議がなされることに強く反対していた³⁵。

すなわち、台湾側の「中華航空公司の社名」と「機体の旗」へのこだわりは、政治原則とのかかわりによるものであった。そして、政治的な問題については台湾と中国との問題であり、日本はこれに直接関与すべきではなく、日中航空協定については日本と中国との間で処理し、日台航空路については日本と台湾との間で処理するということを要請していたのである。民間協定で航空路線を維持することと羽田空港の使用や技術的問題は基本的に同意するとしながらも、次の点には反対した。すなわち、第一に、日本が中華航空に言及する際に「中華航空（台湾）」とすること、第二に、営業所などの委託に反対し、また名称や国旗の問題で「国家の尊厳」を傷つけることには同意できないと表明していたのである。

台湾政府の側からすれば、国旗や社名の変更などについての中国側からの要求が、日本を通じて台湾政府に突きつけられた様相を呈していたのであり、単に日本との間の航空路線問題ではありえず、日本を介した北京との政治闘争となっていた。台湾側は、これは「単に航空路線の利権を争っているだけではなく、最も重要なことは原則の問題であり、我々は是非を争い、国家の尊厳という点で争うのだ」と強調し³⁶、また「国旗を汚辱から守ることは、原則上の重大な問題であり国家の名誉に関わる問題であり、中華航空の収益と引きかえられる性質のものではない」と主張したのである³⁷。

これ以降、立法院ら国内の保守的および強硬な意見は一層強まり、日本との航空問題はもはや妥協すべき問題ではないとの議論が盛り上がっていった。1月26日の中国国民党中

³⁵ 林金莖『梅と桜』前掲、396ページ、および日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、48ページ。

³⁶ 「民國63年2月26日在立法院第一屆第53會期第一次會議口頭施政報告（書面報告）」蔣經國先生全集編輯委員會『蔣經國先生全集（第9冊）』（台北：行政院新聞局、1991年）、598頁。

中央常務委員会（中常会）臨時会議では、「国家の尊厳と権益とが侵犯されるのを許さない」という行政院の事務担当同志のこれまでの立場」に対し全面的な支持が与えられた³⁸。これら保守的な強硬論は、実質的な政策決定における影響力という点では大きな役割を果たしたとはいえないが、台湾の国内の権威ある機関・組織において出された決議は、第一にその議論を日本の議員が立場の根拠とすることによって自民党内での議論に影響した。そして第二に、トップ・リーダーの決断や妥協の可能性についても枠がはめられ、その決定を拘束することになる。問題が日台間の実務的問題としてではなく、原則論として議論されるようになれば、立法院・中常会らの決議に反する決定を行うことは、蒋介石さえも困難を伴った。そして蔣経国も同様な困難に直面し、この問題でより現実的な対応をとることは難しかったのである³⁹。

2、大平外相の誤算

では台湾政府が「国家の尊厳」を傷つけられたと認識する行為とは、一体何であったのだろうか。張研田理事長から板垣修理事長へ渡された先の回答によれば、「わが国の基本的立場と尊厳を傷つけること」とは、例えば「中華航空の後ろに『台湾』と括弧したり、名称と国旗について、中華民国を否定するような声明を出したりすること」とある⁴⁰。また、非公式なルートでさらにその意味を探ったところによれば、日本政府が発表する認識の内容についてぎりぎりの線とは、72年9月の日中共同声明の範囲を超えないことであったという⁴¹。日中共同声明での台湾の取り扱いについては、すでに述べたように、中華人民共和国の台湾の帰属問題に対する立場を理解・尊重するというのが日本の立場であり、それについては改めて発言する立場にはないというものであった。したがって、もし日本政府

³⁷ 「(社説) 我對日毅然斷航的立場及其影響」『中央日報』(1974年4月21日)。

³⁸ 『中央日報』(1974年1月27日)。

³⁹ 林金莖氏談話、台北、1994年11月10日。

⁴⁰ 林金莖『梅と桜』前掲、396ページ、および日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、48ページ。

⁴¹ 平野実『外交記者日記一大平外交の二年(下)』(行政通信社、1979年)、15-16ページ。

がフラッグ・キャリアである中華航空の社名の変更と国旗に関する認識を表明して中華民国の国家としての存在を否定する言説を述べるとすれば、上記日中共同声明の立場を超えることになる台湾側は考えていた。

大平外相としては、先の外務・運輸両省案にしても、「あそこまで台湾のメリットを守ったのだから、よもや親台湾派からの文句はあるまい」と考えていた⁴²。しかし、日本の議員のなかには、台湾に対しては強硬姿勢を崩さないように要望するとともに、台湾の強硬姿勢を根拠として反田中・大平の動きを繰り広げる人々がいた。そして、彼らの立場は、国会において台湾側の立場を支持する一方、日台航空路問題を反田中のための政争の道具と化してしまった面があったことは否定できない。これによって、問題は一層複雑化していったのである。

強硬姿勢をとりつつも、何とか断航を回避するための工作を続けていた駐日弁事処の馬樹禮代表および林金莖副代表らは、その一つの成果として2月末に民社党の永末英一議員と大平外相との国会での質疑応答を実現させた。そこでの大平外相の答弁では、「中華民国は38カ国から中国を代表する政府として認められている政府として承認されております。したがって、いうところの青天白日旗が国旗でないなどという僭越なことは私どもは申したことはございません」と表明されたのである⁴³。

しかし、こうした対日工作の成果は、もはや台湾国内の政治状況においては効力をもち得なかった⁴⁴。すなわち、2月28日の行政院院会では既定方針の堅持が確認され、訪台した板垣理事長も3月2日の張研田理事長との会談では、政治問題の解決が前提との姿勢を堅持する台湾側と具体的な交渉に入ることはできなかった⁴⁵。外務次官を辞任した法眼晋

⁴² 大平正芳回想録刊行会編著『大平正芳回想録<伝記編>』前掲、353-354ページ。

⁴³ 『第72回国会衆議院外務委員会会議録』第7号、(1974年2月27日)、および『第72回国会衆議院外務委員会会議録』第10号、(1974年3月8日)。

⁴⁴ 平野実『外交記者日記—大平外相の二年』(下)前掲、16ページ、また、板垣理事長は、馬樹禮代表の話として、一時帰国した際に蔣経国行政院長に「航空問題に関する政府の方針は変わらぬ」と報告をさげられたとの話があったという(日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、49ページ)。

⁴⁵ 「第1363回院会指示 1974年2月28日」『蔣経国先生全集』第18冊、72頁。「在立法院施政報告 1974年2月26日」『蔣経国先生全集』第9冊、598頁。日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日

作は、「青嵐会があまりに騒ぐので、台北側も硬化した」と捉えていた⁴⁶。さらに状況は錯綜していった。74年4月10日、藤尾正行は記者会見で自分が入手したという日中航空協定の交渉をめぐる公電と、調印の際に大平外相が発表する声明の内容を公表した。また、4月15日までに交渉を妥結せよとの訓令が、外務省から北京の代表団に出されていることなども暴露された⁴⁷。日本では台湾との交渉が進んでいるとの情報が幾度も流れたが、台湾側は交渉は全く行っていないとの立場をとり、最終的に台湾側が警告から実際の断航措置へと進むのかどうかについて、日本外務省をはじめさまざまな国会議員が訪台して情報を探ろうとした。そのことは、一層の情報の混乱を招いていたのである。

4月9日に監察院本会議での決議をはじめとして、立法院、監察院、国民大会それぞれの外交委員会においても、既定方針の堅持への支持が表明された。そして、4月11日には沈昌煥外交部長が談話を発表し、台湾は結局断航しないだろうとの日本側の観測を断固として否定した⁴⁸。台湾へ戻った馬樹禮は、日本側の最終決定としては、国旗を否定するような外相談話を発表することになるとの判断を伝えた。馬樹禮は、帰国直前に椎名悦三郎と会談し、「……外交形式として、日本は声明を発表するが、大平が声明を発表して君らの国旗を承認しなかった、直ちに談話を発表して大平の声明を否定し、それは国旗であると述べる。これではまずいのか」との話を聞いていたのである⁴⁹。

しかし、こうした台湾側の強硬な発言や幾度もの警告にもかかわらず、大平外相をはじめとして日本政府は最終段階での断航はないであろうと判断した⁵⁰。台湾側が断航措置をとるとの可能性が高いという状況を最終段階になって認識した日本側は、外相談話が中国に対してのみ出されることについて何とか中国側の同意を獲得し、さらに4月18日深夜

本アジア航空物語』前掲、49ページ。

⁴⁶ 平野実『外交記者日記—大平外相の二年』(下)前掲、17ページ。

⁴⁷ 『朝日新聞』(1974年4月11日)。

⁴⁸ 林金莖『梅と桜』前掲、406—407ページ。

⁴⁹ 馬樹禮氏談話、台北、1994年8月16日。

⁵⁰ 古屋奎二氏談話、1994年10月3日、および馬樹禮氏談話、1994年8月16日。馬樹禮「日中関係史話(三)」『中外雑誌』(台北)第56巻第1期(1994年7月号)、106頁。

になって談話を明文化しないことについての中国側との合意を得ることに成功した⁵¹。

日本政府の認識発表がたとえ中国向けのものであると限定されたとしても、もし台湾側が何ら措置をとらず、「台湾は中華人民共和国の一省」との中国の立場を台湾は暗黙のうちに容認したとの解釈がなされれば、中台外交闘争における台湾の立場は打撃を受けることになる。しかも、そうした前例がその後に行われるであろう海運や漁業に関する日中間の実務協定および日中平和友好条約に適用されていくことになれば、その積み重ねの結果として、日台関係は地方レベルの交流にすぎず、その問題は日中の枠組みのなかで扱うという状況が制度化していくことが懸念される。したがって、断航措置はそうした形で日台関係に枠がはめられることを拒否する台湾側の姿勢を意味していたのである。すでに見たように、そうした台湾側の立場は、80年代後半からの李登輝時代の「現実外交」（務実外交）に通じる発想とは異なり、むしろ中華民国政府の政治原則である国体の堅持といった保守的な立場に基づき、中国の対台湾外交闘争への対抗措置として形成されたものであった。

4月19日午前、蔣経国行政院長は、沈昌煥外交部長、楊西崑次長、高玉樹交通部長、中華航空公司董事長である徐煥昇、馬樹禮駐日代表を行政院に召集し、断航という最終決定を伝えた。この最終決定をうけ、同日深夜、馬樹禮代表をはじめ外交部関係者が集まり、翌日取るべき行動についての最終確認を行い、続いて東京弁事処へ通達の文書が発せられた⁵²。こうして翌日すなわち日中航空協定の調印同日に、台湾は断航を宣言することとなったのである。

第3節 日台関係の転換点としての航空路再開

1、台湾側の姿勢—復航への条件

大平外相は最終的な段階では、台湾は断航しないと判断していた⁵³。また、外務省も、

⁵¹ 『朝日新聞』（1974年4月20日夕刊および4月19日夕刊）。

⁵² 馬樹禮『使日十二年』前掲、37-38頁。

⁵³ 古屋奎二氏談話、1994年10月3日。

同様に判断を誤っていた。東郷文彦次官が断航後に馬樹禮代表と会談した際、日本が情報ミスによって判断を誤ったことを認めたという⁵⁴。台湾側が幾度にもわたり断航するとの警告を行ったにもかかわらず、日本政府は断航はないとの判断をしてしまったのは何故なのか。その原因については、日台関係の「外交」チャンネルという点で、二つの重要な問題を指摘しうる。第一の側面は、日本に親台湾派議員の果たした役割という点であり、第二に、台湾の対日外交という側面に表れた台湾国内政治における権力構造の変動という点であった。

まず、第一の側面について、日本の親台湾派議員は、自民党内における議論において台湾側の利益を代弁するとの役割を演じていた。しかし、その一方で、台湾側の強硬姿勢を利用して、またその強硬姿勢を台湾側にも要請しながら、反田中・大平の動きを繰り広げていた。すなわち、彼らの行動は、国会において台湾側の立場を支持することになる一方で、日台航空路線を反田中のための政争の道具と化してしまっただのである。これは、外交問題を国内政治化させ、問題の解決を促進するというよりも、問題を一層複雑化させた。

このために、大平外相および外務省は、日華懇らの議員を通さない台湾とのチャンネル構築を模索したのである。73年8月、板垣理事長は、馬代表と会談した際に、板垣私案としていくつかの項目について台湾側からの提示というかたちで妥協案を提起することを提案し、かつ日華懇の議員には秘密裏にことを運びたいことなどの要請を行った⁵⁵。しかし、馬樹禮代表はこの妥協案を断固拒否した。

また、8月末に日中通商協定の大枠が基本合意に達し、中国側は姬鵬飛外交部長の訪日および大平外相の訪中に積極的になった。外相の相互訪問が実現する見通しが強まると、日本は懸案の日台航空路線で何らかの決断を迫られることになるため、日本外務省としては、早急に台湾の政府首脳との接触を検討した。そして、対日政策について影響力のある人物、もしくはその人物へ話をもっていくことのできる人物と直接接触をしようと試みた

⁵⁴ 馬樹禮氏談話、台北、1994年8月16日および馬樹禮『使日十二年』前掲、51頁。

⁵⁵ 馬樹禮『使日十二年』前掲、16-17頁。

のである。73年9月18日、外務省政務次官水野清は、馬樹禮代表に対して、10月8日にマニラにおいて中国課長の国広道彦と審議官一人が外交部次長楊西崑か、中国国民党中央党部秘書長張宝樹と会談し、意見交換したい旨を提案した⁵⁶。これに対し馬樹禮代表は、日本とのチャンネルを亜東関係協会に一本化させるとの方針のもとに、外務省が外交部や国民党首脳部との直接のチャンネルを開拓することに賛成ではなかった⁵⁷。そして、台湾の外交部は、この外務省政務次官の提案を拒否した。拒否した理由について、台湾側はその態度や方針に変更がない以上あらためて話し合う必要はないということであったが、馬樹禮代表は、蔣経国行政院長および外交部のこの決定を駐日弁事処および馬樹禮自身への支持であると受けとめたのである⁵⁸。

日台断交の際、台湾側の出先の機関や駐日代表の姿勢は極めて強硬であったため、大平外相は台湾の最高レベルへの別チャンネルを模索した経験があったことは、すでに「別れ的外交」において述べたとおりである。大平外相の頭のなかでは、台湾の対日外交を同じ構造でとらえていたのであろう。また、馬樹禮代表らは、非公式には外務省事務次官、政務次官、運輸省政務次官らとそれぞれに会談し、また必要に応じて関係当局との電話などによる情報交換も行っていた⁵⁹。しかし、こうした国会議員への説得工作を中心とした対日工作は、日中航空協定を早期に解決したいと望む日本政府首脳および自民党主流派にとっては、反主流派からの圧力となり、台湾側からの情報としては直接的に受けいれられるものではなかった。馬樹禮代表は、こうした対日外交の状況を改善し、亜東関係協会東京弁事処の日本における地位を向上させることを日本赴任後の重要な目標と設定していたのである。

断航直後から日本側では復航へ向けたさまざまな働きかけが始められた。しかし、台湾側は馬樹禮代表を中心として、この問題は単に航空路線問題としてではなく、断交後の日

⁵⁶ 馬樹禮「中日関係史話（一）」前掲、59頁。

⁵⁷ 馬樹禮氏談話、台北、1994年8月16日。

⁵⁸ 馬樹禮「中日関係史話（一）」前掲、59頁。

⁵⁹ 林金莖氏談話、台北、1992年6月29日および、1994年11月10日。

台関係を改善し、その後の関係発展を可能とする基礎を作るための唯一の切り札であり、政治問題が解決しないうちは復航できないとの方針をとった⁶⁰。例えば、75年2月21日、衆議院外務委員会では、民社党の永末英一議員の質疑に対し、宮沢喜一外相は「台湾を国家として認めている国はたくさんあり、それらの国にとっては台湾は国家であり、そしてそのものは国旗である」との答弁を行った⁶¹。しかし、日本からの台北へのこのシグナルは、大平外相の談話についてある程度台湾側の納得を得ることが出来る内容でありながら、「肝心な部分」が抜けていたために台湾側の反応は出されなかった⁶²。すなわち、台湾側が復航の実現に対して設定している二つの目的を満たしていなかったのである。二つの目的とは、第一に大平外相談話の撤回や否定による復航の実現であり、第二に復航実現を前提としてそれ以後の日台関係に対する日本の基本姿勢について明確な言質を獲得することであった⁶³。

2、復航決定への「外交」交渉

経済的な考慮からいえば、台湾においても早期の復航が望まれていた。断航の原因さえなくなれば、いつでも復航に応じるというのが、台湾の基本的な立場であった⁶⁴。実際、中華航空と日航の就航停止によって、旅客輸送力は約38%低下していた。しかし、座席確保の不便さはあったものの、その他8社による運航は継続されており、これら航空会社の増便によって、その旅客輸送力の低下は緩和することも可能であった。しかし、実際に日台双方の当局に増便の申請を行い、許可を受けることができたのは、キャセイ航空の定期便4便の増便とノースウエスト航空の定期便1便の増加申請だけであった。この5便のほかには、大韓航空が臨時に20便の増加を申請し、台湾側の許可をうけたが、日本側が許

⁶⁰ 馬樹禮『使日十二年』前掲、51および57-59頁。

⁶¹ 『第75回国会衆議院外務委員会会議録』第5号(1975年2月21日)。

⁶² 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、156ページ。

⁶³ 馬樹禮『使日十二年』前掲、88頁。

⁶⁴ 林金莖氏談話、台北、1994年11月10日。

可しなかったため、結局運航するにはいたらなかった⁶⁵。また、6月17日からのフィリピンとの航空交渉では、日本が近道ルートを要求したのに対し、フィリピン航空は台北経由東京行きの路線開設を要求し、継続協議となっていた⁶⁶。

台湾を訪れる旅行者は、その半数以上を日本からの旅行者が占めていた。73年に台湾が受け入れた824,393人のうち日本人は53.1%、74年にも53.5%を占めていたのである⁶⁷。断航の影響は総数から言うと大きくないようであったが、月別の旅客総数でみると影響は少なくなかった。74年の1、2月の旅客数は、前年の同時期に比べ2倍近い数字になっており、3月も59.1%の増加をみせていたが、断航した4月には前年比2.4%減、5月以降75年4月までは一貫して10~30%程度の前年比減を記録している⁶⁸。

断航の影響は大きかったとはいえ、特に日本側は、短期的にその空白を他の航空会社で代替させることはせずに、路線復活に備えていた。74年7月に木村俊夫が外相に就任すると、台湾では「われわれは中日問題を考える際、すぐに激烈な感情に支配されてきた。しかし冷静に考えてみると、是非や白黒のけじめは必要であるが、本質はやはり利害の問題である」との論調も期待感とともに表れてきていた⁶⁹。外相就任にあたり木村俊夫が積極的に外交問題に取り組むと言明し、日台航空路線再開を強く希望すると表明したことによって、そうした期待感をもった論調が登場してきた一方、復航への条件として「外相談話の撤回」「遺憾の意を表明せよ」などの厳しい要求は変わらなかった。

台湾国内の期待感のたかまりに対し、台湾の政府はより慎重な対応であった。国民党機関紙の『中央日報』では、木村外相就任についての社説も出さず、またそれまでの政府の公式声明では、断航の原因を指摘するのみで復航については考慮していないと述べられていた。7月29日、沈昌煥外交部長は、「断航の責任はわが国にはない。断航の要因が削除されない限り、復航を考えることはない」と述べたことは、復航への条件に触れている点

⁶⁵ 『中華週報』第712号（1974年5月27日）。

⁶⁶ 『朝日新聞』（1974年6月22日）。

⁶⁷ 『観光白書』昭和51年度版、および52年度版。

⁶⁸ 『台湾総覧』1976年度版、および1977年度版。

で、多少の前進であった⁷⁰。古屋奎二の指摘によれば、上記の沈昌煥外交部長の談話において、「要因の削除」との表現が用いられ、さらに8月13日付の『中央日報』では、括弧つきで「原因の消失」との表現が用いられたことは、重大な方針変更であったという⁷¹。すなわち、主体的行為である「削除」に対し、「消失」は自然に消えてしまうこともあり得ることが含意されていたのである。

しかし、木村外相は復航への何らかの具体的な行動に出る意思はなかった。日本政府としては、9月に日中間の一番機が正式に飛ぶ以前に、それを危うくするような外交問題が日中間に生じる可能性のあることは避けたかったのである。これとは別の動きとして、9月ごろより佐藤孝行自民党交通部会会長が積極的に台湾側への働きかけを行った。しかし、台湾側は積極的な対応をみせなかった。佐藤孝行は、外務省次官、アジア局長、中国課長、運輸省次官、航空局長らとの協議の結果、佐藤が国会に質疑を提出し、それに外相が答弁するかたちで双方の誤解を解き、その後に早急に訪台して外交部長と協議したいとの提案を行っていた⁷²。これには徳永正利運輸大臣も同意していたが、台湾側は木村外相の同意が得られないうちは、すべては徒労に終わるであろうと静観していたのである。

台湾側が静観をした理由の一つは、田中内閣への不信感が根底にあったことがあげられる。すなわち、木村外相が就任した際、馬樹禮代表と林金莖副代表は佐藤栄作前首相を介して木村外相と会談する機会をもったが、このときの木村への印象はひどく悪いものであった⁷³。また、第二に、田中首相の資産形成をめぐる疑惑を暴露した「田中角栄研究—その金脈と人脈」という特集が10月9日発売の『文藝春秋』に掲載され、その月の末には田中首相の進退問題が公然とささやかれるようになった。こうした日本政界の状況をうけて、台湾側は11月はじめに佐藤孝行が訪台した際にも、「航空問題は枝葉末節に過ぎない。

⁶⁹ 『中国時報』（1974年7月18日、および7月26日）。

⁷⁰ 『中央日報』（1974年7月30日）。

⁷¹ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、154ページ。

⁷² 馬樹禮「中日関係史話（三）」前掲、110頁、および馬樹禮『使日十二年』前掲、60-61頁。

⁷³ 馬樹禮「中日関係史話（三）」前掲、108頁、および馬樹禮『使日十二年』前掲、55頁。

再開を急いではいない」との対応をしたのである⁷⁴。

1974年12月9日、田中内閣に代わって、三木内閣が成立した。三木首相は、日中国交樹立の過程で積極的な役割を果たした人物であり、組閣前日に椎名悦三郎副総裁が馬樹禮・林金莖との会談をセッティングしようとした際もこれを断っていた⁷⁵。そして、この後の復航への動きは、主として台湾側と日本の外相レベルとの間で進められていく。74年7月の会談に続き、75年1月にも東郷外務次官は馬樹禮代表を再び招待し、日中平和友好条約への説明を行った。台湾側には、「外務省の態度にはすでに大きな改善があり」、航空問題は解決へ向かいつつあるとの判断が生まれてきていた⁷⁶。そして、2月9日、藤尾正行と玉置和郎の仲介で、馬樹禮代表はゴルフ場で宮沢外相と密会した。その席で宮沢外相は、今後の関係改善への具体的な協議について、牛場信彦前駐米大使と鹿内信隆と進めるようにと馬樹禮代表に伝え、馬樹禮はこれを機に一気に復航への動きを進めていった⁷⁷。この会談を機に復航への水面下での具体的な動きが本格化していくこととなる⁷⁸。

2月21日の衆議院外務委員会では、民社党の永末英一議員の質疑に対して、宮沢外相は、「台湾を国家と認めている国はたくさんあり、それらの国にとっては台湾は国家であり、そしてそのものは国旗である」との答弁を行った⁷⁹。これは日本から台北への関係改善へのシグナルであった。しかし「肝心な部分」が抜けていたために台湾側の反応は依然として出されなかった⁸⁰。すなわち、大平外相の談話の処理という点においてはある程度台湾側の納得をえることのできる内容ではあったが、もう一つの目標としている復航実現を前提として、それ以後の日台関係に対する日本側の基本姿勢について明確な言質を獲得することについては、まだ含まれていなかったのである。

⁷⁴ 『中華週報』第737号（1974年11月25日）。

⁷⁵ 『記録 椎名悦三郎』（下巻）（椎名悦三郎追悼録刊行会、1982年）、301-302ページ。

⁷⁶ 馬樹禮氏談話、台北、1994年8月16日。

⁷⁷ 馬樹禮『使日十二年』前掲、66-69頁。

⁷⁸ 馬樹禮氏談話、台北、1994年8月16日。馬樹禮「中日関係史話（三）」前掲、112-113頁、および馬樹禮『使日十二年』前掲、66-75頁

⁷⁹ 『第75回国会衆議院外務委員会会議録』第5号（1975年2月21日）。

⁸⁰ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、156ページ、および馬樹禮『使日十二年』前掲、88頁。

日台関係をめぐる状況も、台湾側が復航を考慮しうるまでの好環境を作り出すまでに至っていた。まず、74年10月末の蒋介石総統生誕80年祝賀パーティー出席のために総勢155人も大型訪華団が生まれ訪台し、交流協会の格上げと機能の拡充強化が行われた。さらに、75年4月の蒋介石総統の死去に際しては、多くの日本の国会議員が葬儀に参列し、台北での国葬にも18人の代表団が派遣された。また6月に佐藤栄作元首相が死去した際、東京で行われた国民葬には張宝樹秘書長や何應欽將軍らが弔問団として来日した。従来はこれらの機会を通じて復航への動きが具体化したのだらうと考えられてきた⁸¹。しかし、台湾側の復航への実質的な決定は、すでに75年3月頃に行われていたのであった。

復航への実質的な交渉には、交流協会や日華懇の議員を直接に通すことなく、非公式な民間のチャンネルが用いられた。74年8月から産経新聞において『蔣総統秘録』が連載されていたが、産経新聞の古屋奎二は、台北において資料については複写をせずすべて返却するとの約束の下に国内的にも公開されていない資料を提供され、執筆を続けていた。台湾側では、張群の指示のもとに中央党部副秘書長の秦孝儀がこれに対応しており、ここに一つのチャンネルができあがっていたのである。このチャンネルを使って、鹿内は東亜国内航空の国際線の参入という目的のために、宮沢外相および台湾側との交渉を開始することに成功した⁸²。

この交渉の結果として合意された内容が、75年7月1日に衆議院外交委員会での秦野章議員との質疑応答という形をとりながら行われた宮沢外相の発言となったのである。それは、台湾側の目的を満たす内容の発言となっていた。すなわち、質疑と答弁の中で、「世界の多くの国々が台湾にある政府を今日なお中華民国政府として認めている」、「今後、交流協会が一層拡充強化され」、「国際慣例に従い、相互に礼を失することなく互惠ということで友好的交流が一層促進されることを希望する」と今後の日台関係へ言及し、また大平外相の談話により誤解を招いたことはまことに不幸なことであったとし、「それらの国が青

⁸¹ 日本アジア航空株式会社一〇年史編集会議編『日本アジア航空物語』前掲、52ページ。

⁸² 詳細については、馬樹禮『使日十二年』前掲、68-74頁。

天白日旗を国旗として認識しているという事実は、わが方を含めて何人も否定し得ない」との形で、大平外相の国旗に対する発言を否定したのである⁸³。

こうして復航への一つの儀式が無事に行われた。すなわち、国会におけるこれらの発言が無事に行われれば復航は実現するとの合意が、それより先に日台間において成立していたため、宮沢外相の外交委員会での発言をうけ、台湾はすぐに「断航原因の消失」と判断を表明した。そして、7月9日に亜東関係協会と交流協会との間で「民間航空業務の維持に関する取り決め」が締結されたのである。7月9日の航空路線再開に関する民間協定に同意する政府声明のなかで、沈昌煥外交部長は「相互尊重と互恵の立場」「国際慣例に沿い」「双方の友好交流を促進する」などの先の外交委員会で用いられた語句を引用し、また翌10日の蔣経国行政院長の発言でも、同様の語句に特に言及しながら航空路線の回復に同意することが表明された⁸⁴。

すなわち、「断航原因の消失」は、単に国旗に関する大平外相談話の問題を処理することだけではなく、日台関係改善の基礎となる日本の姿勢を国会における外相答弁という形でとりつけたのである。その日台関係改善の基礎は、「相互尊重、互恵」と「国際慣例」に則ることとされていた。その意味は、正式な外交関係のない状態における実質関係の維持において、その基礎が事実上は国家間関係におけるその行動規範に則るものであることを表していた。そして、さらにその後の関係改善への日本の努力を要請する基礎として、「双方の友好交流を促進する」などの語句を用いたのであった。

実際の民間取り決めの内容は、断航直前に日本側が提示していたものを基礎としていた。地上でのサービス業の委託や羽田空港の使用など技術的な面については台湾側がそれらを受け入れた形で決着し、日本側は日本航空の100%出資会社である日本アジア航空が就航することとなった。問題は、あくまでも政治的問題にあったのであり、航空協定問題を「日

⁸³ 『第73回国会参議院外交委員会会議録』第17号（1975年7月1日）。

⁸⁴ 「民國64年7月9日 外交部聲明」中華民國外交部『外交部聲明及公報彙編—中華民國63年7月至64年12月』、6頁及び「民國64年7月10日 行政院第1432回院會指示」蔣經國先生全集編輯委員會『蔣經國先生全集（第18冊）』（台北：行政院新聞局、1991年）、329—330頁。

中国交関係下での、中華民国との関係の限界を明らかにする初めてのテスト・ケース」として、台湾にとって日本と交渉をなし得る唯一の有効な「切り札」であったと台湾側で位置づける意味は、まさにここにあったのである⁸⁵。そして、この航空路線問題を一つの転換点として、亜東関係協会の地位に対する日本側の認識が向上し、国際慣例に則ることを根拠として、外交人員としての扱いやビザの発給、在外事務所への派遣員の人数などのほか、日台関係の交渉の当事者としての地位を徐々に獲得していくこととなった。

第4節 日本における中台外交闘争と蔣経国の「実質外交」

1、日台間の「外交」交渉チャンネルの拡充と限界

すでに述べたように、断航後、日本外務省は、交流協会の機能を拡充し始めていた。従来交流協会台北事務所のトップは、以前は台北の大使館の公使であった人であり、副所長は通産省を退職して赴任していた。また、経済に重点をおいて人事配置をおこなっていたため、航空問題が起きたときなどに台湾側政府関係者と接触し、情報を収集するなどの積極的な役割を果たす権限も、機能も、その時間的余裕もなかった。まず、交流協会台北事務所所長を務めてきた伊藤博教元駐華大使館公使に代えて、卜部敏男が所長に就任した。

卜部は、ケニア、ハンガリー、フィリピンなどの駐在大使を歴任した外交官で、この台北事務所への大使級人物の起用は、形式上は明らかに交流協会の台北事務所の機能拡充であった。卜部が、74年12月に所長に就任すると、それに伴って職員数も2、3人増員された⁸⁶。しかし、これによって、交流協会の役割と機能が一気に改善されたというわけではない。むしろ、多少の改善は進められたが、結局のところアジア局中国課のもとに配置される台湾担当者は、中国重視の政策に基づく外務省方針のもとにあり、現在にいたるまで日台関係改善への積極的役割を担う立場にはない。

重要な変化は、日本側の対台湾機構にではなく、日本側の台湾の対日機構に対する認識

⁸⁵ 馬樹禮『使日十二年』前掲、8頁。

⁸⁶ 『中華週報』第741号（1974年12月23日）。

に現れてきた。すなわち、亜東関係協会に駐日弁事処は、台北の亜東関係協会の下部組織であるが、実際には外交部から形式上直接の指示を受けており、さらに重要な問題については駐日代表が外交部長や蔣経国行政院長に直接報告し指示をうけるという関係にあった。特に、馬樹禮は国民党中央党部海外工作組主任を 10 年も勤め、立法委員、国民党中央委員会委員でもあり、蔣経国およびその権力の中心的なメンバーとのつながりは、断交以前のどの大使よりも強く権限も大きかったのである。

すでに述べたように、蒋介石時代には、対日外交の中心は蒋介石—張群のラインで行われており、重要問題には張群が関与し、駐日代表は時として実質的な当事者ではなかった。すなわち、張群自身が日本との直接のチャネルをもち、大きな影響力を有していたのである。しかし、蔣経国の時代となり、張群が第一線を退いたとき、第 5 章でみたように多くの人物が日台間で何らかの役割を果たそうとした。まず、国内においては、日本との断交前後から張宝樹秘書長が中心となって「対日工作小組」が作られていたが、この実際の役割は現在のところ不明確なままである。この役割について、台湾側関係者の談話を総合すると、対日問題だけではなく重要問題については小組が必要に応じて設けられるため、その一つであった可能性が強い。たとえば 90 年代においても、行政院あるいは総統府の諮問機関として対日工作にかかわる小組は非公式に設けられ、そのメンバーは非公開である。さらに、当時張宝樹を中心としてそのブレーンが対日政策の分析を行い、蔣経国に提言をしていたとの参画者および関係者の証言もあり、この実質的な役割は現在のところ確定できない⁸⁷。

航空路問題の経過を通じて、馬樹禮代表の果たした役割は非常に大きかった。重要な決定については、馬樹禮に対して蔣経国行政院長と沈昌煥外交部長からの支持が与えられていたのである。73 年の夏、日本側が別チャネルの模索をしようとしたことに対して、台湾側はこれを拒否し、馬樹禮を窓口とすることについて実質的な支持を与えていたこと、ま

⁸⁷ 陳水逢氏談話、台北、1992 年 7 月 22 日。

た復航にあたっては主導権は馬樹禮にあったことからみて、ポスト蒋介石－張群時代は、蔣経国－馬樹禮時代ともいえるものとなっていった。この点からいって、断交後の対日関係メンバーの一新、日本との交渉は亜東関係協会一本でいくとの方針が貫かれたといえるであろう。馬樹禮は、航空路問題の解決までの過程で、台湾の政府最高指導層から対日政策における全面的な支持をかちとり、蔣経国行政院長のもとに「日本とのパイプを一本化すること」に成功したのであった。

そして、この駐日代表の大きな役割について、日本側は航空路問題を通じて認識を深めていった。外務省は、すでに見たように台湾側への態度と同時に駐日代表への態度を若干修正したのである。しかし、復航までの政治過程は、非公式の会談やチャンネルを通じて実現されたものであり、交流協会および外務省は日台関係改善のための積極的な、かつ主要なアクターではなかった。中国との関係において問題を生じさせたくない外務省の姿勢が、政治問題については台湾との関係は表立ってチャンネルを形成できない制約を生み、それは今日まで続いている。

2、日本における中台外交合戦

台湾のフラッグ・キャリアである中華航空は、95年10月に機体の尾翼につけていた青天白日旗に代えて、国花である紅梅をデザインしたマークを新しくつけることとなった。この変更は、97年の香港返還後も香港－台湾関係および中台関係をにらみながら、中国側の主張する「一つの中国」の原則に抵触せずに香港－台湾間の路線を維持するための措置であった。90年代に入り、中華航空会社の民営化が進み、他の航空会社が国際線に参入するなど航空路線をめぐる状況が大きく変化してきていたとはいえ、かりに74年4月の日台航空路線の断絶という一つの外交事件を記憶にとどめる人であれば、台湾側が中華航空機の機体のマークを変更したということによって表象されている中台関係および台湾の対外政策・対中政策の変化の大きさをあらためて見出したに違いない。

1999年7月9日にドイツの放送局であるドイチェ・ヴェレの取材に際して、台湾の李

登輝総統は、中台関係を「国と国との関係、少なくとも特殊な国と国との関係」と発言したことをきっかけとして、「一つの中国」の意味と中台関係への認識をめぐる議論が再燃した。この発言自体は、偶然性の強いものであったのか、あるいは事前の周到な準備と戦略的考慮及び周辺への配慮をした上での絶妙のタイミングで提起されたものであるのか、どちらの解釈も成り立つ可能性もある⁸⁸。いずれにせよ、この発言をめぐっての中台及び米国をはじめとする各国の反応を通じて、「一つの中国」の解釈がそれぞれの立場に依存して大きく異なっていることがあらためて周知されるとともに、台湾の意志の喪失としての「統一」と中国の意志の喪失としての「独立」という二つの極の間で、どの解釈が他国に受け入れられ定着していくのか、また解釈の主導権を握るのはどちらなのかという争いが継続されていることが再認識された。この複雑な状況のなかで、そしてまさに現在進行形のプロセスの一時点において、この動きの流れをとらえていくためには、その一つの手段として戦後の中台関係とその外交闘争がどのように展開されたのかを検討することが重要になっている。

1979年の米中国交の後、82年8月の米中共同コミュニケによって台湾の兵器購入が大幅に制限され、技術導入で対応するほかなくなった台湾は、安全保障上深刻な状況に陥ることとなった。このときから李登輝時代に入るまでは、まさに台湾にとって現状維持とは「緩慢なる敗北」を意味するようになったのである⁸⁹。単なる消極的、受動的な現状維持は、状況変化のなかで現状を維持することが出来ずに衰退していく例も少なくない。しかし、李登輝時代においては、その消極的受動的な姿勢を大きく転換し、現状維持とは現在の状況を単に維持するというものではなく、むしろある一定の範囲内に状況をとどめておくためにさまざまな行為を積み重ねていく状況となったのである。本章でみたように、「一つの中国」原則という言説自体は一つの固定した現実の状況や解釈を指しているのではな

⁸⁸ 小島朋之「中国は両国論を激烈に非難？」『東亜』No. 387（1999年9月号）、中川昌朗「『両国論』発言と中国の反発」『東亜』No.387（1999年9月号）。

⁸⁹ 松田康博「中国の対台湾政策—1979～1987年」前掲、132ページ。

く、中台それぞれは自らの解釈への賛同者を獲得しようと各国との関係における外交闘争を繰り返してはいるが、その言説の意味内容を多様化させ膨らませ、その曖昧さによって本質的に対立する中台関係はある現状維持という範囲内にとどめられている。

国交断絶後に日台実質関係を維持していくということは、単に経済関係や文化交流などを続けていくということではなく、正式な外交関係によって包含されるさまざまな機能を半官半民（半公半私）の性質をもつ機構に代替させ、相互に国際慣例に基づいて行動をするとの行動様式を形成していくことによって初めて可能となった。そして、その半官半民の機構が、実際にどのような地位を獲得し、どのような役割を担っていくのかについては、実際の係争処理の過程において実現していったのである。

第5節 小結

本章で見てきたように、航空路問題は単に日台間の実質関係をいかに構築するのかという問題にはとどまらなかった。それは、一面として航空路問題に表出された日本を舞台とする中台の外交闘争であった。そして、それが展開された日本が、中国と台湾それぞれにどのように対応したのかという一つの典型的な事例であった。

まず、日台航空路問題は、「中華航空機の旗」に象徴させたかたちで、中国側により外交上問題化された。これについて日本側の対応は、全く受動的であった。問題化される以前に存在する無数の問題状況において、何が問題として取り上げられ、あるいは問題化されるのを防ぐのかという外交における重要な一過程において、日本は受動的であったのである。しかも日本は、この問題に対して、具体的かつ技術的な解決のみで対処しようとの姿勢であった。それは、この問題に表象されているもう一つの次元の問題、すなわち象徴的な意味をもつ問題への対応を全く不十分なものとしたのである。それは、国際的空間において各国と台湾との関係を地方レベルのものと位置づけ、その既成事実を積み上げるといふ中国側の長期戦略のなかで、日本が「一つの中国」原則と「日中友好」の範囲内という制約のなかで、台湾をどのように扱っていくのかという問題であった。

一方、台湾側の対応は、70年代に入り打ち続いていた外交挫折のなかで、日本との航空路の維持を図ることを目的としながらも、日本との外交問題から中国との外交闘争との意味合いが前面に表出されてくるにつれて態度を硬化させていった。これに加えて、日台間のチャンネルの変動というなかで情報が錯綜し、さらに日本の親台湾派議員が航空路問題を国内政治の政争の道具と化したことによって問題が一層複雑化していった。その結果として、台湾は断航することはないとの日本政府の誤信が生み出された。台湾側の断航措置は、日本との関係構築における外交上の意味もさることながら、中国との外交闘争であり、「内戦の延長としての外交」の様相を呈したわけである。そして、この断航から復航に到るまでの過程では、台湾は、日本という外交空間において中国とは別の存在としての象徴的、実質的な活動空間を確保した。すなわち、日台の実質関係の維持が、日中の国家間関係のもとで一地方関係として位置づけられていく流れに歯止めをかけ、日中関係に完全には収斂されない日台の半公半私関係を形成していく転機となり、その起点となったのである。その半公半私ということの意味は、単に貿易・経済関係及び文化交流という面での実質関係だけではなく、政府間関係なきいわば外交関係なき「外交」交渉という側面をもつということであった。

日台航空路問題は、一つには台湾が日中関係において「中華人民共和国の一地方」として実質的に位置づけられることを阻止し、中国の対台湾外交闘争に対して台湾は日本における一定範囲の活動空間を確保した。そこに、機能的に国家として存在することの余地が見出されていったのであった。そして、日本に対しては、この問題解決にあたり「国際慣例」「相互互惠」などの言説をとりつけることによって、正式な外交関係のない日台関係を改善し発展させていく根拠を獲得したのである。その過程は、まさに外交関係なき「外交」交渉であった。

さらに、その日台関係をめぐる政治過程は、台湾国内の対日政策をめぐる政治過程における重心の移行と並行して進んでいた。従来、蒋介石は対日政策を自らの主管分野として中心的役割を担い、蒋介石—張群の総統府を主導とするラインが形成されていたが、蒋介石

石から蔣経国への権力の移行期にあたるこの時期、対日政策もまた蔣経国・沈昌煥一馬樹禮（駐日代表）を軸とする行政院主導のラインへと重心が移っていった。そして、日台航空路問題に見られたチャンネルの変動を通じて、対日政策も蔣経国の下に一元化されたことを意味していたのである。

「主権国家」「政治実体」「地方政府」「対等な二つの政府」「特殊な国と国の関係」といったさまざまな言説が繰り出されている現在において、一見言葉遊びにも思えるほどめまぐるしく展開する中台関係は、各国が当事者同士で解決する問題であるとの基本的な立場を有しているとはいえ、各国の中国・台湾に対する行動様式が否応なく中台関係へと影響を与えていく。航空路線問題において日本が知らず知らずのうちに巻き込まれ演じていた役割をみれば、日本も例外ではなくその渦中にあることは明らかである。本章において考察した航空路線問題をめぐる日中台関係は、まさにそうした視点をもつことの重要性を強く示唆している。

終章 国際的孤立と台湾外交

第1節 中華民国外交と内政

1、中華民国外交の行動準則

台湾移転後の中華民国政府の外交は、多くの要素について、台湾移転以前に形成された性格を引き継いだ。特に、蒋介石時代には、国内的及び国際的に中国を代表する政府としての存在を確保するために、外交はその最も重要な手段であり、実際にその役割を果たしてきた。その外交の有用性は、国際協調を重視し、国際的ルールに則って現実のパワー・ポリティックスのなかで中国の地位を高めていこうとする外交における行動準則に支えられていた。そして、それは、政府の外交政策としてというよりも、むしろ民国期以来特殊技術を要する分野の専門家として存在してきた外交官と政府の相互依存関係を背景として、上記のような行動準則をもつ外交官たちによって担保されていたのである。

台湾移転後の中華民国政府は、米国の台湾海峡の固定化を図る現状維持政策によって、事実上台湾を実効支配する政府として存在する時間を積み重ねてきたという現実があった。いわば、現状維持の再生産によって作り出されてきた時間のなかで、台湾は存在してきたのである。しかし、中華民国政府は、この現状維持を政策目標として容認することはできなかった。もし、それを容認すれば、「中国を代表する正統政府」として「光復大陸」を目指す中華民国外交の原則と矛盾することになるからである。しかし、中華民国政府としては、原則面においては米国の現状維持政策を肯定できないものの、実質的にはその現状維持の範囲内で行動せざるを得なかった。現状維持をめぐる大きなジレンマを抱える対米関係について、理想と現実的妥協との両立を可能としたのは、民国期から抗日戦争時期、国共内戦期において「中国」の国際的地位を確保してきた現実主義的外交官に主導される中華民国外交における政治術（政治的技芸）であった。

最高指導者の権威と外交の関係という観点からすれば、台湾移転後に権力を再編しつつあった蒋介石が総統に復職したのは、1950年3月1日であった。それは、1月にトルーマ

ン大統領が台湾不介入を表明し、また、アチソン国務長官が朝鮮半島と台湾は米国の防衛ラインの外にあると発表したように、近い将来における中国共産党による台湾解放の可能性を視野に入れ、米国が中国国民党政権への支持を再検討した時期であった。こうした厳しい状況の中で、意気消沈する軍人や政府関係者らに対し、蒋介石は「光復大陸」の誓いを立て、崩れそうな兵士たちの士気を鼓舞したのである。したがって、台湾における蒋介石は、何よりも「光復大陸」のリーダーであった。

この国民党政権における蒋介石の権威と、台湾という復興基地を確保するため米国との協調政策によって獲得される現状維持の再生産との間にはジレンマがあった。すなわち、現状維持により復興基地台湾を最後の拠点として確保することと「光復大陸」の目標とは、二律背反であった。「光復大陸」の実現可能性は現状維持の確保によって失われていくが、この「光復大陸」という目標あるいはスローガンなしには、国民党にとって復興基地として台湾を確保することの意味は成り立ち得ない。そうした袋小路の中で、指導者は、士気の阻喪による政権の自滅を避けなければならなかったのである。

したがって、朝鮮戦争の勃発により奇跡的に米国の支持を回復したことは、「光復大陸」のリーダーとしての蒋介石の威信を非常に高めたが、それ以後米国の支持の確保によって生じてくる現状維持という状況は、逆に蒋介石の威信を密かに浸蝕していった。短期的に武力による大陸反攻が現実として不可能となっていくにしたがって、長期的な戦略として「政治七分、軍事三分」の大陸反攻政策を可能ならしめるためには、現状維持の再生産がより必要となっていた。このため、表面上はより強硬に「光復大陸」を叫び、原則を堅持しながら、実質的な次元においては、米国との妥協を実現させていったのである。そして、この外交におけるジレンマは、現実主義的選択への拘束となっていた。

2、60年代における可能性の消失

モンゴル国連加盟問題については、中華民国政府は、実効支配していない地域とはいえモンゴルの独立を容認せず潜在的な主権を主張していた。そのため、55年の国連安保理にお

いては初めて拒否権を行使してモンゴルの加盟を阻止し、61年にこの問題が再度提起された際には、一層頑なな姿勢をとった。それは、中華民国政府において、米国がモンゴルとの関係樹立を模索し、モンゴルの加盟が次の段階における北京政権の国連加盟容認へと進む道を開くものではないかとの対米不信の高まりを反映していたものであった。

中華民国政府は、モンゴル加盟申請に対して最終的に国連安保理における投票に参加せず、事実上拒否権の行使を放棄した。その結果として、その年危ぶまれていた国連における代表権を維持したが、ぎりぎりのタイミングにおける台湾側の米国への妥協は、米国側からすれば、対米協調としてよりも、むしろ米国の選択を拘束する蒋介石への「不必要な取引」にしかならなかった。米国のケネディ政権は、主に国内的な考慮からその年以降に継承国家論に基づく政策を進めていく予定であったため、政権発足一年目の立場としては中華民国政府の議席を確保しながら、かつ将来の変化への可能性を残しておくという難しい課題に取り組んでいた。一方、最高指導者である蒋介石は、米国との関係が決定的に悪化することを回避して、最終段階において強硬姿勢からの転換を図ろうとしたが、この転換を可能とするために、主として国内的な事情から、中華民国政府の国連における議席確保に対する米国の明確な保証を執拗に要求せざるを得なかった。中華民国政府にとって国連問題とは、まさに対米関係そのものであったのである。

蒋介石の権威と原則を重視する勢力は、主として中国を代表する国家としての地位を象徴的に獲得する手段として国連問題を捉えており、その利用価値がない場合には、国連脱退をも辞さないとの発想であった。沈昌煥ら原則重視路線をとる立場の人々の懸念は、61年の国連での中国代表権問題とモンゴル加盟問題をめぐる米台の確執において、鮮明に現れていた。

彼らは、もし中華民国政府が台湾地域を支配領域として国連に残ったとしても、ひとたび中国が国連に加盟し、まして安保理の席につくことになれば、中国が台湾を一部であると主張し、台湾の独立的な存在を容認しない以上、結局のところ何らかのかたちで中華民国政府が北京政府の軍門に下るか、国連脱退へと追い込まれていくことになると考えて

いた。そして、そうなるよりはむしろ国連を脱退し、国際的なレベルにおいて、直接的かつ明確なかたちで何らかの決着が導き出されるのを回避し、将来に可能性を残す道を選択すべきであるとの主張であった。したがって、中華民国政府が国連に留まる限り、北京政府は国連に敢えて参入してこないであろうとの予想のもとに、短期的戦術的妥協として国連に残留する道を選んだとしても、結局それは無意味なものとなるとの立場を強硬に堅持したのである。

これに対し葉公超らは、対米協調を重視し、国際的地位を確保するための外交を展開すべきであるとの立場をとり、対米妥協を模索しつづけた。蒋介石は、最終段階では対米協調による妥協を決断したものの、国内的考慮と国際的威信をめぐり米台関係に動揺がもたらされる中で、それまで中華民国政府の国際的な地位の確保に寄与し当時外交分野において中心的人物であった駐米大使葉公超が、引退させられる結末を招いた。それは、非常に象徴的ながら、表面上の原則重視の強硬姿勢と実質的な妥協という外交を駆使し得るという意味での中華民国外交の時代の終焉となった。また、61年での段階的な試みに失敗した米国の二つの中国論の立場は、その後ヴェトナム戦争や中国文化大革命などの国際情勢により、再度提起するタイミングを失うこととなった。

二つの中国論などをめぐり米国との確執を強める中華民国政府が、米国援助の終了を踏まえ円借款の確保などを課題として対日関係の重要性が高まっていた時期、一方日本の池田内閣は米国の政策変化に伴い対中貿易積極化の姿勢を強めていた。63年のビニロン・プラント事件では、中国に対する輸銀融資をめぐる日本の決定が、台湾側の過剰な反応を引き起こし、円借款交渉の頓挫に加えて、駐日大使の引揚げというまさに日台断交の危機へと発展した。この時の池田の姿勢は、台湾の中華民国政府から北京政府への承認の切り替えというかたちで中国と台湾のどちらか一方を選択するという立場から、中国との関係改善を積極的に考慮していたのではなかった。むしろ、台湾との政治的な関係を維持したまま、中国との関係も改善していこうとするものであり、この点は吉田から佐藤に至るまでの日本の歴代内閣がとっていた立場と基本的には同じであった。すなわち、「一つの中国、

一つの台湾」の立場である。

そのためには、中国との関係は長期的なものとして、短期的にはまず台湾の中華民国政府との関係に取り組む必要があった。それが、池田の二重外交と形容される日本政府の姿勢であった。そして、日本としては、台湾の共産化を回避するために中華民国政府を瓦解させることなく、かつ日本が中台それぞれと関係を構築することに対して、中国がそれを許容するかどうか以前の問題として、まず台湾側から何らかのかたちで黙認をとりつけることが必要となる。それは、いわば日本の対台湾外交における中華民国の台湾化であった。したがって、日本政府は、長期的には中国との関係改善とそれに伴い動揺する台湾との関係の一層の強化とを、まさに車の両輪のごとく同時に追求しなければならなかったのである。

台湾は外交上激しく反応したものの、その対日政策関係者は、米国援助の停止に代る財源の確保や、中仏国交樹立に伴う台湾の中華民国政府と仏政府との断交という台湾を取り巻く国際環境の悪化を背景として、早急に日本との関係改善を図る意向をもっていた。しかし、60年代前半は、特に中国の大躍進の失敗による経済状況の悪化から、中国共産党政権の崩壊を視野に入れて、大陸反攻が実際叫ばれていた時代であった。台湾内において中国国民党の「敵」を援助する日本への強硬論が高まるなかで、その強硬論を沈静化し、中国との貿易関係拡大をさぐる日本との関係を維持させていくためには、台湾には原則堅持と実質面での現実的妥協という外交が必要となっていた。すなわち、台湾側の原則的な対日姿勢を柔軟化させることなく日華間の緊密な関係を維持したが、それを可能としたのは、実質的次元における吉田茂という個人チャネルの活用であったのである。

そして、64年2月の吉田訪台をきっかけとして、台湾の中華民国政府は日華関係改善のムードを作り出しただけでなく、5度にわたる蒋介石と吉田の会談の成果として、その後の日華関係の基本合意をまとめあげた。台湾の中華民国政府は、これ以後日本に対しては、「政経分離」を公式に承認してはいないものの、実質的にはそれを不後退ラインとして、特にビニロン・プラントでの日台関係の動揺以後は、このラインを「第二次吉田書簡」に

集約させていった。このラインを日本側が保持していれば、日本との関係を維持しようとする台湾側の外交姿勢は、一旦強硬に振り上げたこぶしをおろし、対中接近をみせる日本との関係を保つことを国内的に正当化した。そして、そのために吉田訪台を利用し、吉田茂—蒋介石の個人外交を使いながら、象徴的に日台友好関係を再編成することとなったのである。

1960年代後半の日中台関係は、「政経分離」を基本路線として、日本が中国との関係を模索していく側面と、日台間の首脳外交により、「第二次吉田書簡」を暗黙の不後退ラインであるとする事によって日台関係を維持するという側面から成り立っていた。しかし、中国は、日本の姿勢に対し「二つの中国」であるとの非難を重ね、転機がくるまで急いではいなかった。いわば、この時期は、日本と中国が、相手の変化を待つという時間との闘いであった。すなわち、日本が「一つの中国、一つの台湾」の立場から中国の言う「一つの中国」という言説へ取り込まれていくのか、あるいは中国が実質的な「一つの中国、一つの台湾」のラインまで姿勢を変化させてくるのかという、待ちの闘いである。

しかし、その60年代末までの10年間に、国際社会における中国をめぐる主要なテーマは、中華民国政府への説得の断念というかたちで、単に中華人民共和国が国際社会へ参入するとの立場へと移行した。すなわち、中国をめぐる状況も、それにとまなう日本の側の立場も、中国側の変化を待たずに変化したのである。その日本側の変化の背景として、日台関係の構造的な問題が形成されていった。すなわち、「蒋介石・吉田会談記録」と張群・吉田の往復書簡は、形式上は吉田個人と台湾側との了解事項であったが、これに対する日本政府の態度を追及することが、台湾の対日影響力の源泉となった。そして、台湾側は、そうした吉田個人とのチャンネルを使いながら、60年代半ば以降の日本との関係を維持していかうとした。そして、最高レベルでの非公式なチャンネル構築に基づく日台関係は、71年の国連中国代表権問題における佐藤の決断を引き出すことになった。しかしながら、日台間のいわば「象徴的な友好、実質的な脆弱」構造は、佐藤の決断の結果として、台湾側に「道義は尽くした」との日本の立場を生み出し、さらには佐藤内閣から田中角栄内閣への

政権交代にともなう対中国政策の急展開をゆるす構造的要因ともなったのである。それは、まさに日本の対中政策の転換を可能にした「佐藤の遺産」が、日台関係において有した意味であった。

3、70年代初期の国際的孤立化

70年代に入り、イデオロギー闘争という側面が低下してくると、「中国」とは北京の中華人民共和国政府に代表されるものであるという、49年以来20年に及ぶ領域の実効支配の正当性（実効性）が明確に受け入れられるようになった。中華民国政府は、最後の可能性として、台湾を代表して国際組織に存続する道を確認できるかどうかという状況へ追い込まれた。70年代に入ってから国連総会に集約された各国の意向は、中華人民共和国政府の中国代表としての国連参加であった。特に重要であったのは、台湾の中華民国政府を支持してきた国々が、台湾の国連追放には反対の意向をもちつつも、中華人民共和国政府の参加について否定的でない姿勢を示すことに高い優先順位を与える状況が生まれていた。

逆重要事項指定決議案と二重代表制案が提出された71年の国連総会では、台湾の中華民国政府は、「二つの中国」となるそれらの案について公式には賛成しなかったが、実際に中台の国連における同時加盟が起こりうる状況以前の段階として、事実上「二つの中国」方式を受け入れるかたちで国連に残留するとの方策を含め、幾つかの対応を準備していた。しかし、台湾追放を回避する諸々の案が否決されるに及んで、周書楷代表は、アルバニア案の表決に先立って席を立ち、その後の議事への不参加を宣言した。結局、台湾は国連残留を実現することなく脱退を宣言した。それは、「漢賊不両立」原則によって脱退を自ら選択したというよりも、むしろ台湾追放の決議がなされる前に自ら脱退を宣言することによって、わずかに面子を保ったにすぎなかったのである。

したがって、一つ目の仮説を検証した第一の結論として、71年の台湾の国連脱退は、蒋介石の硬直した外交政策によって選択されたものであるというよりは、むしろ60年代末までに形成されてきた台湾をめぐる状況の一つの帰結として生じてきたのであった。すな

わち、米国と日本において見られた 60 年代の「二つの中国」「一つの中国、一つの台湾」の構想は、表面上の原則外交によって可能性を喪失していった。そして、実質的次元での関係は、現実主義的外交官の辞任と日台の「象徴的な友好、実質的な脆弱」構造により、60 年代半ば以降はまさにかたちのみが確保されている状況であった。そして、結局 70 年代初期には、台湾への説得の断念というかたちで、「一つの中国、一つの台湾」のうち後者の「一つの台湾」が消えていった。そして、前者の「一つの中国」が、残された選択肢として現実化することになった。しかし、それは単に「一つの中国」に収斂したことを意味するわけではない。すなわち、「一つの中国、一つの台湾」の後段の部分は、「一つの台湾」が一旦抜け落ちた後、「一つの中国」という言説とともに、現実を表徴する何らかの言葉によって埋められる可能性を残しつつ空白のまま存在している。

第2節 台湾外交の起源

1、権力の移行と政策転換の模索

1960 年代の台湾をめぐる政治力学が 70 年代初期の台湾の国際的孤立化へと帰結していった時、台湾国内では、新しい指導者として蔣経国が表舞台に登場してきた。権力の移行とはいえ、蒋介石への個人的服従というかたちで再編された指導体制は、蔣経国への単純な権力委譲とはならず、蔣経国も新たに個人的服従を獲得し、「班底」の人的配置によって指導体制を確立していくことが必要であった。蔣経国は、改革者としての新しい指導者であり、蒋介石の子息としての正統性と、さらには国民党及び中華民国の歴史の継承者として、その正統性を確立していったのである。その面で、蔣経国は、万年議員と呼ばれる中央民意代表機関の古参の権力者たちや、国民党の既存の権力者たちから、いわば蒋介石時代の権力者たちから最高指導者としての認知を受けることが必要であった。そして、権力の移行期においては、外交はこうした側面から国内的拘束を受けることとなったのである。

そして、その影響は、対外危機の時期を迎えて外交政策の調整が行われるなかで、外交の柔軟化における一つの限界を形作ることとなった。71 年の国連からの脱退に続き、72

年にはニクソン訪中、そして上海コミュニケの発表など、台湾問題をめぐる大国の頭越しの外交が行われるなかで、台湾では外交政策の再検討が行われていた。すなわち、経済関係を中心とした実質関係の拡大・強化、北京政府を承認した国家との実質関係維持、さらには共産諸国との接触の可能性などにみられるように、米国離れと反共政策の変更を懸念させるほどの外交政策の変更が示唆されたのである。

しかし、ソ連側との密かな接触や反共原則変更といった衝撃的な変化の兆候は、台湾政府に動揺を引き起こした。そうした動揺はすぐに抑えられ、原則面における外交政策の大きな変化を引き起こすまでに到らなかった。蔣経国の行政院長への就任に伴って、外交部長が周書楷から原則重視の沈昌煥へと変更されたことは、対米関係の重視と原則の堅持の姿勢があらためて示唆されていたのである。

蔣経国を中心とする外交政策は、第一に台湾経済の発展を重視した対外関係という側面を強く打ち出していた。そして、表面上は、従来からの外交原則について大きく変化はさせず、外交政策の変化に対して極めて保守的な対応をする勢力の大きな反発を引き起こすことを避けていた。そして、国内経済建設など国内建設を優先しながら、実質的には外交の活動空間の拡大が行われたといえよう。こうした実質的な政策の変化が生じてきた 72 年に、日台関係は急展開していくこととなった。

日中国交樹立過程において問題となった日華平和条約の取り扱いについては、日本は過去に遡って日華平和条約を否定あるいは破棄するという回避し、条約の合法性を確保しながらも、外相談話のなかで条約の「終了」を表明するという曖昧な表現によって処理した。それは、日中関係において国交樹立を可能とする重要な焦点であっただけではなく、日台関係においてもその後の実質関係の維持が可能となるか否かに関わる重要な問題でもあった。

日本の田中内閣では、中国の国交樹立を進める裏側で、大平外相を中心として台湾との関係の処理に取り組んだ。すなわち、正式な国交関係がなくなった後も、日台間の実質関係を従来どおり維持しうる何らかの状態へどのように移行しうるのかという課題であった。

それは、大平外相の下での密使の派遣、椎名特使派遣、蒋介石宛の田中の親書などさまざま働きかけとして表れた。いわばそれらは、日本側の見せた台湾側に対する精一杯の誠意としての「別れの外交」であったのである。

こうした日本からの働きかけに対し、台湾は、表面上原則重視の強硬な姿勢を崩さなかった。蔣経国行政院長の下で提起されていた新たな外交政策では、各国との間で正式な外交関係が相次いで断絶していくなかで、中国の対台湾孤立化戦略に対抗するとの大義名分のもと、断交後も実質関係を維持・拡大していくとの方針が示されていた。しかし、日本との関係においては国内の対日強硬意見が強く噴出してくるなかで、台湾政府は報復的な措置をも辞さないという強硬姿勢を前面に出していた。

60年代に形成された「吉田・佐藤—蒋介石・張群」チャンネルにおける信頼関係と政府間関係の二重構造は、問題を先送りによって関係を維持してきた。その「象徴的な友好、実質的な脆弱」という体質は、米国の政策転換にはじまり、台湾の国連脱退、佐藤内閣から田中内閣と蔣経国の行政院長就任にみられる世代交代が進む過程で、急速に機能しなくなり、台湾側の日本への影響力行使の余地も失われたのである。こうした状況のなかで、対日経済政策や椎名特使受け入れの決断をめぐる台湾側の対応は、まさに日本との断交を静かに受けとめたと形容されうるものであった。

2、過渡期の台湾外交

日台断交によって、日本と台湾との間には、公式な政府間関係というレベルでの外交関係は失われたが、日台間の実質関係を維持するための機構が断交後3ヶ月も経たずに設立された。その機構設立をめぐる過程の考察によって明らかとなったのは、日台間の明確な立場の相違であった。日本が出来るかぎり「民」の性格を前面に出していこうとする立場であったのに対し、台湾側は実質的には「官」の性格をも含め従来のままのレベルをいかに保持するのかという姿勢で臨んだ。そうした立場の相違を内包させたまま、日台間に半官半民の機構を設立させ、そして半官半民の新しいチャンネルが実際に担うべき機能は、そ

の後の係争処理の過程において徐々に確立されていくこととなったのである。

1973年に提起された航空路問題は、単に日台間の実質関係をいかに構築するのかという問題にはとどまらなかった。それは、航空路問題に表出された日本を舞台とする中台の外交闘争であったのである。まず、日台航空路問題は、「中華航空機の旗」に象徴させたかたちで中国側により外交問題化された。問題化される以前にすでに存在する無数の問題状況において、何が問題として取り上げられ、あるいは逆に問題化を回避するのかという外交における重要な一過程において、日本側の対応は決定的に受動的であった。

しかも日本は、この問題に対して、具体的かつ技術的な解決のみで対処しようとの姿勢であった。それは、この問題に表象されているもう一つの次元の問題、すなわち象徴的な、政治的意味をもつ問題への対応を全く不十分なものとしたのである。それは、国際的空間において各国と台湾との関係を地方レベルのものと位置づけ、その既成事実を積み上げるという中国側の長期的な対台湾孤立化戦略のなかで、日本が「一つの中国」原則と「日中友好」の範囲内という制約のなかで、台湾をどのように扱っていくのかという優れて政治的な問題であった。

一方、台湾側の対応は、深まる孤立化に自ら追い討ちをかけるがごとく、断航という強硬なものであった。74年の日台航空路線の断航措置は、日本との関係構築における外交上の意味もさることながら、中国との外交闘争であり、「内戦の延長としての外交」の様相を呈していた。しかし、この断航から復航に到るまでの過程において、台湾政府は、台湾が日中関係において「中華人民共和国の一地方」として実質的に位置づけられることを阻止し、中国の対台湾外交闘争に対して日本における一定範囲の活動空間を確保したのである。

そして、航空路線の復活は、日台関係が、日中関係に完全には収斂されない半公半私の関係を形成していく転機となったのである。その半公半私ということの意味は、単に貿易・経済関係及び文化交流という面での実質関係だけではなく、政府間関係なきいわば外交関係なき「外交」交渉という側面をもつということであった。すなわち、日本側は、台湾側の日台実務関係機構である亜東関係協会駐日弁事処（後の台北駐日経済文化代表処）を、

対台湾実質関係の交渉相手として、また準政府機構として位置づけるようになったのである。

さらに、その日台関係をめぐる政治過程は、台湾国内の対日政策をめぐる政治過程における重心の移行と並行して進んでいた。従来、蒋介石は対日政策を自らの主管分野として中心的役割を担い、蒋介石—張群の総統府を主導とするラインが形成されていたが、蒋介石から蔣経国への権力の移行期にあたるこの時期、対日政策もまた蔣経国・沈昌煥—馬樹禮（駐日代表）を軸とする行政院主導のラインへと重心が移っていった。そして、日台航空路問題に見られたチャンネルの変動を通じて、対日政策も蔣経国の下に一元化されたことを意味していた。

元来、中華民国外交の路線がもつ一つの論理は、短期的には後退し、長期的には巻き返しをはかるという外交戦略であり、それは毛沢東や蒋介石の長期戦略に通じるものであった。それはいわば、毛沢東及び中国共産党政府の側が国民党政権が疲れ果て内戦の最終的敗北として大陸へと戻ることを待つのか、蒋介石及び国民党政府の側が共産党による大陸支配の崩壊を待つのかという、ここでもまたどちらが長く待つ時間を作れるのかという時間の闘いであった。そして、それは、現在に引き継がれる闘いでもある。すなわち、独立した存在であるという台湾の意志が失われていくことの帰結としての「中台統一」と、中国の側が統一する意志を喪失していく帰結としての「台湾の独立」という両極の結論に対して、どちらが自らに有利な変化を生み出しうる時間を作り出せるのかという問題である。

したがって、二つ目の仮説の検証により導き出される結論として、蔣経国時代の実質外交への変化は、将来の方向性が曖昧にされたままでの現状維持の再生産という時間のなかで、意図したものとしてではなく、中華民国外交から台湾外交への変容の起点となったのである。

第3節 日中台関係と日本

1、日華・日台関係の二重性

戦後の日本と台湾との関係には、中華民国政府と日本の次元における日華関係と、台湾と日本との次元における日台関係という関係の二重性が存在する。そして、蒋介石の恩義論に象徴される中華民国政府と日本の歴史的及び政治的關係と、植民地時代からの政治、経済、文化における密接な日台関係は、二重性を軸として、中華民国外交から台湾外交への変容がそこに典型的に見出さうという特徴をもっている。

蒋介石時代における日華関係は、中華民国の国際的地位を確保するという手段としての外交のなかで、蒋介石という個人を担保にした日本と中華民国政府の関係であった。そして、外交関係断絶後の日台関係は、依然として中華民国の名を捨てずに残しながら、台湾と各国との実質関係を拡大していくという蔣経国時代の過渡的な外交のなかで展開した。過渡的と言う意味は、中華民国外交と台湾外交との変容過程における過渡的な性格をもつということである。この段階における蔣経国の外交は、外交の台湾化や台湾外交への転換という方向性を意識的な政策選択としては有していない。したがって、この段階においては、台湾外交への方向性も、中華民国の復権としての方向性も、ともに開かれていたのである。

蔣経国時代の台湾の外交は、中国の対台湾孤立化戦略と統一戦略に対抗するために、外交空間における中国との闘争を継続していかなければならないとして、実質外交を正当化した。日本との実質関係の形成過程においてみられたように、それは開明的な外交戦略というよりも、対中外交闘争の展開のなかで国家として行動し、中国とは切り離された存在として実質的に扱われるという行動規範の獲得であった。その結果として、国内的に中華民国政府の支配の可能性を存続させるとともに、外交領域における台湾化を結果として生じさせることにもなった。すなわち、外交面において、積極的に正統性を争いかちとるといふ面が抜け落ちていき、実質的に中華人民共和国とは切り離された存在としての活動空間を確保し拡大することに重点が置かれるようになる。このことは、中華人民共和国とは

切り離された台湾、もしくは「台湾にある中華民国」の実質を付与していくこととなったのである。それは、実質的には中華民国外交から台湾外交への静かなる変容となった。

そして、台湾の独立か、あるいは中国を代表する政府としての中華民国の再興かをめぐる方向性は曖昧なままに、台湾と各国との実質関係は拡大されていった。その実質関係を基盤とし、かつその実質関係を反映させていこうとする形で台湾と各国との関係のレベルアップが模索されていくことになる。李登輝時代の現実外交の展開は、そうした外交関係の実質の積み上げを基盤として展開されていくこととなったのである。

2、再生産される問題状況のなかで

戦後の台湾がおかれていた米国・日本の台湾・中国への政策を含む国際政治の文脈では、李鍾元の言葉を借りれば戦後の東アジアの冷戦状況における「オモテ」と「ウラ」のドラマが作用した¹。すなわち、表側のドラマとして、イデオロギー対立としての米ソ冷戦とこれを引き込むかたちで「国内冷戦」が展開し、もう一方の裏側のドラマとして、より地政学的な権力政治が展開された。そして、日本を中心とする米国の東アジア政策の展開において、台湾は国際政治の「国内冷戦」と地政学的な権力政治のドラマのはざまに存在してきたのである。

台湾問題は、そうした冷戦と権力政治における二つのドラマの中で展開してきた。序章においても述べたように、日本における台湾問題は、「72年のニクソン訪中による米中接近と日中国交（日台断交）、さらには79年の米中国交樹立によって、それまで戦後一貫して重要な課題であり続けた『台湾問題』は、この時以来アジアの国際関係における『マイナー』な 이슈に転化し、それはその後二十年余の時間的経過のなかで、一般には『中国問題の一部』としての見方が定着しつつあった」²。そして、従来の台湾に関する問題は、日中友好関係の阻害要因又は争点として取り上げられることが多かった。

¹ 李鍾元『東アジア冷戦と韓米日関係』（東京大学出版会、1996年）参照。

² 井尻秀憲編著『中台危機の構造』前掲、13ページ。

しかしながら、台湾問題は、本論文において考察したように、72年の日中台関係の変化を経ても、完全には「日中関係の中の台湾」とはならなかった。すなわち、「日華関係」は、72年の日中国交樹立と日台断交を通じて「日中の中の台湾」へと封じ込められそうになりながら、完全には封じ込められず「日中台関係」へと移行していった。その視角の重要性は、日中台関係とは単に日中と日台を表すものではなく、そこには当然のことながら中台関係が含まれているという点にある。すなわち、航空路線問題において典型的に表れたように、日本は、中国と台湾それぞれに対応するというだけではなく、まさに中台関係の展開に対応していく必要があったのである。

航空路問題に見られたように、状況の規定という次元においては、この問題に関わるアクターのいずれが主導権を握るのが重要な点である。例えば、中国が「問題である」とする状況の規定に対し、日本は問題を解決しようと動くことによって、問題が存在するという中国の状況規定を受け入れることになる。それは、航空路問題でも見られただけでなく、その後歴史問題や台湾問題への認識表明などにおいても幾度となく繰り返されているように、問題を解決しようとする行為によって問題を再生産してしまっている構造である。

現在の中台関係においても、「対等な二つの政府」「一国両制」「特殊な国と国の関係」「中央と地方」などのさまざまな言説によって、状況の規定をめぐるはげしい政治外交が展開されている。その中で、台湾問題は再生産されているのである。

国際政治においては、対立の真の原因を求め、除去しようとしても、それは果てしない議論を生むだけで、肝心の対立を解決することにはならない。それよりは対立の現象を力の闘争として、あえてきわめて皮相的に捉えて、それに対処していくほうが賢明なのである³。

³ 高坂正堯 『国際政治—恐怖と希望』前掲、198 ページ。

台湾問題は、上記のように、むやみに解決を求めれば果てしない議論を生むだけで解決が困難となる問題ではあるが、無意識的にせよ台湾問題をめぐり一種の行動準則が形成されてくることによって、絶えず再生産され続ける現状維持という均衡状態が成り立っている。そうであるとすれば、日中台関係における台湾問題をめぐり表面上の原則堅持と実質面における内実拡充の外交のなかでは、すでに多くの意識的あるいは無意識な取り組みが積み上げられてきたものとして検討される時期にきているのである。それは、まさに「権力闘争に対処しながら、その対処のしかたにおいて、国家の行動準則を形成する方向に動くことが必要である」との指摘のとおり⁴、今後の日中台関係の展開を見通す上でも必要となろう。

原則面において、台湾の中華民国政府は中国近代の歴史的使命を担う政府であることを捨ててはいない。象徴的次元において、原則上中国史の文脈を継承する「中華民国」という名を残し、実質的な変容をしてきたわけである。中華民国という名前を台湾が背負うということは、今日まで引き続けている台湾の歴史の重荷であるかもしれない。しかし、その一方で、近代から中国の歴史的使命を背負ってきたその名は、台湾の独立を許容しない中華人民共和国との政治闘争における、重要な政治的資源ともなっていると見ることも可能かもしれない。すなわち経済発展と 80 年代後半以降の平和的民主化の成功によって、台湾問題における台湾の自立性が向上したにもかかわらず、単に台湾の住民自決といったかたちで問題が収斂されていかない状況で、中国からの統一圧力と闘う一つの手段は、中華民国という名に象徴される歴史的な、政治的なさまざまな要素や経験であるからである。

様々な可能性を有し方向性が曖昧な現状維持の再生産という時間の中で、台湾問題の展開に対応しなければならない日本は、台湾問題がどのような方向性をもって行為が積み重ねられているのかという視点とは別の、もう一つの視点をもつことも重要であろう。すなわち暫定的に規定される動的なものとしての現状維持の範囲内において、統一と独立に

⁴ 同上、201 ページ。

向けた動きとして解釈されるものの裏側で、何が可能性として残され、あるいは何の可能性が失われたのかということを含め、ある時点においてとられなかった可能性への注目である。

本論文は、本論での論述および終章における仮説の検証を通じて、次の二つの結論を導いた。第一に、1970年代の台湾の国際的孤立化は、60年代の様々な可能性の喪失としての台湾をめぐる政治力学の一つの帰結であった。そして、第二に、台湾外交は、その国際的孤立化のなかで、「台湾化」という明確な方向性をもっていたわけではない実践の積み重ねの結果としてもたらされたものであった。これらの結論の延長上には、次のようないくつかの課題が導き出されるであろう。すなわち、それぞれの正統性が国内政治及び国際政治のレベルにおいて衝突し、一種の力の均衡として現状維持という時間が再生産されていく側面、また「国家であること」と「国家として扱うこと」「国家として扱われること」という自己認識と他者認識のずれ、中国—台湾—国際社会（日本、米国等）の三者の認識のずれによるダイナミズム、三者間の認識と実態のずれによるダイナミズムである。これらの課題については、今後一層の解明が必要とされる。

課題を多く残してはいるが、本論文における結論は、方向性を有する行為の積み重ねだけでなく、様々な可能性の消失をも含めたその政治力学的帰結を見出していこうとする取り組みが、困難な作業ではあるが、歴史の中にうずもれている新しい可能性や経験を取り戻す上でも重要であることを示唆している。90年代における台湾問題の再浮上の背景には、60年代における幾つかの可能性の消失と、その帰結として70年代初期の台湾の孤立化があった。そして、本論文における60、70年代の分析は、「一つの中国」の後段部分、すなわち70年代初期に消え去った「一つの台湾」であり、そしていまだ確定した言葉が書き込められていない部分として、その記憶を取り戻していく作業である。そうした歴史的な理解が、現在の台湾問題への理解を一層深めるものとなるであろう。

あとがき

日中国交樹立以来十数年の間、なぜ日中関係はかくも声高に「友好」を唱えつづけてこなければならぬのか、それほどまでに友好でない状況とはなぜ生じるのか。大学時代に日中関係を勉強し始めた時のこの疑問に対して、本論文はいくらかでも回答を出しえたであろうか。少なくとも、その問題意識が私を戦後日中台関係研究へといざない、やっとその第一歩を踏み出そうとするまでに到ったと言うことはできるのではないだろうか。未解決な問題など取り組むべき課題は依然として多く残されているが、本論文で取り上げた 60、70 年代を実際に当事者として生き抜いてきた方々の経験を直接耳にし、そのうえで断片的な文献資料拾い集める作業を続け、そしてその資料を読み込んでいく機会と時間に恵まれたことが何よりも幸いであった。

本論文の第 3 章から第 6 章については、すでに発表した論文を大幅に加筆・訂正し、さらに再構成をしたものである。

『第二次吉田書簡 (1964)』をめぐる日中台関係の展開『筑波大学地域研究』第 19 号、2001 年 3 月、175—187 頁。

「航空路問題をめぐる日中台関係」『筑波大学地域研究』第 18 号、2000 年 3 月、157—172 頁。

「1970 年代の台湾の外交政策に関する一考察—外交と内政と中台関係の相互作用」『東アジア地域研究』第 6 号、1999 年 7 月、41—53 頁。

「蔣経国時代初期の対日政策—日台断交を一事例として」『筑波大学地域研究』第 17 号、1999 年 3 月、237—248 頁。

「日台外交関係断絶の政治過程」『問題と研究』第 25 巻第 7 号、1996 年 5 月、94—114 頁。

「日台航空路断絶の政治過程」『問題と研究』第 25 巻第 6 号、1996 年 3 月、78—92 頁。

また、本論文作成のための研究活動には、財団法人交流協会日台交流センター歴史研究者派遣制度による一ヶ月間の台湾での研究活動（1996 年 7 月～8 月）、文部省科学研究費（1996 年 4 月～1999 年 3 月）、筑波大学学内プロジェクト（準研）（1999 年 4 月～2001 年 3 月）の助成を賜った。

2001 年 10 月

清水 麗

参考文献目録

和文・中文については五十音順で、欧文文献についてはアルファベット順で配列した。

<未公開資料>

* 和文

- 『外務省戦後外交記録文書』（外務省外交史料館所蔵）
- 「日本・中華民国間外交関係雑件」(A'1.2.1.7)
 - 「大平外務大臣中華民国訪問関係一件」(A'1.5.1.8)
 - 「本邦対中共経済関係雑件」(E'2.5.2.1)
 - 「本邦対中共貿易関係雑件」(E'2.5.2.2)
 - 「日本各界中華民国親善使節団関係（石井光次郎団長）」(A' 1.5.1.1-2)
 - 「毛利外務政務次官中華民国訪問関係」(A'1.5.1.2-1)
 - 「佐藤総理中華民国訪問関係」(A'1.5.1.15)
 - 「中華民国要人本邦訪問関係雑件」(A'1.6.1.6)
 - 「日本中共関係雑件」(A'1.2.1.8)

* 中文

- 『外交部檔案』（台北：外交部檔案 資訊処および国史館所蔵）
- 「張群秘書長訪日」（分類号 012. 21）（民国 53/08/05—53/08/10）
 - 「吉田茂訪華」（012. 22）（民国 53/01/01—53/04/28）
 - 「張特使訪日」（012. 21）（民国 46/07/09—52/05/18）
 - 「張秘書長五十三年訪日卷」（012. 21）（民国 53/07/01—53/10/31）
 - 「中国代表権問題」（民国 50/11/01—51/3/31）
- 『蔣中正總統檔案 籌筆』（台北：国史館所蔵）
- 「戡乱時期」（分類号 2010. 40）25-35 冊
- 『蔣中正總統檔案 特交檔案』（台北：国史館所蔵）
- 「対日本外交」64—67 冊
- 『李國鼎先生贈送資料影本 各國情勢類 我國向日本接洽貸款案』（台北：国立台湾大学法学院 三民主義研究所所蔵、閲覧は筑波大学大学院博士課程国際政治経済学研究科陳桂蘭女史による）

<インタビューによるもの>

- 郭宗清 氏 1996年8月9日 台北
許介麟 氏 1996年7月25日 台北
高玉樹 氏 1996年8月19日 台北
詹明星 氏 1996年8月13日 台北
陳水逢 氏 1992年7月22日 台北
陳鵬仁 氏 1996年8月7日 台北
馬樹禮 氏 1996年8月10日 台北 及び 1994年8月16日 台北

武寇雄 氏 1996年8月15日 台北
古屋奎二 氏 1994年10月3日 熱海
羅坤燦 氏 1996年8月9日 台北
劉興炎 氏 1996年7月30日 台北、1992年7月16日 台北
梁肅戎 氏 1996年8月15日 台北
林金莖 氏 1996年8月5日 台北、1994年11月10日 東京、1992年6月29日 台北
A氏（日本アジア航空基関係者） 1994年8月 台北
B氏（中華民国外交部元関係者） 1996年10月11日 東京
C氏（亜東関係協会駐日弁事処関係者） 1997年10月25日 東京

< 公刊資料・資料集・年表など >

* 和文

アジア経済研究所編 『アジア動向年報』 アジア経済研究所、各年版
アジア経済研究所編 『アジア・中東動向年報』 アジア経済研究所、各年版
安藤正士・小竹一彰編 『原典中国現代史日中関係』 第8巻、岩波書店、1994年
石川忠雄・中嶋嶺雄・池井優編 『戦後資料・日中関係』 日本評論社、1970年
伊原吉之助『台湾の政治改革年表・覚書（1943—1987）』 帝塚山大学教養学部、1992年
運輸省編 『運輸白書』 各年度版
外務省 『わが外交の近況』 各年度版
外務省中国課監修 『日中関係基本資料集』 霞山会、1970年
河邊一郎編 『国連総会・安保理投票記録：国際問題と各国の外交姿勢』 新聞資料センター、
1951—71年版
衆議院事務局 『第71回国会衆議院外交委員会会議録』 第15、21号
—— 『第72回国会衆議院外交委員会会議録』 第7、10号
—— 『第73回国会衆議院外交委員会会議録』 第17号
—— 『第75回国会衆議院外交委員会会議録』 第5号
総理府統計局 『日本統計年鑑』 各年度版
——編 『観光白書』 各年度版
台湾研究所編 『中華民国総覧(台湾総覧)』 台湾研究所、各年版
日中国交回復促進議員連盟編 『日中国交回復関係資料集』 日中国交資料委員会、1972年
山本草二編集代表 『国際条約集 1993』 有斐閣

* 中文（特に記さないものは、出版地は台北）

外交部国際司編 『中華民国出席聯合國大会第廿六屆常会代表團報告書』 外交部国際司、
1972年
外交報告書編輯委員会 『外交報告書 対外関係與外交行政』 外交部、1992年
行政院新聞局 『寧静革命』 行政院新聞局、1994年
—— 『行政院蔣院長言論集』 行政院新聞局
—— 『蔣總統經国先生言論集』
座談会秘書組編 『中華国民民意代表・日本国会議員座談会実録』、1972年

- 朱文原 主編 『蔣中正總統檔案 籌筆目錄』 (全二冊) 台北：國史館、1998年
- 蔣介石著 秦孝儀編 『先總統蔣公思想言論總集』 第38、39卷 中國國民黨中央委員會黨史委員會 1984年
- 蔣經國先生全集編輯委員會編 『蔣經國先生全集』 (全27卷)、第8、9、13、17、18卷 行政院新聞局、1991年
- 孫平化 肖向前 王效賢 監修, 主編 田桓 『戰後中日關係史年表 1945-1993』 北京：中國社會科學出版社, 1994年
- 中華民國外交部 『外交部聲明及公報彙編』
- 『外交部週報』 (~1972年1月)
- 『外交部公報』
- 中華民國經濟部 『經濟部公報』
- 中華民國立法院 『立法院公報』
- 中國文化大學・中華學院 先總統蔣公全集編纂委員會編 『先總統 蔣公全集』 第3冊 中國文化大學出版部、1984年
- 中日關係研究会編 『張岳軍先生對日言論選集』 中日關係研究会、1978年
- 梅孜主編 『美台關係重要資料選編』 北京：時事出版社、1997年
- 李雲漢主編 『中國國民黨職名錄』 中國國民黨中央委員會黨史委員會、1994年
- 李永熾監修 『台灣歷史年表 終戰編 I (1945~1965)』 台北：國家政策研究中心、1990年
- 『台灣歷史年表 終戰編 II (1966~1978)』 台北：國家政策研究中心、1990年
- 林滿紅主編、蔣經國基金會贊助調查 『台灣所藏中華民國經濟檔案』 中央研究院近代史研究所、1995年

* 歐文

- U.S. Department of State, *Foreign Relations of the United States (FRUS), 1949, vol.9, The Far East:China*, Washington, D.C.:United State Government Printing Office(USGPO), 1974.
- , *FRUS, 1951, vol.6, Asia and the Pacific, Part 1*, Washington, D.C.:USGPO, 1978.
- , *FRUS, 1952-1954, vol.14, China and Japan*, Washington, D.C.:USGPO, 1985.
- , *FRUS, 1955-57, vol.2, China*, Washington, D.C.:USGPO, 1986.
- , *FRUS, 1961-1963, vol.22, Northeast Asia*, Washington, D.C.:USGPO, 1996.
- , *United States Treaties and Other International Agreements*, 1955, vol.6, part1, Washington D.C.USGPO, 1956.
- Jay Taylor. *The Generalissimo's Son..* Cambridge: Harvard University Press, 2000.
- William Burr, ed. *The Kissinger Transcripts: The Top Secret Talks with Beijing & Moscow.* New York:The New York Press,1999. (鈴木主税・淺岡政子訳『キッシンジャー [最高機密] 會話録』毎日新聞社、1999年、傳建中『李辛吉秘録』時報出版、1999年)

<日記など>

- 佐藤栄作 『佐藤栄作日記』 第一卷~第五卷、伊藤隆監修、朝日新聞社、1997-1999年

<回顧録・自伝・当事者による論文>

- アイゼンハワー 『アイゼンハワー回顧録 I』 仲晃・佐々木謙一訳、みすず書房、1965年
牛場信彦 『経済外交への証言』 ダイヤモンド社、1984年
岡田晃 『水鳥外交秘話』 中央公論社、1983年
何応欽著 『中日関係と世界の前途』 中日文化経済協会編、台北：正中書局、1974年
賀屋興宣 『戦前・戦後八十年』 経済往来社、1976年
岸信介 『岸信介回顧録—保守合同と安保改定』 廣済堂、1983年
キッシンジャー、ヘンリー 『キッシンジャー秘録③ 北京へ飛ぶ』 小林正文・大拙人一・鈴木康雄訳、小学館、1980年
—— 『キッシンジャー秘録 ④モスクワへの道』 小学館、1980年
—— 『外交（下）』 岡崎久彦監訳、日本経済新聞社、1996年
蕭向前 『永遠の隣国として—中日国交回復の記録』 竹内実訳、サイマル出版会、1994年
ジョンソン、U・アレクシス 『ジョンソン米大使の日本回想』 増田弘訳、草思社、1989年
東郷文彦 『日米外交三十年—安保・沖縄とその後』 中央公論社（文庫）、1989年
中江要介 『らしくない大使のお話』 読売新聞社、1993年
ニクソン 『ニクソン回顧録 1 栄光の日々』 松尾文夫・斎田一路訳、小学館、1978年
福田赳夫 『回顧九十年』 岩波書店、1995年
古井喜美 「日中国交正常化の秘話」『中央公論』87巻12号（1972年12月）
松本彥彦 『台湾海峡の懸け橋に—いま明かす日台断交秘話』 見聞ブックス、1996年
吉田茂 『世界と日本』 中央公論社（文庫）、1991年
—— 『回想十年』（全4巻）、新潮社、1957—1958年
林金莖 『梅と桜—戦後の日華関係—』 サンケイ出版、1984年
林金莖 「戦後日華関係の回顧と展望」『問題と研究』第13巻第4号（1984年4月）
—— 「日華断交十五年の経過」『ASIAN REPORT』（1988年5月号）
—— 「日華関係を振り返って」『問題と研究』第21巻第12号（1992年2月）
—— 「中華民国は主権国家である、中華民国、と分離独立した中華人民共和国の分裂分治」
『ASIAN REPORT』（1995年9月号）

* 中文（特に記さないものは、出版地は台北）

- 翁元口述、王丰 『我在蒋介石父子身边的日子』 北京：中華書局、1994年
王萍／訪問、官曼莉／記録 『杭立武先生訪問記録』（中央研究院近代史研究所口述歴史叢書23）
中央研究院近代史研究所、1990年
許水徳等口述・陳柔縉記録 『私房政治』 新新聞文化、1993年
顧維鈞 『顧維鈞回忆录』 全13巻、北京：中華書局
黄天才 『中日外交的人與事—黄天才東京採訪實録』 聯経、1995年
沈雲龍・林泉・林忠勝／訪問、林忠勝／記録 『齊世英先生訪問紀錄』（中央研究院近代史研究所口述歴史叢書25） 中央研究院近代史研究所、1990年
沈劍虹 『使美八年紀要—沈劍虹回憶録』 聯経出版事業公司、1982年
馬樹禮 『印尼的變與乱』 中視文化公司、1963年
—— 『印尼独立運動史』 海外出版社、1966年

- 「我所知道的日本（上）」 『中外雜誌』第52卷第5期（1992年11月号）
- 『使日十二年』 聯經、1997年
- 「中日關係史話」（一）～（四）『中外雜誌』第55卷第5、6期、第56卷第1、2期（1994年5、6、7、8月号）
- 張群 『我與日本七十年』 中日關係研究会、1980年（古屋奎二訳 『日華・風雲の七十年』 サンケイ出版、1980年）
- 張國安 『歷練 張國安自伝』 <天下文化・財經企管 53> 天下文化出版、1987年
- 張宝樹 『対日本人的諍言與期望』 中華民國日本研究学会、1982年
- 『年來講稿彙集』 中華民國日本研究学会、1984年
- 訪録：頼啓 『頼名湯先生訪談録』（上、下）<国史館口述歴史叢書（4）> 国史館、1994年
- 雷震 『雷震回憶録—我的母親続篇』 香港：七十年代雜誌社刊、1978年
- 口述者：梁肅戎（訪問：劉鳳翰、何智霖、記録整理：何智霖） 『梁肅戎 先生訪談録』 <国史館口述歴史叢書（7）> 国史館、1995年
- 梁肅戎 『大是大非 梁肅戎 回憶録』 天下文化出版、1995年
- 林金荃 「駐日經驗回顧」 『日本研究雜誌』330号（1992年6月）
- 「日中断交之回顧」 『日本研究雜誌』333号（1992年9月）
- 「日『中』建交二十年與中華民國」 『日本研究雜誌』335号（1992年11月）

* 欧文

- Johnson, U. Alexis. *The Right Hand of Power: The memoirs of an American diplomat*, New York: Prentice-Hall Inc., 1984. (日本関連部分の邦訳 増田弘訳 『ジョンソン米大使の日本回想—二・二六事件から沖縄返還・ニクソンショックまで』 草思社、1989年)

<定期刊行物>

* 日文

- 『朝日新聞』
- 『アジア・レポート』
- 『外交フォーラム』
- 『月刊 台湾青年』
- 『産経新聞』
- 『世界週報』
- 『台湾総覧』
- 『中央公論』
- 『中華週報』
- 中国研究所編 『中国年鑑』 大修館書店、各年版
- 『日本経済新聞社』
- 『文藝春秋』
- 『毎日新聞』
- 『読売新聞』

* 中文

『共党問題研究』
『九十年代 月刊』
『光復大陸』
『国際現勢周刊』
『時代批評』
『新時代』
『新聞天地』
『政治評論』
『星島日報』 (香港)
『大学雑誌』
『中央日報』
『中国議壇』
『中国経済』
『中国時報』
『中国大陸問題』
『中国報導』
『東亜季刊』
『東方雑誌』
『七十年代 月刊』
『日本学報』
『日本研究雑誌』
『日本政情』
『文藝復興月刊』
『匪情月報』
『匪情年報』
『民意雑誌』
『民主潮』
『問題與研究』
『聯合報』

<二次資料>

* 日文

青木一能 他 『国際政治論』 学陽書房、1983年
浅田彰 『ダブル・バインドを超えて』 南想社、1985年
—— 『構造と力—記号論を超えて』 勁草書房、1983年
アジア政経学会編 『中華民国を繞る国際関係』 アジア政経学会、1967年
阿部純一 「中台関係—逆境に立つ台湾の『現実外交』」 『外交時報』 (1997年6月号)
阿部齊 「アメリカの中国政策と日本」 『ジュリスト』 No. 496 (1972年1月1日号)
天羽民雄 『多国間外交論—国連外交の実相』 PMC出版、1990年

- 新井宝雄 「佐藤政権下の日中関係」 『世界』 306号 (1971年5月)
- アンダーツ、ベネディクト 『想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行』 白石隆・白石さや訳、リ
 プロポート、1987年
- 安藤正士・入江啓四郎編 『現代中国の国際関係』 日本国際問題研究所、1975年
- 家近亮子 「蒋介石の外交戦略と日本—『安内攘外』から『以德報怨』まで」 『近きに在りて』
 第33号 (1998年5月)
- 「南京国民政府の中央権力機構の変遷と蒋介石」 『歴史の中の中国政治 近代と現代』 小
 島朋之+家近亮子編、勁草書房、1999年
- 「南京国民政府の成立と正当性の確立について—支配の不浸透要因の形成」 『アジア研究』
 第43巻第4号 (1997年7月)
- 池井優 「日本人の中国観」 『問題と研究』 第2巻第4号 (1973年新年号)
- 「日華協力委員会—戦後日台関係の一考察」 『法学研究 (慶應義塾大学法学部)』 第
 53巻第2号 (1980年2月)
- 「吊問外交の研究—蒋介石総統の死去と日本の対応」 『法学研究 (慶應義塾大学法学
 部)』 第61巻第5号 (1988年月)
- 石井明 「中国の対日政策決定—組織と人脈」 『東亜』 No. 255 (1988年9月号)
- 石川一雄編 『地域紛争と国際政治』 (日本国際政治学会) 有斐閣、1987年
- 石田淳 「国際政治理論の現在—対外政策の国内要因分析の復権 (上、下)」 『国際問題』 (1997
 年6、7月号)
- 石田浩 『台湾経済の構造と展開—台湾は「開発独裁」のモデルか』 大月書店、1999年
- 石丸和人・松本博一・山本剛士 『戦後日本外交史II 動き出した日本外交』 三省堂、1983年
- 井尻秀憲 「日『中』国交をめぐる二つの評価」 『問題と研究』 第17巻第1号 (1987年10月号)
- 「日本の外交政策とその決定過程の変容—日中国交正常化を一事例として」 『東亜』
 No. 234 (1987年4月号)
- 「日中国交樹立の政治的背景と評価」 『東亜』 No. 248 (1988年2月号)
- 『現代アメリカ知識人と中国』 ミネルヴァ書房、1992年
- 『台湾経験と冷戦後のアジア』 勁草書房、1993年
- 「冷戦後のアジアと中台関係」 『東亜』 (1993年12月号)
- 編 『中台危機の構造—台湾海峡クライシスの意味するもの』 勁草書房、1997年
- 『アメリカ人の中国観』 文藝春秋 (新書)、2000年
- 「日中台関係への新視角」 愛知大学現代中国学会編『中国21』 Vol.10(2001年1月)
- 伊藤潔 『台湾—四百年の歴史と展望』 中央公論社 (新書)、1993年
- 伊藤剛 「日米中関係における『台湾問題』—米中和解とその影響」 『国際政治』 第118号 (1998
 年5月)
- 伊藤昌哉 『池田勇人：その生と死』 至誠堂、1967年
- 『自民党戦国史』 (上)、朝日新聞社 (文庫)、1985年
- 井上茂信 「混迷のなかの米台関係」 『海外事情』 No. 30 (1982年)
- 井上達夫 「合意を疑う」 『カオスの時代の合意学』 合意形成研究会、創文社、1994年、50
 —70ページ。
- 猪口孝 『国際政治経済の構図—戦争と通商にみる覇権盛衰の軌跡』 有斐閣 (新書)、1982年

- 「対外政策の国内的源泉と国内政治の国際的源泉」『国際政治』No.67 (1981年)
- 『国家と社会』(現代政治学叢書1) 東京大学出版会、1988年
- 伊原吉之助「李登輝論—二つの転機に臨む指導者」『帝塚山論集』第84号抜刷(1996年3月)
- 「蔣経国小論—蔣経国が憲政改革を指示した経緯」『帝塚山大学教養学部紀要』
第46輯抜刷(1996年11月)
- 今川瑛一 『アメリカ大統領のアジア政策』 アジア経済研究所、1991年
- 今田高俊 『自己組織性—社会理論の復活』 創文社、1986年
- 『混沌の力』 講談社、1994年
- 今村都南雄 「対外政策理論と組織理論の交錯」『年報 政治学—政策科学と政治学』(1983年)
- 入江通雅 『ニクソン訪中後の日中』 原書房、1971年
- 『戦後日本外交史』 嵯峨野書院、1983年
- 殷允 『台湾の歴史—日台交渉の三百年』 丸山勝訳、藤原書店、1996年
- 殷燕軍 『中日戦争賠償問題—中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』 御茶の水書房、
1996年
- 宇佐美滋 「自民党政権の対中政策の変遷」『国際問題』153号(1972年12月)
- 「ショック外交の蹉跌」『東亜』No. 250 (1988年4月号)
- 『米中国交樹立交渉の研究』 国際書院、1996年
- 浦野起央 『国際関係論の再構成』 南窓社、1985年
- エーデルマン、マーレー 『政治の象徴作用』 法貴良一訳、中央大学出版部、1998年
- エドワルト・マイヤー・マックス・ウェーバー 『歴史は科学か』 森岡弘道訳、みすず書房、1965年
- 袁克勤 「米華相互防衛条約の締結と『二つの中国』問題」『国際政治』第118号(1998年
5月)
- 大嶽秀夫 『政策過程』(現代政治学叢書11)、東京大学出版会、1990年
- 大崎雄二 「国家統一と国民統合の課題」『東亜』No. 340(1995年10月号)
- 太田勝洪 「中国外交と日中関係の展開」『国際問題』153号(1972年12月)
- 大平正芳回想録刊行会編著 『大平正芳回想録』(伝記編・資料編)、鹿島出版会、1982年
- 岡部達味 『中国の対日政策』 東京大学出版会、1976年
- 編 『中国外交—政策決定の構造』 日本国際問題研究所、1983年
- 『岩波講座現代中国 中国をめぐる国際環境』第6巻、岩波書店、1989年
- 岡本幸治 「断交二十年に思う」『問題と研究』第21巻第12号 1992年9月)
- 緒方貞子 『戦後日中・米中関係』 添谷芳秀訳、東京大学出版会、1992年
- 「対中国交正常化の日米比較」『国際問題』254号(1981年5月)
- 小此木政夫・赤木完爾共編 『冷戦期の国際政治』 慶應通信、1987年
- オフェ、フェルトマン 『人間心理と政治—政治心理学入門』 早稲田大学出版部、1989年
- カー、E・H 『歴史とは何か』 清水幾太郎訳、岩波書店(新書)、1962年
- 『危機の二十年』 井上茂訳、岩波書店(文庫)、1996年
- 『新しい社会』 清水幾太郎訳、岩波書店(新書)、1953年
- 神谷不二編著 『北東アジアの均衡と動揺』 慶應通信、1984年
- 鴨武彦・山本吉宣編 『相互依存の国際政治学』 有信堂、1982年

- 鴨武彦編集 『講座アジアの国際秩序 脱冷戦の影響 世紀間の世界政治 3』 日本評論社、1993年
- 鴨武彦 「基礎講演：グローバリズム・リージョナリズム・ナショナリズム—21世紀の役割を模索するアジア」 田中孝彦訳、『国際政治』114号、1997年3月
- 川島弘三 『中国の政治と軍事・外交』 第一法規出版、1990年
- 川田侃 『国際関係概論』 東京大学出版会、1958年
- 『国際関係の政治経済学』 日本放送出版協会、1980年
- 河辺一郎 「『第三世界』としての『中国』—いわゆる台湾の国連再加盟問題をめぐって」 『中国21』 愛知大学現代中国学会編、Vol.7 (199年11月)
- 木畑洋一 『帝国のたそがれ—冷戦下のイギリスとアジア』 東京大学出版会、1996年
- 『岩波講座 現代思想 権力と正統性』16巻、岩波書店、1995年
- 木村敏 『時間と自己』 中央公論社(新書)、1982年
- 草野厚 『政策過程分析入門』 東京大学出版会、1997年
- 楠田實編 『佐藤政権・二七九七日』(上・下)、行政問題研究所、1983年
- 黒川紀章 『増補改訂版 共生の思想』 徳間書店、1991年
- 桑原壽二 『米中関係と台湾問題』 国際善隣倶楽部、1971年
- 呉昌錫 「台湾の外国貿易の現状と問題—とくに台日貿易について」 『国際関係研究(日本大学)』9巻別冊 (1989年)
- 江南 『蔣経国伝』 川上奈穂訳、同成社、1989年
- 黄仁宇 『蒋介石 マクロヒストリー史観から読む蒋介石日記』 北村稔・永井英美・細井和彦訳、竹内実解説、東方書店、1997年
- 高坂正堯 『古典外交の成熟と崩壊』 中央公論社、1978年
- 『現代の国際政治』 講談社(文庫)、1989年
- 『国際政治』 中央公論社(新書)、1966年
- 『平和と危機の構造—ポスト冷戦の国際政治』 NHK出版(文庫)、1995年
- 『高坂正堯著作集 宰相吉田茂』第4巻、都市出版、2000年
- 国分良成 『アジア時代の検証 中国の視点から』 朝日新聞社(選書)、1996年
- 『中華人民共和国』 筑摩書房(新書)、1999年
- 国連広報センター編 『回想 日本と国連の三十年』 講談社、1986年
- 小島朋之編 『アジア時代の日中関係』 サイマル出版会、1995年
- ・国分良成他編著 『東アジア』(国際情勢ベーシックシリーズ)自由国民社、1997年
- ・家近亮子編 『歴史の中の中国政治—近代と現代』 勁草書房、1999年
- 『中国現代史—建国50年、検証と展望』 中央公論社(新書)、1999年
- 小谷豪治郎 『蔣経国伝—現代中国八十年史の証言』 プレジデント社、1990年
- 小林進編著 『台湾の前途—中国統一か、独立か』 サイマル出版会、1989年
- 小林伸夫 『台湾経済入門—21世紀への飛翔』 日本評論社、1995年
- 小林正敏 「日華断航の背景と問題点(上・下)」 『問題と研究』第3巻第12号(1974年9月)、第4巻第1号(1974年10月)
- 近藤俊清 「米中接近に動揺する台湾」 『エコノミスト』第49巻第35号(1971年8月)
- 斉藤孝 『国際政治の基礎』 有斐閣、1988年

- 笹本武治 「台湾をめぐる米中関係」『国際政治』第143号（1972年2月）
 佐藤慎一編 『近代中国の思索者たち』 大修館書店、1998年
 佐藤英夫 『対外政策』（現代政治学叢書20）、東京大学出版会、1989年
 サンケイ新聞社 『蒋介石秘録』（全15巻）、サンケイ出版、1975～1977年
 史明 『台湾人四百年史—秘められた植民地解放の一断面』 新泉社、1994年
 椎名悦三郎追悼録編 『記録 椎名悦三郎（下巻）』 椎名悦三郎追悼録刊行会、1982年
 鹿沢剛 「台湾の生き残り戦略と日本」『海外事情』No. 30（1982年）
 時事通信社 『ドキュメント日中復交』 時事通信社、1972年
 篠原一・永井陽之助編 『現代政治学入門』[第2版]、有斐閣、1984年（初版1965年）
 島田克美 『東アジアと台湾の経済—政府・市場・組織・ネットワークの役割』 学文社、
 1994年
 清水徳蔵 『中国的思考と行動様式 現代中国論』 春秋社、1984年
 白鳥令編 『政策決定の理論』 東海大学出版会、1990年
 朱建栄 「中国はなぜ賠償を放棄したか」『外交フォーラム』（1992年10月号）
 朱文琳 「中共の対日策略と陰謀」『問題と研究』第2巻第3号（1972年10月）
 升味準之輔 『昭和天皇とその時代』 山川出版社、1998年
 進藤栄一 「官僚モデル—その特質と評価」『国際政治』No. 50（1974年）
 隅谷三喜男・劉進慶・涂照彦 『台湾の経済—典型 NIES の光と影』 東京大学出版会、
 1992年
 銭江 『米中外交秘史—ピンポン外交始末記』 神崎勇夫訳、東方書店、1988年
 関戸辰蔵他 『中国総合研究報告—米中ソ外交戦略と日中国交正常化の研究』 中国総合研究会、
 1972年
 千田恒 『佐藤内閣回想』 中央公論社（新書）、1987年
 曹伯一 「国連脱退後の中華民国」『問題と研究』第1巻第7号（1972年4月）
 添谷芳秀 『日本外交と中国1945～1972』 慶應通信、1995年
 戴国輝 『台湾—人間・歴史・心性』 岩波書店（新書）、1988年
 高木誠一郎 「対外政策の概念について」『国際政治』No. 67（1981年）
 高柳先男 「国際政治と国内政治の連繋モデル」『国際政治』No. 46（1972年）
 高柳先男・古城利明編 『世界システムと政治文化』 有信堂高文社、1986年
 武田康裕 「政治的民主化の決定と構造—台湾、フィリピン、韓国の比較分析」『アジア政経』
 第42巻第4号（1996年6月）
 武見敬三 「自由民主党と日中国交正常化—複合的政策決定過程における妥協の構造」『法学
 研究（慶應義塾大学法学部）』54巻7号（1981年7月）
 —— 「国交断絶期における日台交渉チャンネルの再編過程」『北東アジアの均衡と動揺』 神
 谷不二編著、慶應通信、1984年
 田久保忠衛 『ニクソンと対中国外交』 筑摩書房、1994年
 —— 『戦略家ニクソン』 中央公論社（新書）、1996年
 田中明彦 「日本の対中国政策決定—組織と過程」『東亜』No. 256（1988年10月）
 —— 『日中関係1945-1990』 東京大学出版会、1991年
 —— 『新しい「中世」—21世紀の世界システム』 日本経済新聞社、1996年

- 田中直吉・戴天昭 『米国の台湾政策』 鹿島研究所出版会、1968年
- 谷聖美 「政策決定論の展開と今後の課題（一）」『岡山大学法学雑誌』30—4（1981年）
 —— 「政策決定論の展開と今後の課題（二）」『岡山大学法学雑誌』32—2（1982年）
- 谷浦孝雄編 『台湾の工業化 国際加工基地の形成』 アジア経済研究所、1988年
- ダヴィ・ローネ 『自決とは何か—ナショナリズムからエスニック紛争へ』 浦野起央・信夫隆司訳、
 刀水書房、1988年
- 田村重信・豊島典雄・小枝義人 『日華断交と日中国交正常化』 南窓社、2000年
- チャルマーズ・ジョンソン 『歴史は再び始まった』 中本義彦訳、木鐸社、1994年
- 張隆義 「中華民国と日本の新しい展開」『問題と研究』第17巻第3号（1987年12月）
- 陳桂蘭 「蔣経国時代の台湾『実務外交』の形成と展開」『法学政治学論究』第33号（1997年夏季号）
- 陳立夫 『成敗之鑑（上・下）』 松田州二訳、保阪正康解説、原書房、1997年
- 恒川恵市 『企業と国家』（現代政治学叢書16）、東京大学出版会、1996年
- I.M.デスター・福井治弘・佐藤英夫 『日米繊維紛争』 日本経済新聞社、1980年
- 寺沢一 「日中共同声明の諸問題」『ジュリスト』No. 528（1973年3月15日号）
- 田弘茂 『台湾の政治—民主改革と経済発展』 中川昌郎訳、サイマル出版会、1989年
- K. W. ドイツェ 『サイバネティクスの政治理論』 伊藤重行他訳、早稲田大学出版部、1986年
- A・ドーバーネット 『現代中国の外交—政策決定の構造とプロセス』 伊豆見元・田中明彦共訳、教育社、1986年
- 友田錫 『入門・現代日本外交』 中央公論社（新書）、1988年
- 中西功 『現代中国の政治』 青木書店、1974年
- 中村菊男 「続現代日本論—‘日中正常化’に関連して」『問題と研究』第2巻第1号（1972年10月）
- 中村祐悦 『白団—台湾軍をつくった日本軍将校たち』 芙蓉書房出版、1995年
- 中山政夫 『政治権力の理論的分析と思想史的展開』 三和書房、1991年
- 永井陽之助 『平和の代償』 中央公論社（中公叢書）、1967年
 —— 『柔構造社会と暴力』 中央公論社（中公叢書）、1971年
 —— 『時間の政治学』 中央公論社（中公叢書）、1979年
 —— 『政治意識の研究』 岩波書店、1971年
 —— 『冷戦の起源』 中央公論社、1978年
- 永野信利 『外務省研究—日本外交—失態・実態と実績分析』 サイマル出版会、1975年
 —— 『天皇と鄧小平の握手—実録・日中交渉秘史』 行政問題研究所、1983年
- 中川昌朗 「断交後の日台関係」『東亜』No. 251（1988年5月）
 —— 『台湾をみつめる眼—定点観測・激動の二〇年』 田畑書店、1992年
 —— 『中国と台湾—統一交渉か、実務交流か』 中央公論社（新書）、1998年
- 中嶋嶺雄 「日中、20年で明らかになったこと」『正論』（1992年10月号）
 —— 「活かされない日中交渉の教訓」『中央公論』97巻10号（1982年10月）
- 中西輝政 「国家安全保障における主権国家の位置付け」『新防衛論集』第23巻第4号（1996年3月）
- 永野信利 「共同声明と戦争責任の処理」『中央公論』97巻10号（1982年10月）

- なだいなだ 『権威と権力—いうことをきかせる原理・きく原理』 岩波書店（新書）、1974年
- H・ニコルソン 『外交』 斎藤真・深谷満雄訳、東京大学出版会（UP選書）、1968年
- 西村成雄 『中国ナショナリズムと民主主義—二〇世紀中国政治史の新たな視界』 研文出版、1991年
- 西谷敬 『社会科学における探求と認識』 未来社、1990年
- 日本アジア航空株式会社10年史編集会議編 『日本アジア航空物語』 若菜正義監修、日本アジア航空株式会社、1985年
- 日本政治学会編 『政策科学と政治学』（日本政治学会年報） 岩波書店、1984年
- 日本文化フォーラム編 『シンポジウム 中国問題と日本の選択』 自由社（選書）、1971年
- 野林健 「政策決定過程の類型学」 『国際政治学を学ぶ』 関寛治編、有斐閣、1981年
- 野村浩一 『蒋介石と毛沢東』（現代アジアの肖像2） 岩波書店、1997年
- 野村総合研究所東京国際研究クラブ 『アジアの発展とリスク—中国、NIES、アセアンの政治・経済展望』 野村総合研究所、1993年
- 長谷正人 『悪循環の現象学—「行為の意図せざる結果」をめぐる』 ハーベスト社、1991年
- 服部民夫・佐藤幸人編 『韓国・台湾の発展メカニズム』（研究双書 No. 464） アジア経済研究所、1996年
- 花井等 『比較外交政策』 学陽書房、1983年
- 早坂茂三 『早坂茂三の「田中角栄」回想録』 小学館、1987年
- 原彬久 『岸信介—権勢の政治家』 岩波書店（新書）、1995年
- 原栄吉 『日本戦後外交史潮 その選択』 慶應通信、1984年
- 原洋之介 『アジア ダイナミズム—資本主義ネットワークと発展の地域性』 NTT出版、1996年
- B・バディ、P・ビルボーム 『国家の歴史社会学』 小山勉訳、日本経済評論社、1990年
- 平野健一郎 「民族・国家論の新展開—『ヒトの国際的移動』の観点から」 『国際法外交雑誌』 第88巻3号（1989年8月）
- 平野実 『外交記者日記—大平外交の二年（上・中・下）』 行政通信社、1979年
- 福井治弘 『自由民主党と政策決定』 福村出版、1969年
- 福井治弘 「自民党の外交政策とその決定過程—中国問題を中心として」 『国際問題』 145号（1972年4月）
- 福田恆存・高坂正堯 「条約が破られるとき」 『諸君』（1972年12月号）
- 藤原帰一 「『民主化』の政治経済学—東アジアにおける体制変動」 『現代日本社会 3 国際比較<2>』 東京大学社会科学研究所編、東京大学出版会、1992年
- 「アジア冷戦の国際政治構造」 『現代日本社会 7 国際化』 東京大学社会科学研究所編、東京大学出版会、1992年
- 「米中冷戦の終わりと東南アジア」 『社会科学研究（東京大学社会科学研究所紀要）』 第44巻第5号（1993年2月）
- J・フランクル 『外交における政策決定』 河合秀和訳、東京大学出版会、1970年
- フランソワ・ジヨワイヨ 『中国の外交』 中嶋嶺雄・渡邊啓貴共訳、白水社、1995年
- 古川万太郎 『日中戦後関係史』 原書房、1981年
- 古澤健一 『日中平和友好条約』 講談社、1988年

- 別枝行夫 「日中国交正常化の政治過程— 政策決定者とその行動の背景」『国際政治』 No. 66
(1980年)
- 「戦後日中関係と非正式接触者」『国際政治』No. 75 (1983年10月)
- 彭明敏・黄昭堂 『台湾の法的地位』 東京大学出版会、1976年
- ホフマン、スタンレイ、マイケル・スミス 「伝統的国家観の崩壊を前に」『外交フォーラム』(1996年8月号)
- ホテイイング、アレク 『中国人の日本観』 岡部達味訳、岩波書店、1993年
- 細谷雄一 「英国学派の国政政治理論—国際社会・国際法・外交」『法学政治学論究』第37号(1998年6月)
- 細谷千博・綿貫譲治編 『対外政策決定過程の日米比較』 東京大学出版会、1977年
- 細谷千博 「吉田書簡と英米中の構造」『中央公論』97巻12号(1982年11月)
- 「日・米・中三極関係の歴史的構図」『国際問題』No.254(1981年5月)
- 細谷千博・丸山直起編 『ポスト冷戦期の国際政治』 有信堂高文社、1993年
- ポール・ワツキック 『希望の心理学—そのパラドキシカルアプローチ』 長谷川啓三訳、法政大学出版局、1987年
- 毎日新聞社編 『日本と中国—正常化への道』 毎日新聞社、1971年
- マイケル・シャワー 『アジアにおける冷戦の起源—アメリカの対日占領』 五味俊樹監訳、木鐸社、1996年
- 増田弘・波多野澄雄編 『アジアのなかの日本と中国—友好と摩擦の現代史』 山川出版社、1995年
- 松井芳郎他 『国際法<新版>』(有斐閣Sシリーズ) 有斐閣、1993年
- マックス・ウェーバー 『社会科学の方法』 祇園寺信彦・祇園寺則夫訳、講談社(文庫)、1994年
- 『権力と支配』 濱島朗訳、有斐閣、1967年
- 『職業としての政治』 脇圭平訳、岩波書店(文庫)、1980年
- 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』 大塚久雄訳、岩波書店(文庫)、1989年
- 『理解社会学のカテゴリー』 海老原明夫・中野敏男訳、未来社、1990年
- 松坂大学現代史研究会編 『現代史の世界へ』 晃洋書房、1998年
- 松田康博 「中国国民党の『改造』—領袖・党・政府」『法学政治学論究』第21号(1994年6月)
- 「台湾における土地改革政策の形成過程—テクノクラートの役割を中心に」『法学政治学論究』第25号(1995年6月)
- 松本はる香 「台湾海峡危機[1954-55]と米華相互防衛条約の締結」『国際政治』第118号(1998年5月)
- 松本博一 「米中関係と台湾問題」『国際関係研究(日本大学)』No. 8(1984年)
- 宮里政玄 「対外政策決定の分析枠組」『琉大法学』第26号(1980年)
- 『アメリカの対外政策決定過程』 三一書房、1981年
- モジュバ・サトリア 『検証 現実主義—国際関係のおとし穴』 中央大学出版部、1994年
- 百瀬宏 『小国』 岩波書店、1988年
- 森三樹三郎 『「名」と「恥」の文化』 講談社、1971年
- 矢内原忠雄 『帝国主義下の台湾』 岩波書店、1988年

- 柳田邦男 『日本は燃えているか』 講談社、1983年
- 山影進 「国際政治学の基本枠組みとその動揺—国民国家体系の安定性の検討」『国際法外交雑誌』第89巻2号（1990年6月）
- 『対立と共存の国際理論—国民国家体系のゆくえ』 東京大学出版会、1994年
- 山極晃編 『東アジアと冷戦』 三嶺書房、1994年
- 山口定 『政治体制』（現代政治学叢書3） 東京大学出版会、1989年
- 山田辰雄編 『歴史のなかの現代中国』 勁草書房、1996年
- 山田浩 『戦後アメリカの世界政策と日本』 法律文化社、1967年
- 山本吉宣・谷明良 「認知と政策決定」『政策科学と政治学』〈日本政治学会年報〉岩波書店、1984年
- 山村喜晴・山本剛士 「三菱グループの華麗なる転身」『中央公論』87巻10号（1972年10月）
- 湯浅成大 「冷戦初期アメリカの中国政策における台湾」『国際政治』第118号（1998年5月）
- 由良善彦 『日台国交断絶す』 開放経済研究所、1972年
- 楊逸舟 「米中接近と台湾人の立場」『自由』第14巻第8号（1972年8月）
- 楊合義 「日本と台湾海峡兩岸の關係（1972～1992）」『問題と研究』第21巻第12号（1992年9月）
- 楊中美 『一つの中国 一つの台湾』 趙宏偉・青木まさこ編訳、講談社、2000年
- 横山宏章 『中国の政治危機と伝統的支配—帝国の瓦解と再興』 研文出版（選書）、1996年
- 『中華民国史—先生と民主の相剋』 三一書店、1996年
- 吉田勝次 『台湾市民社会の挑戦』（アジア研究所研究叢書3） 大阪経済法科大学出版部、1996年
- 米谷健一郎編 『周恩来 日本を語る。』 実業之日本社、1972年
- H・D・ラスウェル 『権力と人間（改訂版）』 永井陽之助訳、東京創元社、1954年
- 李鐘元 『東アジア冷戦と韓米日關係』 東京大学出版会、1996年
- 李登輝 『台湾の主張』 PHP出版、1999年
- 「〈台湾・李登輝総統会見〉 わが台湾、わが人生」『正論』1998年3月号
- 陸鏗 『中国妖怪記者の自伝』 青木まさこ・趙宏偉訳、筑摩書房、1999年
- 劉傑 『中国人の歴史観』 文芸春秋（新書）、1999年
- 劉進慶 『戦後台湾経済分析』 東京大学出版会、1975年
- リュアン・スフェーズ 『象徴系の政治学』 田中恒寿訳、白水社、1997年
- 林金莖 『戦後の日華關係と国際法』 有斐閣、1987年
- 林俊男 「日台貿易共存の可能性」『国際關係研究（日本大学）』第2巻（1981年）
- ルアン・W・パイ 『エイジアン・パワー（上・下）』 園田茂人訳、大修館書店、1995年
- レイモン・アロン 『世紀末の国際關係—アロンの最後のメッセージ』 柏岡富英・田所昌幸・嘉納もも訳、昭和堂、1986年
- 蟬山政道 『国際社会における国家主権』 講談社（文庫）、1977年
- 鹿錫俊 『中国国民政府の対日政策 1931—1933』 東京大学出版会、2001年
- 若菜正義 『蔣経国時代の台湾』（時事問題解説 No.78） 教育社、1978年
- 若林正文編著 『台湾—転換期の政治と経済』 田畑書店、1987年
- 若林正文 『海峡—台湾政治への視座』 研文書店（選書）、1985年

- 『転形期の台湾—「脱内戦化」の政治』 田畑書店、1987年
- 「台湾：民主化と『国体』の相剋」『アジア研究』第36巻第3号（1990年7月）
- 『台湾—分裂国家と民主化』（東アジアの国家と社会2） 東京大学出版会、1992年
- 『東洋民主主義—台湾政治の考現学』 田畑書店、1994年
- 「台湾をめぐる二つのナショナリズム—アジアにおける地域と民族」 『講座現代アジア
4 地域システムと国際関係』平野健一郎編、 東京大学出版会、1994年
- 監修 『台湾における台湾史研究—制度・環境・成果：1986—1995』 財団法人交流協会、
1996年
- 『蔣経国と李登輝—「大陸国家」からの離陸？』（現代アジアの肖像5） 岩波書店、
1997年
- 『台湾の台湾語人・中国語人・日本語人』 朝日新聞社（選書）、1997年
- 若宮啓文 『戦後保守のアジア観』 朝日新聞社（選書）、1995年
- 渡辺昭夫 『アジア・太平洋の国際関係と日本』 東京大学出版会、1992年

<中文>（五十音順：日本語音読み順）（特に記さない場合は、出版地は台北）

- 尹慶耀 『中共的統戰外交』 台北：幼獅文化事業公司、1984年
- 佚名 「政要養成所（上）—掲開『国関中心』的神妙面纱」 『中外雜誌』第52巻4月号（1992
年10月号）
- 衛民 『中華民國的雙邊外交』 国家政策研究中心、1991年
- 王丰 『宋美齡 美麗與哀愁—永遠的第一夫人』 書華出版、1994年
- 王振寰 「台湾的政治転型與反对運動」 『台湾社会研究季刊』第2巻第1期（1989年春季号）
- 「国家機器與台湾石化業的發展」 『台湾社会研究季刊』第18期（1995年2月）
- 王泰平主編・張光佑副主編 『鄧小平外交思想研究論文集』 北京：世界知識出版社、1996年
- 王成聖 「周書楷執著許国」 『中外雜誌』第52巻第4期（1992年10月号）
- 「外交教父沈昌煥」 『中外雜誌』第64巻第3期（1998年9月号）
- 汪士淳 『千山獨行—蔣緯國的人生之旅』 天下文化出版公司、1996年
- 汪莉絹（修士論文） 「中共的对日政策1978—1990」（政治大学東亞研究所 <台湾>）1992年
- 欧陽國和（修士論文） 「経国先生主政期間中華民國政治發展之研究（民国61年至民国77年）」
<政治作戦学校政治研究所（台湾）> 1993年
- 何宜武 「永留懷思在人間」 『中外雜誌』第52巻第5期（1992年11月号）
- 何虎生主編 『蒋介石 宋美齡在台湾的日子』（上・下） 北京：华文出版社、1999年
- 郝 柏村著、王力行採編 『郝 総長日記中的経国先生晚年』 天下文化、1995年
- 邱玉蟾（修士論文） 「立法院在我国外交政策制定過程中之地位」（政治大学外交研究所<台湾>
1988年
- 邱麗珍（修士論文） 「國民黨黨營經濟事業發展歷史之研究 1945~1996」（台灣大学政治学研究
所<台灣>） 1997年
- 許秋煌（修士論文） 「田中角栄内閣之研究」（台湾大学政治研究所 <台湾>=1982年
- 龔 宜君 『「外来政權」與本土社會』 稻郷、1998年

- 倪炎元 『東亞威權政體之轉型—比較台灣與南韓的民主化歷程』 <月旦政治研究系列3> 月旦出版社有限公司、1995年
- 吳若予 『戰後臺灣公營事業之政經分析』 業強出版社、1992年
- 高朗 『中華民國外交關係之演變(1950~1972)』 五南圖書出版公司、1993年
- 『——』 (1972~1992)』 五南圖書出版公司、1994年
- 黃仁傑(修士論文) 「台獨運動與台海兩岸國家統一政策之研究」 <政治大學東亞研究所(台灣)> 1993年
- 康綠島 『李國鼎口述歷史』 卓越文化出版、1993年
- 克來恩(Ray S. Cline) 『我所知道的蔣經國』 聯合報告國際新聞中心訊、聯經出版、1990年
- 蔡政文·林嘉誠 『台海兩岸政治關係』 國家政策研究中心、1989年
- 蔡政文·吳榮義·林碧炤 『我國對外政策及行動取向』 國家政策研究中心、1991年
- 蔡璋 『中華民國與聯合國「我國加入聯合國週邊組織之可行性」研討會論文集』 國立政治大學國際關係研究中心、1993年
- 蔡翠蓉(修士論文) 「中華民國對中日·中美關係改變之因應態度研究」(政治大學外交研究所<台灣>) 1987年
- 司馬嘯青 『中日政商風雲誌—政經結合的奧秘』 卓越文化出版、1991年
- 司馬文武 『為國民黨的外交下半旗』 八十年代出版社、1986年
- 司馬桑敦 『中日關係二十五年』 聯合報叢書、1978年
- 朱少先 「日本謀與關係正常化的探測」 『問題與研究』第11卷第11期(1972年8月號)
- 「日匪貿易與中日關係」 『問題與研究』第6卷第1期(1966年10月號)
- 周育仁 『政治與經濟之關係—台灣經驗與其理論意涵』 五南圖書出版公司、1993年
- 周鴻特 「記父親周書楷與姑母周書芳」 『中外雜誌』第64卷第2期(1998年8月號)
- 周谷 「葉公超與蔣介石」(一)~(九) 『中外雜誌』第62卷第3期(1997年9月號)、第62卷第4期(1997年10月號)、第62卷第5期(1997年11月號)、第62卷第6期(1997年12月號)、第63卷第1期(1998年1月號)、第63卷第2期(1998年2月號)、第63卷第3期(1998年3月號)、第63卷第4期(1998年4月號)、第63卷第5期(1998年5月號)
- 周忠菲 『中美建交中的台灣問題』 上海：上海社會科學院出版社、1994年
- 周天瑞·郭宏治 『沈誠：我替楊尚昆傳信給蔣經國—海峽兩岸一段秘密交往的真相』 新新聞、1995年
- 周昌葉 『戰後日本的經濟外交』 中日文教基金會、1992年
- 蕭全政主編 『國防外交白皮書』(民間國建會特輯③) 國家政策研究資料中心、1990年
- 申子佳·張覺明 『辜振甫傳—辜振甫的戲夢人生』 書華出版、1993年
- 齊光裕 『中華民國的政治發展』 揚智文化事業股份 1996年
- 石之瑜 著 『近代中國對外關係新論—政治文化與心理分析』 國立編譯館主編、五南圖書出版公司、1995年
- 曾濟群 『中華民國憲政法制與黨政關係』 五南圖書出版公司、1995年
- 莊朝陽(修士論文) 「佐藤時機對華關係之研究」(政治大學東亞研究所<台灣>) 1972年
- 藏士俊 『戰後日·中·台三角關係』 黃英哲導讀、前衛出版社、1997年
- 孫宅巍 『陳誠晚年』 合肥：安徽人民出版社、1996年
- 卓美玉(修士論文) 「日本與中共『關係正常化』之研究」(政治大學東亞研究所<台灣>)

1978年

- 段承璞編著 『台灣戰後經濟』（人間台灣政治經濟叢刊第3卷） 人間出版社、1994年
- 中国国民党中央文化工作會主編 『中国国民党與國際關係』 正中書局、1984年
- 『外交建設』 正中書局、1984年
- 『日本政府不容重蹈歷史的覆轍！』 中国国民党中央委員會文化工作會、1972年
- 中国国民党中央委員會青年工作會 『我們對日匪「建交」活動應有的認識』 1972年
- 中日關係研究會編 『中日關係論文集 第一輯』 中日關係研究會、1971年
- 中日文化基金會編輯 『張寶樹先生八十年』 中華民國日本研究學會、1991年
- 趙建民 『威權政治』 幼獅文化事業公司、1994年
- 張 蕪訳『台灣政治經濟學緒論辯析』（人間台灣政治經濟叢刊第7卷） 人間出版社、1994年（E.A. Winckler, S. Greenhalgh, *Contending Approaches to the Political Economy of Taiwan, 1988* の中国語訳）
- 張慧英 『李登輝和務實外交』 時報出版、1996年
- 張昆山·黃政雄主編 『地方派系與台灣政治』 聯經、1996年
- 張騰蛟 『文學 藝事 外交—葉公超傳—』 近代中国出版社、1988年
- 陳明通 「台灣地區政治菁英的參選行為—歷屆省議員候選人的分析」（國家科學委員會專題研究計畫報告、台灣大學政治學研究所）1989年
- 『派系政治與台灣政治變遷』〈月旦政治研究系列 2〉 月旦出版社股份有限公司、1995年（若林正文監訳『台灣現代政治と派閥主義』東洋經濟新報社、1998年）
- 陳芳明 『台灣對外關係的窺探』 自立晚報社文化出版部、1990年
- 陳鵬仁編訳 『近百年来中日關係』（文史叢書 54） 水牛出版社、1988年
- 陳鵬仁 『日本華僑概論』（文史叢書 69） 水牛出版社、1989年
- 「張岳群與戰後中日關係」『日本研究雜誌』330号（1992年6月）
- 「 ” （下）」『日本研究雜誌』331号（1992年7月）
- 沈誠 『兩岸密使秘聞錄（海峽系列5）』 商周文化、1995年
- 鄧公玄 「日與勾結後我們應有之認識與做法」『問題與研究』第12卷第1期（1972年10月）
- 董玉京 「沈昌煥伯伯的另一面」『中外雜誌』第64卷第4期（1998年10月号）
- 馬之驢 『雷震與蔣介石』 自立晚報社文化出版部、1993年
- 反對日·匪建交專輯編印委員會 『反對日匪建交專輯』 中華民國歷史文化出版社、1972年
- 彭懷恩 『台灣政黨體系的分析（1950—1986）』 洞察出版社、1989年
- 『台灣的發展—政治經濟分析』 風雲論壇、1991年
- 符兆祥 『葉公超傳—葉公超的一生』 懋聯文化基金、1993年
- 風雲論壇編輯委員會 『總統府內幕』（洞察系列1） 洞察出版社、1987年
- 『透視當權人物』（風雲論壇 11） 風雲論壇社、1985年
- 『透視繼承挑戰』（風雲論壇 12） 風雲論壇社、1986年
- 『突破政治僵局』（風雲論壇 13） 風雲論壇社、1986年
- 『蔣夫人與元老派』（風雲論壇 25） 風雲論壇社、
- 賴樹明 『薛毓麒傳—走過聯合國的日子』（名人傳記 05） 希代書版、1994年
- 李雲漢 『中国国民党史述』（全5編） 中国国民党中央委員會黨史委員會、1994年
- 李健編著 『台灣與前蘇聯交往秘錄（上·下）』 中国社会出版社、1995年

- 李曉莊、張覺明 『揭李登輝底牌』〈中國人物 13〉 書華出版、1995 年
- 李松林 『蔣經國的台灣時代』 風雲時代出版、1993 年
- 主編 『中國國民黨在台灣 40 年紀事』 解放軍出版社、1990 年
- 『蔣氏父子在台灣（上·下）』 北京：中國友誼出版公司、1993 年
- 林照真 『覆面部隊—日本白團在台秘史』 時報文化、1996 年
- 李達 編著 『李煥與台灣』〈風雲論壇 25〉 風雲論壇出版社、1989 年
- 『宋美齡與台灣』 香港：廣角鏡出版社有限公司、1988 年
- 聯合報社編譯 『蘇聯特務在台灣 魏景蒙日記 王平檔案』 聯經、1995 年
- 楊艾俐 『孫運璿 傳』（天下報導⑤） 天下雜誌、1989 年
- 楊旭聲等 『七〇年代中華民國外交—透視外交內幕』 風雲論壇、1990 年
- 楊松平 『戰後日本之東北亞外交政策』 中日文教基金會、1982 年
- 楊玉 『中國人的美國觀』 上海：復旦大學出版社、1996 年

<英文>

- Allison, Graham . *Essence of Decision :Explaining: the Cuban Missile Crisis.* Boston : Little,Brown&Co.,1971.(邦訳、宮里政玄訳『決定の本質』中央公論社、1977 年)
- Badie, Bertrand and Pierre Birnbaum. *Sociologie de L'stat,* Paris: Editions Bernard Grasset, 1979.(邦訳 小山勉訳『国家の歴史社会学』日本経済評論社、1990 年)
- Carr, E. H. *Nationalism and After,* London: Macmillan, 1945.(邦訳、大窪愿二訳『ナショナリズムの発展』みすず書房、1952 年)
- Chang, King-yuh. ed. *ROC-US Relations under the Taiwan Relations Act: Practice and Prospects, Institute of International Relations, Tpei:* National Cheng-chi university ,1988.
- Cheng, Hsiao-shih. *Party-Military Relations in the PRC and Taiwan : Paradoxes of Control,* Boulder, Colo.: Westview Press,1990.
- Cheng, Tun-jen. "Democratizing the Quasi-Leinist Regime in Taiwan." *World Politics* July 1989.
- Cole, Alan. "The Political Roles of Taiwanese Entrepreneurs." *Asian Surve* September 1967.
- Copper, John F. *Taiwan : Nation-State or Province ?.* Westview Press, 1990 .
- Domes, Jürgen. "Political Differentiation in Taiwan: Group Fprmation within the Ruling Party and the Opposition circles 1979-1980." *Asian Survey* October 1981.
- Elman, Mirian Fendius. "The Foreign Policies of Small States:Challenging Neorealism in Its Own Backyard." *British Journal of Political Science,* April 1995.
- Evans, Peter, Harold K. Jacobson, and Robert Putnam, eds., *Double-Edged Diplomacy : International Bargaining and Domestic Politics,* Berkeley CA: University of California Press, 1993.
- Frankel, Joseph. *The Making of Foreign Policy : An Analysis of Decision Making,* London:Oxford University Press, 1963.
- Fukui, Haruhiro. "Tanaka Gose to Peking : A Case Study in Foreign Policymaking." T.J. Pempel, ed. *Policymaking in Contemporary Japan,* Ithaca and Lomdon: Cornell

- University Press, 1977
- Gold, Thomas B. "The Status Quo Is Not Static: Mainland-Taiwan Relations." *Asian Survey*, March 1987.
- Goldstein, Judith and Robert O. Keohane, Eds. *Ideas and Foreign Policy*. Ithaca: Cornell University Press, 1993.
- Gourevitch, Peter. "The second image reversed : the international source of domestic politics." *International Organization*, Autumn 1978.
- Hagan, Joe D. *Political Opposition and Foreign Policy in Comparative Perspective*, Boulder, Colo.: Lynne Rienner Publishers, 1993.
- Huntington, Samuel P. *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*, University of Oklahoma Press and Scott Meredith Literary Agency, Inc., 1991. (邦訳 坪郷實・中道寿一・藪野祐三訳『第三の波—20世紀後半の民主化』三嶺書房、1995年)
- "The Clash of Civilization?" *Foreign Affairs*, Summer 1993.
- Hwang, Y. Dolly. *The Rise of a New World Economic Power : Postwar Taiwan*. New York: Greenwood Press, 1991.
- Ijiri, Hidenori, The Chinese View of Japan and the Japanese Response since the 1972 Diplomatic normalization, 『神戸外大論集叢』 41—5、1992.
- Jay Taylor. *The Generalissimo's Son*. Cambridge: Harvard University Press, 2000.
- Juan J. Linz. "Totalitarian and Authoritarian Regimes." F. Greenstein and N. Polsby, eds. *Handbook of Political Science (Reading, Mass. : Addison-Wesley, 1975)*, Vol.3. (邦訳 高橋進監訳『全体主義体制と権威主義体制』法律文化社、1995年)
- King, Garry, Robert O. Keohane and Sidney Verba *Designing Social Inquiry : Scientific Inference in Qualitative Research*. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1994.
- Kuo, Shirley W. Y. *The Taiwan Economy in Transition*. Boulder, Colo.: Westview Press, 1983.
- Leng, Tse-kang(冷則剛). *The Taiwan-China Connection : Democracy and Development Across the Taiwan Straits*, Boulder, Colo.: Westview Press, 1996.
- Leng, Shao-chuan, ed. *Chiang Ching-kuo's Leadership in the Development of the Republic of China on Taiwan*. Boston: University Press of America, 1993 .
- Lukes, Steven. *Power: A Radical View*. British Sociological Association, 1974. (邦訳 中島吉弘訳『現代権力論批判』未来社、1995年)
- Myers, Ramon H. ed. *A Unique Relationship : The United States and the Republic of China Under the Taiwan Relation Act*. Stanford, Calif.: Hoover Institution Press, 1989.
- Putnam, Robert D. And Nicholas Bayne, *Hanging Together Cooperation And Conflict In The Seven Power Sumits*, Massachusetts: Harvard University Press, 1987.
- "Diplomacy and Domestic Politics: The Logic of Two-Level Games," *International Organization* Summer 1988.
- Pye, Lucian W. "Taiwan's Development and Its Implications for Beijing and Washington." *Asian Survey* June 1986.
- Ralph N. Clough. *Island China*. Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1978.

- Rosati, Javel A., Joe D. Hagan, and Martin W. Sampson III, eds, *Foreign Policy Restructuring : How Governments Respond to Global Change*. Columbia, S.C.: University of South Carolina Press, 1994.
- Rosecrance, Richard and Arthur A. Stein, Eds. *The Domestic Bases of Grand Strategy*. Ithaca, New York: Cornell University Press, 1993.
- Rubinstein, Murray A. *The Other Taiwan : 1945 to the Present*. M.E. Sharpe, 1994.
- Russett, Bruce, *Grasping the Democratic Peace: Principles for a Post-Cold War World*. Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1993.
- Schleinger, Arthur M., Jr. *A Thousand Days: John F. Kennedy in the White House*. Boston: Houghton Mifflin Company, Cambridge: The Riverside Press. 1965.
- Slaughter, Anne-Marie, "The Real New World Order," *Foreign Affairs* September/October 1997. (邦訳「トランスガバメンタリズム」『中央公論』1997年12月号)
- Snyder, Jack. *Myths of Empire : Domestic Politics and International Ambition*. Ithaca, N.Y.: Cornell University Press, 1993.
- Snyder, Richard C., H. W. Bruck and Burton Spain. *Decision-Making as an Approach :The Study of International Politics*. Princeton University, Foreign Policy Analysis Series, No.3, 1954.
- Schroeder, Paul. "Historical Reality vs. Neo-realist Theory." *International Security* Summer 1994.
- Tien, Hung-Mao. *The Great Transition : Political and Social Change in The Republic of China*. Stanford, Calif.: Hoover Institution Press, 1989.
- Wachman, Alan M. *Taiwan : National Identity and Democratization*. M.E. Sharpe, 1994.
- Watzlawick, Paul, *The Situation Is Hopeless, But Not Serious: The Pursuit of Unhappiness*, New York: Norton, 1983. (長谷川啓三訳 『希望の心理学』 法政大学出版局、1987年)
- , John H. Weakland, Richard Fisch, *Pragmatics of Human Communication: A Study of International Patterns, Pathologies, and Paradoxes*, New York: Norton & Company, 1967.
- *Change: Principles of Problem Formation and Problem Resolution*, New York: Norton & Company, 1988.
- Wheeler, J. W., ed. *Chinese Divide : Evolving Relations Between Taiwan and Mainland China*. Indianapolis, Ind.: Hudson Institute, 1996.
- Winckler, Edwin A. "Institutionalization and Participation on Taiwan: From Hard to Soft Authoritarianism?," *The China Quarterly* 9 September 1984.
- Wu, Nai-teh (吳乃徳), *The Politics of a Regime: Mobilization and Control within an Authoritarian Regime*, Ph.D. Thesis, Dpt. of Political Science, University of Chicago, 1987.
- Yu, George T., and David J. Longenecker. "The Beijing-Taipei Struggle for International Recognition : From the Niger Affair to the U. N." *Asian Survey* May 1994.
- Zhao, Quansheng. *Interpreting Chinese Foreign Policy: The Micro-Macro Linkage Approach*. New York: Oxford University Press, 1996.

謝辞

日中台関係への一步を踏み出すまでに、幾度出発点まで立ち戻ってしまったことだろう。自らの経験の積み重ねと研究テーマとがある程度連携しかたちをなして来るまでの間、多くの方々のご支援を賜らなければ、この一步を踏み出すことさえかなわなかったにちがいない。

論文の主査をお勤め下さった波多野澄雄先生、副査をお引き受け頂いた井尻秀憲先生（東京外国語大学）、辻中豊先生、岩崎美紀子先生からは、お忙しいなかで、この一步がより確かなものになるよう熱心にご指導を賜った。特に、井尻秀憲先生には、国際政治経済学研究科在籍中より、指導教官として一貫して丁寧なご指導をいただき、遅々として進まない論文草稿を辛抱強く待つて下さった。また、草稿から最終稿へと進む間には、先生が東京外国語大学へと移られてからも、非常にすばやい対応のなかで何をやるべきなのかを的確にご指導頂いた。実際、井尻先生のもので学ばせて頂く機会に恵まれなければ、歴史学から地域研究、国際関係論へと彷徨っていた私に、今日はなかったのである。

波多野先生には、資料を厳密に検証し、綿密に読み込んでいく研究の姿勢を教えていただくとともに、その厳しさのなかで論文の完成を暖かく見守って下さった。また、岩崎・辻中両先生には、今後の研究の可能性についてのコメントを含めて、非常に有意義なアドバイスを頂き、ご指導いただいた。重ねて謝意を表したい。

台湾での資料収集やインタビューなどについては、まだ右も左も分らない修士課程の頃から、楊合義先生（平成国際大学）、陳壽美先生（政治大学国際関係センター）はじめ諸先生方には大変親身にお世話いただいた。故古屋奎二先生（近畿大学）には、論文のアドバイスと励ましだけではなく、台湾での様々な体験に基づく、台湾および中国人社会への理解を御教授いただいた。そして、東京や台北において、長い時間インタビューに応じてくださった関係者の方々にも、心から感謝申し上げる。

安藤正士先生、荒木美智雄先生、古田博司先生をはじめ地域研究研究科の先生方には、技官であった3年間を通じて私の狭い研究視野をこじ開け、知的な刺激と日常での励ましを頂いた。また、ゼミの仲間である海老原毅さん、陳天璽さん、台湾研究を志す陳桂蘭さんとの熱い意見交換が、この研究テーマを練り上げていく上で、どれだけ助けとなったか分らない。本論文を提出できるまでに様々な面でお力を貸して下さった方々に、この場を借りて心より御礼申し上げる。

最後に、現代中国論についての父との幾度にもわたる激しい議論が、私の問題意識と思考様式に多くの影響を与えてきたことは否定すべくもない。そして、この論文の完成を長い間待ちつづけ、最大限の支援と厳しい励ましをくれた両親に、深く感謝の意を捧げる次第である。

2001年10月

清水麗